学校安全

管理・教育の手引

改訂版

（学校安全ボランティア）
～生活安全～

（交通安全教室）
～交通安全～

（地域と連携した防災訓練）
～災害安全～

平成２１年３月

岐阜県教育委員会

ま　え　が　き

学校は、児童生徒の自己実現と健やかな成長を目指して教育活動が行われる場所であり、すべての児童生徒が安心して学べる環境が確保されていなければなりません。しかしながら、近年、学校への不審者の侵入事件や登下校時に児童生徒の尊い命が奪われる事件など、学校や通学路における事件、事故が全国的に発生しています。

また、自然災害については、阪神・淡路大震災に代表されるような大地震や局地的豪雨による大洪水など、児童生徒の心に深い傷跡を残すような災害が各地で発生し、学校と地域が連携して安全な教育環境を確保するための取組が喫緊の課題となっています。

こうした中で、平成２０年６月に「学校保健法」が「学校保健安全法」に改正され、各学校では児童生徒の安全を脅かす事件、事故、自然災害に対応した総合的な学校安全計画や危険発生時の対処要領を策定し、実施しなければならないことが規定されるなど、学校における安全確保が一層求められています。

本県においても、昭和６０年に作成した「学校保健安全教育・管理の手引」や、平成１４年に学校安全の重点項目をまとめた「学校安全管理・教育の手引」により、学校における安全管理と安全教育を推進してきました。

しかし、児童生徒が関係する事件、事故は多岐にわたり、児童生徒が自ら危険を予知、回避する能力の育成が強く求められる中、従来の内容を更新し、新たな課題に即した安全管理、安全教育、そして組織体制の在り方を示す必要性が生じてきました。

本手引は、児童生徒の身の回りに起こり得る事件、事故、災害を想定し、その対応について基本的な考え方や指導体制等を示しています。各学校においては、本手引を参考にして、学校や地域の実情を踏まえた「自校独自のマニュアル」を作成し、すべての児童生徒が安心して学べる教育環境づくりに役立てていただくよう念願するものです。

おわりに、本手引の作成に当たり御協力いただきました関係の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成２１年３月

岐阜県教育委員会教育長

松　川　禮　子

目　　次

ま え が き

第１章　学校保健安全法の概要について

第１節　学校保健安全法の趣旨 ―――― 1

第２節　学校保健安全法の改正の要点 ―――― 1
（学校安全に関する規定のみ）

第３節　学校安全に関する留意事項 ―――― 2

第２章　学校安全の概要

第１節　学校安全の内容 ―――― 4

第２節　安全管理の進め方 ―――― 5

1　安全管理を充実させるための手順 ---------- 5
2　学校安全計画 ---------- 6
3　学校保健安全委員会 ---------- １７

第３章　安 全 管 理

第１節　安全点検 ―――― ２１

1　安全点検の目的と種類 ---------- ２１
(1)日常点検
(2)定期点検

(3)臨時点検
(4)事後措置
2　安全点検の実施 ---------- 24
(1)安全点検実施要項(例)
(2)安全点検の場所(例)
(3)安全点検の観点(例)
(4)安全点検の方法
3　学校における転落事故防止(天窓落下事故から学ぶ) ---- 31
4　遊具の安全に関する配慮事項 ---------- 33

第２節　教育活動における安全上の配慮 ―――――――― 37

1　教科指導等における安全上の配慮 ---------- 37
体育・保健体育　理科　生活科　家庭、技術・家庭　図画工作、美術
農業　工業　商業　総合的な学習の時間　特別活動　部活動
2　校外教育活動における安全上の配慮 ---------- 76
(1)企画段階
(2)調整・準備段階
(3)実施１週間前
(4)実施直前・実施（活動）中
(5)不測事態
(6)事後
3　その他の活動時における安全上の配慮 ---------- 81
始業前　業間時　放課後　清掃時　給食時
4　プールにおける安全上の配慮 ---------- 82
(1)管理・指導の組織
(2)健康管理
(3)施設・設備の安全管理　Ⅰ
(4)施設・設備の安全管理　Ⅱ
(5)水泳指導の安全管理
5　熱中症とその予防 ---------- 91
6　落雷事故の防止 ---------- 93

第３節　不審者(防犯)に対する安全管理 ―――――――― 95

1　子ども・教職員が被害となった主な事件と対応
2　地域ぐるみの学校安全体制の整備

３　不審者に対する児童生徒の安全確保、安全管理の点検
◆学校における不審者への対応（例）
◆(参考資料)岐阜県の不審者情報の共有体制

第４節　災害時の安全管理 ―――――――――――――――― １０７

１　東海・東南海地震に備えての岐阜県の取組 -------- １０８
(1)岐阜県の具体的な取組
(2)各学校における地震災害対策で行うこと
(3)学校の取組における具体的設定目標
２　防災計画作成の目的と内容 ---------- １１１
３　避難訓練の実施 ---------- １１６
４　地震情報及び緊急地震速報 ---------- １２０
(1)東海地震に関連する新情報発表システム
(2)緊急地震速報
５　東海地震警戒宣言発令時の対応 ---------- １２２
(1)警戒宣言発令が登下校時の場合
(2)警戒宣言発令が授業時の場合
(3)警戒宣言発令が校外教育活動時の場合
(4)警戒宣言発令が部活動時の場合
６　災害発生時の対応 ---------- １３３
(1)災害発生が在校時の場合
(2)災害発生が校外教育活動時の場合
(3)災害発生が登下校時の場合
(4)災害発生が夜間・休日の場合
(5)災害発生が特別支援学校、夜間定時制及び寄宿舎の場合
７　教職員の動員計画の概要 ---------- １３７
８　学校が避難所になった場合の対応 ---------- １３９
(1)避難所としての学校施設・運営方法の現状と課題
(2)教職員の対応・市町村との連携
(3)避難者への誘導と対応

第５節　心のケア ―――――――――――――――― １４９

１　事件・事故災害時における心のケアの意義 -------- １４９
２　事件・事故災害時における心のケアの基本的理解 --- １４９
(1)時間の経過からみた症状とその対応
(2)学校種別による影響とその対応

３　事件・事故災害時の心のケアへの対応　----------１５１
(1)教職員の心構え
(2)児童生徒に接するときには
４　事件・事故災害時の心のケアの体制づくり　-----１５３
(1)心のケアに関する教職員の役割と校内体制の整備
(2)専門機関との連携

第６節　救急体制　１５４

１　救急体制の考え方と役割分担　----------１５４
(1)救急体制の考え方
(2)救急体制と役割分担
(3)事故発生時の対応の流れ（基本例）
２　応急手当と救命処置　----------１５７
(1)心肺蘇生法とＡＥＤ
(2)止血法
(3)その他の主な処置

第７節　安全管理の評価　１６６

１　安全管理の評価の意義　----------１６６
２　安全管理の評価の観点　----------１６６
３　安全管理の評価の方法　----------１６７

第４章　安 全 教 育

第１節　社会の変化に対応した安全教育　１６８

第２節　心身の発達に応じた留意事項　１６８

１　幼稚園　---------１６８
２　小学校　---------１６９
３　中学校　---------１７０
４　高等学校　---------１７０
５　障がいのある児童生徒等　---------１７１

第３節　安全教育の進め方 ―――――――――――――――― １７２

１　学校における安全教育の体系 ---------- １７２
(1)安全教育の目標
(2)安全教育の進め方の基本
２　安全指導の内容 ---------- １７７
(1)安全指導の具体的項目
(2)学級（ホームルーム）活動における安全指導の内容
３　安全教育指導例 ---------- １８４

第４節　防災教育の進め方 ―――――――――――――――― １９７

１　学校における防災教育の体系 ---------- １９７
(1)防災教育の目標
(2)学校における防災教育の機会と指導内容
(3)家庭、地域社会における教育の機会
(4)防災教育に関する年間指導計画
２　防災教育の指導例 ---------- ２１２

資　料

■ 事故災害・感染症等発生時の県教育委員会への報告（Ｐ２２４）

■ 学校事故等の報告（Ｐ２２５）

■ 交通事故及び学校事故等第一報報告書（Ｐ２２６）

■ 県立学校報告書様式（Ｐ２２７）

■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度　概要（Ｐ２２８）

■ 県内市町村の防災関連部署連絡先一覧（Ｐ２３３）

■ 岐阜地方気象台「岐阜県における警報・注意報の基準」（Ｐ２３４）

■ 東海地震災害時の報告様式「警報宣言発令時対策状況」「災害時被災状況」（Ｐ２３５）

参考文献 ―――――――――――――――― ２４１

本文中、このマークのある部分については、コラムとして学校安全に関係する事柄を紹介しています。

＜コラムページ＞

■ 学校保健安全委員会で何を議題にしたらいいの？（Ｐ２０）

■ 砂場の管理・点検、黒板消し（Ｐ２６）

■ 通学路の点検（交通安全総点検）（Ｐ２９）

■ 子どもの発達の段階と遊びとの関係（Ｐ３６）

■ 体育授業時に起こり得る事故(■)と防止のポイント(◎)（Ｐ４１）

■ 「ライン引きの粉」には、炭酸カルシウムを！（Ｐ４２）

■ スタートピストル(陸上競技等)・テントの設置（Ｐ４３）

■ 硫化水素とは、その被害を防ぐには？（Ｐ４９）

■ 小学校の調理実習では、児童が生の魚や肉を扱わないように！（Ｐ５３）

■ 学校樹木等の無農薬管理（Ｐ６３）

■ 岐阜と刃物と教育（Ｐ７２）

■ 熊出没に係る被害防止（Ｐ７９）

■ 防犯ボランティア（学校安全ボランティア）の活動とは？（Ｐ９７）

■ 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策例 （Ｐ１０５）

■ 「子ども１１０番の家」（Ｐ１０６）

■ 東海地震とは？（Ｐ１０７）

■ 山間部より揺れやすい平野部（岐阜県）（Ｐ１１１）

■ 動物に見る宏観現象（Ｐ１１５）

■ 毎月２８日は「岐阜県防災点検の日」（Ｐ１１５）

■ 岐阜県地震被害想定（Ｐ１２３）

■ １８８０年以後、岐阜県に被害を与えた地震（Ｐ１２８）

■ 岐阜県の公立学校施設の耐震改善状況（Ｐ１４４）

■ ８歳未満の心肺蘇生法（Ｐ１６０）

■ 岐阜県の交通安全の実態（Ｐ１７５）

■ 人はどんなミスをして交通事故を起こすのか（Ｐ１７９）

■ 自転車に関する主な法律あれこれ（Ｐ１８３）

■ 車椅子でこんな事故が起こっています（Ｐ２２０）

第１章　　学 校 保 健 安 全 法　の 概 要

このたび、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成２０年法律第７３号）」が平成２０年6月１８日に公布され、平成２１年4月１日から施行された。

今回の改正は、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化を鑑み、学校保健及び学校安全に関して、地域の実態や児童生徒の実態を踏まえ、各学校において共通して取り組むべき事項について規定し、学校の設置者ならびに国及び地方公共団体の責務を定めたものである。また、併せて学校給食を活用した「食に関する指導」の充実を図る等の措置を講ずるものとした。

第１節　学校保健安全法の趣旨

子どもの心身の健康の保持増進及び安全の確保が喫緊の課題となっている現状に適切に対応し、「安全で安心な学校」を実現するため、「学校保健法」を改正する。

○　「学校保健法」については、法律の題名を「学校保健安全法」に改め、事故・事件・災害に対応する学校の安全管理に係る規定を整備する。
　また、養護教諭その他の職員の相互連携による保健指導、地域の医療機関等との連携など、学校保健に係る規定の充実を図る。

第２節　学校保健安全法の改正の要点（学校安全に関する規定のみ）

○　法律の題名を「学校保健法」から「学校保健安全法」に改正　　（第　１　条関係）

○　学校保健及び学校安全に関する「国及び地方公共団体の責務」を明記
（第　３　条関係）

○　学校安全に関する「学校の設置者の責務」を明記　　（第２６条関係）

○　施設・設備の安全点検、学校生活（通学を含む）や日常生活における安全に係る指導、職員の研修について「学校安全計画」に定め、実施すべき旨を規定
（第２７条関係）

○　施設・設備に支障がある場合における学校長の改善措置について規定
（第２８条関係）

○　危険発生時に備えて「対処要領（マニュアル）」を各学校において作成すべき旨を規定　また、危害が生じた場合における心身の健康回復のための支援措置について規定　　（第２９条関係）

○　警察署等の関係機関、ボランティア団体等との連携により安全の確保を図る旨を規定　　（第３０条関係）

第３節　学校安全に関する留意事項

【学校安全に関する学校の設置者の責務について（第２６条）】

１　本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。

２　「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定していること。
　なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第２７条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第３０条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。

３　「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。
　また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要がある場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。

４　「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについては、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。

５　「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されうること。

６　「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインターホンの導入など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

【学校安全計画について（第２７条）】

１　学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

2　学校においては、生活安全（防犯を含む）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講じることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。

①　学校施設設備の安全点検については、校舎等からの転落事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第２８条）を講じることが求められること。
　なお、学校の施設設備の安全管理を行うにあたっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

②　児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

③　教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

【危険等発生時対処要領の作成等について（第２９条）】

1　危険等発生対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとすること。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要である。

2　第３項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定される。

【平成２０年７月９日付け２０文科ス第５２２号通知より】

第２章　　学 校 安 全 の 概 要

第１節　学校安全の内容

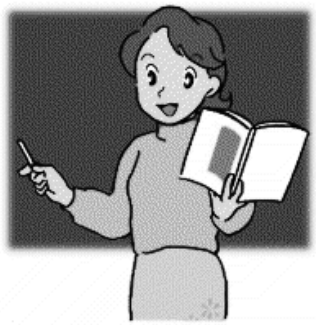

学校安全は、学校（園）における幼児児童生徒（以下、児童生徒）の安全に関わる諸活動、すなわち、児童生徒が外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動（安全教育）と、彼らを取り巻く外部環境を安全に保つための活動（安全管理）によって構成される。また、両者の活動を円滑に進めていく上で組織活動の役割が重要となる。

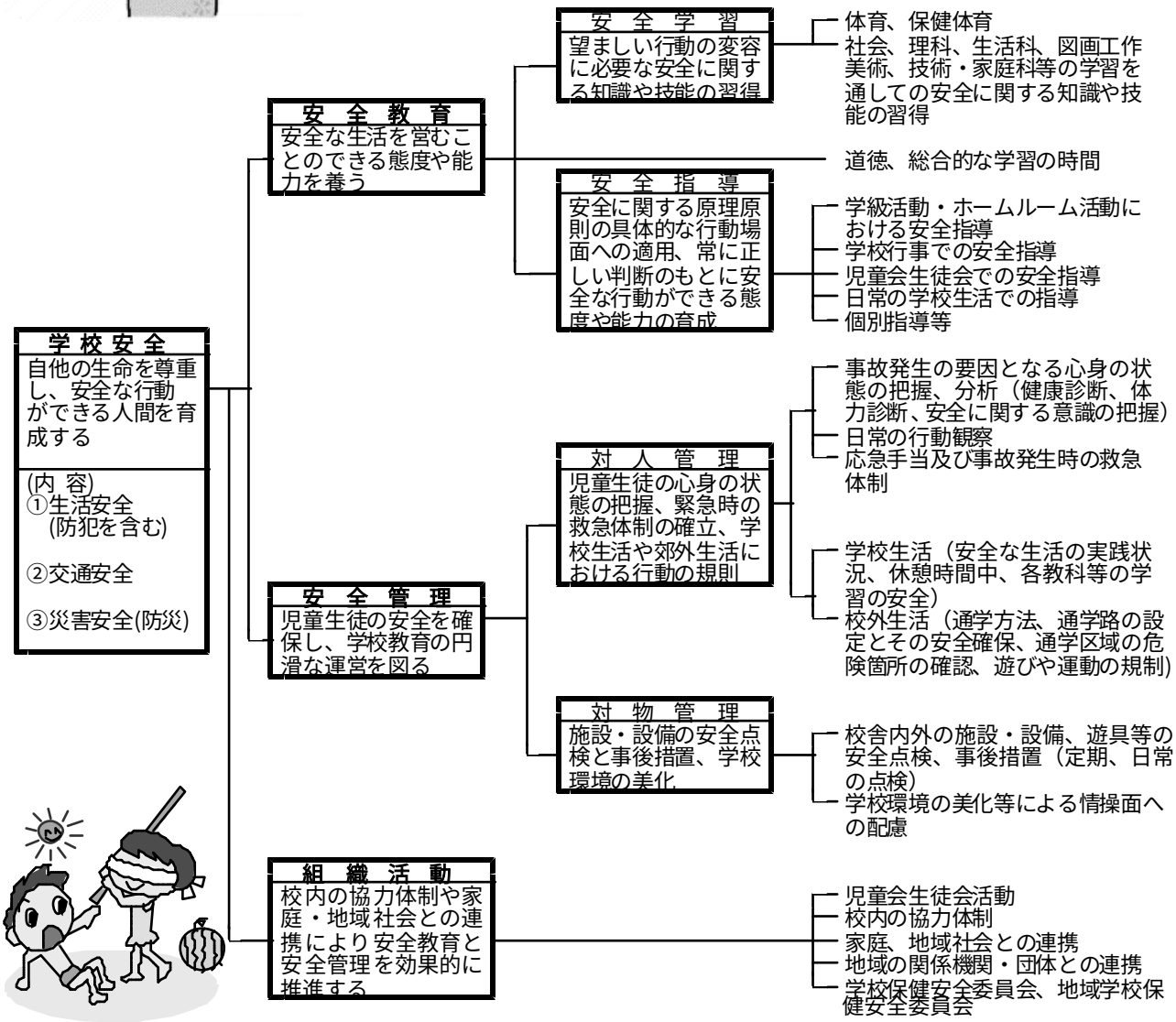

第２節　安全管理の進め方

１　安全管理を充実させるための手順

安全管理を進めるに当たっては、学校安全を学校運営全体の中で考え、全教職員の理解を得ることはもちろんのこと、家庭、地域社会と連携を図りながら実施していくことが重要である。

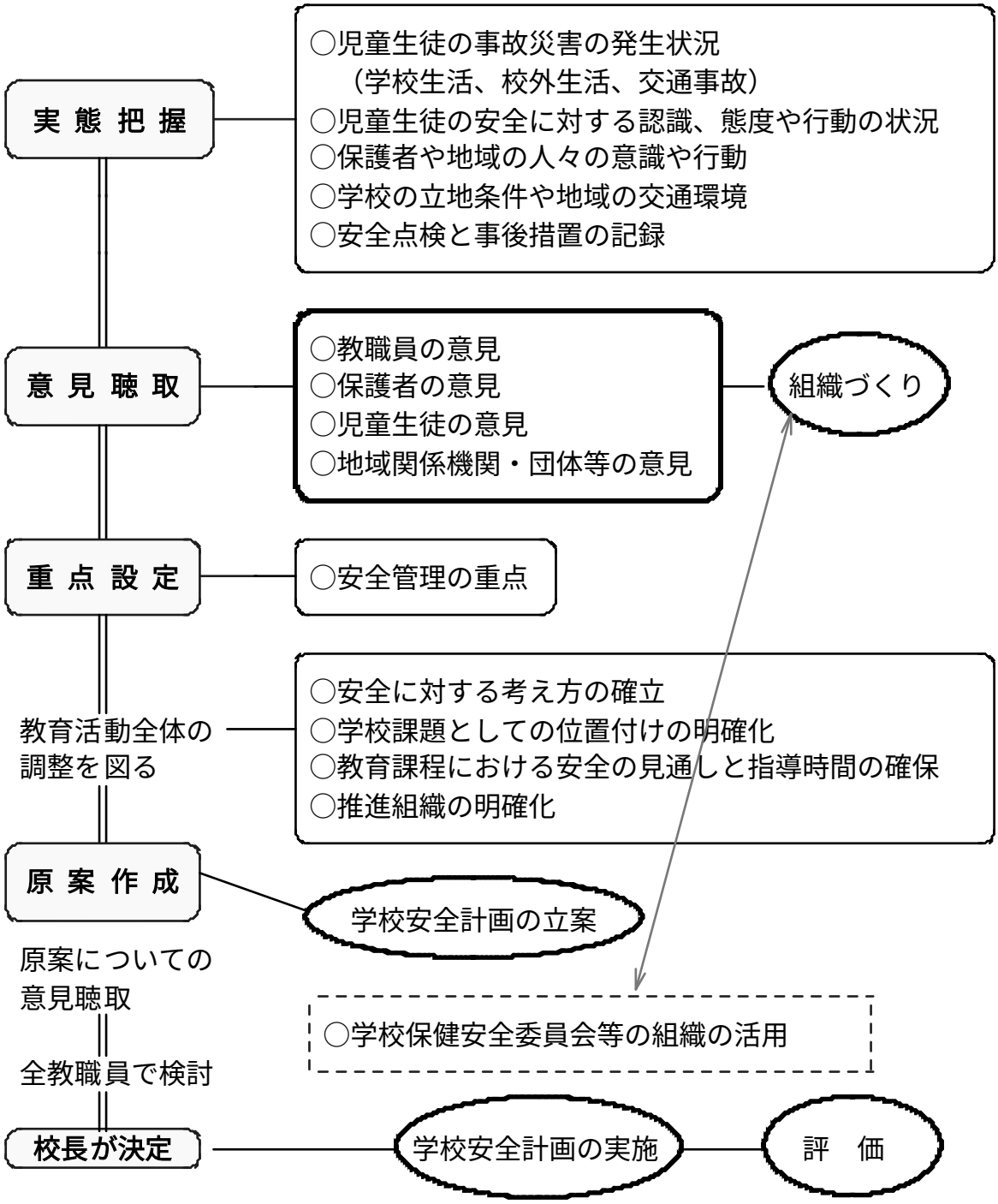

2　学校安全計画

学校における安全計画は、学校保健安全法第２７条の規定によって「学校安全計画」として作成しなければならない。

＜学校保健安全法＞　　第３章　　学　校　安　全
（学校安全計画の策定等）
第２７条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（１）作成上の留意点

①　学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものである。

②　学校においては、生活安全（防犯を含む）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講じることが求められている。改正法では、これらに的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、
　ア　学校の施設整備の安全点検
　イ　児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導
　ウ　教職員に対する研修に関する事項
を位置付け、作成することが必要である。

③　学校安全計画は、学校における安全全体を見通した基本計画であるから、内容には、安全管理と安全教育のみならず、安全に関する校内研修や家庭・地域社会との連携を図るための学校保健安全委員会の開催計画などの組織活動も含めて作成することが必要である。

学校保健安全計画については、これまで学校の実情により、保健に関する事項と一括して作成しても差し支えないとされていた。
しかし、今回の文部科学省スポーツ・青少年局通知（平成20年6月18日付け文科ス第５２２号「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」）において、学校安全の内容が多岐にわたるとともに、命にかかわる内容が多く、その充実が問われている時代の背景を鑑み、学校保健計画の作成（第5条）と学校安全計画の作成（第27条）が明確に位置付けられた。

このことから、岐阜県においては、学校保健計画と学校安全計画とは別々に作成することとする。

（2）学校安全計画の内容

安全管理に関する事項	安全教育に関する事項	安全に関する組織活動
○定期、臨時、日常の安全点検 ・施設・設備、遊具の点検（補修・営繕を含む） ・避難場所・経路の点検 ○通学の安全 ・通学路の選定と点検 ・通学のきまりの設定 ・通学状況の把握 ○学校生活の安全 ・校内における行動のきまり ・施設・設備の取り扱いのきまり ・遠足・修学旅行の学校行事の安全のきまり ・クラブ（部活動）の安全のきまり ・体育館、運動場等の使用のきまり ・自然災害（暴風雨、雷等）に対する行動の仕方 ○「声かけ事案」など不審者による犯罪防止、緊急通報等の体制 ・学校安全ボランティア（スクールガード、スクールガード・リーダー）との連携 ○火災・地震などの防災対策 ・防災の組織の確立 ・避難場所、経路の点検 ・防災設備の点検 ○児童生徒の実態把握 ・意識や行動などの調査 ○その他の必要な事項	○危険予知能力・危険回避能力等を身に付ける安全教育 ・安全マップづくり ・危険予測トレーニング（ＫＹＴ） ○学年別、月別の安全学習 ・各教科、道徳における安全に関する内容 ○学年別、月別の安全指導 ・学級活動（ホームルーム活動）での指導の学習内容と時数 生活安全 交通安全 災害安全 ・学校行事での指導（外部機関とより連携を図った訓練） 避難訓練（防災・防犯） 交通安全教室 防犯教室 ・児童会生徒会活動での安全に関する活動 ・課外における安全指導 ・希望者に対する自転車教室 ○個別指導 ・個の発達段階や状況に応じたきめ細かな指導 ・担任だけでなく、生徒指導主事、養護教諭、栄養教諭 ・栄養教諭や学校栄養職員などと連携を図り、より一人一人に応じた指導 ○その他の必要な事項	○学校保健安全委員会の開催 ○安全指導、応急手当（人工呼吸・ＡＥＤ）の校内研修 ○講演などを通して保護者への研修 ○ＰＴＡ、消防署、警察署、地域における学校安全ボランティア等との連携 ○その他必要な事項

学校安全計画　（例）　　小学校

	月の重点		指導内容		安全管理	安全学習	
	生活目標	安全目標	生活安全(防災)	交通安全		教科	道徳
	仲良く助け合い、けじめのある生活をしよう	進んで約束を守り安全に行動しよう			・安全点検日　（毎月＊日） ・一斉下校指導日　（月３回） ・自転車点検日　（毎月１回）		
4	遊具を安全に使おう	交通ルールを守って安全に登下校しよう	廊下歩行の安全	登下校の安全	・通学路の設定と点検と改善 ・通学方法の決定 ・安全点検表の作成	移植ごて、ｴｱｰﾎﾟﾝﾌﾟ(理) 針（家）虫めがね(理) 野外での安全な学習(理) 気体検知管(理)	生命尊重
5	掃除をしっかりやろう	道路の横断に注意しよう	校外学習時の安全	道路横断時の安全	・防災関係の設備・備品の点検 ・運動施設、用具の点検	カッター（理） はさみ（図） 包丁（家） けがの防止（体）	健康安全 規則尊重
6	落ち着いた生活をしよう	雨の日の過ごし方を工夫しよう	休憩時の安全	雨の日の歩行の安全	・環境整備	顕微鏡（理） 心の健康（体）	規則尊重 健康安全 生命尊重
7	一学期のまとめをして夏休みの計画を立てよう	自転車の約束を知ろう	夏休みの安全	自転車利用時の安全	・自転車一斉点検 ・夏休みの安全対策と事前指導	のこぎり（図） 小刀、くぎ（図） プールの使用（体） 夜間の観察(理)	規則尊重 節度節制
8	規則正しい生活をしよう	水の事故に遭わないようにしよう			・校外生活状況の巡回指導	プールの使用（体）	生命尊重
9	楽しい運動会にしよう	災害に備え安全な行動がとれるようにしよう	地震時の安全	集団歩行時の安全	・運動会と事故防止 ・防災施設設備点検 ・通学路の安全点検	アイロン（家） 薬品の扱い（理） 走路の安全（体） 遮光板(理)	節度節制
１０	みんなで仲良く活動しよう	車に気を付けて歩こう	運動時の安全	自転車の特性と安全	・運動施設、用具の安全点検 ・避難経路等の安全点検	ｶﾞｽ、ｺﾝﾛ、ｱﾙｺｰﾙﾗﾝﾌﾟ(家)　鏡(理) 薬品の扱い（理） 用具の安全（体）	健康安全
１１	進んで仕事をしよう	自転車の安全な乗り方をしよう	作業時の安全	道路横断時の安全	・作業の身なりと安全管理 ・防火用砂、防火設備の安全点検	ﾐｼﾝ（家）ｺﾞﾑ(理) 金槌（図） 病気の予防（体） 点火、加熱(理)	思慮反省 規則尊重
１２	二学期のまとめをして、冬休みの計画を立てよう	ストーブや火の扱いに注意しよう	火災時の安全	道路標識の機能と安全	・通学路の安全点検 ・ストーブ使用のきまりの確認と安全点検	彫刻刀（図） 暖房器具（家） 短絡回路(理)	規則尊重 思慮反省 節度節制
1	正しい言葉遣いをしよう	安全に注意した遊び方をしよう	遊ぶ時の安全	雪道の安全	・通学路の安全点検 ・校庭及び学校周辺の道路の安全点検	彫刻刀（図） ｽｷｰ（体)発熱線(理) ろ過器具(理) 液量計(理)	生命尊重 健康安全
2	物を大切にしよう	乗り物を安全に利用しよう	学習時の安全	雪道の安全	・校内の施設、設備の総点検	ホッチキス（図） スキー（体）	自由責任
3	一年間を振り返り進級の心構えを持とう	安全な生活について振り返ろう	安全生活の反省	踏切の安全	・総点検の反省、今後の対策	用具の安全（体）	

◎：１時間単位の指導

全教育								組織活動(研修)
安全指導								
1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校行事	児童会活動	
							安全な集団下校と廊下歩行の励行	ＰＴＡ校外指導、学校保健安全委員会
◎学校の行き帰り 信号の見方 誘いにのらない(防犯)	遊具の安全な使い方 合図の仕方 誘いにのらない(防犯)	広い道へ出るとき 信号のないところの渡り方 子ども１１０番の家	せまい道を通るとき ◎交差点の横断 安全マップつくり	◎グループのリーダー 危険な横断 安全マップつくり	下級生の世話 ◎夜間の横断 安全マップつくり	通学班編成 防犯ブザーの使い方 交通安全教室　遠足 避難訓練(火災・防犯) スポーツテスト	児童会	連絡網、通学路、家庭訪問、交通安全運動 学級懇談会
							安全コーナーの整備 遠足の約束	ＰＴＡ総会、授業参観 学級安全委員会
雨の日の歩き方	雨の日の身なり・歩き方	◎教室での遊び	階段、廊下での危険	雨の日の視界と危険	雨の日の視界と危険	プール開き 運動会	交通標語 運動会取組 廊下歩行	通学路の整備 学校保健安全委員会
体にあった自転車	◎自転車に乗る前に	自転車の停発進、停止	簡単な点検と手入れ	乗車の場所	友達と走るとき	避難訓練 宿泊学習 校庭除草	児童会 学期の反省 夏休みの計画	学年ＰＴＡ、ＰＴＡ校外指導
						水泳教室	水泳の約束 夏休みの反省	校外活動、諸行事援助
◎授業中に地震が起きたら	地震が起きたら	特別教室で地震が起きたら	休み時間に地震が起きたら（校舎外）	休み時間に地震が起きたら（校舎内）	◎登下校中に地震が起きたら	修学旅行 避難訓練(火災)	児童会 修学旅行学習計画	避難訓練参加、校外指導、学校保健安全委員会
止まって自動車の近くまるでの危険	飛び出し	飛び出し	死角	死角	内輪差	校外学習	廊下歩行見直し	ＰＴＡ役員会
横断歩道のない横のこと渡り方	横断歩道のないところの渡り方	交差点の横断	交差点の横断	危険な横断	危険な横断		安全ポスター	授業参観
やけどをしないようにしよう 誘拐防止	◎煙や火から素早く逃げる 誘拐防止	◎休み時間に火事が起きたら 誘拐防止	火事の原因とその防止 誘拐防止	◎特別教室から避難するとき 誘拐防止	避難経路 誘拐防止	大掃除 避難訓練(火災/防犯) 防犯教室	児童会 二学期の反省 冬休みの計画	地区別懇談会
戸外での遊び	冬の遊び	冬の遊び	◎雪道の安全	雪道の安全	雪道の安全		冬休みの反省	学校保健安全委員会
スキーの安全	スキーの安全	スキーの安全	スキーの安全	スキーの安全	スキーの安全	ｽｷｰ教室 避難訓練(火災)	児童会	ＰＴＡ役員会
遮断機のある踏切の渡り方	踏切の渡り方	無人踏切の渡り方	無人踏切の渡り方	踏切事故防止	踏切事故防止	６年生を送る会 校内美化作業	校内美化運動 一年間の反省	学年ＰＴＡ 毎月の安全点検(理) ・薬品の保管状況の点検 ・薬品在庫簿の点検

学校安全計画（例）　　中学校

	月の重点目標	安　全　管　理		学
		対　物　管　理	対　人　管　理	第　１　学　年
4	安全な登下校をしよう	通学路の確認 安全点検（毎月２８日）	通学方法の決定 安全に関するきまりの設定	・自転車の安全な乗り方 ・通学路の確認 ・部活動での安全 ・自分でできる安全点検
5	施設・設備の適切を使用しよう	諸設備の点検・整備	自分でできる点検ポイント 救急体制の確認と見直し	・遠足時の安全 ・自転車点検 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え
6	梅雨期の安全生活をしよう	学校環境の安全点検整備（階段、廊下）	校舎内での安全な過ごし方	・雨天時の校舎内での過ごし方 ・学校での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全
7	健康・安全に気を付けよう	学校環境の安全点検整備（プール）	プールにおける安全管理	・落雷の危険 ・自分の健康チェック ・夏休みの生活設計と安全
9	体育祭を安全にやり抜こう	校庭の整備（校庭）	身体の安全について（けがの予防）	・体育祭の取り組みと安全 ・自分を見せる工夫（反射材、シール、灯火等の役割）
１０	交通法規を理解し守ろう	学校環境の安全点検整備（運動場）	自転車の正しい乗り方を確認（反射材、灯火等）	◎交通法規の意義と安全
１１	危険を予測し安全な生活をしよう	学校環境の安全点検整備（体育館）	文化祭運営上のきまりについて 電気の正しい使い方	・文化祭の準備と安全 ・自転車の安全な乗り方
１２	事故災害から身を守り適切な行動をしよう	避難経路の点検 施設の点検	避難時の約束について	・地震時の安全な避難の仕方
1	自ら健康を維持していこう	学校環境の安全点検整備（通学路）	通学路の見直し 安全な登下校について	・安全な登下校 ・部活動での安全
2	事故の原因について学ぼう	学校環境の安全点検整備（備品）	施設、設備等の安全な使い方について	・施設の安全な利用の仕方
3	安全な生活ができるようにしよう	学校環境の安全点検（一年間の反省）	人的管理のまとめ（けがの状況）	・一年間の反省 ・けがの発生状況とその防止

◎：１単位時間の指導

安全指導			
級活動		生徒会活動	主な学校行事等
第２学年	第３学年		
・通学路の確認 ・基本的生活習慣の再確認 ・部活動での安全 ・自分でできる安全点検	・最上級生として ・登下校時の交通安全 ・部活動での安全 ・自分でできる安全点検	・新入生への交通指導（登下校） ・安全委員会 ・街頭交通安全指導（毎月第一週 ）	・入学式 ・身体計測 ・春の交通安全運動
・清掃の仕方の確認 ・学級花壇の手入れ ・交通事故の防止	◎修学旅行と安全 ・自転車点検	・自転車点検 ・安全テスト ・校区の安全マップ	・遠足 ・スポーツテスト
・林間学校の安全 ◎水泳、水の事故と安全	・水泳、水の事故と安全 ・交通事故防止 ・部活動の大会と安全	・安全委員会	・修学旅行 ・避難訓練（教室） ・部活動大会
・林間学校の安全 ・緑化集会について ・夏休みの過ごし方について	・夏休みの生活と安全 ・夏休みの交通安全	・交通安全集会	・林間学校 ・交通安全教室 ・夏の交通安全運動
・体育祭の取り組み ◎地震の時の危険と避難 ・風水害と安全	・体育祭と安全 ・二学期の生活	・下校指導 ・体育祭準備	・体育祭 ・避難訓練　防災の日 ・秋の交通安全運動
・写生大会 ・部活動（新人戦）の安全とリーダーの役割	・交通事故の原因と自動車の特性 ・自転車の正しい利用の仕方	・安全委員会	・写生大会 ・市交通安全フェスティバル
・登下校中の安全について ・持久走の取り組み ・文化祭 ・交通事故の加害と被害	・文化祭 ・持久走大会の取り組みと健康管理について ・交通事故の責任と補償	・文化祭準備 ・自転車点検	・文化祭 ・持久走大会
・ストーブの使用について ・冬休みの生活心得	・冬休みの生活と安全について ・火気の取り扱いについて	・安全委員会	・避難訓練（特別教室）
・服装と安全について ・暖房器具の安全な取り扱いと換気	・冬のスポーツと安全について	・下校時の街頭呼びかけ	
・降雪時の安全	・雪道の交通安全について ・降雪時の交通安全		・避難訓練（休み時間）
・一年間の反省 ・けがの発生状況とその防止	・中学生活のまとめ ・教室学校環境の整備修繕	・送別会 ・全校緑化集会 ・安全委員会	・送別会 ・卒業式

	道　徳	教　　科		
		理　　科	美　　術	保健体育（体育分野）
4	・生命の尊重（１年）	・理科室の使用と注意 ・観察、実験の基本的な態度 ・事故から身を守るための服装 ・観察器具の使い方 ・電気器具の使い方	・美術室の使用と注意	・集団行動様式の徹底 ・体育施設、用具の適切な使い方
5	・生命の尊重（３年）	・薬品、ガラス器具等の使い方 ・酸とアルカリの取扱い	・糸鋸、土練機の安全な使い方	・自己の運動能力 ・陸上競技における適切な場所の使い方と測定の仕方 ・器械運動の特性
6	・自主責任（２年）		・彫刻刀の正しい使い方	・水泳の事故防止
7	・法の精神（３年）	・測定器具の使い方 ・備品チェック(管理) ・野外での観察における安全上の留意点 ・自由研究の安全	・ニードル等の道具を使用する場合の諸注意	
9	・生命の尊重（２年） ・自主自律（３年）	・試薬の取扱い	・印刷時のプレス棒による危険	・器械運動における場所や器具の安全 ・グループ活動を通しての協力 ・ダンスにおける場所の安全
１０		・気体の発生と捕集の仕方 ・加熱の仕方	・小刀、カッターの使い方	・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方
１１	・社会連帯		・打ち出し用具の使い方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分
１２	・社会連帯 ・権利と義務		・塗装時の注意と換気	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れについて
1	・生命尊重	・実験器具（力学関係）の使い方	・カッター、はさみ、コンパス等の使用の注意	・サッカーにおける適切な場所、用具の使い方とルール、マナーの徹底（ゴールの固定）、ゲームの安全
2	・遵法精神 ・生命の尊重		・絵の具、用具の保管、管理について	・バスケットボールにおける場所、用具の使い方とルール、マナーの徹底（移動式ゴールの固定）、ゲームの安全
3			・美術室の使用と注意	

保健体育（保健分野）	技　術　・　家　庭	学校安全に関する組織活動・研修
○心身の機能の発達と心の健康（１年） ・身体機能の発達 ・生殖に関わる機能の成熟 ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と健康	・施設設備の使用上の注意 ・作業時の安全 ・設計時の安全 ・技術室、家庭科室等の使用法と約束	・春の交通安全運動時の保護者等の街頭指導
	・切削加工時の安全 ・ハンダづけでの安全 ・被服実習に関する注意	・校外における生徒の安全行動の把握、情報交換 ・市交通安全対策会議
○健康と環境（２年） ・身体の環境に対する適応能力・至適範囲 ・飲料水や空気の衛生的管理 ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理	・工作機械の使用について ・電気器具の取り扱い ・アイロン、電動ミシンの適切な使い方	・学校保健安全委員会 ・ＰＴＡ安全部会 ・地域の危険箇所点検
	・加熱と漏電について ・備品チェック（管理）	・心肺蘇生法講習会 ・学級懇談会 ・国民安全の日の啓発
○傷害の防止（２年） ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による傷害の防止 ・応急手当	・食の安全について	・防災の日の啓発 ・市交通安全対策会議
	・塗装時の換気や火気類の扱い ・家庭電気の安全な扱い ・ガスコンロの正しい使い方について	・学校保健安全委員会 ・秋の交通安全運動街頭指導 ・ＰＴＡ安全部会
○健康な生活と疾病の予防（３年） ・健康の成り立ちと疾病の発生要因 ・生活行動・生活習慣と健康 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・感染症の予防 ・保健・医療機関や医薬品の利用 ・個人の健康を守る社会の取組	・金属材料の性質　・木製品の特性と利用 ・調理実習に関する注意	
	・暖房と換気について ・備品チェック	・地震の対応について ・冬季の通学路点検
	・工作機械の安全な利用 ・電子機器の利用と安全 ・校外学習における注意	・ＰＴＡ安全部会
	・作業スペースの確保と危険の回避 ・食生活と健康について	・学校保健安全委員会
	・備品チェック ・整理整頓 ・台帳記入（管理）	・理振台帳の点検 ※毎月の安全点検(理) ・薬品の保管状況の点検 ・薬品在庫簿の点検

学校安全計画（例）　　高等学校

	月の重点目標	安　全　管　理		安
		対　物　管　理	対　人　管　理	学　校　行　事
4	学校環境の安全 通学時の安全	・ｳｫｰﾀｰｸｰﾗｰの点検と検査 ・環境衛生検査 ・通学路、施設の安全点検	・通学路の実態調査 ・体力増進とスポーツテスト	・始業式 ・交通安全指導 ・定期健康診断 ・スポーツテスト ・大掃除（安全点検）
5	集団行動と安全 スポーツと安全	・プールの清掃、消毒、安全点検 ・体育館、校庭の安全点検	・安全意識の実態調査	・高校総体県予選 ・避難訓練 ・救急法実技講習会
6	梅雨期の健康と安全 事故防止	・校内の施設と設備の安全点検と安全措置 （消化器を含む）	・梅雨期の健康管理	・水泳指導開始 ・避難訓練（地震） ・高校総体ブロック大会
7 8	夏季休業中の健康と安全	・ウォータークーラーの点検と検査 ・部室の点検	・休み中の水の事故、交通事故、部活動・合宿の諸注意	・高校総体全国大会
9	環境の整備 災害に対する心構え	・非常階段、非常ベルの点検	・健康状況の把握	・交通安全指導 ・避難訓練（火災） ・大掃除
１０	精神の健康 問題行動防止と対策	・照度、騒音の測定	・悩み調査 ・体育祭の安全に関する諸注意	・体育祭（大会） ・文化祭
１１	安全意識の高揚	・環境衛生検査	・修学旅行前の健康管理	・修学旅行 ・交通安全指導
１２	冬季休業中の健康と安全	・校内の施設と設備の安全点検と安全措置	・冬の健康管理	・年末年始交通安全 ・大掃除
1	休業明けの健康と安全	・通学路の安全点検	・マラソン事前健康チェック	・校内マラソン大会 ・交通安全指導
2	学校環境の安全	・室内の換気	・自他の安全と自主管理	・推薦入試 ・大掃除
3	一年間のまとめ 次年度の計画	・学校生活の点検と評価 ・次年度の点検	・本年度の反省	・卒業式 ・入学試験 ・修了式

◎：１単位時間の指導

安全教育			
全指導			
ＨＲ活動	生徒会活動	部活動	生徒指導
・通学時の安全指導 ・学校での事故と安全な生活 ・生徒実態調査	・春の交通安全 ・生徒保健安全委員会 ・定期健康診断の補助 ・前期生徒会役員決定	・部登録と活動計画 ・運動系主将会 ・体育館、運動場、武道場の安全点検	・校門指導 ・自転車通学　許可 ・自転車点検・整備
◎交通事故防止 ・体育活動と安全	・生徒保健安全委員会 ・年間活動計画と役割分担 ・保健だよりの発行 ・校内安全点検	・部員の健康調査 ・大会と事故・熱中症防止	・交通マナーの指導
・野外活動と安全 ◎地震時の安全行動	・校内美化運動 ・学校安全ポスター、標語の募集 ・校内安全点検	・用具の安全点検 ・大会での安全	・公共交通機関におけるマナー指導
・夏季休業中の健康管理と安全	・保健だよりの発行 ・リーダー研修	・夏季休業中の練習計画、合宿の安全 ・部室の清掃と整頓	・校外指導
・学校での事故と安全な生活 ・火災時の安全行動	・学校安全週間 ・校内安全点検 ・秋の交通安全 ・体育祭、文化祭	・活動中の事故防止の強化 ・運動系主将会	・体育祭、文化祭に関する事前指導 ・秋の交通安全指導 ・交通安全教室
・体育祭、文化祭について	・生徒保健安全委員会 ・体育祭、文化祭での安全行動 ・校内安全点検	・用具の安全点検と整備	・体育祭、文化祭における安全指導
◎通学マナーと安全	・後期生徒会役員決定 ・校内安全点検 ・校内美化運動	・冬期トレーニング計画の作成	・校門指導
・休み中の諸注意	・保健だよりの発行	・部室の清掃 ・冬期トレーニングの安全	・交通マナーの指導
・学校での事故と安全な生活	・生徒保健安全委員会 ・校内安全点検	・用具の安全点検整備 ・事故防止 ・運動系主将会	・公共交通機関におけるマナー指導
・学校での事故と安全な生活	・保健だよりの発行 ・学校安全週間 ・校内安全点検	・体育館、武道場の整理整頓	・校門指導
・本年度の反省	・生徒会役員選挙	・本年度の反省 ・春休みの計画	・校外指導

安　全　学　習 教　科　指　導	学校安全に関する組織活動（研修）	月
○保健体育（科目保健） 「体育」は自他の健康・安全に留意した運動の実践、「保健」は健康・安全について科学的・体系的理解を図る。 ○社会 社会学的側面から健康・安全に関する知識と認識の向上を図る。 ○実験実習を伴う教科 ・用器具の取り扱いや点検整備 ・施設、器具、機械の使用上の注意 ・熱源、電気機器の扱いと使用上の注意及び点検整備 ・化学薬品の取り扱いと使用上の注意及び器具や薬品置き場の点検整備	・部活動顧問会 ・保健部会 ・学校安全計画の認識と分担 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連携、手続き等の説明	4
	・ＰＴＡ街頭指導 ・ＰＴＡ総会 ・学校保健安全委員会	5
	・ＭＳリーダーズ活動	6
	・部活動顧問会	7
	・学校保健安全委員会	9
	・保健部会 ・中高連絡会 ・ＰＴＡ研修会	10
	・ＭＳリーダーズ活動	11
	・反省職員会	12
	・保健部会 ・部活動顧問会	1
	・学校保健安全委員会 ・反省職員会 ・ＭＳリーダーズ活動	2
	・保健部会 ・学校安全計画の評価と反省 ・次年度の計画 ※毎月の安全　点検(理) ・薬品の保管状況の点検 ・薬品在庫簿の点検	3

3　学校保健安全委員会

子どもの保健安全にかかわる問題の解決には、「学校」、「家庭」、「地域社会」の連携した取組が重要である。多様化、深刻化する健康安全問題への対応には、専門的な知識や技能をもった地域の方々や専門家の協力が大きな力となる。このような人材との連携した取組や教育活動への参加協力などについて理解を図る学校保健安全委員会の開催は、『開かれた学校づくり』を推進する上でも重要である。

＜学校保健安全委員会開催状況＞　　平成１９年　県内公立学校で調査

○年間の開催回数　　※表中　左側数字は学校数　　右側数字は％

校種 ＼ 回数	０ 回		１ 回		２ 回		３ 回		４回以上		県内公立学校数計	
小　学　校	2	0.5	126	32.9	178	46.5	71	19.0	6	2.0	383	100
中　学　校	4	1.6	85	44.3	79	44.0	24	13.0	0	0	192	100
高等学校、特別支援学校	0	0	70	90.9	7	9.0	0	0	0	0	77	100
計	6	0.9	281	43.1	264	40.0	95	15.0	6	0.9	652	100

○委員会のメンバー（複数回答）

校種 ＼ メンバー	学校医、学校歯科医、学校薬剤師		栄養教諭・学校栄養職員		ＰＴＡ		児童生徒		保健所等の関係職員	
小　学　校	381	99.5	242	63.2	374	97.7	4	1.0	60	15.7
中　学　校	190	99.0	110	57.3	182	94.8	4	2.1	18	9.4
高等学校、特別支援学校	77	100.0	7	9.0	61	79.2	0	0.0	3	3.0
計	648	99.5	359	43.1	617	90.5	8	1.0	81	9.3

○委員会の内容（複数回答）

校種＼ 内容	発育発達		運動能力		食生活		心の健康		薬物喫煙飲酒		性・ｴｲｽﾞ		環　境		安　全	
小　学　校	380	99.2	355	92.7	359	93.7	198	51.7	120	31.3	84	21.9	303	79.1	281	73.4
中　学　校	183	95.3	145	75.5	161	83.9	107	55.7	85	44.3	68	35.4	134	69.8	118	61.5
高等学校、特別支援学校	77	100	58	75.3	40	51.9	48	62.3	17	22.0	27	35.0	71	92.2	60	77.9
計	640	98.1	558	81.1	560	76.5	353	56.5	222	32.5	179	30.7	508	80.3	459	70.9

【開催回数…学期に１回以上】

ますます多様化、深刻化する児童生徒を取り巻く学校安全、学校保健を含めた健康課題の解決に向けて、本委員会が成果をあげるためには、年間計画をもとに「計画」「実践」「評価」のそれぞれの段階で本委員会を開催することが望ましい。さらに、災害や事故発生時など問題が生じた場合には、臨時に開催することが必要である。

また、本委員会の開催にかかわる年間計画を作成する場合、自校の保健安全に関する

問題や家庭に連なる問題など、解決したい内容を絞り込む必要がある。

本委員会の内容をもとに児童生徒の健康課題の解決を推進するためには、開催後に各参加者がそれぞれの立場で推進する取組が重要となる。

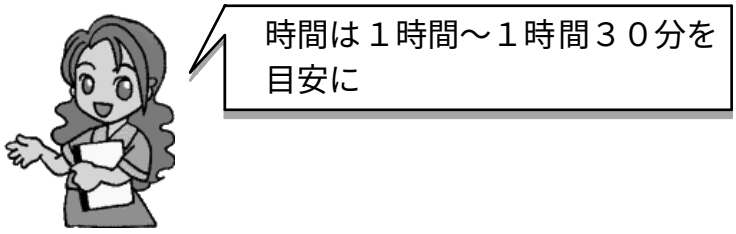

【構成例】

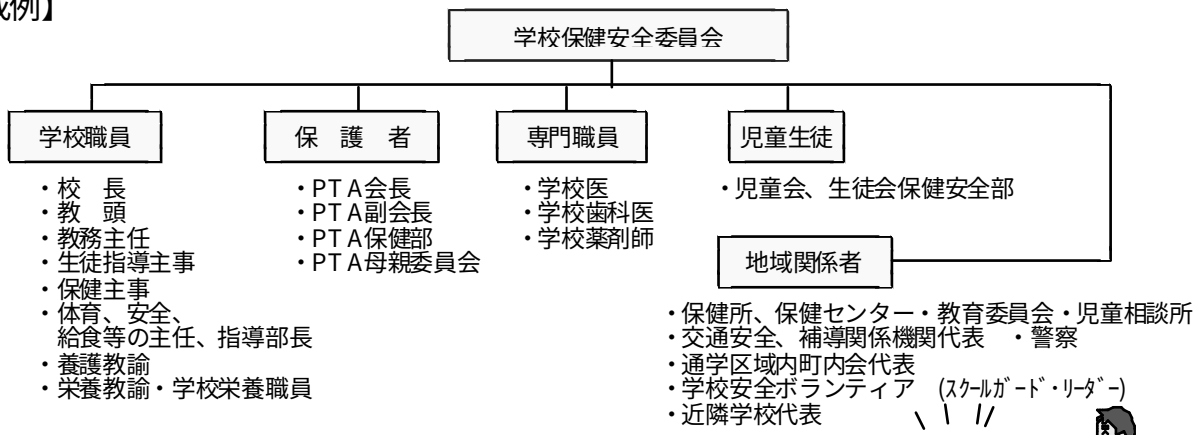

※機能を重視し、問題解決に活用できる組織を目指す。

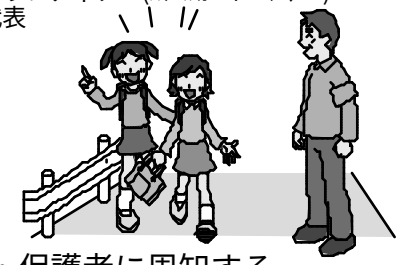

【メンバーの役割分担】

校長・教頭 … 委員会の趣旨や活動の内容について全職員・保護者に周知する。

保 健 主 事 … 委員会が円滑に運営できるよう関係者と連絡調整を図る。
会の準備や資料作りを中心になって行う。
委員会での話し合いの結果について学校内での徹底を図るなど、
中心的役割を担う。

養 護 教 諭 … 保健主事と協力して会の計画、運営、推進に当たる。

生徒指導主事 … 交通安全や学校での安全な生活を働きかける。

体育、安全、給食などの主任、指導部長… 保健主事、養護教諭と協力して、各学級担任、教科担任で指導内容を決定する。

教 務 主 任 … 各分担の教職員との連絡を密にする。

学 級 担 任 … 委員会で話し合われたことをもとに児童生徒へ直接指導する。

保護者・ＰＴＡ … 委員会で話し合われたことをもとに家庭で指導する。

地 域 関 係 者 … 学校の方針や指導について理解を深め、地域での健康安全問題を様々な角度で支援協力する。

地域の機関・団体 … 地域の保健所や医療機関、警察署、消防署、医師会、教育委員会、学校安全ボランティア（スクールガード・リーダー）、近隣の学校などの協力体制を整える。

【委員会開催後の活動】

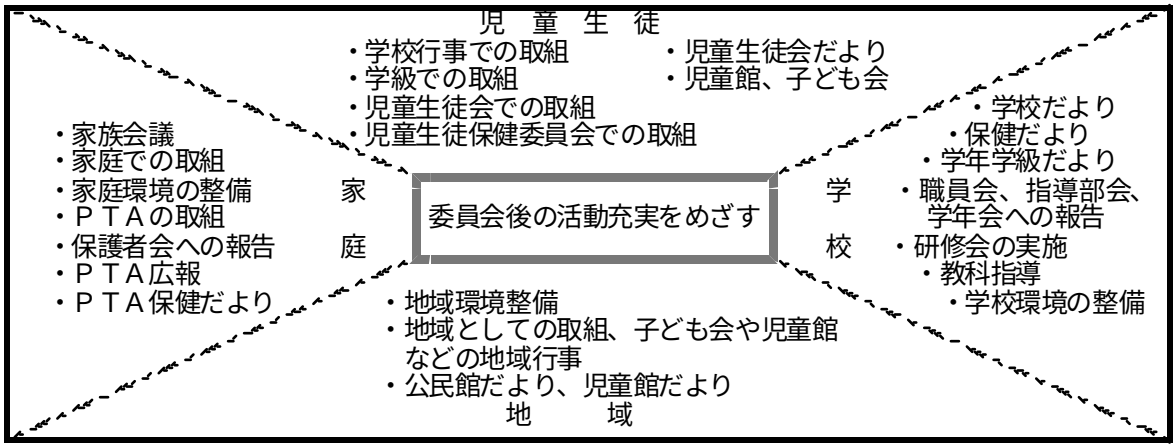

【地域学校保健安全委員会】

一定地域内の幼稚園や小・中・高等学校及び特別支援学校の各学校保健安全委員会が連携して、地域の児童生徒の健康問題や安全確保の推進に関して協議等を行うために設置されるものである。

児童生徒の発達の段階に応じた指導が求められる昨今の実情から、異校種間の円滑な接続が重要である。そのため、積極的に開催するとともに、健康教育全体計画をはじめ、学校保健計画、学校安全計画等の交流を行う必要がある。

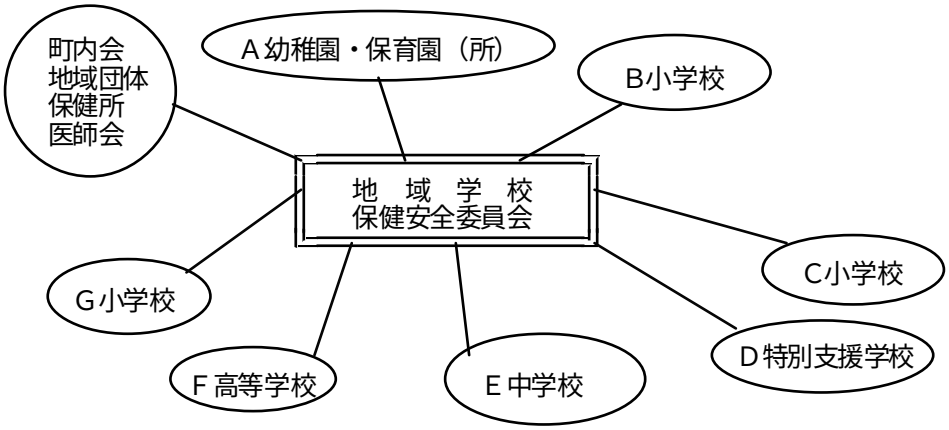

＜地域学校保健安全委員会開催状況＞

※表中　左側数字は学校数　　右側数字は％　　平成１９年　県内公立学校で調査

	開催した		開催していない		過去には開催した		公立学校数計	
小　学　校	120	３１	246	６４	19	5	385	100
中　学　校	67	３５	119	６２	6	3	192	100
計	187	６６	362	６３	25	4	574	100

学校保健安全委員会で何を議題にしたらいいの？

学校保健安全委員会では、子どもたちの健康安全に関わることであるなら何を議題にしても差し支えありません。ただ、多くの内容の中から子どもの実態を踏まえて議題を選ぶことが重要です。

また、昨今の子どもたちを取り巻く安全に関する状況から考えると、健康に関する議題を掲げるだけでなく、安全に関する議題も取り上げていく必要があります。学校保健委員会ではなく、学校保健安全委員会として学校・保護者・地域が連携を図って開催していきたいものです。

議 題 の 例

疾病予防と対応、体力つくり、望ましい生活習慣

- うがい、手洗い
- かぜの予防
- Ｏ-157の対策
- 食中毒
- 体温の変化
- 疲れとストレス
- 運動と健康
- インフルエンザ
- 正しい姿勢
- 生活習慣(睡眠・排便)
- 上手な睡眠
- コレステロール
- 机と椅子
- アレルギー疾患
- 感染症予防 (ﾉﾛｳｨﾙｽ等)

心の健康

- あいさつ運動
- 休日の過ごし方
- 心身のリフレッシュ
- 心の悩み
- 相談室利用
- いじめ
- 親子のふれあい
- ストレス
- 家族の役割
- 不登校

環　境

- 学校の環境
- リサイクル
- 清掃について
- 合成洗剤と石鹸
- 環境保護

安　全

- 登下校時の安全（通学路）
- 不審者対応（声かけ事案）
- 学校安全ボランティアの活動（ＰＴＡによる組織・地域における複数団体による組織）
- 交通事故防止
- 安全な自転車の乗り方
- けがの発生と予防
- 応急手当（救急法・・人工呼吸法、ＡＥＤ）
- プールの使い方
- 地震が起きたら

性　教　育

- 性意識
- 思春期の心と体
- からだの発育と変化
- 生命誕生
- 性感染症
- エイズ

歯・口の健康つくり

- むし歯
- ＣＯＧＯの管理
- 歯周病
- 歯の治療
- 染め出しテスト
- 歯ブラシと歯磨き粉
- 噛むことの大切さ
- 歯によいおやつ

薬物・喫煙・飲酒

- 喫煙と健康
- 飲酒と健康
- 薬についての正しい知識
- 薬物乱用
- 様々な誘惑

目・耳・鼻の健康

- 視力の低下
- 健康診断の結果
- 花粉症
- コンタクトレンズ
- ヘッドホン難聴
- テレビゲームと目

食　生　活

- おやつの取り方
- バランスのとれた食事
- ダイエット
- 食生活と生活習慣病
- 食品添加物と健康
- 肥満と予防
- 朝食の摂取

計画に関する事項

- 学校保健計画
- 学校安全計画
- 食に関する年間指導

定期健康診断に関する事項

- 実施、結果事後措置
- 重点に関する項目

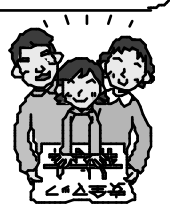

参考にしてみてはいかがでしょうか！
学校管理下での事故情報・事故事例など公開中！

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校安全業務に関するホームページを開設し、学校災害防止に関する情報提供を行っています。

学校の管理下での事故情報、事故事例、統計情報及び発生した事故に対する防止対策などが提供されています。

学校保健安全委員会などで、各学校で発生した事故や全国で発生した事故の情報などから、今後、安全管理・安全教育において何を大切にしていくといいかなど検討しあう上で参考にされてはいかがでしょうか。

http://www.naash.go.jp/kenko/

第３章　　安　全　管　理

第１節　安全点検

※学校保健安全法施行令・規則については、平成２１年３月改訂予定のため、本書ではこれまでの学校保健法施行規則を適用

１　安全点検の目的と種類

安全点検は、校舎内外の施設・設備の不備、または異常の早期発見、災害時における危険場所の発見、避難経路の確保など、学校生活を安全に送るために重要である。
また、災害発生時において被害を最小限にとどめるためにも極めて重要である。

＜学校保健安全法＞　　第３章　　学　校　安　全
（学校安全計画の策定等）
第２７条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

安全点検の目的
○潜在危険を早期に発見し、児童生徒の事故災害を未然に防止する。
○児童生徒の行動等を観察することで、児童生徒の事故災害を未然に防止する。
○点検を通して、児童生徒が安全に行動する能力と環境の安全確保に努力する態度を養う。
○点検結果に基づき、的確な処理及び改善を行い、事故災害の可能性を除去する。

(1)　日常点検

＜学校保健法施行規則＞　第２２条の７
学校においては、前２条に定める措置をとるほか、常に設備等の整理整頓に努めるとともに、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならない。

【実施回数】　毎授業日
【内　　容】　児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所

日常の安全点検は、一日のうちどこかで点検を行う機会を設けるものではなく、普段の生活の中で絶えず安全に対する意識を持ち、身の回りの危険を発見したり適

切な措置を行ったりする習慣を身に付けるものであると考えた方がよい。
　このことは、単に教師だけが実践するものではなく、児童生徒にも意識させることが必要である。

(2)　定期点検

＜学校保健法施行規則＞　　第２２条の５　第１項
　法第２条の安全点検は、他の法令にもとづくもののほか、毎学期１回以上、児童、生徒、学生又は幼児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

【実施回数】　毎学期１回以上
【内　　容】　施設設備全般、防災に関する設備、避難施設、暖房器具等日常の点検の範囲が限られているため、日頃十分に目が行き届かない箇所を定期的に点検して、すべての安全の確保に努めようとするものである。規則には「毎学期１回以上」と示されているが、刻々と変化する環境を考えるとき、毎月「安全の日」を定めるなどして月１回以上の点検を実施することが望ましい。

(例えば　毎月２８日の岐阜県防災点検の日を安全点検の日とする)
・明治24年10月28日発生した濃尾地震　（日本における内陸型地震としては最大級の地震）により引き起こされた大震災にちなみ毎月28日を「岐阜県防災点検の日」として 個人、家庭、地域のそれぞれにおいて防災意識を高め、突然の災害に備えようとするものです。

(3)　臨時点検

＜学校保健法施行規則＞　第２２条の５第２項
　学校においては、必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとする。

【実施回数、内容】　学校行事の前後や災害時等必要と認められたとき

　学校行事は、学年や全校の児童生徒が一堂に会することが多いため、安全点検には一層の慎重さが必要である。また、災害時等は、その時期を予測することは困難であるが、常に気象情報等を入手できるように努め、点検の機会を逸することがないよう注意することが必要である。

(4) 事後措置

＜学校保健安全法＞　　第３章　　学 校 安 全
（学校環境の安全の確保）
第28条　　校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。
＜学校保健法施行規則＞
第２２条の６　　学校においては、前条の安全点検を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等危険を防止するための措置を講じなければならない。

点検の結果、異常や危険な箇所が発見された場合は、校長は直ちに措置を行わなければならない。しかし、専門家に依頼しなければならないために即座に措置ができない場合には、「危険」「使用禁止」「立入禁止」などの標示をしたり、児童生徒への注意を喚起したりしなければならない。

【 安全点検の概要 】

安全点検の種類	時 期 ・ 方 法 等	対　　象	法 的 根 拠
定期の安全点検	毎学期１回以上 計画的に、かつ教職員全員が組織的に実施	児童生徒が使用する施設・設備及び防火に関する設備などについて	学校保健法施行規則２２条の５第１項
	毎月１回 計画的に、かつ教職員全員が組織的に実施	児童生徒が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	規定はないが、毎月実施することが望ましい。
臨時の安全点検	必要があるとき 運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後、暴風雨・地震・近隣での火災などの災害時、近隣で危害のおそれのある犯罪発生時	必要に応じて点検項目を設定	学校保健法施行規則２２条の５第２項
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所について	学校保健法施行規則２２条の７

2　安全点検の実施

安全点検を実施するにあたっては、全教職員の共通理解に基づく「安全点検実施要項」を作成して、安全点検の目的や方法及び点検後の処置などを学校の実態に応じて定め、これによって実施することが必要である。

(1)　安全点検実施要項（例）

1　安全点検の目的

学校環境における危険な状態の有無について点検し、危険箇所を早期に発見・整備することにより、児童生徒の事故災害の防止を図る。

2　安全点検の時期

(1)月例の安全点検は、毎月２８日とする。（毎月２８日は、岐阜県防災点検の日）
２8日が土・日曜日・祝日の場合は、その前後の日で実施する。
(2)その他、日常点検に加えて、必要に応じて臨時の安全点検日を設ける。

3　安全点検者

(1)定期及び月例の安全点検は、学校の教職員全員により、点検者の負担軽減と点検の確実性を守るために、場所別に点検グループを編成して組織的に行う。なお、分担箇所は、各学期ごとに交替する。また、必要に応じて専門業者等に依頼する。
(2)臨時の安全点検は､学校行事の前後や災害時にその都度必要に応じて関係職員を中心に行う。
(3)日常の安全点検は、学級担任、教科担任が中心となって行うが、児童生徒の安全に関する関心を一層高めるために、児童生徒会の安全委員会も参加させる。

4　安全点検の方法

(1)安全点検実施にあたっては、点検項目を明確にした安全点検表に点検結果を記入する。
(2)結果の判定は、Ａ・Ｂ・Ｃで行う。
（Ａ：良好、Ｂ：校内の管理活動で措置可能、Ｃ：校内の管理活動で措置が不可能）
(3)点検の実施にあたっては、形式に流されることなく、児童生徒の目の高さや行動の特徴に十分注意しながら、さわったり、動かしてみたり、負荷をかけたりしてその都度新鮮な気持ちで確実に行う。

5　安全点検場所及び安全点検項目（略）…（次頁参照）

6　安全点検の事後措置

(1)安全点検表の処理については、「安全点検集計表」により集計し、全体を把握する。この場合、関係各係の連携によって全教職員が確認できるようにする。
(2)安全点検の結果、発見された危険については、学校内で処理できるものについては、速やかに処理し、その旨を点検表に明記する。学校内で処理できないものについては、学校長の指示に基づいて専門業者等に処理を依頼する。
(3)事後措置の内容としては、
○危険物の除去（石、ガラス片、不要な釘等）
○修理又は取り替え　○使用禁止、使用上の注意や指示の明示

(2) 安全点検の場所（例）

点検の場所		点検の対象となる箇所	災害時に備えての点検箇所
校舎内	教室	床や腰板、窓枠、出入口の扉、机、椅子、帽子かけ、教卓、黒板、戸棚、電気器具及び施設、雑巾かけ、清掃用具入れ、カーテン	ガラス、蛍光灯、ロッカー、テレビ、清掃用具入れ、視聴覚機器・スクリーン、時計、暖房器具、額縁、水槽、スピーカー、ベランダ
	玄関、昇降口 階段、廊下	床や腰板、窓枠、傘立て、防火シャッター（スイッチ）、消火器、救助袋、下足箱、踏み板、足ふきマット	ガラス、照明器具、ロッカー、手すり、賞典用収納庫
	トイレ、水飲み場	床や腰板、窓枠、出入口の扉、蛇口、流し台、鏡、手洗い容器、清掃用具入れ	
	屋上	出入り口の扉、天窓、金網、非常はしご、給水槽、アンテナ	フェンス、給水槽
	給食室	床や腰板、窓枠、出入口の扉、防虫網、スイッチ、湯沸かし器、リフト、コンテナ、消火器	ガス施設、食器棚、油類収納棚、冷蔵庫（保冷庫）
	体育館	床や腰板、窓枠、出入口の扉、固定施設(器具庫)、消火器、カーテン類、ステージその屋上につながる階段、ギャラリー(2階出入り口)	グランドピアノ、放送施設、各種器具、照明装置、用具棚、ギャラリー、明かりとり
	※ 以下、特別教室については、普通教室に準ずるものは除く		
	理科室	電気器具及び施設、ガス器具及び施設、流し台、蛇口、暗幕、消火器、実験施設及び器具・用具	ガラス器具、薬品庫、ガス施設、冷蔵庫、ホルマリン標本、テレビ
	調理室	流し台、蛇口、ガス器具、電気器具及び施設、調理器具、換気扇、実習用器具、消火器	ガラス器具、ガス施設、食器棚、油類収納庫、ミシン、アイロン、冷蔵庫、包丁保管庫
	木工室	ガス器具・電気器具及び施設、実習用機械器具、戸棚、化学薬品油脂類、消火器	ガラス器具、工作機械、工作用具等ロッカー、実習用材料や作品棚
	図工室 美術室	図工用器具、各種備品教具（粘土こね機）、木工、金工、焼き窯、石油、電気ガス及び施設、消火器	ガラス器具、工作機械、工作用具等ロッカー、実習用材料や作品棚
	音楽室	譜面代、各種楽器類、合唱台	大型楽器、楽器棚、音響機器
	視聴覚室	放送機器、テレビ、暗幕、消火器	各種視聴覚機器、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ室
	図書室	暗幕、電気器具及び施設	書棚
	その他	机、椅子、応接セット、テレビ、黒板、衝立、ベッド、担架、消火器	耐火金庫、戸棚、書棚、額縁、印刷機、ガス器具、冷蔵庫、湯沸かし器、ロッカー、ロッカー上の荷物、薬品庫、測定器具
校舎外	校地、運動場	地面の状態、危険物（ガラス、石、釘）、ライン用ロープ、散水施設、花壇、棚、側溝、側溝ふさぎふた、自転車置き場、ベンチ、ゴミ箱、浄化槽	門扉、朝礼台、樹木、掲揚塔、記念碑、フェンス
	足洗い場	床、排水口、蛇口等	

校舎外	体育固定施設及び遊具施設	鉄棒、サッカーゴール、ハンドボールゴール、バックネット、防球ネット、砂場、ブランコ、滑り台、登り棒、ろく木、ｼｰｿｰ、築山、ｼﾞｬﾝｸﾞﾙｼﾞﾑ、回旋塔、雲梯、ﾀｲﾔ	（移動式のゴールは使用しない時は倒しておく。サッカーゴールネット等は企画にあった物を使用する。）
	運動用具等の倉庫	床や腰板、窓枠、出入口の扉、石灰置き場、運動用具、整地用ローラー	（テント支柱などは立てかけないで寝かせておく。）
	プール	排（環）水口蓋の固定・吸い込み防止金具の設置（二重構造）、浄化消毒装置、シャワー、洗眼器、蛇口、鏡、更衣室の床や腰板、窓枠、出入口の扉、戸棚、すのこ、植え込み	（防火槽を兼ねている場合は、常に水をはっておく。）
	そ　の　他	危険物倉庫、ごみコンテナ、池、防火用池、飼育小屋、百葉箱、等	
日常の備え	救急救助用	ＡＥＤ、救急医薬品、車椅子、担架、毛布、バール、ロープ、軍手、スコップ	
	人員点呼用	児童生徒名簿及び住所録（緊急連絡用）、メガホン	
	安否確認・誘導	ハンドマイク、懐中電灯、ヘルメット、笛	
	情報収集・通信	携帯ラジオ、通信機、携帯電話、情報機器、緊急連絡表	
	消　火　用	バケツ、消火器、プールの水	
	飲　料　用	ポリタンク	

砂場の管理・点検

砂場は、安全点検の中でも見おとされがちな場所です。しかも、犬猫等の糞便による回虫卵等の汚染が心配な場所でもあります。

（衛生管理の徹底）
- 犬猫等の糞便の有無の点検
- ビニールシート等の活用

（使用にあたって）
- 日常的な手洗いの指導を徹底する。
- 砂場遊びの際の注意事項を指導する。
- 砂場遊びを終えた後の手洗いを徹底する。
- 砂場に持ち込む遊具等の衛生チェックを行う。
- 体育等で使用する前は、砂をおこし異物等を確認するとともに、日光に当てることで消毒をする。

黒板消し

使用後の黒板消しをきれいにするために、最近はクリーナー等の機械を利用するのがほとんどです。そのため、クリーナー清掃時に粉を吸い込んだり、目に入ったりすることもあります。

特に小学校低学年では、教師が日常の点検と同時にクリーナーの清掃をするなどの配慮が必要です。

(3) 安全点検の観点（例）

対象		安全点検の観点
校舎内	教室	○床や腰板等の状態、釘、画鋲等の危険物の有無 ○窓枠、窓ガラス、出入り口の扉、天窓を囲むフェンスなどの破損、ベランダのフェンスの破損や危険の有無 ○机、椅子の破損の有無　○棚等の転倒の危険性
	階段、廊下、昇降口	○窓枠、窓ガラス、出入り口の扉の破損や危険の有無 ○廊下や階段、昇降口等の不要物の有無（歩行の妨げとなる物品の除去） ○廊下の棚やフェンスの破損の有無
	トイレ 水飲み場	○窓枠、窓ガラス、出入り口の扉の破損や危険の有無 ○床の状態の危険の有無
	屋上	○防護柵の金網、手すり等の腐食や破損の有無、天窓を囲むフェンスなどの破損 ○床の状態の危険の有無 ○屋上に通じる階段、扉の安全の状態
	特別教室	○理科室、図工室、図書室、家庭科室、音楽室、視聴覚室、コンピューター室、保健室等の床等の状態、釘、画鋲等の危険の有無と転倒防止 ○窓枠、窓ガラス、出入り口の扉、机、椅子の破損の有無 ○準備室や薬品棚の整備状態、電源、ガス等の安全装置、危険標示等の整備状態 ○備品の置き場所、整理整頓の状態
	体育館	○窓枠、窓ガラス、出入り口の扉の破損や危険の有無 ○床や腰板等の状態、釘、ささくれ等の危険の有無 ○体育施設や体育用具の取り付け口や差し込み口の破損の有無 ○用具の置き場所、整理整頓の状態 ○ステージそでの屋上につながる階段の管理 ○2階ギャラリーにあがる階段の管理
	コンテナ室	○窓枠、窓ガラス、出入り口の扉、防虫網の破損や危険の有無 ○食器、食缶等の置き棚の破損の有無　○台車の破損、故障の有無
校舎外	校地	○地面の勾配や凹凸、排水溝やふたの状態 ○危険物（ガラス、石、釘等）の有無
	体育・遊具施設	○固定施設（鉄棒、ブランコ、すべり台、自作遊具等）の状態、危険の有無 ○移動式施設（サッカー、ハンドボール、バスケットボール等のゴール）の固定状態、破損、腐食の有無
	体育倉庫	○体育用具の収納状態（整理整頓）　○ライン用石灰 ○収納されている体育用具の破損の有無　※アルカリ度の強い農業用を使用していないか ○使用のきまりの有無及び標示状態
	作業用具倉庫	○作業用具の収納状態（整理整頓） ○収納されている作業用具の破損の有無 ○使用のきまりの有無と標示状態
	プール	○フェンス等の破損の有無 ○排水溝における二重構造（排水口、マンホール等の蓋の固定状態・吸い込み防止金具の設置） ○浄化、消毒装置、シャワー、洗眼器等の設備の破損の有無及び作業状態 ○プールの中のガラス、金属等の危険物や異物の有無 ○薬品の管理、保管状態 ○すのこを利用した渡り板の破損や釘、ささくれ等の危険 ○植え込み等の蜂の巣
	建築物外部	○外壁の破損及び剥離等による落下の危険の有無 ○屋根瓦、雨樋等落下の危険の有無

防災に関して	屋外電気関係	○架線の樹木、構造物、電話線等との接触の危険の有無 ○外灯器具及び点滅器の破損の有無 ○分電盤等の腐食の有無、施錠の状態
	自動火災報知設備	○感知器の機能点検及び感知の障害になる物の有無 ○総合防災盤の機能点検、操作上支障となる障害物の有無
	避難設備	○避難階段等の腐食や破損の有無 ○誘導灯の点灯状態や誘導標示の有無 ○救助袋の取り付け金具のゆるみ、変形、帆布やロープの損傷の有無
	防火シャッター 防火扉	○防火シャッターの昇降機能 ○防火扉の開閉機能 ○昇降、開閉操作の障害になる物の有無 ○昇降スイッチの設置状態
	消火器	○必要定数の有無及び定位置に設置 ○設置場所の標示や転倒防止の有無
	消火栓	○消火栓の標示灯の点灯の状態 ○ホースの老朽、破損の有無 ○ノズルの変形、破損の有無
	非常時に備えて	○携帯ラジオ（テレビ）、携帯マイク、メガホン、懐中電灯、電池（各種）、マッチ、ろうそく等の整備、保管状況の点検 ○学校標識旗（本部旗）、救護旗、学級旗の整備、保管状況の点検 ○救急医薬品及び救急用具（担架等）の整備、保管状況の点検 ○児童生徒出席簿、保護者等の連絡簿の整理
通学路	通学路	○歩車道の区別の有無 ○交通規制等の有無 ○信号機や歩道橋、横断歩道の設置等の有無 ○地下道の照明、漏水、落書き ○通学路上に障害となる物や地震時の落下物の有無、工事中の有無 ○街路灯の有無 ○雨天時増水の側溝等 ○凍結時の状況

通学路の点検（交通安全総点検）

「交通安全総点検」は、春・秋の全国交通安全運動期間中に、住民やその道路を利用する企業など、地域のみなさんと一緒に警察と道路管理者である国、県、市町村が協働で道路を点検し、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりを目指すもので、平成９年度から毎年実施しています。

その結果、出てきた問題点については、関係機関との調整を図り、改善計画をたてた後、各管理者において改善を行っていきます。岐阜県では、通学路を中心にほぼ毎年実施しています。

(実施状況)

年　度	点検時期	自治体	校区等	土木事務所	所轄署
Ｈ　８	モデルで全国１３都道府県２９市区町で実施				
Ｈ　９	春　(4月)	岐阜市	市橋小	岐阜	岐阜南署
		関市	桜ヶ丘小	美濃	関署
	秋　(9月)	大垣市	中川小	大垣	大垣署
		瑞浪市	駅前	多治見	多治見署
Ｈ１０	春　(4月)	恵那市	長島小	恵那	恵那署
		可児市	土田小	可茂	可児署
	秋　(9月)	各務原市	中央小	岐阜	各務原署
		美濃加茂市	太田小	可茂	加茂署
Ｈ１１	春　(4月)	高山市	南小	高山	高山署
		多治見市	昭和小	多治見	多治見署
	秋　(9月)	中津川市	坂本小	恵那	中津川署
		羽島市	竹鼻小	岐阜	羽島署
Ｈ１２	春　(4月)	美濃市	美濃小	美濃	関署
		岐南町	東小　西小　北小	岐阜	羽島署
	秋　(9月)	土岐市	泉小	多治見	多治見署
		八幡町	八幡小	八幡	八幡署
Ｈ１３	春　(4月)	養老町	養老小	大垣	大垣署
		大野町	大野小	揖斐	揖斐署
	秋　(9月)	川島町	川島小	岐阜	羽島署
		下呂町	下呂小	萩原	萩原署
		古川町	古川小	古川	古川署
Ｈ１４	春　(4月)	海津町	高須地域	大垣	海津署
	秋　(9月)	安八町	名森小・牧小・結小	大垣	大垣署
		岩村町	岩邑小	恵那	岩村署
	(11月)	神岡町	神岡町市街地	古川	神岡署
		穂積町	牛牧小	岐阜	北方署
Ｈ１６	秋　(11月)	笠松町	名鉄笠松駅周辺地区	岐阜	羽島署
	(12月)	山県市	高富地区（あんぽ）	岐阜	山県署
Ｈ１８	秋　(12月)	美濃加茂市	美濃太田駅周辺地区	可茂	加茂署
Ｈ１９	春　(5月)	岐南町	三宅1丁目	岐阜	羽島署
	秋　(7月)	本巣市	糸貫、根尾、真正	岐阜	北方署

指定であるかないかにかかわらず、地域の様々な立場の方々とともに、通学路の安全点検を積極的に実施してはどうでしょうか。実施にあたっての詳細は、県の道路維持課（電話：058-272-1111内線3716）へお尋ねください。

(4) 安全点検の方法

○目視による点検 ―― 地面の凹凸、ゆがみ、亀裂、ささくれ、金具、鎖等の摩耗、外柵の腐食等の破損を様々な角度から注視する。
○打音による点検 ―― ハンマー等で叩いて、ぐらつき、損傷、腐食等をみる。
○振動、負荷による点検 ―― 揺り動かす、ぶら下がる、押す、引く、捻るなどして負荷を加えてみる。
○試薬による点検 ―― 薬品を使用しての検査（飲料水、プール水等）

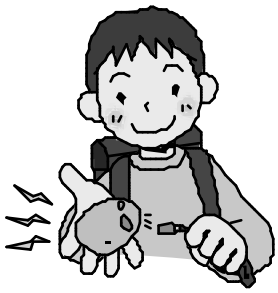

（目：目視、打：打音、振：振動、負：負荷、作：作動）

A：良好　B：校内で修理可能　c：業者依頼

安全点検表（例）

安全点検カード	場所　1年2組 教室	点検者	① △△　△△	② ◇◇　◇◇	③

点　検　項　目	目	打	振	負	作	4月	5月	6月	7月	8月
1．窓、出入口に損傷はないか。	○		○			A	A	A		
2．カーテンの損傷はないか。	○				○	A	B	A		
3．バルコニーの腐食、損傷はないか。	○	○	○	○		A	A	A		
4．窓側に踏み台となるものが置いてないか。	○					A	A	A		
5．棚、清掃用具入れなど転倒防止があるか。	○		○	○		A	A	A		
所　見										

※　各箇所の点検の結果を点検毎に集計し、全教職員が共通理解すること、特に専門業者に修理依頼が必要な場合は、「危険」「使用禁止」「立入禁止」などの標示をするとともに児童生徒への注意を徹底すること。

点検の結果、「B」及び「C」と判断された場合、その具体的状況を記録するとともに、修理完了の月日を記述する。

３　学校における転落事故防止（天窓落下事故から学ぶ）

学校における安全教育及び安全管理については、かねてから特段の配慮をしていたが、平成２０年6月に、採光用の天窓が割れ児童が落下し死亡するという事故が発生した。

このことを受け、各学校において同様の事故の再発を防止するために、以下の点も含め安全管理の一層の徹底を図る。

・天窓については、人の体重を支える強度がないとするメーカーが多く、児童生徒等が乗ることのないよう適切な安全管理を行う必要がある。児童生徒が天窓に近づく可能性がある学校においては、天窓の危険性等について、児童生徒等に理解させ、天窓の上に絶対に乗らないよう周知徹底するとともに、天窓の設置された屋上を使用しない場合には屋上出入口の施錠を行う、児童生徒が天窓の近くで活動する場合には、事前に危険性について点検を行い、教職員が適切に見守る等、十分な安全管理を行うこと。

・児童生徒等の近づく可能性のある場所に設置された天窓は、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を確保した設計とすることが重要であり、天窓の構造や設置状況等を把握した上で、周囲に防護柵を設置すること及び内側に落下防護ネットを設置すること等、安全な構造とするとともに、効果的な表示等による注意喚起を図ること。

・学校の施設・設備について、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 』（平成１４年2月）や学校施設設備指針（平成１９年7月）を参考としつつ、各学校で定められている。「学校保健安全計画」等に基づいて定期点検を実施し、危険箇所が発見された場合には早急に改善措置を講じる等、安全管理の徹底を図ること。

・各教科、特別活動等を通じて、児童生徒等に対して、危険を予測し、回避する能力を身にけさせる安全教育を充実させること。

・独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する事故情報（「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点」）等を適宜活用しつつ、学校において発生している事故の実態を踏まえ、適切な対応をとること。

・学校の教職員が学校安全について共通理解を図るとともに、組織的な学校安全対策を講じること。

（平成20年6月20日付け２０ス学健第16号通知）

また、文部科学省は今回の事故を重くとらえ、今後の学校安全の推進を目的とし、「学校安全教育資料作成協力者会議生活安全部会」及び「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会」の合同会議を開催した。そして、次頁のような転落事故防止を中心とした対策についてまとめた。

この資料を利用しながら、各学校や地域の実態を踏まえつつ、安全管理の徹底を図るとともに、児童生徒等に対する安全指導の充実に努めていくことが大切である。

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

◎共通事項

事故情報の共有

★全国の事故情報を把握します。
（（独）日本スポーツ振興センターの提供する事故情報等を参考とします。）

学校の現状把握

★学校関係者・専門家をはじめ子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。

★改修等により学校施設の状況に変化があったときには点検を行います。

★危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。

★設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。

★柵を乗り越えたり、樋を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

安全指導の充実

★転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。

★校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的でわかりやすい指導を行います。

★子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。

★特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

施設面の配慮

★危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。

★効果的な表示等による注意喚起をします。
（単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわくようにします。）

★細部に至るまで、十分な安全性を確保します。

★既存施設についても、点検を行い必要に応じ速やかに改善します。

◎個別事項

窓（転落のおそれがあるもの）

★腰壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。

★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

★窓下に足掛りとなるものは設置しません。

★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。

★暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。

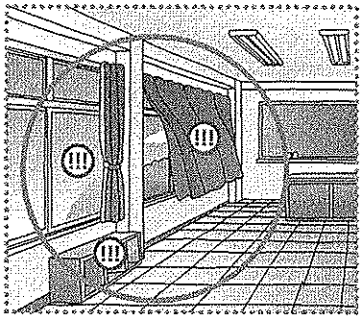

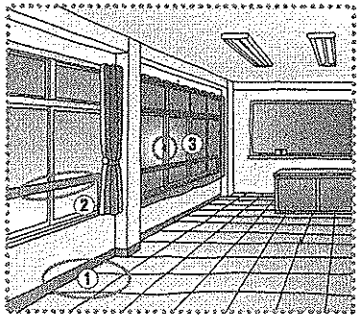

①足掛りとなるものを設置しない
②手すりの設置を検討する
（新たな危険箇所とならないようにする）
③暗幕使用時は窓の開閉状況に注意する

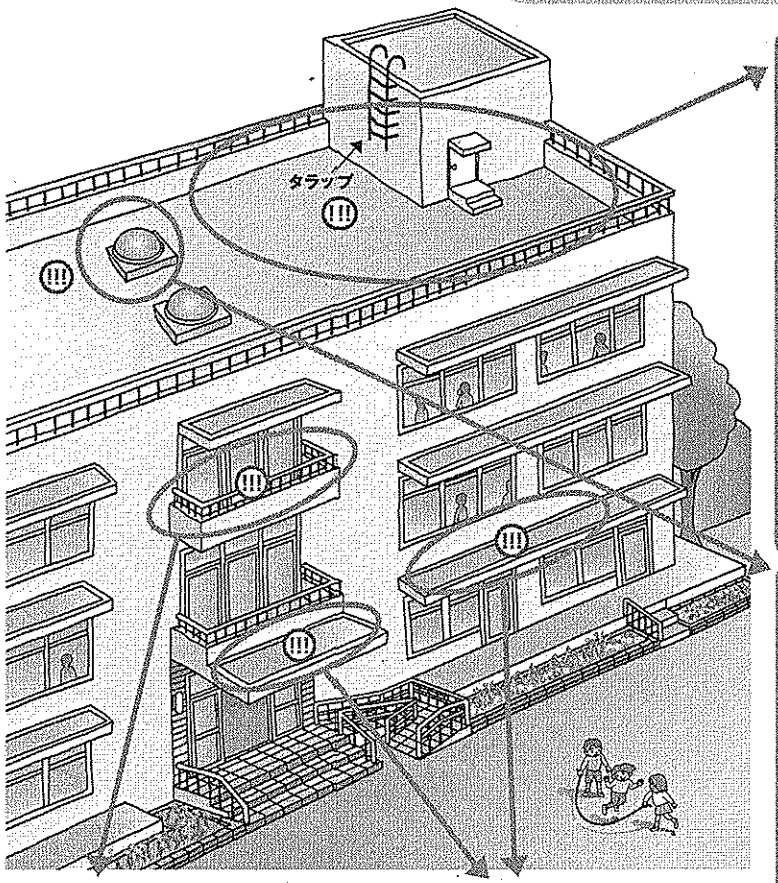

屋上

★屋上への出入り口は必要に応じて施錠します。

★十分安全な手すりや防護フェンス等を設けます。

★タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。

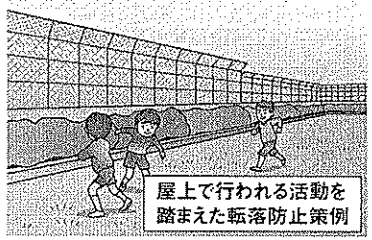

屋上で行われる活動を踏まえた転落防止策例

天窓（トップライト）

★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。

★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。

防護柵イメージ

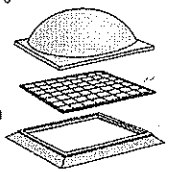

防護ネットイメージ

★天窓に近づきにくい状況を作ることも有効です。

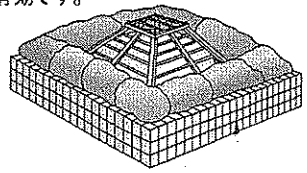

天窓を覆い周辺に植栽を配置した一例

★子どもたちが近づく可能性の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

バルコニー等

★十分安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。

★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

庇

★日ごろの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。

★庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

その他

★人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。

４　遊具の安全に関する配慮事項

以下の資料は、学校等の遊具施設の安全確保について、子どもが遊びを通して心身の発育発達や自主性、社会性、創造性などを身に付けていく「遊びの価値」を尊重しつつ、設置者や学校等が遊具を適切に維持管理するための配慮事項について整理したものである。

各学校等においては、本資料を、学校等に設置されている、手作り遊具を含めた遊具施設等の安全管理を徹底するために活用し、事故防止に万全を期すことが必要である。

※引用資料「遊具の安全に関する規準(案)JPFA-S:2002」（平成14年10月 社団法人 日本公園施設業協会）
※引用資料「遊具の安全に関する規準(案)JPFA-S:2008」（平成20年 8月 社団法人 日本公園施設業協会）

1 遊具の計画　手作り遊具の選定・配置

１．計画立案・選定
①管理者は、遊具が配置される遊び場の敷地選定、ならびに遊具の選定とその配置計画、そして対象年齢の決定などに際して、計画・設計者、製造・施工者、ならびに保護者等との協働のもとに、安全確保の観点から、適正な計画を立案すること。
②遊具の選定にあたっては、遊び場の自然環境（日照・排水・土壌など）および社会環境（児童生徒数、予想利用頻度など）に配慮すること。

２．配置計画
①利用動線の交錯を避け、安全領域の確保に努めること。また、人気の高い遊具については、過剰利用による事故を防ぐため、監督者の配置などについても検討する。
②遊び場全体が見通せるように配慮すること。

３．対象年齢層
①幼児と児童、または低学年と高学年では、運動能力や危険回避能力が大きく異なるため、年齢制限や利用方法などを設定すること。
②能力に適さない遊具の利用による事故や衝突事故を避けるため、幼児用（低学年用）遊具と児童用（高学年用）遊具との混在を避け、エリア分けなどの配慮を行うこと。

2 遊具の安全管理　安全点検のチェックポイント

１．遊具の高さ
①転落による重度の傷害あるいは恒久的な障害を最小限とするため、その標準的な最大値（幼児用；2,000 mm 以下、児童用；3,000 mm 以下）をクリアしていること。
②遊具の上部空間にも周囲の木枝などへの登り移りによる危険がないこと。
③利用者の不意の落下を防止するため、遊具の踊り場には遊ぶために必要な出入り口を除き、落下高さに応じてガードレールまたは落下防止柵が設置されていること。
④ガードレール・落下防止柵の上面は、容易に立てない形状とすること。

２．安全領域の内部空間（遊具本体を除く）
①利用者の頭部や目の高さに、衝突の原因となる遊び機能以外の障害物がないこと。
②利用者の足下の高さに、転倒の原因となる遊び機能以外の障害物や、異物（石やガラスなど）がないこと。
③設置面は、堅い塗装とすることを避け、土・芝生・砂などの遊具の落下高さに見合った衝撃吸収性能を有する素材を選定し敷設することが望ましい。

３．遊具の地際部分
○コンクリート基礎の天端が、転落した際の安全確保およびつまずき防止のため、原則として設置面（地表・グランド）より100 mm 以上下がっていること。
（ただし、衝突時の危険を回避するような対策を施した基礎や、構造上転落による衝突およびつまずきの危険がない場所に設置される基礎は例外とする。）

４．遊具本体
①利用者が容易に触れられる部分や簡単にアクセスできる部分は、頭部・胴体、首、指、足の挟み込みを防止する構造であること。
②容易に触れられる部分においては、ボルトやナットなど、けがの誘発や、衣服などが容易に引っ掛かる可能性のある部材の飛び出しがないこと。
③表面は、滑り止めなどの特殊な条件が必要とされる場合を除き、滑らかな表面であること。
④角の処理は、利用者の皮膚を切ったり、刺したりするようなけがの発生を可能な限り回避するため、面取りで丸みをつけたり、カバーを取り付けたり、研磨を十分行うなどの処理が施されていること。

3 遊具の維持管理　耐久性を高めるための材料保護

１．基本的な考え方
○各種材料は種類ごとに経年変化や劣化特性が異なるため、保護処理を必要とするものがあり、鉄鋼系材料にはメッキ処理・塗装処理、また木材には防腐処理などを適正に施すなどの劣化対策をとり、耐久性を高めることが必要である。

２．鋼製遊具
○構造上重要な鋼製支柱では、腐食による劣化を防ぐため、地際部に材料保護材を巻くなどの対策を行うこと。

３．木製遊具
①木製支柱は、加圧式防腐処理を施すか、または素材の耐朽性が「大」以上の樹種の心材を用いるか、あるいは耐食性のある金属製で水抜きに配慮した構造の柱受けを用いるなどの対策を行うこと。
②木質系材料では、木材の樹種に応じた耐朽性（大；7～8年、極大；10～20年）を参考とし、定期的な点検や必要に応じた塗布などによる防腐処理を実施するなど、設置年数を配慮した維持管理に努めること。

【木材の耐朽性による分類】
＊断面30×30 mm程度の杭を地面に立てた場合の耐朽年数を5段階で示したもの

	〈 心 材 〉	〈 辺 材 〉
極大	；ﾔﾏｸﾞﾜ、ﾆｾｱｶｼｱ、ｾｺｲｱ、ﾕｷ	
大	；ﾋﾉｷ、ｻﾜﾗ、ｽｷﾞ、ｶﾗﾏﾂ、ﾈｽﾞｺ、ｱｽﾅﾛ、ﾋﾊﾞ、ｸﾘなど	ｾﾝﾍﾟﾙｾｺｲｱ
中	；ｱｶﾏﾂ、ｼﾗﾍﾞ、ﾋﾒｺﾏﾂ、ｸﾛﾏﾂ、ﾌﾞﾅ、ｸﾇｷ、ｺﾅﾗ など	ﾄﾄﾞﾏﾂ、ﾋﾉｷ、ｻﾜﾗ、ｶﾗﾏﾂ、ｴｿﾞﾏﾂなど
小	；ﾊﾘﾓﾐ、ﾑｸﾉｷ、ｸｽﾉｷ、ｲﾇﾌﾞﾅ、ﾋﾒｼｬﾗ、ｲﾀﾔｶｴﾃﾞ など	ｱｶｴｿﾞﾏﾂ、ｽｷﾞ、ﾑｸﾉｷ、ｶﾂﾗ、ﾌﾞﾅなど
極小	；ﾔﾏﾊﾝﾉｷ、ｲｲｷﾞﾘ、ｺﾊﾞﾊﾝﾉｷ、ﾗﾐﾝ	

４．配慮事項
①回転・揺動系遊具の支柱は、回転軸を兼ねている場合が多く、特に短軸の場合は、その地際部は応力に伴う負荷が加わることから、十分な保護処理を行い、初期性能の維持に努めること。
②保護処理および保護材は、遊具として使用される状況において、利用者が危険物質による障害を受けるものであってはならない。材料から危険なガスまたは粉塵が発生したり、危険な成分を利用者が吸い込んだり、体表面から吸収するようなものが使用されてはならない。

4 安 全 点 検　安全点検の実施と事後措置による安全な環境の維持

※学校保健安全法施行令・規則については、平成２１年３月改訂予定のため、本書ではこれまでの学校保健法施行規則を適用

１．日常点検（学校保健法施行規則 第22条7）
①遊具は、子どもが日常的に利用するため、日常点検の対象とし、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮すること。
②遊具に対して、教職員がふだんの生活の中で絶えず安全意識をもち、危険を発見したり適切な

措置を行ったりする習慣を身に付けるとともに、子ども自身も遊具施設の安全を意識するような安全指導が必要である。

2．定期点検（学校保健法施行規則 第22条5第1項）
①遊具の異常の有無については、毎学期1回以上実施する定期点検の内容として系統的に位置付け、日頃十分に目が行き届かない箇所を点検して、安全確保に努める。
②刻々と変化する環境を考えるとき、毎月「安全の日」を定めるなどして月1回以上の点検を実施することが望ましい。

3．事後措置（学校保健法施行規則 第22条6）
①点検の結果、異常や危険な箇所が発見された場合は、直ちに危険箇所の明示、施設および設備の修繕等危険を防止するための措置を行うこと。
②専門家に依頼する必要があるなど、即座に措置ができない場合には、使用を中止し、「使用禁止」「危険」「立入禁止」などの表示をしたり、子どもへの注意を喚起すること。

4．安全点検の実施
①全教職員の共通理解に基づく「安全点検実施要項」を作成して、安全点検の目的や方法および点検後の処置などを学校の実態に応じて定め、これによって実施すること。
②安全点検の際には、個別の遊具に応じて点検項目を明確にした「安全点検表」を作成し、点検結果を記録すること。
③点検の実施にあたっては、形式に流されることなく、子どもの目の高さや行動の特徴に十分注意しながら、さわったり、動かしたり、負荷をかけたりして、その都度確実に行うこと。

5 安 全 教 育　子どもの安全意識の高揚

1．実態把握
○子どもの遊具の利用状況を十分に把握し、必要に応じて子どもが安全な利用方法や手順を理解した上で利用するよう指導すること。

2．利用表示
①各遊具の適切な利用方法や利用上の警告事項（対象年齢や危険な行為の案内など）などを、「利用表示サイン」として分かりやすく記すとともに、見やすい位置に表示（設置）して周知し、安全確保に努めること。
②「利用表示サイン」について、過剰な注意や厳しい表現は、遊びの価値を半減させるおそれがあるため、簡潔で解りやすく、かつ温かみのある表現で記すことが望ましい。

子どもの発達の段階と遊びとの関係

子どもを安全に遊ばせるためには、子どもの成長や発達の段階に応じた遊びの内容について知っておく必要があります。発達の特性と遊びの内容を各段階ごとにまとめました。遊びの際の参考にしてください。

（第１段階：乳児　０～２歳）

触覚・視覚・聴覚・臭覚・味覚が発達し、触る・握る・打つ・投げる・立ち上がって歩く・走る・跳ねるなどの基本動作を始めます。全身を使って色・形・量・質感、さらに匂いや味を理解するようになります。また、この２年間に情緒は目覚ましく発達します。

感覚運動遊びの段階で、水や砂は、それ自体が遊びの楽しい素材となります。幼児用のすべり台やブランコも使えるようになりますが、しっかりと手を添えて、保護することが必要です。

（第２段階：幼児　２～４歳）

乳歯が生えそろい消化器官が発達し、体力がついてきます。三半規管の発達によりバランス機能も育ち、走る・とび跳ねる・登る・ぶら下がるなどの動作が活発になります。

好奇心が強まり、怖いもの知らずで、どこへでも行きたがるので目が離せません。周囲の危険に対して、いつも気を配っておくことが必要です。

（第３段階：学齢前幼児　４～６歳）

体位・体力とも一段と成長し、よじ登る・揺らす・バランスをとる・飛び降りるなどの動作が活発になる。知識も発達し、親の手を離れ、他の子どもとごっこ遊び（集団的象徴遊び）ができるようになります。その中で、協調性や社会性が育ちます。

危険に対する認識は乏しく、回避能力が未熟なので、遊びの内容に応じて年長者や保護者の指導が必要です。

（第４段階：低学年児童　６～９歳　小学生１～３年生）

身体の均整がとれ、運動量の増大とともに、バランス調整能力や俊敏性が発達します。スピードやスリルを楽しむあまり、筋肉や関節を痛めることがあります。

ルールのあるゲームを通じて、子ども同士に秩序が生まれ、子ども社会が形成されます。楽しく参加できているか、過度の運動になっていないか、見届けることが大切です。

（第５段階：高学年児童　９～１２歳　小学生４～６年生）

身長、体重ともに伸び盛りです。知的で創造的な遊びや、ルールのあるスポーツを好むようになります。親への依存度が減少し、仲間や親友とともに行動するため、ときに、冒険や挑戦の度が過ぎ、大けがをすることもあります。

（第６段階：少年　１２～１５歳　中学生）

運動量に合わせて骨格や筋肉、反射神経が発達します。そのため、運動に対して技巧的欲求が高まり、願いやあこがれをもって、運動に夢中になる時期です。さらに自我に目覚め、親離れする年代ですが、体調については、いつも見守っていたいものです。

（第７段階：青年　１５～１８歳　高校生）

体力、運動能力は最高点に近づき、心身ともにスポーツに打ち込むことができる時期です。自覚をもって、主体的に取り組むとともに、抽象的思考を行うようになります。

※（社）日本公園施設業協会会報　ＪＰＦＡ　Ｎｏ２９（平成１２年７月刊）より

第２節　教育活動における安全上の配慮

１　教科指導等における安全上の配慮

≪体育・保健体育≫

①教科の特性

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てることをねらいとしている。

したがって、この教科は運動の実践を通して学習が展開されることから、人の動きと仲間とのかかわりあいの中で活動が行われるところに特性がある。

②体育活動時における全般的配慮事項

＜施設・設備・用具に対する安全管理＞

ア　体育館・武道場等

児童生徒の活動が活発に行われる場であるため、床板や畳の破損状況、電源等の安全、用器具の設置・取り付け、危険物（画鋲、砂等）の有無について十分に確かめ、万全を期する。

イ　運動場等

体育館と同様、児童生徒が活発に活動する場であるから、地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態などについて十分に点検し、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去を行い、常に安全な状態に整備しておく。

ウ　運動場等の固定施設

ブランコ、シーソー、ろく木、鉄棒、サッカーゴール、バスケットゴール、砂場などの状態について常に安全を確かめ、けがや事故が発生しないようにしておく。

エ　運動用具等の倉庫

児童生徒のけがの中で、運動用具の撤去や収納の際に起こるものも少なくないことから、それらの倉庫や用具室の整理整頓に努め、利用についてのきまりを設けることや常に施錠ができるなど安全管理に努める。

オ　プール（第３章　第２節　４　参照）

浄化・消毒装置やシャワー､洗眼器などの設備が正常に機能しているか、それが安全に使用されているか、また、プールの中に危険物や異物が混入していないか、プールサイドやプールの周囲が安全な状態に保たれているか、排水口の蓋がネジ・ボルトなどで固定され、吸い込み防止金具を完備した二重構造になっているか常に確認しておく。

＜児童生徒に対する安全管理＞

ア　個々の体力・能力など、発達段階に応じて適切な指導を行う。

イ　活動内容に応じた準備運動、整理運動を行う。

ウ　定期健康診断や心電図検査の結果を踏まえ､日常の健康観察を怠らない。
エ　ルール（約束ごと）を無視した行動をさせない。
オ　服装を確認する。（活動内容に合った服装、靴のはき方、爪、ピン留め、身体につけている金属類等）
カ　天候について考慮し、指導する。（雨、雷、日ざし、砂じん、水温等）
キ　見学者の観察及び見学場所を考慮する。
ク　事故、災害の発生時における緊急体制を確立しておく。

③領域・種目別配慮事項

領　域	配　　慮　　事　　項
ゲーム	この領域の配慮事項については、以下の運動種目との関連において配慮していく。
体つくり運動	1　十分間隔をとって、隣の者とぶつからないようにする。 2　軽い運動から強い運動へ、易しい運動から難しい運動へ、単純な運動から複雑な運動へ進めるようにする。 3　児童生徒の体力や能力に応じた内容や反復回数で行わせる。 4　二人組で行う運動は、内容によっては、身長・体重が同じぐらいの者同士で行わせる。 5　練習は真剣に取り組ませ、ふざけたり、相手に痛い思いをさせたりするような態度はとらせない。 6　用具の選定、取り扱いについても十分指導する。
器械運動系	1　能力に応じた課題に向かって、段階的・系統的に練習させる。 2　種目に応じて補助者をつけ、補助の仕方を指導し確実に行えるよう配慮する。 3　マットの取っ手(耳)は折り込み、種目によっては二枚重ねて敷いたり、ウレタンマットを使用するなど安全に配慮する。 4　跳び箱運動では、必要な台、器具、マットの配置に注意し、跳び箱を設置する床面に、滑り止め具等を使用して、くずれたり、ずれたりしないよう工夫する。 5　平均台運動では、周囲にマットを十分敷き、踏み切り板の使用についても安全に配慮する。また、必要以上の児童生徒を台上に登らせないようにする。 6　屋内の鉄棒運動では、鉄棒の下にマットを敷く。 7　鉄棒の錆はサンドペーパーでしっかり落とし、手が滑らないよう炭酸マグネシウム等を用意する。
	1　走路、砂場の状態を十分点検する。 2　児童生徒の実態を踏まえ、走る距離等を考慮して行わせる。 3　リレーでは、バトンパスで前走者と後走者がぶつからないよう、その要領を指導する。 4　ハードルの高さや間隔は、個人の体力や技術などに応じて工夫をする。

陸上運動(競技)系	5　ハードルは逆から絶対に跳び越させない。 6　跳躍の試技は、踏切箇所、着地場所の安全を確認し、合図をし合って行わせる。 7　走り高跳び等は、能力に応じた跳び方、高さで試技させる。また、バーが飛んでも危険のない所で児童生徒を待機させる。 8　投てき競技では、決められた場所で行い、相手に声をかけて安全を確かめてから投げさせる。 9　投てき物は、直接相手に投げ返さない。転がってきた砲丸の止め方・拾い方についても指導する。また、投てき者の前方で待機させない。 10 投てき競技の跡は、きれいに整地させる。
水　泳　系 プールにおける安全上の配慮については第3章第2節の4を参照	1　水に入る前・水から出た後には必ず人数の確認をする。さらに、バディを組み、常に相手がいるか確認して学習を進める。 2　プールサイドを走ったり、ふざけたりさせない。 3　陸上だけでなく、水中でのウォーミングアップを十分行わせる。 4　シャワーは心臓より遠いところから浴びさせる。プールに入る際も、ゆっくり水に入らせる。 5　他の泳者の方向、間隔等に留意し、常に目を開いて泳ぐように習慣づけ、接触やぶつかりを防ぐ。 6　スタートについて 小・中）水中からのスタートを指導する。 高）前方の確認や、水深、入水角度に十分注意させ、スタートの仕方についても初歩的なものから段階的に指導する。 7　入水時間については、児童生徒の体力に応じて十分配慮する。 8　コースロープの上に乗ったり、ぶらさがったりしないよう徹底する。ターンバックルカバーをつけて使用する。 9　救命具を常備しておくようにする。 10　必要以上の直射日光を避けるための日よけテント等を設置する。 11　緊急時の連絡方法を明確にし、徹底しておくとともに、心肺蘇生法について全教師が身に付けておく。
ボール運動(球技)系	＜全　般＞ 1　過密な人数配置、連続的な練習の間合い、ボールの数等に配慮する。 2　ボールの整理に常に注意し、転がしておかないように徹底させる。 3　ボールの上に乗らないように注意する。 4　故意に相手にあてるような行為等をさせない。 5　突き指やねんざの予防について準備運動から配慮する。 ＜バレーボール＞ 1　ネットを張る時や緩める時のハンドルやワイヤーの跳ね返りについて十分注意させる。また、ワイヤーの点検も忘れずに行い支柱には必ず安全帯を巻く。 2　支柱の運搬に十分配慮する。アンテナの固定確認を忘れずに行う。 3　汗でフロアーが滑る場合は、よく拭き取る。 4　相対してサーブ練習する時には、生徒間の間隔及び相手側より飛来

ボール運動 (球技)系	するボールに注意させる。 5　得点板などをコート近くに置かない。 6　ネット際のプレーでの事故に注意させる。 ＜バスケットボール＞ 1　チームが明確に分かるよう、身体にあったゼッケン等を使用させる。 2　リング下及び転がっているボールの奪い合い等で、危険な接触がないよう注意する。 3　ルールや約束を守って、乱暴なプレーをさせない。 4　移動式のゴールは必ず固定し登らせない。 ＜サッカー・ハンドボール＞ 1　ゴールにとび付く、登る、ぶら下がるなどの行為をさせない。必ずゴールを平たんな場所に設置し、くい等で固定する。 2　シュート練習等では、キーパーと危険な間合いでのシュートに注意する。 3　シュート練習する時、ボール拾いの位置や方法にも注意をする。 4　ゴールを移動する場合には、教師の適切な指示に従って十分保持できる人数で運搬する。
武　　道	＜柔道＞ 1　人数の配置に注意し、ぶつからないようにする。 2　倒れたり、投げられた場合はできるだけ早く起きる習慣をつける。 3　正しい受身や体さばきを身に付けさせ、相手を尊重し礼儀正しく練習や試合ができるようにする。 4　禁じ技等危険な技については行わせない。 5　体格、体力、技術等を考慮し、練習や試合を行わせる。 6　相手を前に投げる場合は、頭を下げすぎて姿勢が低くならないようにする。 7　投げる時は、必ず引手を離さないで保持して引き上げさせる。 また、相手の上に倒れこまないよう注意させる。 ＜剣道＞ 1　人数の配置に注意し、竹刀や身体がぶつからないようにする。 2　服装は夏季においても打撲を少しでもやわらげるため、長袖シャツ、長ズボンが望ましい。 3　防具は、正確に確実に着けさせる。 4　竹刀の破損や管理には常に注意する。 5　闘争的・感情的になって打ち合うことのないよう相手を尊重し、礼儀正しく、練習や試合ができる態度を養う。 ＜相撲＞ 1　土俵（砂場、マット等及び周囲）の小石、ガラス片等の危険物がないよう整備する。 2　感染等の疾患のある者の参加はさせない。

	3　禁じ手（はり手、髪をつかむ、のど輪、たてまわしをつかむ等）はさせない。 4　初歩的な段階では、体格、体力、技術など同じ程度の者と練習させる等、配慮し段階的に指導する。
表現運動(ダンス)系	1　人数の配置に注意し、ぶつからないようにする。

体育授業時に起こり得る事故（■）と防止のポイント（◎）

■運動中しゃがみこむように倒れる

◎個々の能力をよく把握しておき、過重負担にならないようにする。
◎十分な準備運動を行ってから、運動を行う。
◎運動中の児童生徒の様子を観察し、変化を見逃さない。うずくまる等の兆しについても見逃さず迅速に対応する。
◎日頃からすべての教師が心肺蘇生法を修得しておく。

■プールで溺れる

◎事故防止の心得を徹底する。
◎背の立つところで泳ぐ。
◎体を押さえつけるなどの行為は命に関わることを徹底して指導にあたる。
◎バディ学習の徹底。検定などは、教師も仲間も応援して見合う。
◎潜水などによるノーパニック症候群に注意する。
・潜水を行う場合は、教材として必要であるか検討し、潜水の危険性を児童生徒に周知徹底する。
・潜水の前に必要以上に深い呼吸を繰り返すことはしない。
・無理な息こらえをせず、少しでもおかしいと思ったら潜水を注意する。
・潜水する者と監視する者とのマンツーマン体制を確保する。

■砲丸が直撃する

・ペアが投げた砲丸を拾おうとしたときに、隣のペアが投げた砲丸が頭部を直撃することがあります。
◎投てき場を複数設置する場合、投てき物の落下エリアが決して重ならず、かつその間に余裕があるように、十分な距離をとる。
◎生徒の待機位置・動線等について、明確に指示する。
◎投てき物を「投げる時」・「戻す時」に、特に事故発生の可能性が高いことから、その際の活動方法や安全確認方法を徹底する。
◎生徒に対し、危険な状態や行動及び過去の事故例等を適切に伝えるなどして安全への意識を高め、生徒が自身及び互いの安全に注意するよう指導する。また、危険な状態や行動があった場合は、その場ですぐに指摘し適切に指導する。
※中学校では、安全面や施設面などを考慮して、陸上競技から投種目を除いて構成している。

■ゴールにとび付いて転倒

・ゴールにぶらさがり、サッカーゴールが倒れ、頭部を強打することがあります。

◎ゴールポストを固定しておく。

◎ゴールを移動するときは、教師の適切な指導のもとで行う。

◎ゲーム中に危険な行為がないかどうか児童生徒の動きをよく見ていく。

◎サッカー、ハンドボール等のゴールネットは、規格の物を使用する。

『ライン引きの粉』には炭酸カルシウムを！

運動会や体育の授業等で校庭に白線を引く時に使われる白い粉―「消石灰」

今まで、消石灰は、少量で長い線が引け、途中で途切れにくく、優れた発色性と適度な粘着性を持ち、さらに地面に残っていても土壌への影響の心配がないなどの利点からライン引きに使用されてきました。

白い粉―消石灰は、天然の石灰石に熱を加え、生石灰（白色の塊）を作ります。この塊に水を加えると熱を出して粉々に崩れます。その粉状になったものを消石灰（別名：水酸化カルシウム）といいます。（学習研究社学習百科大事典）

この消石灰が直接目に入ったらどうなるでしょう？

消石灰が涙と化学反応を起こし、アルカリ性化学物質として目のたんぱく質を変化させます。透明な角膜は白く濁り、結膜も薄くはげ落ちてしまいます。脂肪にも溶けやすく、数秒以内で目の中まで浸透するとさえいわれています。このことからも、石灰が目に入ったとき等はすぐに洗顔するよう指導し、その後、眼科医等に急行するようにしましょう。また、保管については、施錠のできる体育倉庫で保管しましょう。

社団法人日本眼科医会の調査（Ｈ１９）によれば、現在でも消石灰が使用されており、事故も発生していることが報告されています。このことを受けて、文部科学省からは運動場のラインなどに使用する石灰については、より安全性の高い炭酸カルシウムなどを使用するように通知が出されている。

安いからといって、<u>農業用消石灰</u>を利用している・・・なんてことはないですよね！

スタートピストル（陸上競技等）

ライン引きと並んで運動会等でよく利用されるのが「スタートピストル」です。

約2㎝四方の紙の間に火薬を挟んだ「紙雷管」を使用し、ピストルの撃鉄が火薬をつぶして音と煙を出す仕組みになっています。

紙雷管は、許可証を有したスポーツ用品店で購入できますが、店頭には置いていません。購入する際は、住所や名前を告げなければ購入できないなど、厳重に管理されているのです。それほど管理されている「紙雷管」ですが、学校ではどのように取り扱われているでしょう。

例えば、節約と音を小さくするために紙雷管を半分に切って使う。
ポケットに入れて使用している。
保管している場所が、直射日光の当たる場所である。
などということはありませんか。

紙雷管そのものは小さなものですが、その危険度は計り知れません。
その取扱いには、十分注意する必要があります。
使用時には、イヤーディフェンダー（イヤープロテクター）等で耳を保護しましょう。

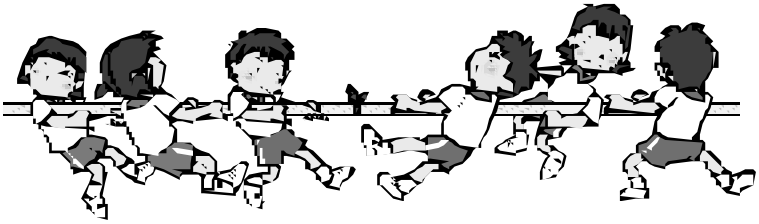

テントの設置

最近テントが突風であおられ、負傷者が出る等の事故が発生しています。このことからも、運動会等では各種目に使用する道具等の点検・安全な設置が必要です。

テントが風で飛ばされないように重しを付けたり、テント等道具の片付け方（倉庫等で寝かせておく）などにも十分配慮したいものです。

加えて、熱中症対策の一つとして直射日光から児童生徒を守るために、応援席（待機席）にテントを設置することも心がけたいものです。

≪理科≫

①教科の特性

理科の目標は、次のようになっており、観察、実験などを通して自然の事物・現象とかかわっていくことが重視されている。

小学校：自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

中学校：自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

観察、実験などを安全で適切に行うためにも、事故の防止、薬品の管理や廃棄物の処理などについて十分配慮することが必要である。

また、児童生徒が、観察、実験を安全に行うことで、危険を認識し、回避する力を養うことが重要である。

②指導上の配慮事項

区　分	配　慮　事　項
指導計画の検討	1　年間の指導計画の中に観察実験や野外観察の目的や内容などを明確にしておく。 2　児童生徒のその段階での観察、実験の技能の習熟度を掌握し、無理のないような観察、実験を選ぶ。 3　学習の目標や内容に照らして効果的で、安全性の高い観察、実験の方法を選ぶ。 4　指導計画の中に考えられる危険性に対しての安全対策を明確にしておく。
予備実験と危険要素の検討	1　観察、実験の安全を確保するために、予備実験は必ず行う。 2　使用する薬品の濃度が濃かったり量が多過ぎたりすると、急に激しい反応が起こって事故につながる可能性が高くなるので、適切な実験の条件を確認しておく。 3　グループで観察、実験を行う場合は、すべてのグループが同時に観察、実験を行うことを想定し、その危険要素を検討しておく。 4　薬品の扱いについては、その薬品の性質、特に爆発性、引火性、毒性などの危険の有無を調べた上で取り扱う。
器具の整備・点検	1　観察、実験の器具については、整備点検を日頃から心掛けなければならない。 2　長期間使用していなかった実験器具を使用すると、劣化などにより実験に不具合が生じたり発火するおそれがあったりするので、使用前に安全に使用可能か一つ一つについて必ず確認する。 3　使用頻度の高いガラス器具などはひび割れが原因で思わぬ事故となることもあるので事前の点検を行う。 4　解剖用具等の刃物類は、施錠して保管する。 5　使用した器具は、数量を確認して保管する。 6　準備室を整理整頓する。
安 全 指 導	1　児童生徒にも安全対策に目を向けさせる。 (1)基本操作や正しい器具の使い方などに習熟させるとともに、誤った操作や使い方をしたときの危険性について認識させる。 【例】アルコールランプやガスバーナーなどの操作について、それらの機能及びアルコールやガスの特性などを十分に理解した上で確実で合理的な実験器具の操作に習熟させるよう指導する。 (2) 事故例とその原因などを把握しておく。 2　観察、実験の基本的な態度を身に付けさせる。 3　理科室の使用ルールを決めて、全教職員で指導する。 4　理科準備室には、児童生徒のみで入室させない。 5　安全に配慮したグループ編成を行い、席の配置を工夫する。

※身に付けさせる観察、実験の基本的な態度	＜観察、実験前＞ ・授業が始まる時刻には着席している。 ・観察、実験にふさわしい頭髪、服装となっており、履物をきちんとはいている。 ・観察、実験活動中にふざけて事故を起こすことのないよう教師の指示に従う。 ・ぬれ雑巾を準備しておく。 ＜観察、実験中＞ ・イスを机の下に入れるなど、とっさに動いたときに、躓かないようにしておく。 ・ふざけたり、自分勝手な行動をしたりしない。 ・室内を走らない。また、必要がないのに立ち歩かない。 ・机上は整頓して操作を行う。(実験台の上に、不要なものは置かない。机の上を広くつかうことができるようにしておく。) ・火のそばに、引火性物質を置かない。 ・終了間際に、あわてて操作しない。 ＜観察、実験後＞ ・ガスの分岐栓、元栓をしめたり、電源を切ったりする。 ・使用した器具類に薬品が残っていないようにきれいに洗い、元の場所へ返却し、最後に手を洗う。 ・余った薬品を返却する。 ・試験管やビーカーを割ってしまったときには教師に報告し、ガラスの破片などをきれいに片付ける。 ・授業が終わったら、イスを机の下又は上において退室する。
理科室内の環境整備	1　理科室では、児童生徒の使い易い場所に薬品や機器を配置しそれを周知しておく。ただし、薬品は、薬品庫で保管する。 2　救急箱を用意しておく。 3　消火器や水を入れたバケツを用意しておく。 4　換気にも注意を払う。特に、アンモニアや硫化水素などの刺激臭をもつ気体や有毒な気体を発生させる実験では十分な換気をする必要がある。
理科室の施設・設備等の点検	1　ガスの配管、電気の配線を床上に露出させない。 2　ガス漏れがないか常時点検する。 3　ガスの元栓、分岐栓は、使用時以外は閉めておく。 4　電気器具の配線は、絶縁を完全に行っておく。 5　配線は分かりやすくし、「タコ足配線」をしない。 6　換気扇及びドラフトは、いつも正常に作動するようにしておく。 7　配電盤は、使用時以外はスイッチを切り、施錠しておく。 8　水道の蛇口は、いつも良好にしておく。 9　机、床、壁などに不要なくぎなど出しておかない。 10　理科室、準備室は、使用時以外は施錠しておく。
	1　余分な飾りがなく機能的な服装をさせる。なるべく露出部分が少なく、緊急の場合の脱衣が容易であり引火しにくい素材の服が望ましい。 2　前ボタンは必ず留め、長い髪は後ろで束ねて縛っておくなどの配慮が必要である。

観察や実験のときの服装と保護眼鏡の着用	3　飛散した水溶液や破砕した岩石片などが目に入る可能性のある観察、実験では、保護眼鏡を着用させるようにする。 4　保護眼鏡について、学校で整備したものを使用させる場合は、使用後に７０％エタノールで殺菌する。また、紫外線殺菌保管庫で保管することも考えられる。万が一、伝染病が発生した場合は、校医の指導を受け、適切に対応する。 5　保護眼鏡については、水泳用のゴーグルで代用しないこと。ゴーグルの内側が曇ることによって、事故が発生する恐れがある。
応急処置と対応	1　事故の対策を心得ておく。過去に起こった事故や予想される事故を検討し応急処置について日頃から考えておく。 2　薬品が眼に入った場合は流水で洗眼をした後、直ちに医師の手当を受けさせる。 3　火傷をしたときは患部を直ちに冷水で冷やし早急に専門の病院へ行かせる。 4　観察、実験の際に児童生徒がけがをした場合、応急処置をし医師の手当を受けさせると同時にけがをした生徒の保護者への連絡を忘れてはならない。 5　平素から校医などと十分に連絡をとり、緊急の時の対処について具体的に決めておく。
野外観察における留意点	1　観察予定の場所が、崖崩れや落石などの心配のない安全な場所であることを確認する。 2　斜面や水辺での転倒や転落、虫刺されや草木によるかぶれ、交通事故などに注意して安全な観察を行うように心掛ける。 3　事前の実地踏査は、観察場所の安全性の確認や観察場所に至るルートの確認という点で重要である。とりわけ、河川などの状況は開発等の人為的な活動や風雨などの気象現象により大きく変わることもあるので注意する。 4　観察当日の天気や気候にも注意して、不慮の事故の発生を防ぐようにする。 5　緊急事態の発生に備えて連絡先、避難場所、病院なども調べておく。 6　河原や雑木林などを歩く場合、はきものは滑らないものでしっかりとした靴がよい。服装は、虫刺されやかぶれ、紫外線などの危険から身を守るために、できるだけ露出部分の少ないものが適している。 7　日ざしの強い季節には、帽子をかぶるなども必要である。 8　岩石の採集で岩石ハンマーを扱う時には、手袋や保護眼鏡を着用させるようにする。
	1　薬品などの管理は、地震や火災、盗難などに備えて、また法令に従い、厳正になされるべきである。その際、関係諸機関とも連絡を密にして行う。 2　薬品は、一般に直射日光を避け冷所に保管し、異物が混入しないように注意し、火気から遠ざけておく。 3　薬品は、それぞれの性質に応じて適切に分類して保管する。例えば、強酸（塩酸など）、強い酸化剤（過酸化水素水など）、有機化合物（エタノールなど）、発火性物質（硫黄など）などに大別して保管する。また、内用薬と外用薬もはっきり区別して保管する。 4　地震などによる転倒の防止措置を講じておく。

薬品の管理	5　施設ごとに、毒物劇物取扱についての管理責任者を設置し、適正な管理を徹底する。 6　爆発、火災、中毒などの恐れのある危険な薬品の保管場所や取扱いについては、消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法などの法律に従って類別して薬品庫の中に入れ、毒物・劇物については、紛失や盗難のないよう必ず施錠する。 7　毒物・劇物は、一般薬品等との区別し専用の保管庫で保管する。 8　毒物・劇物の保管庫の施錠に関する確認や点検を確実に行う。 9　毒物・劇物の保管庫の鍵について管理責任者を定めて保管する。 10　毒物・劇物の保管状況について定期的に確認する。 11　薬品の容器には薬品名のラベルを明確に表示する。 12　保管庫及び薬品の容器に毒物・劇物について表示する。保管庫には、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示する。 13　薬品在庫簿を備え、時期を決めて定期的に在庫量を調べ、学校薬剤師の指導を受ける。 14　薬品在庫簿に、薬品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量を記載しておく。 15　薬品在庫簿に、薬品の性質、特に爆発性、引火性、毒性などの危険の有無も一緒に記載しておく。 16　万が一危険な薬品が飛散するなど、保健衛生上の危害が生じる恐れがある場合は、必要な応急の措置を講じ、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る。 17　万が一危険な薬品の紛失や盗難があったときには直ちに各学校の管理責任者へ届け出る。 18　薬品の購入は、年間指導計画に従い最小限にとどめる。特に危険な薬品類は余分に購入しないよう留意する。 19　長期間保存されており、今後も使用の見込みがないものについては、適正な方法により速やかに廃棄する。
廃棄物の処理	1　有毒な薬品やこれらを含む廃棄物の処理は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、環境保全関係の法律に従う。 2　酸やアルカリの廃液は、中和してから多量の水で薄めながら流すなど適切な処理をする。 3　重金属イオンを含む廃液は、放流することを禁じられているのでそのまま廃棄することはせず容器に集めるなど、適切な方法で回収保管し、最終処分は廃棄物処理業者に委託する。 4　観察・実験の終了後も、不純物が混入していない薬品や未使用の薬品などは廃棄せず、利用できるように工夫する。 5　使用する薬品の量をできる限り少なくしたマイクロスケールの実験など、使用する薬品の量をできる限り少なくした実験を行うことも考えられる。 6　反応が完全に終わっていない混合物については、完全に反応させてから、十分に冷まして安全を確認してから処理する。

基 本 操 作	＜加熱、燃焼＞ 1　加熱実験においては、立って行うことを原則とする。 2　点火時にマッチを使用する場合は、正しく使わせる。ただし、点火において必ずしもマッチを使用する必要はない。 3　アルコールランプには、メチルアルコール又はエチルアルコールを使用する。 4　アルコールランプは、火のついたまま持ち歩いたり、傾けたり、口で吹き消したりしてはいけない。 5　ガスバーナーは、よく点検し、操作を理解したうえで点火させる。 6　試験管で水等を沸騰させる場合には、試験管ばさみを用いるとともに、沸騰石を試験管の中に入れる。 7　加熱時には、試験管の口を人のいる方向に向けない。 8　アルコール等引火性物質の加熱には、必ず湯せんで行う。 9　加熱器具や加熱した容器は、十分冷えるまでさわらない。 ＜気体の発生＞ 1　水素発生器の導管に、直接点火してはいけない。 2　二酸化マンガンと過酸化水素水で酸素を発生させる場合は、過酸化水素水の濃度を５～８％にして用いる。 3　過酸化水素水の加熱により酸素を発生させる場合は、過酸化水素水は濃度５～８％、ｐＨ８が安全である。 4　有毒気体（塩素、塩化水素、硫化水素、エーテル）が発生する観察、実験や気化しやすい溶媒（アルコールなど）を使用する観察、実験においては、換気に注意を払い、絶対に吸い込まないようにする。 5　気体の臭いをかぐ時は、気体に直接鼻を近づけない。 6　気体検知管を適切に使用させる。 7　気体が発生する閉じた系での実験では、保護眼鏡の着用による安全性の確保に留意する。 ＜水溶液、液体＞ 1　濃硫酸を水で薄める時は、必ず水の中に濃硫酸を少しずつ入れる。 2　濃硫酸を水で薄める時や、水酸化ナトリウムを水に大量に溶かす時は発熱するので、薄いガラス器具を用いる。 3　揮発性の液体の栓は静かに抜き、あけたままにしない。 4　酸やアルカリを用いる実験では、特に保護眼鏡の着用による安全性の確保に留意する。 ＜ガラス器具の扱い＞ 1　かくはん棒の先に清浄なゴム管を付けるとよい。また、ガラス棒より、ガラス管を封じたものの方が安全である。 2　ガラス管、ガラス棒の両端は熱で丸めておく。 3　ゴム栓にガラス管を通す操作は極めて危険である。ガラス管に石けん水を一滴付け、必ず厚めのタオル等を手に当てて、回しながら行う。 ＜薬品＞ 1　どんな薬品も直接手に触れさせない。特に目には絶対入れないように注意する。必要に応じて、保護眼鏡を着用させる。 2　薬品が手に付いた時は、すぐに水で洗い必ず教師に連絡させる。 ＜レンズ、光＞ 1　凸レンズを通して光源を直接見させない。

	2　虫眼鏡（ルーペ）で太陽をのぞいたり、物を燃やしたりさせない。 3　望遠鏡による太陽観測は投影法で行う。 4　太陽の観察に当たっては、直接太陽を観察させない。JIS規格の遮光板を用いる。 5　顕微鏡は直射日光が当たらない場所で使用させる。 6　レーザー光を光源として用いる場合は、光源を直接見させない。 ＜その他＞ 1　空気鉄砲を飛ばす時は、飛ばす方向に人がいないことを確かめてから行う。 2　誘導コイルによる高電圧発生装置を使用する時は、絶縁を完全に行うとともに、回路から十分離れさせる。 3　刃物の操作には、十分に注意を払う。

硫化水素とは、その被害を防ぐには？

平成２０年（２００８）１月ごろからインターネットにより硫化水素情報が掲載されはじめ、４月には自殺者が激増しました。

ネット書き込みを「有害情報」に指定！
止まらない自殺連鎖！

硫化水素を使った自殺が、全国で相次いでいます。平成２０年１月頃から、ネットで手口が紹介されはじめ、４月には全国において自殺者が激増！４月１ヶ月で少なくとも６４件発生し、６０人が死亡しています。また、負傷者も１４５人に上り、そのほとんどが巻き添えになっています。

こうした非常事態に、警察庁は、４月３０日、硫化水素の発生方法を説明したインターネットの書き込みを「有害情報」に指定しました。警察が把握した場合、プロバイダーなどに削除を求めます。

硫化水素とは？
- 卵が腐ったような臭い、腐敗臭がする
- 無色透明の可燃性ガスである
- 空気よりも重いために低い所へ滞留する
- 毒性が強く、８００ppm以上の濃度のガスを吸うと即死する
- 吸引した場合、咳・めまい・頭痛・息苦しさ・吐き気などの症状が出る

硫黄泉など温泉からも発生するため、入浴したまま気づかぬうちに中毒死する例もあります。刺激臭は強くないものの、他の有害ガスに比べ影響が出るのが非常に早く、また、空気より重いため、マンションなどで自殺を図ると階下の住民を巻き込むことになります。

したがって、現場に立ち入る際には防護服が必要で、防護服なしの警察官が被害を受けるケースも出ています。

注意点は？
- 臭いを感じたら一刻も早く現場から離れること！
- ハンカチ等で口を覆い、風上へ避難すること！
- 発生源には、絶対近づかないこと！

被害を最小限にするためにも、ぜひ徹底しましょう。

≪生活科≫

①教科の特性

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養うということが生活科の目標である。

この目標を達成するために、見る・聞く・触れる・作る・探す・育てる・遊ぶなどの直接働きかける学習活動が重視される。特に、安全については、自然災害、交通災害、人的災害などに十分気を付けた適切な行動や危険を回避する行動などができることに配慮する必要がある。

区　分	配　慮　事　項
校　内	1　児童の移動がスムーズにできるよう廊下などに不要な物は置かない。また、学習活動に支障のある机、床、壁などの突起物に留意する。 2　準備室などの用具は、保管場所をはっきりさせ、いつでも使えるように点検・整備をしておく。 3　飼育小屋の内外は整理整頓し、清潔にしておく。また、世話や観察する時以外は施錠をしておく。動物の飼育に関して、獣医や保健所による巡回指導と点検、日常的な連携を行う。 4　花壇の棚、手すり、縁石などの点検・整備をし、危険のないようにしておく。
校　外	1　校外学習では、あらかじめ現場を下見し、十分な安全を配慮した上で実施する。 2　公園の遊具や施設の安全を確認し、使い方や遊び方の指導をする。 3　電車やバスを利用する場合は、安全に留意し、乗降の仕方などの事前指導をしておく。 4　児童の交通安全に十分配慮する。 5　落ち葉や木の実拾いなどの際、危険な場所に立ち入らないよう指導する。 6　スズメバチ、毒蛇、その他、害虫対策とその対応への指導をする。 7　漆等、草木によるかぶれの配慮をしていく。 8　崩落、斜面での転倒転落、河川の増水時の安全管理と指導を十分行う。 9　緊急時の連絡と対応について十分配慮する。 10　児童の安全を見守ってもらうため、保護者や地域の人々の理解と協力を得る。
全　般	1　児童自らが、危険を予知できる能力と態度を養えるよう日頃から心がけておく。 2　指導計画の中に、考えられる危険性に対しての安全対策を盛り込んでおく。

	3　危険をともなう学習では、事前に予備学習を行い、安全を確認しておく。 4　用具（カッターナイフ・千枚通・きり・包丁など）の使用法や管理についての指導を徹底しておく。 5　学習中、事故が発生した場合の対応について、あらかじめ指導しておく。 6　学習活動にふさわしい服装をする。

≪家庭、技術・家庭≫

①教科の特性

家庭、技術・家庭は生活に必要な基本的な知識と技術を習得させ、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育成することを目標にしている。この目標の達成のために実践的・体験的な学習活動は欠かせないものである。実験・実習を行うには、教室の施設、設備、用具、火気等を安全に管理するとともに、児童生徒の心身の状態を把握、服装、行動等の指導を行い、事故による災害発生の防止に万全を期することが特に重要である。

また、見学・調査・実習等を校外で実施する場合には、交通手段等の安全の確認や、生徒自身（及び幼児や高齢者等の学習の対象者）の安全の確保に留意する。

②指導上の配慮事項

＜家庭＞

区　分	配　　慮　　事　　項
施設・設備等	1　実習室・準備室は使用時以外は施錠する。 2　ガスの元栓・分岐栓は使用時以外は閉める。 3　プロパンガスのボンベは安定した所に置き、転倒防止をしておく。 4　ガスの配管、電気の配線は適切にしておく。 5　水道の蛇口は良好にしておく。 6　排水口がつまらないようにしておく。 7　換気扇がよく回転するようにしておく。 8　消火器の用意をする。 9　救急箱の用意をする。
食器・器具類	1　食品・食器・器具類は種別に整理し、衛生的に保管する。ただし、洗剤・薬品と調味料類などの保管場所は別にする。 2　冷蔵庫内の食品は、整理整頓し清潔に保管する。 3　食器戸棚等は、地震に対する転倒防止をしておく。 4　刃物等の危険を伴う道具類は、適切に保管する。（はさみや包丁には番号を付けて保管する。） 5　各種器具類の数を、正しく把握しておく。

	6　薬品戸棚・保管庫は、使用時以外施錠する。 7　ミシンは、使用時以外は格納箱等に入れ収納する。 8　アイロンは、使用場所や置き方に留意し、火傷を起こさないようにする。
実　　習	＜実習前＞ 1　指導計画に、安全についての内容を盛り込む。（指導案には安全指導事項を記載する。） 2　実習室は、整理整頓しておく。 3　実習室の使用規定を作っておく。 4　熱源の使用についての安全指導をする。 5　食品衛生について、指導をする。 ※小学校においては、調理に用いる食品については、生の魚や肉を扱わないなど、安全・衛生に留意する。 6　薬品・油等の使用について、安全指導をする。 7　服装・はきもの・頭髪をきちんとさせる。（髪の毛が食品や調理用具に触れないように束ね、三角巾及びマスクを着用させる。） 8　手指の消毒、殺菌をきちんとさせる。 ＜実習中＞ 1　床が濡れると、すべり易くなるので注意する。 2　油を使う時はその場を離れず管理し、周りに燃え易いものを置かない。 3　熱した油や、湯を持ち運ぶ時は周りに声かけをするなど特に注意をする。 4　包丁の取り扱いについて注意する。（１丁ずつ収納できる専用トレイを用意するとよい。） 5　ミシンの取り扱いに注意する。 6　熱したアイロンの取り扱いに注意する。 7　実習中の児童生徒の行動に危険な点がないかよく観察する。 ＜実習後＞ 1　使用した食器・器具等は、洗い、水気をよくふき取り、全部もとの場所に返却させる。 2　残食等の廃棄物は適切に処理する。 3　ガスの分岐栓、元栓を閉め、ゴムホースの劣化やしまり具合を確認する。 4　針の本数や折れた針の始末などを確認する。 5　電源を切り、分電盤を施錠する。 6　実習室の後始末をきちんとする。 7　実習室・準備室を施錠する。

小学校の調理実習では、児童が生の魚や肉を扱わないように！

・小学校家庭の学習指導要領には、実習の指導について「調理に用いる食品については、生の魚や肉を扱わないなど、安全・衛生に留意する」ことが、規定されています。中学校で生鮮食品の扱い方を学習するので、そのことを学んでいない小学校の段階で、児童が生の魚や肉を扱うことは安全・衛生上よくないということです。

・生の魚や肉を「総合的な学習の時間」等で扱う場合があるが、その活動を通してねらうものが違います。例えば、総合的な学習の時間でカレーライスの肉の扱いを大人（教師）が行っても、総合的な学習の時間のねらいは達成できます。しかし、家庭科では一人一人の児童に実習を通して、技能（調理操作）を身に付けさせることをねらっています。

・家庭科以外の教科等において、調理実習などで児童が食品を扱う際には、家庭科での扱いを踏まえるようにします。

＜技術＞

区　　分	配　　慮　　事　　項
施設・設備等	1　実習室・準備室は、使用時以外は施錠する。 2　動力用コンセント用・照明用の配線を正しくする。 3　動力用スイッチは、メインスイッチ・分岐スイッチ・起動スイッチの段階にする。 4　床上を電線や配管が露出しないようにする。 5　機械類の周囲は、使用者以外立入禁止にする。 6　工作台は、安定させておく。 7　消火器の用意をする。 8　救急箱の用意をする。
機械・工具類全般	1　工具類は種別に整理し、保管する。 2　工具類の数は把握しておく。 3　機械類には、取り扱い上の注意事項を掲示しておく。 4　機械類の危険箇所には、安全カバーをかける。 5　機械類の回転部分には、注油する。 6　機械類には、アースを取り付ける。 7　機械・工具類の据え付けをしっかりしておく。 8　塗料・シンナー・石油類等危険を伴う薬品等は、適切に保管する。
	【切断】 〈両刃のこぎり〉 1　切断作業の合間に一時的に机上に置く場合は、机の中央に置くよう指導する。

機械・工具別	2　のこ身が曲がったり、刃こぼれしているものは使用しない。 3　必要に応じて目立てをし、本来の切断能力が維持できるようにする。 〈弓のこ〉 1　切断する材料は、万力で確実に固定する。 2　材料が小さい場合は、同一の材料等を用いて万力のバランスをとるようにする。 3　炭素鋼を切断する場合は、切削油を用いる。 4　材料を斜めに切断する場合は、切断線が垂直になるよう固定する。 〈金切りばさみ〉 1　板金の切断に用いる工具であることから、鉄線等を切断しない。 2　切り口でけがをすることが多いので、注意する。 〈丸のこ盤〉 1　切断する際は、安全装置（反発防止つめ・丸のこ刃接触予防装置等）を使用する。 2　切断する際は、定規を使用する。 3　テーブルの上面からの丸のこ刃の位置は、材料の厚さにもよるが、５㎜ぐらいにするとよい。 4　直径が、２５０㎜以上の丸のこ刃を使用しない。 （文部省通知「中学校技術・家庭科における工作機械等の使用による事故防止について」昭和４３年：岐阜県総合教育センターホームページ技術・家庭科のページ参照） 5　定規の溝にごみや錆があったりすると滑りが悪くなり危険であるから、常に清掃等を行う。 〈スチロールカッター〉 1　切断する線は高温になっているため、やけどをしないよう注意する。また、目的外使用をしないようにする。 【切削】 〈かんな〉 1　作業の途中に机上に置く場合は、かんなの下端面や刃先を傷めないよう横にして置く。 2　机の中央に置くことで、触れても床へ落ちないようにする。 3　手による固定で切削する場合、指等をけがすることがあるので注意する。 4　かんなの保管は直射日光を避け、刃やかんな台等に油びきをして、刃を台から少し抜いた状態で行う。 〈手押しかんな盤・自動かんな盤〉 1　手押しかんな盤は、最も危険でけがの極めて多い機械であり、中学生の使用は禁止されていることを十分に理解すること。 （通知：丸のこ盤の４を参照） 2　自動かんな盤は、切削する材料の大きさに注意すること。 （厚さ５㎜以下、長さ３００㎜以下の材料は禁止）

機械・工具別	3　無理な切削はしないこと。（一度に１㎜以上切削しない） 【穴あけ】 〈きり〉 1　刃先を人に向けないこと。 2　作業の途中に机上に置く場合、最も気軽に置くことが多い工具であるため、机の中央に転がらないように置く指導を徹底すること。 3　目的外使用をしない。特に、投げたりして遊ぶことのないよう。 4　保管は専用の箱を用意し、使用後はキャップ等をして保管すること。 〈のみ〉 1　机の端に置かないこと。刃先を人に向けずに机の中央に置くようにする。 2　小さな材料を切削する場合は、木工万力等を使用して確実に作業をすること。 〈卓上ボール盤・電気ドリル〉 1　材料は手で固定することなく、機械万力で確実に固定して作業すること。特に、薄板材は作業中に材料が回転することもあるので、十分な注意をすること。 2　作業中は切削箇所を覗き込んで、切削粉が眼に入ったり、髪の毛が巻きついたりしないよう注意する。 3　切削速度は、材料により適切に変更して仕様する。 $N = \frac{1000 \times V}{\pi \times D}$　　Ｎ＝主軸の回転数（ｒ、ｐ、ｍ） Ｖ＝切削速度（ｍ／ｍｉｎ） Ｄ＝ドリルの直径（mm） 4　始業前の整備点検は、確実に行うこと。卓上ボール盤については、ベルトの適切なたわみ等注意すること。
実　　習	＜実習前＞ 1　実習室の使用等については、各学校の実態に即して実習室の使用規定や機器類の使用に関する安全規則を定め、指導の徹底を図る。 2　実習に必要な工具・機械等の準備をしておく。不足している工具類については、年度始めに購入計画を立てておく。 3　工具・機械等の性能を確認する。特に、刃物類の工具は十分な手入れを行っておく。 4　学習内容によっては、工具類をグループ別のケース（ボックス）等に入れ、生徒が使用しやすいよう準備しておく。 5　学習内容によって予想される危険な状態を事前に把握し、授業における安全指導として具体的な内容を示して指導しておく。

実　　習	＜実習中＞ 1　機器類の操作場面では、皮膚を露出しない作業着等を着用させたり、作業内容に応じて保護眼鏡、マスク、手袋などの適切な保護具を着けさせたりする。（平成20年9月　中学校学習指導要領　解説　技術・家庭科編） 2　実習中に、不必要な立ち歩きや私語のないようにさせる。 3　工具・機械等を適切に使用できているかどうか机間指導を行う。 4　受け渡しの際の危険や工具の安全管理から、安易に工具の貸し借りをしないようにする。 5　実習に集中すると、周囲の状況判断ができなくなることがあるので、教室全体の状況把握をすると同時に生徒相互が注意できるよう指導する。 6　学習進度が他の学級と重なることが多いため、使用した工具・機械等の数量や状態を生徒自身に確認させ、後片付けをさせる。 ＜実習後＞ 1　使用した工具・機械等の手入れを行うと同時に数量の再確認をする。 2　破損した工具・機械等についてはできる範囲で修理等を行うが、機械等については、業者に依頼する。 3　次学期や次年度まで使用することのない工具機械等は、油びき等の十分な手入れを行って保管する。

≪図画工作、美術≫

①教科の特性

図画工作・美術は、表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わい、感性を豊かにし、創造活動の基礎的な能力を培うとともに、豊かな情操を養うことを目標としている。とりわけ表現の活動は、材料の特質を生かし、用具を正しく用いての制作（製作）が中心となるため、事故防止には万全を期す必要がある。

なお、材料や用具の安全な扱いについては、教師の一方的な説明に終わるのではなく、実際に取り扱うなどして、児童生徒が実感的に理解することが必要である。

②指導上の配慮事項

区　　分	配　　慮　　事　　項
施設・設備等	1　作業台の安定、机、椅子の破損等の有無を確認しておく。 2　危険な工作機械類は、日常から点検・整備をしておくとともに、安全装置の確認をしておく。特に、電動の糸のこぎりやドリルなど電動機械の使用時には教師が付き、慎重な取扱いが必要である。 3　作業環境（屋内）は、適切な採光がとれるようにしておく。

	4　工作、美術、工芸、準備室等は、使用時以外施錠しておく。 5　電源、ガスの元栓は、操作しやすい場所に設置しておく。 6　塗料、シンナー、石油、薬品類等の使用に際しては、換気や保管、管理を確実に行うとともに、薬品などに対してアレルギーをもつ児童生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。 7　壁に掛けてある掲示物や画鋲等が、落下しないか確認しておく。 8　万力等設置物は、完全に使用・作動できるようにしておく。 9　廃材は種別を確認し、適切な場所で処理する。
用具・器具等	1　数量や種別が掌握できるように番号を記入したり、劣化の点検をした上で、整理整頓して保管しておく。 2　刃物、のこぎり、きり等危険をともなう用具類の保管場所は施錠する。 3　注油を必要とする用具・器具は、使用前後の点検を完全にしておく。 4　使用手順や使用上の留意事項を明示しておく。 5　ヒューズ、コード、プラグ等は指定されている規格の物を使用する。 6　動力部や可動部の危険部位を明示し、その防止策を行っておく。 7　ガス窯のゴムホース等の亀裂を点検するとともに、接続は確実に行う。 8　灯油窯の油漏れ等を点検するとともに、灯油の保管は確実に行う。 9　ガス窯、灯油窯の換気装置は、常に作動できるようにしておく。 10　窯は、防火床（不燃床）の上に安全な距離に置いておく。 11　用具類は、窯・機械の近くに置かない。 12　修理を必要とする用具は別にしておき、早めに対処する。
全　　般	1　指導計画に、安全指導の内容を盛り込む。 2　作業室における使用規定を作成し、厳守させる。 3　適切な時期に、適切な用具を正しく使用する習慣を身に付けさせる。 4　児童生徒の使用する道具類については、前の学年において初歩的な形で取り上げたり、後の学年で繰り返し取り上げたりして、児童生徒が適切な扱いに慣れるようにする。 5　学習内容に対して用具等を明確に指示し、基本的な使用法を正しく指導する。特に、危険をともなう作業については、予備実習と安全の確認をしておく。 6　自分の使ったものは大事に手入れをする習慣を身に付けさせるとともに、作業後の片付け（清掃）等環境整備について適切な指導を行う。 7　きちんとした服装で作業させる。 8　作業時等のスペースを十分に確保し、他者との間に危害が生じないよう配慮する。 9　登下校時・学習中の用具類の持ち運び方及び保管場所や方法等について、適切な指導を行う。 10　活動場所については、事前の点検が必要である。広い場所や校舎外で活動させる時には、周囲の状況や児童生徒一人一人の活動の掌握に努める。例えば、プールサイドでの活動や高い場所での活動が予想される場合には、水の量や濁り、足場の安定や手すりの高さなどを調べ、安全や衛生面を確認する必要がある。

絵　　画 版　　画	1　用具類の持ち歩き、他者間の受渡し、片付け方等について注意する。 2　彫り台を使用させ、版木の押え方、刃の方向や手の位置等について十分指導する。 3　彫刻刀やニードルの正しい使い方及び手入れ・保管等について指導するとともに、他に向けて投げたりしないよう十分指導する。 4　腐食液の扱い方については、液の飛散や流出及び皮膚や衣服等に付着させないよう注意する。 5　プレス機の扱いは、ローラーに手等が引き込まれたり、プレートを落下させないよう指導する。（ハンドル操作は低速回転で） 6　筆洗油、とき油の扱い方について、吸引等のないように配慮する。
彫　　刻	1　用具類の持ち歩き、他者間の受渡し、片付け方等について注意する。 2　刃物（彫刻刀・のみ・小刀）類の正しい使い方及び置き方・保管等について指導するとともに、他に向けて投げたりしないよう十分指導する。 3　素材の安定が危険防止に結びつくので、その大小や重さに応じた工夫（万力や彫り台等の活用）が必要である。 4　砕粉が飛散して、眼等を傷つけることがあるので、その取り扱いに十分注意する。
デザイン	1　定規やカッター、コンパス等の正しい使い方及び置き方・保管等について指導するとともに、他人に針先や刃を向けたり、定規を振り回して遊び道具にしないよう十分指導する。 2　定規とカッターで直線裁ちする時には、押さえがきかなくて手を切りやすいので注意する。 3　はさみでの曲線裁ちは、原則的には材料の方を動かす方が安全性も高く合理的である。
工　　作	1　使用する工具類が材料に対して適切なものであるよう十分注意する。 2　接着剤や接合テープ等の使用にあたっては、必要以上に皮膚につけたり、吸引しないように十分指導するとともに換気に注意する。また、作業台、椅子、床等に付着させないように指導する。特に、樹脂を高温で溶かして使うものや接着力の強いものは、注意が必要である。 3　塗装を伴う作業にあたっては、火気の取り扱いや換気に注意するとともに、吸引等使用目的以外の乱用については十分指導する。 4　破損した糸のこ刃や使用済みのカッター刃等は、所定の廃棄物入れに回収し、適切に処理する。

《農業》

①教科の特性

　教科農業は、「農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、農業に関する諸課題

を主体的、合理的に解決し、農業の充実と社会の発展を図る創造的、実践的な能力と態度を育てる。」ことを目標としている。

この目標を達成するために、学校農場における農作物の栽培や動物の飼育等の農業実習、実験実習室における食品加工や林産加工等の製造実習、バイオテクノロジーや化学分析などの各種実験、演習林等での測量や森林管理実習、造園や農業土木の施工管理実習、流通販売実習など、農業の各分野の実際的、体験的な学習を重視した教育を行っている。したがって、施設・設備の安全管理と実験・実習の安全指導の徹底が求められる。

②実験・実習における指導上の配慮事項

区　分	配　　慮　　事　　項
施設・設備、器具類の安全管理	1　日常・定期の安全点検などの安全管理と学習環境の整備を行う。 2　機械類の操作、毒劇物等各種薬品や薬剤、燃料等危険物の使用に際しては、関係法規に基づき適正に行い、安全と衛生の指導を徹底し、事故の未然防止に努める。 3　各学校で使用規程や安全操作要領等を定め、関係教職員は機械・器具の安全管理と使用方法を熟知する。 4　労働安全衛生規則に規定されている機械については、安全基準を参考に必要な措置を講じる。(平成10年12月2日付け教総第539号「職員の安全確保について」参照) 5　安全標識等を必要に応じて、目のつきやすいところに掲示する。危険が予測される機器等には、使用上の注意・配慮事項を掲示する。 6　実験・実習で生じた廃棄物の処理を適切に行うなど、環境汚染の防止等にも十分配慮すること。
生徒に対する安全指導	1　実験・実習にふさわしい服装（実習用作業服等）で行わせること。特に、農業機械・建設機械・荷役運搬機械・林業機械等を使用する場合においては、ヘルメット等の着用などの安全対策を講ずる。 2　教科の特性上危険が内在しているので、予測できる危険性を踏まえ、事前に生徒に十分な説明と注意を行い、生徒の特性や実態を考慮して細心の注意を払う。 3　生徒の実習等指導の際に、救命救急法やＡＥＤの使用法、熱中症などに対する正しい知識と対処に関する講習を受けることが望ましい。
学校農場等における実験・実習	＜一般的事項＞ 1　教職員が車両を使用するにあたっては、交通法規や労働安全衛生の基準を遵守して、無理のない運転をする。 2　一般機械、荷役運搬機械・建設機械等労働安全衛生規則に定められている機械類については、必要な措置を講じる他、農業機械等その他の機械類についても同等の措置を講じる。
(1)自動車、農業機械、建設機械等の取扱	＜トラクタ、コンバイン、田植機等栽培管理用機械＞ 1　生徒の運転練習等は決められた実習地で行い、移動や格納等の準備・片づけは教職員が行う。 2　急斜面での方向転換は、転倒の危険性があるので絶対に行わない。

	3　トラクタに作業機を装着しての走行は、速度を控え、急ハンドル、急発進、急加速、急停止は行わない。 4　作業機は回転部分が露出していることもあるので、衣服が巻き込まれないように注意する。 5　作業機の清掃は、必ずエンジンを停止してから行う。 ＜噴霧機、スピードスプレヤー＞ 1　作業にあたっては、薬剤による健康障害に注意をする。特に、天候や風向きを考慮するとともに、農薬用マスクや保護眼鏡等を着用する。 2　スピードスプレヤーで果樹園内を走行する場合は、樹木の枝に注意する。 3　散布作業終了後は、残った薬液を適正に処分する。 ＜草刈機（刈払機、ハンマーナイフモア）＞ 1　ヘルメット、保護眼鏡等を装着し、石等の飛散などに備える。また、刈払機での作業中は、作業範囲、回転範囲に人を絶対に立ち入れない。 2　作業前には、飛散する物をできる限り除去するとともに、作業時は石等を飛散させないように心がける。 3　刈り払い機を地面に置く時はエンジンを停止する。刈り払い機に雑草等が絡まった時は、必ずエンジンを停止してから除去する。 4　ハンマーナイフモアのナイフクラッチは、草刈作業の時のみ接続し、作業以外の時は必ず動力を切ること。 ＜パワーショベル等小型車両系建設機械＞ 1　作業中は、作業範囲、回転範囲に人を絶対に立ち入らせない。 2　傾斜地での方向転換は、横転の危険性があるので絶対に行わない。 3　走行時、登坂時は、旋回フレーム・作業機を前向きにし、バケット下面を地上４０cm程度にして運転する。 ＜フォークリフト等荷役運搬機械＞ 1　作業中は、作業範囲に人を絶対に立ち入らせない。 2　作業時に荷崩れが起きないように配慮する。 3　作業能力以上の作業はしない。 4　荷台やバケットに人を乗せて運転しない。
(２)農薬等薬剤・薬品の取扱	＜農薬・薬品の安全管理＞ 1　毒物、劇物等の危険物の保管庫は、金属製のロッカー等により専用とし、一般の薬品とは別の保管とする。 2　盗難等防止のための施錠を行い、鍵の保管については、管理責任者が責任を持って管理する。 3　保管庫には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については赤字に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示する。 4　使用簿等により、在庫量及び使用量を把握しておくとともに、定期

	的に保管している毒物及び劇物の数量を使用簿等と照合する。 5　不用な毒物、劇物等については、毒物及び劇物取締法と同法施行令の定める廃棄等の基準の定めにより、速やかに廃棄する。 ＜農薬の安全使用＞ 1　農薬の散布にあたっては、体調を考慮するとともに、農薬用マスク・保護眼鏡・不浸透性手袋等の防護装備を着用する。なお、生徒の体調不良者は、事前に把握し従事させないように配慮する。 2　農薬による防除は、できるだけ低毒性で必要最小限の使用にとどめることを基本とし、病害虫の発生状況を的確に把握し、防除適期にかつ効果的な防除を実施し、安全な農産物の生産に心がける。 3　使用にあたっては、適用病害虫、使用方法、安全使用基準及び使用上の注意事項を遵守する。また、周辺に被害を及ぼさないよう、十分注意して散布する。 4　散布に使用した機械・器具・容器を洗浄した水及び種子消毒剤等の廃液は、河川等に流さず、適正に処理する。 5　散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当を受ける。 6　ポジティブリストに則り、適正な農薬使用に努める。
(3)作物栽培実習	1　無理のない実習計画を作成し、適度に休憩時間を設定する。 2　夏季の屋外や温室・ビニルハウス等の実験・実習は、高温になるので、生徒の健康状態を把握し、状況に応じて適切に対応する。 3　薬品類を準備するとともに、救急連絡体制を明確にしておく。 4　天候の急変等に備えるため、退避場所を確保する。 5　ハチやマムシ等、動物に対する注意を怠らないようにする。 6　果樹園やビニルハウス等の高所作業については、転落事故等の回避と注意に心がける。 7　温室やビニルハウス等の施設内で作業を行うときは、配管、支柱、誘引ワイヤなどの障害物に注意する。 8　スコップ、鎌、鍬等小農具の取扱については、安全使用に心がける。
(4)動物飼育実習	1　無理のない実習計画を作成し、適度に休憩時間を設定する。 2　集卵用ベルト（鶏舎）、除糞用バーンクリーナに手足を挟まれないように注意する。 3　放牧時のウシの行動に気を付ける。ウシを引いて誘導する場合は、ロープを手に巻かないようにし、足を踏まれないように気を付ける。また、発情しているウシや性質の荒いウシは、教職員が取り扱う。 4　牛舎や飼料庫、糞尿処理施設等では運搬機械等が運転されているため、機械の運転範囲と生徒の通行・作業場所を明示するなど、事故を未然に防ぐよう配慮する。 5　ウマの除糞作業等においては、後脚で蹴られないようにするため、後部に回り込まないようにするなど、動物の特性を考慮する。 6　社会動物(イヌ、ネコ等)や実験動物等、各種動物の管理においては、噛みつかれないように注意するとともに、逃走しないよう留意する。

食品製造、食品化学、生物工学等に関する実験・実習	1　食品製造実習においては、実習施設・設備と食品の衛生管理等、食品の品質と安全性の保持に万全を期すようにする。 2　ボイラやオーブン、蒸気釜、オートクレーブ、乾熱滅菌器、ガスバーナー等高温を発生する機器や爆発の可能性のある機器については、取扱いに注意して火傷に気を付ける。 3　包丁、線刻器等の鋭利な器具については、創傷に気を付ける。 4　実験器具や薬品の取扱については、理科関係に準ずる。
演習林における実験・実習	1　演習林の実習内容にふさわしい服装と安全装備を着用する。 2　特に、学校から離れた場所になるため、薬品類を携帯するとともに、緊急連絡体制を明確にしておく。 3　天候の急変等に備えるため、退避場所を確保する。 4　ハチやマムシ等動物に対する注意、落石事故や転倒・転落事故の危険箇所の回避と注意に心がける。 5　伐採、間伐、枝打ち、下草刈りなどで使用するのこぎりやなた等の刃物類、刈払機やチェンソー等の林業機械類の使用にあたっては、安全な取扱方法を徹底するとともに、周囲の安全状況を把握する。 6　大径木の伐木、チェーンソーによる立木伐採・かかり木処理、機械集材、刈払機など労働安全規則等に定められている作業について必要な措置を講じる。 7　指導者（教員）は、前項に関わる安全衛生特別教育等の講習を受けることが望ましい。
木材加工に関する実験・実習	1　各種かんな盤、ボール盤、電動丸のこぎり、丸のこ盤、帯のこ盤等電動工具及び手動工具については、安全な取扱方法の徹底、安全装置の装着、安全のための表示等の安全対策を講じる。 2　工作機械・木材加工用機械等、労働安全衛生規則に定められている機械類については、必要な措置を講じるとともに、その他の機械類についても同等の措置を講じる。
造園施工、農業土木施工に関する実験・実習	1　スコップ、鋸・鎌・剪定ばさみ等道具類については安全使用に心がけ、クレーンやパワーショベル、チェーンブロック等の重量物を取り扱う機械の使用にあたっては、取扱方法を遵守するとともに、安全靴とヘルメットの着用を徹底する。 2　荷役運搬機械・建設機械等労働安全衛生規則に定められている機械類については、必要な措置を講じるとともに、その他の機械類についても同等の措置を講じる。
測量に関する実験・実習	1　校内・校外を問わず歩行者、通行車両との接触事故が起きないよう配慮する。 2　長尺器具、鋭利な器具の安全使用を徹底する。 3　演習林等における測量実習において、演習林実習の項に準じる。
流通販売、コンピュータに関する実験・	1　校外での安全、特に、交通事故に遭遇しないよう気を付ける。 2　商品（実習生産物）等の搬入・搬出時の事故を防止する。 3　販売実習では、外部の人とのトラブルを避け、コミュニケーション能力の育成に留意する。

実習	4　コンピュータ実習においては、ＶＤＴ(Visual Display Terminal)操作に起因する心身の不調が起こらないよう、適度に休憩をとる。 5　適切な照明や正しい操作姿勢に心がける。

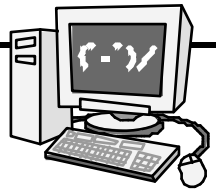

学校樹木等の無農薬管理

農薬は化学物質で、どの農薬についても程度の差はあるものの毒性があるといわれています。そのため、学校樹木等の管理については、病害虫の早期発見に努め、被害を受けた部分があれば、やむを得ず農薬を使用する場合を除き、剪定や捕殺等を優先的に行い、農薬使用の削減と農薬を使わない防除に努めています。

～例～　岐阜市の取組

（１）農薬の定期散布は、実施していません。

（２）次に定める場合を除き、原則として農薬を使用しない管理に努めています。

①子どもへの健康被害が深刻で、農薬を使用しない防除では対応できない場合

②危険箇所等で捕殺等による対応が困難な場合

（３）やむを得ず使用する場合については、散布期日や時間帯に配慮し、近隣等への周知、散布箇所への立入り防止処置等を実施後に散布するなどの配慮をしています。

（４）農薬を使用しない樹木管理を行うには、常に樹木の状態などに注意し、害虫の発生状況等を観察していく必要があります。そのため、毛虫の一年や対処方法等を記した「校庭樹木の無農薬管理法」のポスターを新座市の協力を得て作製し、樹木管理に活用しています。

《工業》

①教科の特性

工業技術は、生活の安全を確保し、その向上と充実を目的にするものであり、その果たすべき役割の社会的重要性を理解させることが重要である。また、工業生産においては、これまで以上に安全性を優先した工業製品や社会基盤整備などを進めていく必要があり、工業教育全体を通して、ものづくりへの興味・関心を高め、安全意識の高揚を図るとともに、工業技術者として必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、実践的な態度を育てることが必要である。そのため、実際的、体験的な学習を主体とした実験・実習を主要な学習方法としている。

実験・実習を行うにあたっては、実験・実習の安全確保を図るため、日常の安全点検など、施設・設備の安全管理と学習環境の整備が必要である。ま

た、機械や装置類の操作、毒物劇物などの各種薬品や薬剤、可燃物の使用に際しては、関係法規に基づき適正に管理・運用するとともに、安全管理について指導計画に組み入れて指導するなど、事故の防止に努め、安全と衛生の指導を徹底する必要がある。

②指導上の配慮事項

区　分	配　　慮　　事　　項
点検作業と安全管理	1　使用規定や安全操作要領（安全作業マニュアル）等を定め、点検表を備えること。 2　施設・設備の維持・管理の責任分担を明確にする。 3　施設・設備の安全点検を定期的（毎学期１回以上）に行うこと。 4　点検後は、危険箇所を明示し、修理等の危険を防止する措置を講じること。 5　関係職員は、機械・器具の安全管理や使用方法を熟知すること。
整理整頓	1　使用器具や工具を所定の場所に置く。 2　何がどこにあるか、見やすいようにそろえて置く。 3　汚れた機器は清掃しておく。 4　非常口、階段、出入口、消火栓、消火器の周辺に物を置かない。 5　機械、配電盤等に物を置いたり、立てかけたりしない。 6　安全通路を確保し、通路上で作業をしない。 7　機器の使用説明書等を整理し、利用しやすいように収納する。
服装と保護具	＜服装＞ 1　規定の実習服を着用する。（肌を露出しない） 2　実習服のボタンはすべてかける。（袖ボタンも含める） 3　上着の裾は腰にしっかりとめる。 4　ズボンは折り返して使用しない。 5　靴は作業のしやすい安全なものを履く。（サンダル等は禁止） 6　ポケットに不必要なものを入れない。 7　手袋は定められた場所以外で使用しない。 8　頭髪は短めにするか、長い場合にはまとめる。 ＜保護具＞ 1　保護具の種類 保護衣、保護前かけ、保護手袋、保護長靴、安全靴、足カバー、保護帽（ヘルメット等）、耳せん、保護眼鏡 2　保護具着用が決められている作業では、必ず使用する。 3　保護具の未着用をお互いに注意しあう雰囲気をつくる。 4　保護具の使用に早く慣れるようにする。 5　保護具は決められたように、正しく確実に身に付け使用する。 6　保護具を清潔にしておく。 7　保護具が損傷したり変形しているときは、直ちに申し出る。

安全標識等	1　目のつきやすいところに掲示する。 2　文字は汚れがなく適切な大きさにする。 3　ＪＩＳによって規定された安全色彩を採用する。 4　標識は必要なところに備える。 5　危険が予想される機器等には、使用上の注意・配慮事項を掲示する。 6　各実習室の使用上の注意事項を見やすいところに掲示する。 7　各実習室に事故発生時の連絡先や応急処置の手順をまとめ掲示する。
施設設備等	＜電気設備＞ 1　ヒューズは所定のものを正しく装着する。 2　許容電流の表示を確認する。 3　スイッチボックスの周辺を整理し、緊急の場合に切りやすくする。 4　電線被覆の損傷に気をつける。 5　電線の接続は法規に定められたとおりにする。 6　コンセント、プラグなどの接続を確実にする。 7　機器のアースを必ずとる。 8　ぬれた手でスイッチを開閉しない。 9　安全を確認してからスイッチを入れる。 10　停電したらスイッチを切る。 11　ヒューズがとんだら原因を調査する。 ＜採光・照明＞ 1　直射日光をなるべく避け、やわらかな光を取り入れるよう工夫する。 2　窓ガラスをよく拭き、汚れによるくもりを取り除く。 3　窓際に荷物を積み上げたりして、採光を妨げたりしないようにする。 4　作業の内容に応じて、照明の方法や適切な器具を選ぶ。 5　過度な照度や照度不足により目が疲れないよう適切な明るさを保つ。 ＜換気・通風＞ 1　作業時に発生する埃、煙、ガスなどの空気の汚れを、窓の開閉や換気装置により排除するなど換気・通風に注意する。 2　快適、清浄な環境をつくり、疲労感をなくして学習意欲を高める。
主な工作機械の取扱い【金属加工】	＜高速切断機＞ 1　工作物の取り付け、取り外しは必ず回転が止まってから行う。 2　急激な切り込みや送りを与えない。 3　切断直後の工作物の切断面は熱いので注意する。 4　別の目的に使用しない。（特に砥石の側面は絶対に使用しない） 5　作業終了後は、電源を切り、操作レバーは上げた状態にしておく。 ＜弓鋸盤＞ 1　工作物の取り付け、取り外しは必ず回転が止まってから行う。 2　急激な切り込みや送りを与えない。 3　切断直後の工作物の切断面は熱いので注意する。 4　別の目的に利用しない。

5　作業終了後は電源を切り、刃が水平に降りた状態にしておく。

＜シャー＞
1　シャーの定格を確認し、規定外の材料を切断しない。（厚さ規定内）
2　操作は必ず一人で行う。
3　スイッチを入れた瞬間に、裁断ペダルを踏まなくても、刃が降りてくる場合があるので、しばらく様子をみてから作業を行うこと。
4　必ず指導者の監視のもとで使用する。

＜万力＞
1　万力がしっかり作業台に固定されていることを確認する。
2　工作物の締め付けは口金の中心で確実に行う。
3　異形の工作物は、補助具を使用する。
4　工作物を取り外すときは、手で工作物を支えてハンドルをゆるめる。

＜旋盤＞
1　工作物の取り付け等をするためチャックハンドルを使用するときは、高速、低速レバーを中立にして、適切な位置まで移動して行い、その後、所要のレバー位置にして、直ちに抜き取り、作業を行う。
2　バイトの取り付け等は、必ずメインスイッチをＯＦＦにして行う。
3　削時に回転中の主軸や工作物には絶対触れない。
4　寸法の測定は、必ず主軸を完全に止めてから行う。
5　軍手等の手袋をして機械を操作することは絶対にしない。
6　切りくずの除去は、主軸の回転を止め、専用のブラシ等で行う。（素手では絶対に行わない）
7　送り換え歯車を交換するときは、主電源をＯＦＦにしてから行う。
8　超硬チップによる高速切削では、切り粉が飛散するため、必ず保護眼鏡・保護帽子を着用する。

＜フライス盤＞
1　アーバやフライスの取り付け等をするときは、主スイッチを切る。
2　大型の工作物をテーブルに載せるときはテーブルを下げる。
3　機械送りをかけるときは、事前にドッグの位置を確かめる。
4　サドルに機械送りをかけるときは、コラムとテーブルの間に物が置いてないことを確認する。
5　早送りをかけるときは一方向だけにし、同時に多方向へ送らない。
6　回転中のフライスに手を近づけない。たとえ、ブラシを使っても切削中に切りくずを払うことはしない。
7　正面フライス削りのとき、フライスの刃先と同じ目の高さで切削状態を観察してはならない。
8　エアガンを顔に向けて使用しない。

＜グラインダー＞
1　砥石車の取り付けや試運転は、知識と経験のある指導者が行う。
2　砥石車にヒビや欠損がないか確認し、ある場合は使用しない。
3　回転中に異常音がしたら直ちにスイッチを切り、報告する。

4　工作物と砥石車との接触は静かに行い、無理な力をかけない。
5　砥石と受け台の間隔が正常かどうか確認し、もしも正常でないなら、直してから作業を行う。
6　工作物は受け台に支持し確実に握る。
7　カバーがついていない場合は、必ず防護眼鏡を使用する。

＜ボール盤＞（直立・卓上を含む）
1　工作物を機械万力やテーブルに取り付ける際には確実に締め付ける。
2　工作物を手持ちや機械万力を手で保持して使用する場合は、振り回されることのないようしっかり固定する。
3　ドリルで切削中は、切りくずをウエス等で掃除しない。
4　ドリル歯の破損したものは使用しない。
5　切削中はドリルに顔を近づけない。

＜溶接機＞
1　近辺に可燃性・引火性・爆発の危険のあるものは置かない。
2　保護眼鏡、遮光マスクはＪＩＳ規格に定められたものを使用する。
3　保護手袋・前掛け・足カバー・帽子などの保護具を必ず使用する。
4　油脂類の付着した作業着は着用しない。
5　溶接物のアーク接続を完全にし、人体とは電気的に完全に絶縁する。
6　漏電の危険はないか、水分の付着や端子の接続不良等がないかよく確認して行う。
7　ガス容器の取り扱いやバルブの開閉順序など正しい使い方をする。
8　ガス漏れがないか、十分確認してから行う。
9　換気設備を使用し、十分な換気を行う。

＜溶解炉＞
1　近辺に可燃性・引火性・爆発の危険のあるものは置かない。
2　保護眼鏡、ヘルメットはＪＩＳ規格に定められたものを使用する。
3　油脂類の付着した作業着は着用しない。
4　鋳込み時には、保護手袋・保護眼鏡、ヘルメットなどの保護員を必ず使用する。
5　鋳込み時には、鋳型周辺の水分はよくきっておく。（水蒸気爆発の危険があるため）
6　湯（溶融金属）に接する物（とりべや金属スプーン等）は、よく温め、乾燥させてから作業を行い、急激な温度変化を与えない。（爆発の危険があるため）
7　十分な換気をして行う。

【木材加工】　＜手押しかんな盤＞
1　かんな刃に刃こぼれがないか調べる。（刃こぼれは、前回の木材に線が残る）
2　運転前に前定盤の高さが適正か調べる。
3　１回に削る分量を多くせず、適正な量とする。
4　少し回転させ機械の調子を確認し、異常音などがあれば作業を中止する。

	5　薄い材料、短い材料、幅の狭い材料を切削する場合は、押さえ木など必ず安全用具を使用する。 6　材料を点検し、釘、砂、その他の汚れを取り除く。 7　送材中は、手をテーブルに触れない。 8　切削中は服が巻き込まれないようにし、手袋を使用しない。 9　刃の接触予防装置（かんな刃カバー）を必ず使用する。 ＜自動かんな盤＞ 1　作業中はわき見をしない。 2　材料とテーブルの間に手を挟まないようにする。 3　テーブルの昇降操作は、機械を停止させて行う。 4　材料が長い場合は、送り出し側で支えてもらう。 5　ぬけ節や逆目などはね返りによる危険を防ぐため、切削中に顔を近づけない。 6　刃の回転幅は、中の木くずを取ったり、覗いたりしない。 7　１回の削る分量を多くせず、適量とする。 ＜丸のこ盤＞ 1　材料の反発予防装置や刃の接触予防装置を必ず装着する。 2　作業中はわき見をしない。 3　作業中は、みぞ板の近くに手を置かない。 4　材料を切断するときは、定規を必ず使用し、無理な送材をしない。 5　丸のこの回転中は、直接手で切りくずを取り除かない。 6　切りくずが飛ぶおそれがあるので、のこ刃の延長線上には立たない。 7　立入禁止区域には、作業者以外は立ち入らせない。 8　長い加工材や大きな加工材は、先取り者を配置する方がよい。
【化学薬品等の取扱い】	1　薬品は、それぞれの性質に応じて、適切に分類して保管する。 2　薬品名のラベルは、明確に表示する。毒物、劇物等の表示もする。 3　薬品の在庫量、盗難、紛失、量の過不足について点検できるように管理簿をつけ、定期点検を行う。 4　薬品を実習室等に放置しない。 5　廃液や不要になった薬品は、放置することなく適切に処理する。 6　危険薬品庫は、必ず施錠する。また、薬品戸棚や薬品庫のある部屋への関係者以外の入室を制限（禁止）する。 7　地震に対する薬品の転倒、落下等の危険防止対策をしておく。 8　使用した器具、薬品は、数、量を確認して格納する。 9　ガス漏れがないよう、ガス管や元栓に異常のないことを確かめる。 10　使用するガラス器具が破損していないか点検する。 11　薬品を購入するときは、年間指導計画に従い、必要量だけを購入する。薬品の変質防止と危険防止のため、大量購入はしない。 12　購入した際は表示内容を確認し、必要であれば取り扱い上の注意事項等を薬品台帳に記載しておく。（各薬品の安全データシートをそろえておくとよい） 13　薬品の変質・劣化のチェックを行い品質の保持に努める。

【重量物の取り扱い】	1　複数の人で重量物の運搬や移動を行う場合は、持ち上げるときや下ろすときに必ず声を掛け合う。自分勝手な動作は厳禁である。 2　重量物を運ぶ場合、油等で手が滑ったり、通路に置いてあるものにつまずいて落下させることのないよう、手を拭き、通路を確保する。 3　クレーンや移動式クレーン等を使用して運搬する場合、ワイヤー掛けやクレーンの操作は、必ず資格のある者が行う。
【 測 量 】	1　校外での実習は、各班ごとに監視員を立て、自動車が来た場合は班員に注意の合図をするなど交通事故防止に留意する。
【電気工作】	1　ハンダごては、周囲を焼損しないよう、こて台を正しく使用する。 2　ハンダごてを安全で作業のしやすい位置に置き、他人にも火傷をさせないようにする。また、加熱したまま放置しない。 3　ハンダ付け作業中は、ハンダから発生するガスを吸い込まないよう、室内の換気を十分行う。 4　電子回路部品を組み立てるときは、防護眼鏡を使用し、目を保護すること。 5　エッチング液等薬品を取り扱うときは、防護眼鏡を使用し、目を保護すること。
【電気機器実習】	1　事前に装置の取扱い方法と操作手順を理解し、使用する前に誤配線がないこと、確実に接地がなされているを確認しておくこと。 2　高電圧機器や大電流機器を操作する場合は、指導者の指示に従うこと。 3　機器への電源投入は、周囲への安全を確認し、声をかけてから行う。 4　電動機の回転部などに巻き込まれないよう、注意する。 5　高電圧実験装置の防護フェンス内に入るときは、電源の切れていることを確認し、防護用長靴、手袋を着用する。 6　高電圧部に触れるときは、必ず接地する。 7　機器のスイッチの開閉は原則右手で行う。
【コンピュータ実習】	1　ＶＤＴ(Visual Display Terminal) 操作に起因する心身の不調が起おこらないよう、適度に休憩をとる。 2　適切な照明や正しい操作姿勢に心掛ける。
生徒に対する安全指導	＜実験・実習前＞ 1　指導計画の中に安全教育を位置付け、基礎知識を確実に習得させる。 2　作業者に作業手順とともに、作業上の注意点や安全への配慮事項を十分に説明し、確実に理解させる。 3　作業者の精神状態や体調等を把握し、作業の可否を決定する。 4　作業者の服装や保護具の着用等が正しいものかを点検する。 ＜実験・実習中＞ 1　指導者から指示がないまま勝手に機器を操作させない。 2　使用法を知らないなど不慣れな機器を指導者なしで操作させない。

	3　予測できる危険性を踏まえ、安全な教材・教具等を選択する。 4　生徒の能力や性格及び知識・技術の習得状況等を踏まえて、指導内容やその方法・形態を検討し、個に応じた適切な指導を行う。 5　実習中は指導責任者がその場に必ず立ち会い、たえず危険がないか監督し、場合に応じて適切な注意・指導を行う。 ＜実験・実習後＞ 1　使用した機器や工具の手入れを行い、整理して片づける。 2　安全について常日頃から心掛け、安全の心得を習慣化させる。

≪商業≫

①教科の特性

商業科目の指導にあたっては、実践的・体験的な学習を重視し、特に、各分野の指導内容を深めるため、見学、調査、現場実習などを取り入れ、実際の経済社会の活動について理解させる必要がある。

情報処理関係科目群（経営情報科目群）や「総合実践」などでは、実習室及びコンピュータ機器を利用する機会が多いので、実習室は日頃から整理整頓を心がけておく必要がある。

また、科目「課題研究」や「商品」（新学習指導要領では「商品と流通」）においては、作品制作や実験を行う場合があり、その際には、各種機器の取り扱いや薬品の取り扱いなど、事前の指導を徹底させ、安全に十分留意し、事故の防止に努めなければならない。

②指導上の配慮事項

区　分	配　慮　事　項
施設・設備等	1　実習室・準備室は使用時以外は施錠する。 2　机・椅子の破損、コンピュータの故障がないか確認しておく。 3　配線はわかりやすくし、タコ足配線をしない。 4　換気扇がよく回転するようにしておく。 5　ガスの元栓・分岐栓は使用時以外は閉める。 6　消化器を用意しておく。 7　救急箱を用意しておく。
用具・器具等	1　数量や種別が把握できるように整理整頓して保管しておく。 2　使用手順や使用上の留意事項を明示しておく。 3　保管庫は地震に対する転倒防止をしておく。
全　般	1　指導計画に安全指導の内容を盛り込む。 2　実習室利用規程及びコンピュータ利用規程（含むネットワーク利用規程）を定め、遵守させる。

コンピュータを利用した実習	1　正しい姿勢で実習を行い、２～３時限の連続授業に際しては必ず１時限毎に休憩をとる。（ＶＤＴ症候群への配慮） 2　ネットワーク利用規定について周知し、有害サイトへのアクセスやウィルスの感染を未然に予防する。 3　故障等への対応方法を定め、生徒全員が安全・快適に実習できる環境づくりに努める。
作品制作等	1　カッター、ナイフ、のこぎり等を使用する実習では、事前指導を十分行い、けが等がないようにする。 2　使用した用具は、授業後もとの場所に片付ける。
商 品 実 験	1　実験の意義とその方法を事前に十分指導しておく。 2　実験器具の取り扱い方法を十分理解させて実験を行う。 3　薬品を使用する実験では、薬品の取り扱いに十分注意する。 4　ガスバーナーを利用する場合には、よく点検し、操作を理解した上で点火させる。
現場実習等	1　校外での実習を行う場合には、あらかじめ現場を下見し、十分に安全の配慮をした上で実施する。 2　移動にあたっては､交通手段と経路及び所要時間を事前に確認し、交通安全に十分配慮する。

≪総合的な学習の時間≫

①特性

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることをねらいとしている。

各学校においては、ねらいを踏まえ、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。

学習活動には、自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動などの体験的な学習、問題解決的な学習が積極的に取り入れられ、地域の教材や学習環境が積極的に活用されるので、山や川、森など学習場所の安全を確認するとともに、地域の協力も得つつ、教師の指導体制を確立し、事故防止に万全を期すことが必要である。

②指導上の配慮事項

区　　分	配　　慮　　事　　項
校　　外	1　校外学習では、事前調査をもとに、十分な安全を配慮した上で実施する。危険箇所や内容についてはよく説明しておく。 2　活動場所においては、活動範囲を指定する。 3　グループ指導を十分行い、集団での歩行の仕方なども指導する。 4　施設見学等においては、稼働中の機械等に近づきすぎないよう指導し、見届ける。 5　自然に関わる学習においては、服装指導を行うとともに、八チやヘビなどに注意する。（以前に血清を射ったりしている児童生徒の把握も行う。） 6　用具（カッターナイフ・千枚通・きり・包丁など）の使用法や管理についての指導を徹底しておく。 7　事故が発生した場合の対応について、あらかじめ指導しておく。

「岐阜と刃物と教育」

元禄１５年１２月１４日、吉良の屋敷に討ち入った赤穂浪士。この時、４７士が手にしていた刀は、ほとんどが関の刀だったと言われています。その理由は、切れ味のよさ。名刀「孫六」に代表されるように、関の刀は抜群の切れ味で、日本中にその名を高めていたとのことです。

関に刀鍛冶が発祥したのは鎌倉時代。元重なる刀匠が関に来て、刀を打ち始めたのがそもそもの発端。山近く、水清く、良い焼刀土も豊富にあり、さらに、輸送のための水路にも恵まれ、理想なる条件を満たしていたとのことです。

その刃物と人間の関わりは、石器時代から数十万年を数え、人間が創った道具の中でも、最も人の暮らしに役立ち、石から金属へと進化を続けながら人々の生活を支えてきたすばらしい道具です。

しかしながら今日は、すでに加工済みの品を買い求めることが可能になってきており、刃物を使用する機会が減少しています。刃物が使えない子どもが増加しているとも言われています。さらに、「刃物」というと、小学生児童殺傷事件、女性教諭の刺傷、通り魔事件等、さまざまな犯罪を思い浮かべてしまいます。刃物が危ないものとして位置付けられてしまいそうな状況です。

そんな中、今、私たちが認識しなければならないのは、刃物が危ないのではなく、人類の文化を創造してきたすばらしい物であり、正しい使い方を身に付けることで生活をより豊かにしてくれるということではないでしょうか。

刃物を用いる時には、使う人が傷つかぬように、また他人に刃を向けてはいけないことが基本であり、これは大人が子どもに、先輩が後輩に伝いくべき躾でもあります。幼い頃から道具を使う倫理、道具への感謝の思いをしっかりと身に付け、その過程の中で健全な心と技を身に付けさせていくことが大切ではないでしょうか。

さらに、学校での刃物を使った教育は、刃物を適切に活用していく中で、加工技術のおもしろさやすばらしさに気づかせ、実践的な感性や創造性を育てる意義をもっているのではないでしょうか。

≪特別活動≫

①特性

特別活動は、望ましい集団活動を通して、心身ともに調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることをねらいとしている。

学級活動においては、学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上を図り、健全な生活態度の育成に資する活動を行い、児童・生徒会活動においては、学校生活の充実と向上のために諸問題を話し合い、協力してその解決を図る活動を行う。学校行事においては、全校又は学年を単位として、学校生活の秩序と変化を与え、集団の所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行い、儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、遠足（旅行）・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事の活動がある。
小学校においては、さらに、学年や学級の所属を離れ、共通の興味・関心を追究するクラブ活動がある。

各内容においては、さまざまな活動が展開されるので、施設・設備、使用する機器の安全管理をするとともに、児童生徒の心身の状態を把握し、それを踏まえた指導を行うことで事故防止に万全を期することが重要である。

②指導上の配慮事項

内　容	配　　慮　　事　　項
学級活動 ＨＲ活動	特に、体験を通した活動時の安全に配慮する。この内容の配慮事項については、教科との関連において考慮する。
児童会生徒会活動	1　児童生徒による話し合い、提示物等の作成時に使用する用具の点検をしておく。また、使用の仕方は事前に指導しておく。 2　児童生徒が、話し合っている活動内容に無理はないか、安全面からも指導する。 3　ボランティア活動など、社会参加に関しての内容の確認、参加者の確認、目的地までの方途等を十分把握し、適切な指導をする。
	＜儀式的行事＞ 1　長時間の起立姿勢にならないよう配慮し、児童生徒の顔色や表情を

	見届け、貧血等に留意する。 2　外で行う場合は、長時間の直射日光をさけ、日影や太陽を背にして立つよう、集合位置を考慮する。 ＜学芸的行事＞
学校行事	1　文化祭、合唱祭など、ステージや舞台等の安全を確認する。また、転落の可能性がある位置には立たせないようにする。 2　大道具等を制作する時など、用具の扱いや制作場所に留意する。 ＜健康安全・体育的行事＞ この内容の配慮事項については、教科との関連において考慮する。 ＜旅行・集団宿泊的行事＞ 1　児童生徒の心身の発達段階にふさわしい内容を設定する。 2　出発前に、児童生徒の健康状態を十分把握し、配慮が必要な者の共通理解を図る。 3　下見を実施し、危険箇所の把握をしておく。 4　天候の悪化や不測の事故を予測し、事故発生時の対応マニュアルを作成しておく。 その他の内容の配慮事項については、教科との関連において考慮する。 （詳細は、次項『2　校外教育活動における安全上の配慮』を参照） ＜勤労生産・奉仕的行事＞ この内容の配慮事項については、教科との関連において考慮する。

≪部活動≫

①部活動の位置付け

・学校において計画する教育活動
・スポーツ等に興味と関心を持つ同好者が組織する活動
・より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動
・体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動

②顧問の役割

・年間活動等の計画の作成
・施設・用具の管理と指導
・部予算の確保と管理
・部員名簿の作成
・部員の健康管理
・実技指導
・部活動日誌の活用と整理
・大会等への引率
・広報活動（部活動通信等）
・部会の開催・運営
・顧問会への出席
・部員の事故防止と安全指導
・保健室や病院との連携
・保護者会との連携・調整
・外部指導者との連携・調整
・地域団体との連携・調整
・中体連・高体連との調整

内 容	配　　慮　　事　　項
部 活 動	○指導計画は、生徒の発育発達段階に即して無理なく作成する。 ○活動内容の選定にあたっては、施設の広さや用具の数量と人数を考慮する。 ○心身に障がいをもつ生徒への対応を十分に考慮する。 ○参加生徒の人数を確認し、常に全体を把握する。 ○生徒の行動観察を十分に行い、危険な行動に対して随時適切な指導が行えるようにする。 ○活動にふさわしい服装、身支度をする。 ○危険な薬品や器具機械等の取り扱いに対して適切に対処する。 ○活動のルール、マナーについて十分な指導をする。 ○気象状況の変化(雷)及び健康被害（光化学スモッグ、紫外線）に対応できるようにする。 ○夏季及び高温下での活動においては、熱中症予防対策を行う。 ○事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。 ○非常災害時における安全対策を確立する。

※部活動における大会等の選手（生徒）輸送について

平成２年１２月１日付け県教育長通知『職員の交通事故等の取扱いについて』で、「児童生徒を同乗させて校外活動を行うことは慎むこと」、「所属職員に限らず、ＰＴＡその他の学校関係者に対しても交通事故防止について積極的に指導するよう努めること」とされており、生徒を自家用車に同乗させることは原則としては認めていない。

なお、県立学校については、平成１０年３月３１日付け県教育長通知『「職員の自家用車における出張について」の取扱いについて（公務に使用する自家用車に児童生徒を同乗させる場合）』に別途規定されている。

２　校外教育活動における安全上の配慮

校外教育活動、特に自然体験活動や職場体験学習は、安全に実施するために十分な準備が必要であり、企画の段階から安全対策を視野に入れることが重要である。また、自然体験活動による事故は、あらかじめ予測される危険に対する安全対策を講じたとしても、局地的な気象状況や不慮の自然災害として起こることもあり、緊急時の体制について十分整えておくことが必要である。同様に、職場体験学習においても、不慮の事故等は考えられるため、体験先の事業所との打合せを行い、緊急時の体制について確認しておく必要がある。

以下に、自然体験活動を想定した「安全対策・危機管理マニュアル（兼チェックリスト）」の例を示す。職場体験学習についても、これを参考にするとよい。

(1)　企画段階

○活動内容等の設定について
企画段階の配慮が事業の成否だけでなく、安否についても鍵を握っていることを認識する必要がある。

□　事業の計画づくりに際しては、どのような目的を持たせ、成果を引き出すために、どのようなや方法、どういう手順で行うのかを明確にすること。
□　児童生徒に任せることと指導者が行うべきことを明確にしておく。

○実施時期及び実施場所の選定について
□　地図（地形図）を入手すること
　・なるべく詳細なもの
　・公共交通機関、道路、施設との位置関係が分かるもの
□　インターネット等による当該地域の情報を広く収集し、立体的な認識を構成すること
□　地域の自然事情に明るい人からの助言を得ること
□　気象による危険を確認すること
　・大雨、吹雪、強風、台風、落雷などの危険性、過去の発生状況
　　―― 情報入手先：関係地方気象台、関係県消防防災課、関係市町村等
□　地震による危険を確認すること
　・山崩れ、津波、火災などの危険性、過去の発生状況
　　―― 情報入手先：関係地方気象台、関係県消防防災課、関係市町村等
□　人体に影響を及ぼす動植物による危険を確認すること
　・クマ、サル、ヘビ、ハチ、毛虫、ツツガムシ、うるしなど
　　―― 情報入手先：関係保健所、関係市町村等
□　病気による危険を確認すること
　・食中毒、伝染病原体による疾病
　　―― 情報入手先：関係保健所、関係市町村
□　医療機関、消防署、警察署等の所在地（電話番号）を確認すること
□　携帯電話、無線機等の通話可能地域を確認すること
　　―― 情報入手先：利用施設、各電話会社、実地調査
□　より安全、確実な輸送手段を確保すること
　　―― 情報入手先：利用施設、関係市町村、バス会社、実地調査
□　不測事態時の避難場所を確保すること

※調整・準備段階

(2)　調整・準備段階

○実地調査について

□　「企画段階」の※の項目について、場所選定（決定）前に最低１回は実施し、地域によっては実施直前にも調査を行うこと
□　調査の結果を写真等に残し、参加スタッフに説明すること

○活動内容の再検討

□　実地調査の結果、活動内容（プログラム）について実施が可能かどうか検討すること

□　活動を安全に成功させるためには、どのような組織で、どのような能力を持った指導者が必要か見極めること
・指導者の条件――心肺蘇生法、救急処置について対応能力を有する教諭の同行や養護教諭の同行
・児童生徒の人数、活動内容に即した指導者の人数の確保（フリーに行動できるスタッフを確保）

○事前説明の実施について

□　趣旨内容、持ち物、指導体制について説明すること（保護者へも）
□　参加者の健康状態について把握すること
・健康調査等に加え、保護者から情報を得る ―― アレルギー、けがを誘発しやすい行動の様子等
□　どんな危険因子があるのか、参加者及び保護者に理解できるように説明（不安にさせない）
□　緊急の場合の連絡方法と連絡先を確認すること
□　緊急連絡網の作成

(3)　実施１週間前

□　スタッフ全員で最終確認会を持ち、安全面の確認、一人一人の具体的な役割と動きについて徹底すること
□　気象状況、道路状況等の確認をすること
情報入手先 ―― 関係地方気象台
関係消防防災課
地元市町村
利用施設
テレビ、ラジオ、新聞
日本道路公団情報センター
日本道路公団各管理事務所
バス会社　等
資料として一覧化しておく

□　現地の状況について確認すること
□　医療機関の住所、電話番号、運搬手段等の確認
□　救急用品・薬品の準備ができていること
□　万が一の場合を想定し、対応についてシミュレーションをすること
・集合、出発から帰着、解散までの全行程について

(4)　実施直前・実施（活動）中

□　気象状況、道路状況等に変化がある場合には、その対応について対策を講じること
□　早めの決断、早めの避難を心がけ、安全第一に臨機に対応すること

＜活動に影響を及ぼす主な注意報及び警報とその対応のめやす＞

		事業開始前	事業開始後
注意報	風雪 強風 大雨 大雪 雷 雪崩 洪水 波浪 高潮 津波	・実施の可否について検討することを原則とするが、状況悪化が予想される場合は自宅待機とする。 最大正午までとし、遅れて実施、延期または中止とする。	・今後の状況を的確に判断し、活動内容の変更等を検討する。 ・状況悪化が予想される場合は、中止を検討する。

警報	暴　風 暴風雪 大　雨 大　雪 洪　水 波　浪 高　潮 津　波	・発令されている間は、自宅待機を原則とする。 最大正午までとし、遅れて実施、延期または中止とする。	・活動中止（避難）を原則とする。 （地域差があるため、内容を変更しての活動が可の場合もある。）
・火山での活動は、臨時・緊急火山情報により、的確な判断を必要とする。			

※緊急連絡網の利用
※情報入手先 ――「実施１週間前」参照
※注意報、警報の基準等については巻末資料の岐阜地方気象台提供資料を参照

○参加者への危険の認知について
□　どこにどういう危険が潜んでいるかを説明すること（場所的）
□　活動の中で何が危険なのかを説明すること（活動内容）
□　どうすれば危険を防ぐことができるか説明すること
□　危険が発生した場合や健康面の不調については直ちに知らせることの確認をすること

○予測される危険因子

①気象条件	天候の急変、落雷、台風、洪水、吹雪、雪崩、高波等
②地形的条件	転落、落石、急斜面、岩場、狭い山頂等
③水的条件	水温、水深、水流、潮流、低体温等
④動植物が原因	クマ、ヘビ、ハチ、うるし、毒キノコ、ダニ等
⑤活動技術	溺れる、道に迷う、転ぶ、落ちる等
⑥用具の操作技術	切り傷、火傷、刺し傷、爆発、一酸化炭素中毒等
⑦疲労や心理的要因	判断ミス、パニック、過度の興奮、疲労凍死等
⑧健康状態と衛生管理	発熱、生理痛、便秘、下痢、食中毒等
⑨その他	盗難、器物破損、暴力、痴漢行為等

○活動場所について
□　活動期間中の気象状況を把握すること
　・現在の状況、今後の状況、過去１年間の状況等
□　危険箇所の再確認をすること
　・事前実地調査事項の活用と再確認
□　活動場所へ移動するまでの交通路、行程の安全確認をすること
　・歩いて移動の場合、車で移動の場合

○参加者について
・参加者を安全に管理し事業を終了することが、最大の仕事であることの認識が必要である。
□　人数の確認（人員点呼）は、絶えず行うこと
　・バディシステム（二人が一組になりお互いを確認）等の活用
□　一人一人の健康面についての把握をすること
　・参加者からの連絡義務
　・長期の場合は、食事、便通、睡眠の確保の確認
□　弱者の把握をすること
　・体力的に弱い者、要援助児童生徒等
□　参加者の心の動きへの十分な配慮をすること
□　貴重品等の管理を確実にすること

○スタッフについて
・どんな活動内容（プログラム）であっても複数人数で指導すること
□　スタッフの配置とコミュニケーションを確認すること
□　スタッフ自身の安全管理と健康管理をすること
□　不審者への対応をすること
□　中心指導者のほかに、フリーに活動できるスタッフを確保すること

熊出没に係る被害防止

平成16年頃から、各地域で熊の出没件数が例年以上に急増し、県内において人身被害も報告されています。最近は、熊に限らずイノシシ・サルなどの出没もあります。

このような現状を踏まえ、幼児児童生徒の登下校、自然体験活動等を含めた学校教育活動はもとより、行楽などで山等に出かける際に、熊など野生動物による人身被害を防ぐことが必要です。

今回は、平成16年１０月１３日付け教スポ第８６２号で依頼した「熊出没に係る被害防止について」より、各学校における熊に対する対応をまとめました。

～熊による被害を防ぐために～

１　学校の教育活動及び家庭において山へ出かける際等の注意事項

熊と遭遇しないために

（１）現地の熊の出没情報を役場等で聞き、出没が報告されたり可能性のある場所での活動は避ける。

（２）こちらの存在を知らせるために、ラジオ・鈴・ベル・笛等で音を出しながら行動する。

（３）熊は明るい場所を避けるため、見通しのよい明るい場所で行動する。

（４）栗・くるみ等の木の実が実っている林には、日中でも熊が潜んでいるため、近づかないようにする。

（５）熊の糞や足跡等を見つけたら、迂回するか、引き返す。

（６）夜間は、外出を控え、単独での行動は避ける。特に、農作物の被害歴がある場所での行動は危険である。

（７）雨や風の強い日、霧の濃い日は、人の気配を熊が感じにくく、特に注意が必要である。

（８）人家周辺でも出没情報があることから、常に周辺に注意を払うよう心がける。

熊と遭遇してしまったら

（１）遠方に熊がいる場合は、慌てず速やかにその場から立ち去る。

（２）至近距離で出会った場合は、熊から目を離さないように、リュックサック等の持ち物をひとつずつ置いて熊の気をそらしながら、できるだけゆっくりと静かに後退する。

・熊は逃げるものを追いかける習性があり、走って逃げることは非常に危険である。

・急に大声を出したり、ものを投げつけたり等の刺激を与えることは、熊が逃げる機会を奪ってしまうことになる。

・熊と目を離すことは、攻撃の合図になる。

・熊との間に木立等の障害物を入れることができる位置に移動することで突進を防ぐこともできる。

（３）小熊に出会ったときも、近くに親熊がおり、小熊の危険を感じて攻撃してくる可能性が高いため、そっと立ち去る。

２　目撃情報は、市町村（役場・教育委員会等）または警察へ

・「場所」、「時間」、「大きさ」、「何をしていたか」等の情報を伝える。情報が多く集まれば、パトロールや登下校等の対策が迅速に実施できる。

(5) 不測事態

○気象状況が急変した場合

□ 活動の継続の可否を速やかに判断し、早めの決定を出す。

・活動場所の安全確認を速やかに行う

・危険が想定される場合は、活動を中止し、安全な場所（利用施設、近隣の施設、バスの中等）へ早めに避難する。

○事故が発生した場合

万が一事故が起きた場合、生存指導者の初動対応のあり方によっては、その後の事態が大きく変わってくる。被害を最小限に抑え、また、被害者を救助できるか否かを決めるのポイントは次の３つである。

① 冷静になる

② 自分自身の安全管理をする

③ 事故者以外の安全管理をする

□ 周囲の状況と事故者の様子を把握すること

・事故者の人数、状況、対応方法

□ 救助に向かうか協力者を得るかの判断をすること

・連絡先：本部スタッフ、（必要に応じて）警察署、消防署、医療機関

・参加者の生命、身体に重大な危機を及ぼす事態が発生した場合、その恐れがある場合には、本部長（学校長）を位置付けた緊急事態対策本部や緊急事態対策室等を設置する。

・緊急事態対策本部や緊急事態対策室は、情報の収集担当、発表・報道担当、対策・要請検討担当などの役割分担を行う。

□ 救急処置を施すこと

・直ちに処置すべきなのか、時間に余裕があるのかの判断

＜直ちに処置すべき＞

心臓停止、呼吸停止、意識障害、大出血、大火傷、服毒等

＜時間に余裕がある場合＞

そこが安全な場所であることを確認し、適正な処置を施す。

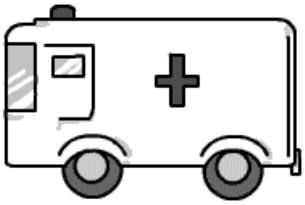

□ 救急用品が準備してあること

□ 救急処置後の行動に配慮すること

・事故者の様態の確認、保温、体位

・家族（保護者）への連絡は、情報を整理してから事実を詳しく伝えるとともに、誠意ある対応をすること

□ （状況によって）搬出を判断すること

・救急車やレスキュー隊に任せるのか、救助者が運搬するのか

□ （状況によって）医療機関への引き渡しを判断すること

□ ５Ｗ１Ｈに留意して記録をすること（事故報告書を作成すること）

○貴重品等の紛失や部外者による不法行為等があった場合

□ 明らかに外部者による盗難と判断できる場合は、警察に届け出ること

□ 保護者に事実を正確に伝え、誠意ある対応をすること

○参加者同士の暴力、器物破損があった場合

□ 当事者から事情を詳しく聞き、適切な処置をすること

□ 保護者に事実を正確に伝え、指導の結果について説明すること

□ 器物破損などは損害保険による処理が可能かどうか把握しておく

(6) 事後

○事故報告の作成について
- □ いつ、誰が、どこで、何をして、どのように、どうなったのか、どんな対応をしたのか、どの医療機関へ、どんな処置をして、どんな結果であったか、時間や誰がどんなことを行ったなどを詳しく記録して報告すること
- □ 再発防止のため、事故報告書は適切に保管すること

※事故発生が無くても反省評価を実施し、今後の指導のあり方を見直す。

○関係機関へのお礼とその後の状況報告
- □ お礼も兼ね、その後の状況について報告すること

○保護者への対応
- □ 参加者の心理的、身体的被害を気遣い、事業後も保護者と連絡を取り、状況について確認すること

3 その他の活動時における安全上の配慮

時間帯	配　　慮　　事　　項
始　業　前	○児童生徒の発育発達段階に即した、登校方法、登校時刻、通学路や昇降口の使用方法、運動場の使用方法や遊び方を計画すると同時に校舎内外の見回り等を実施する。 ○校地、校庭、門扉、塀、足洗い場等、施設、設備の安全対策について対処する。 ○心身に障がいを持つ児童生徒に適切な対処をする。 ○施設や用具を正しく、安全に使用する方法及び服装について指導する。 ○天候等により、校門付近、玄関への通路等に危険な状態が生じた場合、適切な表示をし、指導する。 ○事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制の確立をする。 ○非常災害発生時における安全対策を確立する。
業　間　時	○児童生徒の発育発達段階に即した休憩時間や過ごし方を計画すると同時に校庭や教室など教職員を配置し、安全の確保に努める。 ○校庭や運動場への出入時、多人数が密集しての遊び、他人のプレーの妨害やふざけ等、児童生徒の活動状況に対して指導する。 ○心身に障がいを持つ児童生徒への対応を十分配慮する。 ○施設や用具の使い方、禁止区域への立ち入り、教室の窓からの乗りだし、屋上やベランダなどでの危険な遊びに対する指導をする。 ○滑りやすい靴、足の大きさに合わない靴、ひもがゆるんだり破損した靴等、不適当な服装について指導する。 ○遊び方や遊び道具の流行に伴う危険な遊び道具の持ち込みに対する指導をする。 ○教室、階段、廊下、トイレ等休息時の行動と関係する施設、設備等の環境衛生及び安全管理に留意する。 ○防災器具や用具の設置場所とその標識、薬品等危険物を明示する。 ○外部からの侵入者に対し、注意を払う。 ○事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制の確立をする。 ○非常災害発生時における安全対策を確立する。
放　課　後	○放課後の開放感から気のゆるみと生活態度に対する指導をする。 ○児童生徒の発育発達段階や学校の実態に即した下校時刻や終礼時刻及び運動場や校舎の施設、設備の使用方法を計画し指導する。 ○心身に障がいを持つ児童生徒に適切な対処をする。 ○危険な場所や使用を許可していない場所は施錠等の措置をする。 ○外部からの侵入者に対し、注意を払う。（見かけたら報告するよう指導する。） ○事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制の確立をする。 ○非常災害発生時における安全対策を確立する。

清　掃　時	○児童生徒の発育発達段階や健康状態に即した清掃時間、場所、方法を計画し、適切な用具を準備し指導する。 ○服装、身支度を適切にする。 ○心身に障がいを持つ児童生徒に適切な対処をする。 ○道具や用具の点検を行い、正しい使用方法と管理について指導する。 ○ガラス器具、その他の危険物などの清掃の仕方の要領や注意事項を指導する。 ○ワックス等を使用する場合、手袋やマスクをするなどの配慮をする。 ○落下の危険のある高所等の清掃は、十分な注意と規制措置をとる。 ○清掃をしている児童生徒と他の児童生徒の間に危険のないよう指導する。 ○清掃日誌の反省事項をもとに、安全点検、安全指導をする。 ○ゴミの処理方法、危険物の処理方法について安全な方法を検討し指導する。
給　食　時	○児童生徒の発育発達段階や学校の実態に即して、運搬、配膳及び片付け方を計画し指導する。 ○給食時にふさわしい教室環境になるよう整理整頓をする。 ○心身に障がいをもつ児童生徒に応じたきめ細かな適切な対処をする。 ○当番の児童生徒の健康状態について留意する。 ○当番の児童生徒の服装は、清潔な白衣、帽子、マスクを着用させる。 ○給食当番には、きまりを守って安全に活動させる。 ○食事前の手洗い、うがい、食事中のマナーやルールを全員が守り、食器の片付けなど安全にできるよう指導する。 ○配膳台、机等は清潔に保たせる。 ○配膳時の食器は清潔に保たせる。 ○当日の献立に応じ考えられる危険を事前に予測した安全指導をする。

４　プールにおける安全上の配慮

文部科学省及び国土交通省は、プールの排（環）水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について「プールの安全標準指針」（平成１９年３月）を策定した。この指針は、プールの安全確保がより一層図られるよう、プールの設置管理者に対し、国の技術的助言として適切な管理運営を求めていくものである。

この指針はプールの設置者が取り組むべき事項を示したものであるが、外部に委託する場合も受託者に同様の対応を求め、設置管理者は受託者に対し、確認・監督を行わなければならない。また、本指針の適用範囲は、学校プール、社会体育施設のプール、都市公園内のプールを対象として作成されたが、その他の公・民営プール等全てのプール施設においても活用できるものである。

この指針をもとに、日常におけるプール指導において、より一層の安全確保の促進に努め指導することが必要である。以下にプールにおける安全上の配慮点について述べることとする。

(1)　管理・指導の組織

年間を通じた日常的なプールの管理・指導の組織は、「プール管理委員会」等により全教職員が組織的な活動を進めることが必要である。

①　施設の保健・安全管理

職員会議等において、管理・指導の要領について教職員全体の理解を図る。また、施設・設備については、専門家による定期点検、始業前・終業後の日常点検、水質管理等

を徹底し、プール管理日誌等によりその実情を確認する。さらに、学校医・学校薬剤師等への報告・相談により改善を図る。

② 水泳指導の保健・安全管理

事前の清掃は、学年に応じた分担にすることにより、大切に使う自覚を高めながら、保健衛生面を含めた水泳への心構えをつくる。また、授業における水泳指導では、能力別指導を取り入れながら、安全・自己管理能力・マナーを養うようにする。

プール管理委員会（例）

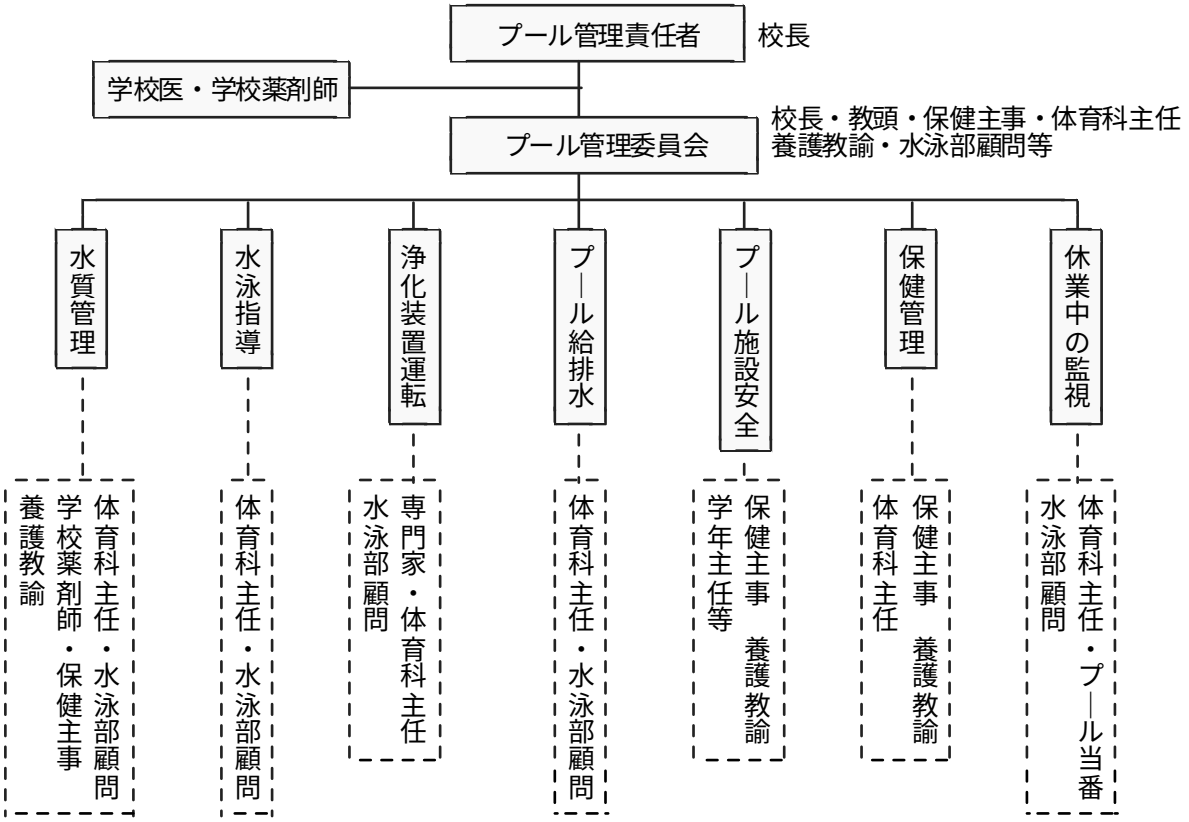

(2)　健康管理

水泳指導の実施にあたっては、他の陸上での運動と違って、直射日光をはじめとする気温や水温などが児童生徒の身体に直接影響する運動であることに留意し、児童生徒の身体的な異常によって疾病や事故を起こすことのないようにしなければならない。そのためには、事前に児童生徒の健康状態を調べ、水泳不適者や注意を要する者を把握するとともに、指導上の取り扱いについて明確にしておくことが大切である。

【定期健康診断の結果の活用】

年度のはじめに実施される定期健康診断は、教育活動の実施に役立たせるためのものである。したがって、水泳の適・不適の決定にあたっては、学校医との連携のもとに定期健康診断の結果を十分活用することが重要である。

なお、定期健康診断を実施してから水泳実施の時期まで期間が長い場合は、臨時の健康診断を実施することも考えられる。

【健康観察の実施】

① 保護者による健康観察

保護者による健康観察については、問診票によって把握することができる。問診票には必要に応じて既往症、体温、食欲、睡眠、活動状況などから健康の状態が分かるように具体的な調査項目を用意すべきである。

また、水泳の授業当日の健康状態を把握するために連絡帳等、保護者との連携による健康管理体制を確立しておくことが必要である。

② 担任教師による健康観察

学級担任や教科担任による健康観察は、教科、特別活動、休憩時などを通して継続的に実施する。他の児童生徒と比較できるだけに特に重要である。

③ 養護教諭による健康観察

保健室で休養させた者の観察結果は、医師の診断の重要な手掛かりとなり、水泳の適・不適の決定に対する重要な資料であるので、適切に把握するとともに教科担任や学級担任と十分に連絡をとることが大切である。

④ 児童生徒相互による健康観察

児童生徒相互による健康観察は、指導が展開されていく過程においてはいうまでもなく、事前においても重要な意味を持っていることを考え、顔色、動作などについて観察しやすい項目を設けておくとよい。その際、バディ（二人一組）を組ませるなどの方法をとる。

バディシステム

泳者を二人ずつの組に編成して、安全の確保と指導の効率を上げることを主眼とした指導法である。二人組になった者は、いつも離れず近くにいて相互に監視し合い、助け合って練習し、お互いの異常の発見に努めさせる。水中、陸上に限らず、教師の「バディ」の合図で互いに手をつなぎ高く挙げさせ点呼をとる。

安全とともに泳力の向上や人間関係を深め合うという点から同程度の泳力の者で組ませると効果的である。

Buddy（英語：仲間、相棒）

Buddy　System（２人組制：安全のために２人ひと組で行動する方法）

【配慮を要する児童生徒の指導】

水泳を実施するのに配慮が必要な者、あるいは禁止させる者については、医師等の診断結果を最優先として、関係者の総合的な判断によって決定するとともに、その取り扱い方を明確にしておくことが大切である。

健康診断の結果、ある条件のもとに水泳の実施が可能と判定された者の取り扱いには、その病状に応じた運動の質と量を十分配慮しなければならない。また、指導にあたっては、学校医との連携を図るとともに、保護者や本人と十分話し合う必要がある。なお、水泳の実施に配慮が必要な者、やむを得ず禁止しなければならない者としては次の者があげられる。

・心臓病、腎臓病の者（特に専門医の判断を要する）
・呼吸器疾患の者（気管支炎、肋膜炎、肺結核性疾患、ただし喘息は除く）
・その他、急性中耳炎、急性外耳炎
・病気直後、手術直後の者
・過去に意識障害を起こしたことのある者
・その他、プールを介して他人に感染させる恐れのある疾病に罹患している者

※　健康相談等の内容・結果については、プライバシーにかかわることなので取り扱いに十分注意が必要である。

(3)　施設・設備の安全管理　Ⅰ

プールにおける３大事故として、次のものがあげられる。

・溺水事故
・飛び込み事故

→ ・防止には、監視員及び管理体制（ソフト面）への依存が大きい。

・吸い込み事故

→ ・防止には、プール構造上での対策（ハード面）で防止できる可能性が非常に高い。

①吸い込み事故発生の状況

プールのろ過吸水口での事故

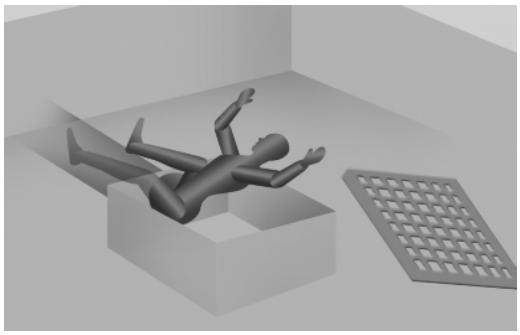

これまでの事故の大半を占める
・枡の中に進入した際､足や頭部、肩などが急速に配管内に吸い込まれ、脱出不能となる。

起流装置吸水口での事故

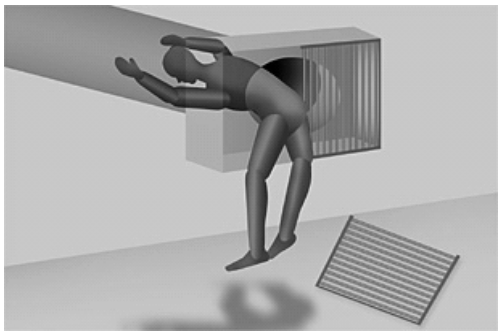

起流装置にて発生
・吸い込む力が強く、配管口径も太い為、小さな子供の場合身体全体が管の中に吸い込まれてしまう。

②吸い込み事故の原因

昭和４０年以降、排(環)水口(ろ過循環口)での事故が発生し始め、プールでの３大事故(溺れ、飛び込み事故、吸い込み事故)の一角を占めるようになった。

吸い込み事故に関わる原因としては、以下のようなものがある。

- 排(環)水口の蓋がない、もしくは外れていた。(掃除・いたずら・劣化・危機管理意識の不足)
- 浮力で軽くなった蓋をいたずら等で外された。(蓋の重量のみで固定)
- 配管に接近し、吸い込み防止金具がないため急速に吸い込まれた。
- 排水口の枡の開口面積が小さく、流れが速い為、蓋上面に吸い付いてしまった。

③プール構造上での対策（基本最低限の対策）

◇排(環)水口の蓋をネジ・ボルトで固定する。

◇パイプの先端に吸い込み防止金具を設置する。

◇ポンプの吸い込み流速を蓋上面で身体が感知しない程度(0.5m/sec以下)まで遅くする。

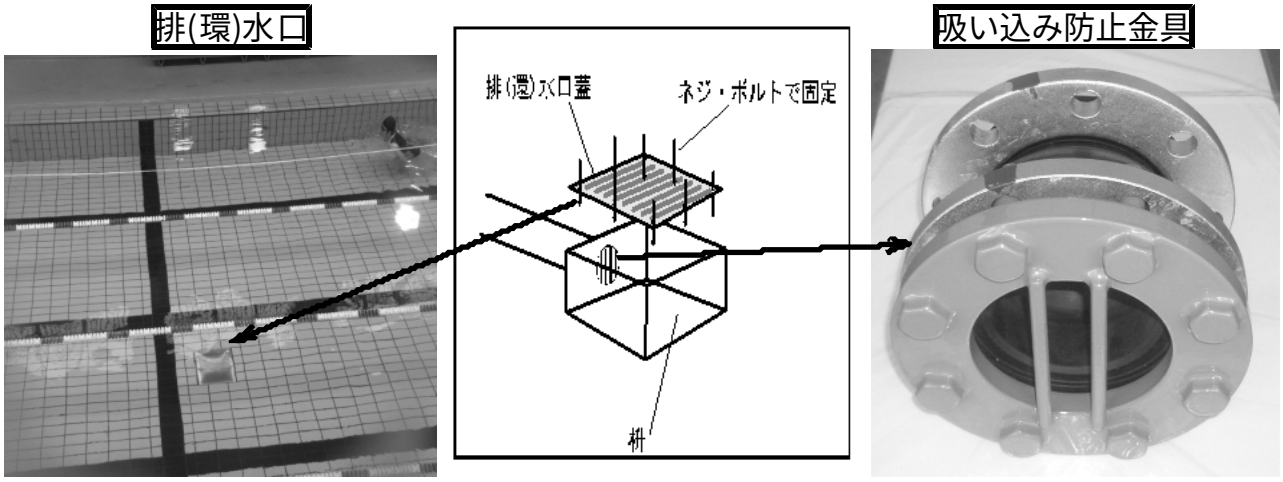

④緊急時への対応
【例】排(環)水口の蓋(柵)が外れた場合

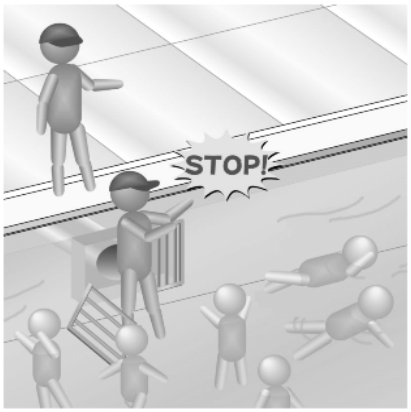

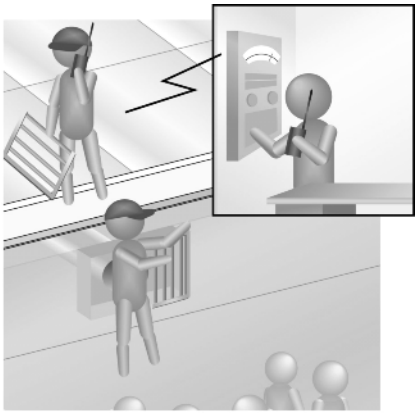

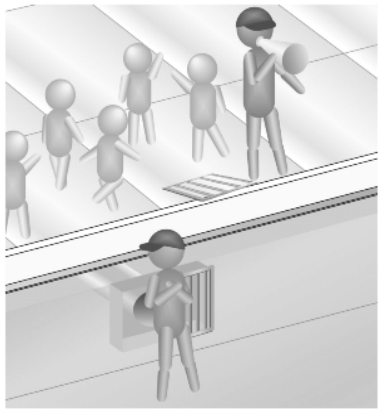

①異常場所の安全確保
・異常を発見したら直ちに危険個所の前面に立ち、遊泳者を近づけない等の安全を確保する。

②ポンプの緊急停止
・①と同時に無線連絡等で緊急のポンプ停止を指示する。

③プール使用の一時中止
・遊泳者をプールサイドへ直ちに誘導する。
(緊急避難誘導)

(4) 施設・設備の安全管理 II

学校プールは多人数で使用するので汚染されやすく、管理が十分でない場合は、病原性の細菌やウィルスによって疾病が発生する可能性もある。プールの水を清潔に保つには、循環浄化装置を適正に運転すること、消毒の手間を惜しまないこと、日常の点検や水を汚さぬ心得の指導を徹底することなどが肝要である。なお、使用前及び使用の途中において学校薬剤師の協力を得るなどして水質検査を実施する必要がある。

① 循環浄化装置

運転操作は、教師の誰もができるように事前に説明会（実習）を開催したり、方法、手順について図示するなど理解しやすいよう工夫する。

② 水を汚さない心得

入水前のシャワー、足洗い槽等の適切な使用はプールの水を汚さない心得の基本である。ていねいに、一定時間実施する習慣を身に付けさせることが大切である。

③ 水の消毒

消毒には塩素系の薬品が使用される。これは速効性、殺菌性に優れているという理由によるものであるが、あまりに高濃度であると眼が痛くなるなど種々の問題が発生

する。残留塩素は、紫外線の強い盛夏や水温の高いとき、また利用者数の多いときには効力が低下しやすく、注入量を調整しなければならない。水中の遊離残留塩素は、使用前には必ず測定し、使用時には１時間ごとに１回以上測定するように決められている。

【学校における水泳プールの水質に関する基準】

★平成１６年２月１０日（学校環境衛生の基準一部改訂）

原　　水	飲料水の基準に適合するものであることが望ましい
水素ｲｵﾝ濃度（PH濃度）	PH値　５．８ ～ ８．６
濁　　度	２度以下であること
過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量	１２mg／ｒ 以下
遊離残留塩素濃度	すべての点で 0.4mg/ｒ以上（1.0mg／ｒ以下が望ましい）
大　腸　菌　群	検出されてはならない
一　般　細　菌　数	１mｒ中200コロニー以下
総トリハロメタン	0.2mg/ｒ以下であることが望ましい

※遊離残留塩素濃度の測定について ― ｵﾙﾄﾄﾘｼﾞﾝ法は平成14年３月３１日をもって廃止

④ プールサイドの清潔

プールサイドは、準備運動、陸上練習、休憩、見学など多目的に使用される。プールサイドの汚れは水着や身体に付着してプールの水に混入され汚濁の原因となるので絶えず清潔に努め、校内着用の上履きでの出入りなども厳禁にする必要がある。

⑤ プールサイドの整理整頓・安全確認

コースロープ、補助具等がプールサイドに置かれていることが多い。それらの物品につまずいたりして思わぬ負傷をすることがあるので整理整頓に心がける。また、プールサイドの植え込みや更衣室の屋根等に蜂が巣を作ることがあり、それらの点検を定期的に行うことが必要である。

⑥ プールへの出入口

プールへの出入りが自由にできないようにし、金網などの点検も安全管理の面から日常的に実施することが必要である。

⑦ 土砂、落ち葉の混入防止

プール周辺の植樹は、葉が風に吹き飛ばされてプール内に混入したりしやすいため、樹木の種類や位置について検討するとともに、土砂等の混入防止策としてフェンスやネットを設置するなどの工夫が必要である。

⑧ プールの附属施設の清潔

附属の施設は濡れたままで出入りすることから不潔になりがちである。特にトイレは事前に用便をすませる習慣やトイレとプールの間にシャワーや必要に応じて足洗槽を設けるなどの工夫が必要である。また、更衣室にすのこを設置している学校も多いが、木製の場合、腐食したり釘が出ていたりすることが予想されるため、定期的に点検する必要がある。。

なお、腰洗い槽が設置してある学校では、多人数で使用するときや盛夏に使用するときには換水の回数を多くするとともに、高濃度の塩素に対し過敏症などの傾向のある児童生徒に対しては使用せず、シャワー等による洗浄で代替させるなどの配慮が必要である。

(5) 水泳指導の安全管理

① 水温と気温

水温と気温に関する規定はないものの、小学校低学年や初心者ほど水温に敏感であり、一般的に２２℃未満ではあまり学習効果は期待できない。２３℃以上であることが望ましく、上級者や高学年であっても２２℃以上の水温が適当といえる。水温と気温の差は、水温が若干低くても気温が高ければ不快感は少ないが、反対に水温が高くても気温が低ければ快適ではない。いずれにせよ、プールを使用するかどうかは、対象者の学年、能力、水温、気温、学習内容などを考慮して判断することが必要がある。

② 準備運動

児童生徒の身体の状況や気象条件、学習内容を考慮し、運動量・内容を決定する必要がある。なお、実施にあたっては簡単から複雑なものへ、最後は呼吸運動で終わるという手順が一般的である。

③ 人員点呼

人員点呼は、人数の確認だけでなく、顔色、動作などから健康状態を観察するという大切なねらいがあることを忘れてはいけない。したがって、入水前、指導の展開の途中、退水後に絶えず敏速かつ正確な人員点呼(「バディ」を活用)を実施する必要がある。

④ 練習時間と休憩

練習時間は、年齢、能力及び学習内容等のほか、水温、気温、風力、日照などの気象条件を考慮しながら決定しなければならない。特に小学校低学年や初心者を対象にする場合は、体力や泳力の低い者を基準に、絶えず顔色、動作についての観察を忘れてはならない。（児童生徒にせがまれて安易に時間を延長したりすることのないようにすることや雷雨、光化学スモッグの予報があるような場合には中止する。）

休憩時は、疲労の回復に努めさせることが原則であるが、事故防止の心得や救助法、あるいは学習上の問題点についての指導の場面とすることもできる。

また、盛夏の暑いときには、有害な紫外線から身体を守るため、タオルで身体を覆わせたり、休憩用のテントの中で待機させるような配慮が必要である。

⑤ 監視

監視者の位置は、プール全体を見わたすことができ、プールの角が死角にならないよう留意する。（複数体制をとったり、監視台など高い位置であれば理想的）また、プールの安全使用規則を無視する者には直ちに注意を与えることなど具体的な監視の要点について検討しておくとともに監視に必要な物品、例えば笛、メガホン、救助用具、救急箱を用意しておくことも大切である。

監視の責任者は、あくまでも教師等の指導者であるが、見学をする児童生徒に補助監視者としての役割を与え、監視の目を多くすることを考えたい。この際には、簡単なチェック項目を用意することやメガホン等を持たせ役割を自覚させることが重要である。なお、見学者については直射日光を避けるためテントやビーチパラソル、椅子等を用意するといった配慮も忘れてはならない。

⑥ スタートの指導での留意点

水泳プールの事故には、飛び込みで逆さに入水し水底に頭部を打ち付けるなど、スタート時に起こるものが少なくない。小・中学校では、学習指導要領で水中からのスタートとして取り扱うこととされている。したがって、高等学校でのスタートの指導は、個人の能力に応じた段階的な取り扱いを重視し、水深や入水角度に注意することなど、教師の指示に従って実施するよう安全に配慮した慎重な指導が必要である。

⑦ 検定について

距離・時間・泳法等の検定が考えられるが、いずれの場合も指導者の監視はもとより、バディの一人がプールサイドから、見守り（監視）、応援する体制を取ることが重要である。特に、距離の検定については、児童生徒が自らの限界にチャレンジする場合も考えられる。検定を終えて、水から上がるまではもちろんのこと、その後の体調にまで気を配る必要がある。

【日常の点検】（記録簿を作成し結果を記録）

□遊離残留塩素　（使用前及び使用中１時間に１回以上）
□水素イオン濃度　（使用前１回）
□透明度　（常に留意：水中で３ｍの視界）
□気温
□水温　※その他学校の実態に応じて
□入泳人数　項目を作成
□消毒剤の使用方法

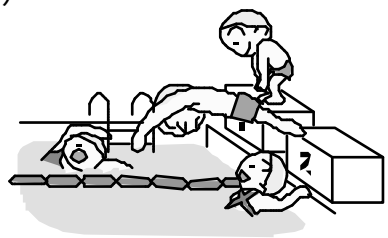

５　熱中症とその予防

熱中症とは、暑熱環境で発生する障害の総称で、熱失神、熱疲労（熱ひはい）、熱けいれん、熱射病などに分けられる。この中で最も重いのが熱射病で、死亡事故につながる。

かつて熱射病による死亡事故は、炭坑、製鉄所などの労働現場で問題になったが、これらは活動基準や労働基準が策定されることによって現在ではほとんどなくなり、代わってスポーツによるものや夏場の酷暑によるものが問題になっている。

～熱中症予防８カ条～　　（財）日本体育協会　熱中症予防ガイドブックより

(１)知って防ごう熱中症

熱中症とは、暑い環境で生じる障害の総称で、次のような病型がある。

①熱失神…皮膚血管の拡張によって血圧が低下、脳血流が減少しておこるもので、めまい、失神などがみられる。顔面蒼白となり脈は速くて弱くなる。

②熱疲労…脱水による症状で、脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などがみられる。

③熱けいれん…大量に汗をかき水だけを補給して血液の塩分濃度が低下した時に、足、腕、腹部の筋肉に痛みをともなったけいれんがおこる。

④熱射病…体温の上昇のため中枢機能に異常をきした状態で、意識障害（応答が鈍い、言動がおかしい、意識がない）がおこり、死亡率が高い。

(２)暑いとき、無理な運動は事故のもと

熱中症の発生には気温、湿度、風速、輻射熱などが関係する。同じ気温でも湿度が高いと危険性が高くなったり、運動強度が強いほど発生も多くなる。

＜熱中症予防のための運動指針＞

	ほぼ安全	・	注　意	・	警　戒・厳重警戒	・	運動は原則中止
乾球温(℃)	～　２４	～	２８	～	３１	～	３５　～
湿球温(℃)	～　１８	～	２１	～	２４	～	２７　～

※乾球温度を用いる場合は、湿度に注意。湿度が高ければ、１ランク厳しい環境条件の注意が必要。

※スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(財団法人日本体育協会)

(３)急な暑さは要注意

熱中症の事故の多くは、急に暑くなったときに発生している。急に暑くなった時には、暑さになれるまでの数日間は短時間の運動や軽い運動から徐々に体を慣らしていくことが必要である。

(４)失った水分と塩分を取り戻そう

汗は体から熱を奪い、体温が上昇しすぎるのを防いでくれる。しかし、失われた水分を補わないと脱水になり、体温調節能力や運動能力が低下する。水分の補給には0.2％程度の食塩水が適当である。

(５)体重で知ろう健康と汗の量

体重の３％の水分を失うと運動能力や体温調節能力が低下する。運動による体重減少が２％を越えないように水分補給をする必要がある。

(６)薄着ルックでさわやかに

防具を付けるスポーツでは、休憩中に衣服を緩めたり、防具をはずしたりして熱を逃してやることが必要である。

(７)体調不良は事故のもと

体調が悪いと熱中症につながりやすい。体調の悪いときは、無理に運動をしないことである。体力の低い人、低下している人、肥満の人、熱中症の経験のある人は暑さに弱いので特に注意が必要である。

(８)あわてるな、されど急ごう応急処置

①熱失神、②熱疲労

涼しい場所に運び、衣服を緩めて寝かせ、水分を補給すれば通常は回復する。
足を高くし、手足を末梢から中心部に向けてマッサージするのも有効である。
吐き気や嘔吐などで水分補給ができない場合には、病院に運び点滴を受ける必要がある。

③熱けいれん

生理食塩水(0.2％)を補給すれば通常は回復する。

④熱射病

死の危険のある緊急事態ととらえ、体を冷やしながら集中治療のできる病院へ一刻も早く運ぶ必要がある。いかに体温を早く下げて意識を回復させるかが予後を左右するため、現場での処置が重要となる。

体温を下げるには、水をかけたり、濡れタオルをあてて扇いだり、頸、腋に下、足の付け根など太い血管のある部分に氷などをあてる方法が効果的である。

６　落雷事故の防止

平成８年、大阪府高槻市で開かれたサッカー大会で落雷に遭い、重度障害が残った高知市の男性と家族が、当時在学していた私立高校と主催者を相手に損害賠償を求めた訴訟の差し戻し控訴審判決で、高松高裁は、引率教諭及び会場担当者が落雷を予見でき、会場周囲にあるコンクリート柱付近に避難すれば事故を避けることができたとして、学校と高槻市体育協会に総額３億円余りの支払いを命じた。

本県においても、子どもたちが健康で安全な学校生活を送り同様の事故に遭わないよう、各教育現場において、下記を参考に落雷事故防止のために慎重な対応をする必要がある。

【落雷事故防止のための基本的配慮事項】

(１)気象情報の事前チェック等	○体育祭・球技大会等の屋外での教育活動に際しては、事前に気象情報等確認しておく。 ○校外の活動では、避難場所の確認をしておく。
(２)落雷の危険性が懸念されたら迅速に避難指示	○空模様(雷雲の発生等)に注意し､雷鳴・雷光を確認したら、屋内へ避難させる。
(３)避難の解除	○雷鳴が聞こえなくなり、雷光が見えなくなって２０分程度以上経過するまで屋外へ出さない。

【雷から身を守るには】

(１)雷を知る	○ゴロゴロと雷鳴が聞こえ始めたら、落雷する危険がある ○雷は雨が降る前に発生し、雷雲が消滅するまで続く。
(２)予報・注意報に耳を傾ける	○天気予報で､「大気が不安定」との言葉が出れば、雷の発生が予測される。 ○屋外レジャーや屋外作業の前には、雷が発生しやすい気象状況なのか確認しておくだけで、心構えが変わる。 ○雷注意報が出発前から出ている場合には、逃げ場のほとんど無い登山やハイキング、森林内でのキャンプ、海や川での釣りなどは中止する。
(３)雷の接近を知り事前に避難	○雷鳴が聞こえた時には、すでに落雷の危険域に入ってしまっている。 ○激しい雨が降り出してから避難するのは、逃げ遅れ。
(４)雷に遭遇してしまった時の避難	
①安全な場所	○鉄筋コンクリート建築物、一戸建て住宅、自動車・バス　等 ※テントやトタン屋根の小屋等は不可。 ※テレビ・無線機等は２m以上、電化製品・電話等は１m以上離れる。 ※炊事・洗濯・入浴・室内プールは避ける。

②緊急避難 （①の安全な場所が近くに無い場合）	○高さが５m以上３０m以下の高い物体のてっぺんを４５度以上の角度で見上げる範囲で、かつその物体から４m以上離れた場所（＝【保護範囲】：以下の図参照）の中で、足を揃えてしゃがむ。 ※樹木の場合は、枝や葉先からも４m以上離れる。 ※森林は危険、木はまばらなところの方がよい。 ○高さが３０m以上の場合は、４m以上離れ、３0m以内が保護範囲となり、その中で足を揃えてしゃがむ。 ※30m以上について、高ければそれだけ範囲も広いという訳ではない。 （注意事項） ※寝そべらず両足の間隔はせまくする。そうしないと電流が流れやすくなる。 ※傘はささない。長い物体は素材に関わらず、体から 離して地面に寝かせる。 ※ヘアピン・アクセサリー等の金属類は雷を引き寄せない。

【保護範囲】

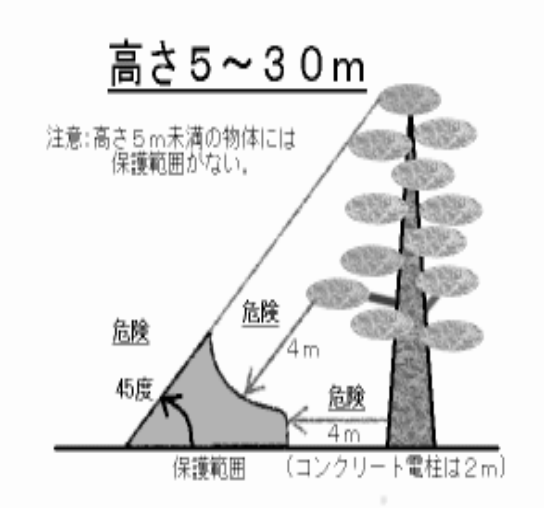

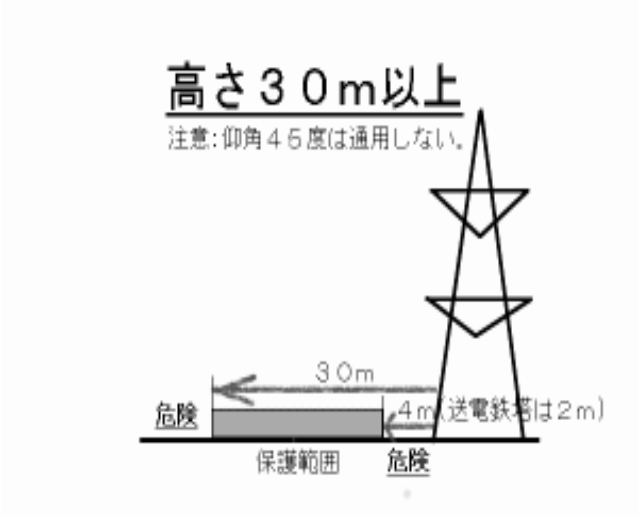

（参考ホームページ　http://www.aobaya.jp/chishiki.html）

第３節　不審者（防犯）に対する安全管理

近年、不審者による学校への侵入事件や登下校時中の声かけや連れ去り等、子どもが被害者となる事件・事故が凶悪化・多発化し、子どもの安全・安心が脅かされている。

１　子ども・教職員が被害者となった主な事件と対応

Ｈ１１．１２　京都市日野小学校児童刺殺事件（校内）
Ｈ１３．　６　大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件（校内）
Ｈ１５．　９　岐阜県内中学校卒業生侵入事件（校内）
Ｈ１５．１２　宇治市立宇治小学校児童負傷事件（登下校中）
Ｈ１６．１１　奈良市女児誘拐殺人事件（登下校中）
Ｈ１７．　１　千葉県立白里高等学校教職員負傷事件（校内）
Ｈ１７．　２　大阪府寝屋川市立中央小学校教職員殺傷事件（校内）
Ｈ１７．１１　広島市女児童殺人・死体遺棄事件（登下校中）
Ｈ１７．１２　今市市女児殺人・死体遺棄事件（登下校中）
Ｈ１８．　４　岐阜県内女子中学生殺害・死体遺棄事件
Ｈ１８．　５　秋田県藤里町小学生殺害・死体遺棄事件
Ｈ１８．１２　岐阜県内小学生児童負傷事件（登下校中）
Ｈ１９．　７　宮城県小学校児童刺殺事件（登下校中）
Ｈ２０．　５　愛知県豊田市女子高校生殺人事件（登下校中）
Ｈ２０．　５　京都府舞鶴市女子高校生殺害事件

このような状況を踏まえ、各学校においては不審者侵入時の避難誘導、警察など関係機関への通報の在り方等を示した学校独自の危機管理マニュアル（※不審者侵入防止のための３段階チェック）を作成し、全職員共通理解のもと不審者の侵入を想定した避難訓練の実施や不審者を学校敷地内へ入れないための安全管理（施設・整備の整備、通学路の点検等）、警察の協力を得た防犯教室の開催や安全マップづくりを通して自分で自分の身を守るための力を身に付ける安全教育の充実を図っていくことが必要である。

※「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告」

Ⅰ　学校への不審者侵入防止のための３段階のチェック体制の確立
　１　学校への敷地内への不審者の侵入防止
　２　学校の敷地内での不審者の発見・排除
　３　校舎内への不審者の侵入防止
Ⅱ　学校への不審者の侵入に備えた取組
　１　安全を守るための器具の備え

２　地域ぐるみの学校安全体制の整備

各学校においては、校内のみならず登下校時も含めて児童生徒の安全確保を最優先した学校づくりをしているが、最近の事件発生場所が通学路など、学校の敷地外で発生していることが多い。このことも含め、子どもの安全を確保していくためには、学校だけ

の力で子どもの安全を確保することは困難であるために、学校内外において多くの保護者や地域の目で子どもの安全を見守ることが大切である。

そのためにも、各学校においては登下校時において児童生徒ができる限り一人にならないような安全対策を実施すると同時に、ＰＴＡや地域住民、地域関係機関・団体による「学校安全ボランティア（スクールガード）」を組織し、地域全体で事件・事故の発生を未然に防止することができる体制を整備する必要がある。

岐阜県としては、平成２０年度までに全小学校において、地域住民及び地域住民による複数機関・団体（自治会・老人会等）によるボランティア組織を全ての学校に完備することを目標にし、組織状況は以下のようである。

	組　　織　　率	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０
幼稚園	ＰＴＡ団体組織	76.1%	89.7%	86.0%	84.3%
	複数機関・団体組織	44.0%	70.1%	67.4%	69.9%
小学校	ＰＴＡ団体組織	90.8%	96.9%	97.9%	99.2%
	複数機関・団体組織	62.1%	81.1%	87.3%	94.3%
中学校	ＰＴＡ団体組織	86.6%	93.8%	95.8%	98.4%
	複数機関・団体組織	56.7%	69.4%	67.2%	73.3%

（平成２１年　1月現在）

児童生徒の安全確保のためには、下の資料のように学校と家庭、地域社会の３者が危機管理意識を高め、お互いの連携を図りながら、学校においては安全管理・安全教育・組織体制を充実させ、地域においては登校時の子どもの見守り活動を実施するなどして、犯罪の機会を与えない、つくらない地域づくりをしていくことが極めて大切である。

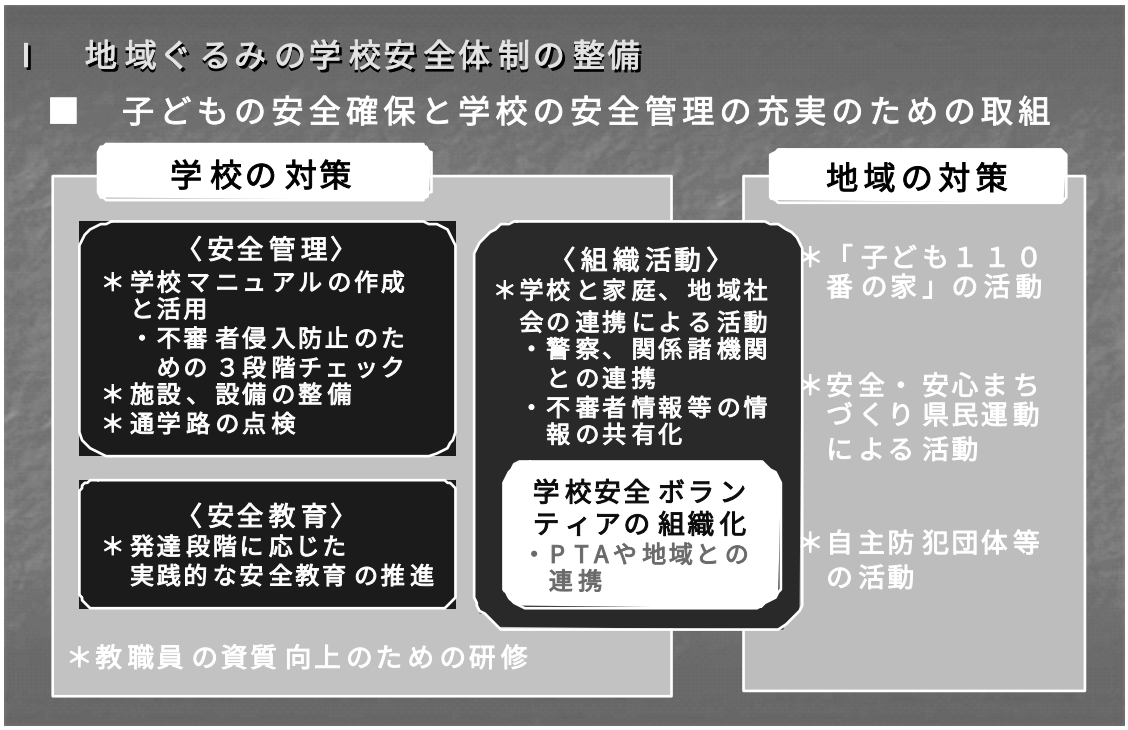

防犯ボランティア（学校安全ボランティア）の活動とは？
県内には約１０００団体（約６万人）が登録！

（１）防犯ボランティア活動とは？

防犯ボランティア活動とは、安全・安心な地域社会の実現をめざして、「地域の安全は地域で守る」の精神のもと行われる自主防犯活動であり、その内容は次のようなものがあります。

・犯罪を防止するためのパトロール活動　　・小学生等の通学路の見守り活動
・地域住民への声かけや防犯指導　　・犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検活動
・非行防止や被害防止を目的とした青少年等への声かけ活動

（２）防犯ボランティア活動がもたらすものは？

①活動による犯罪抑止効果
・犯罪者は、人の目を嫌います。犯罪を行おうとする者が声をかけられたり、パトロール活動を目にすることにより、犯行を諦めることもあります。

②地域の安心感の醸成と防犯意識の高揚
・パトロールを目にすることによって、地域に安心感を与えるとともに、防犯意識を高揚させます。

③連帯感を醸成し、地域に犯罪抑止機能の育成
・パトロールや声かけにより、地域のコミニュケーションが深まり、犯罪を犯しにくい地域になります。

（３）活動時における注意事項

①危険な行為はしないで下さい。
・犯罪者や不審者（車）に遭遇することが予想されます。遭遇した場合、特徴点、車のナンバーをメモし、通報などにとどめ、無理な追跡行為等は絶対に行わない。

②特別な権限が与えられているわけではありません。
・あくまでも、自主的な防犯活動です。空き屋、廃屋であっても所有者があり、無断で立ち入っては犯罪行為になります。少年がたむろしている場合など、必要に応じて警察へ通報してください。

③事故に注意してください。
・パトロールは、徒歩、車、自転車などで行われますが、交通事故には十分注意してください。思わぬ事故に遭遇することも考慮し、ボランティア保険への加入をお勧めします。（加入については地元の警察署生活安全課に相談下さい。）

（４）県内の防犯ボランティアの組織状況

○学校関係を含めての県内における防犯ボランティア組織
・岐阜県警による自主防犯ボランティア団体(H18.5.27調査)
　登録・・・２６９団体（約３０,５００人）
（詳細　http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/search_dantai/index.html）
・岐阜県安全・安心まちづくりボランティア団体(H20.12.26調査)
　登録・・・３５５団体（約２２,１０４人）
（詳細　http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11260/profile/anzen/tiikikatudou.htm）
＜岐阜県 環境生活部　環境生活政策課＞
・学校安全ボランティア（スクールガード）団体(H20.12.26調査)
　登録・・・３６１団体

３　不審者等に対する児童生徒の安全確保、安全管理の点検

ここでは、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組む事項について、点検すべき項目を

参考例としてあげる。

これを参考として、学校種や地域の状況等に応じて加除修正をした上で、定期的に点検を実施し、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に万全を期すことが必要である。

学校において取り組むべき事項（学校用）――全般及び不審者侵入時編

点　検　項　目	措置状況 ○	措置状況 ×	×の場合―行っていない理由 代替措置又は今後の計画等
1．学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、子どもの日常及び緊急時の安全確保対策等について共通理解を図っているか。			
2．不審者侵入事件、登下校中の事件・事故に関する情報を収集し、職員会議や校内研修等で取り上げ、教職員間で情報交換・意見交換を行うなどにより、教職員間の危機管理についての意識高揚を図っているか。			
3．全ての教職員が、緊急時に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、次のような措置を講じているか。			
(1)不審者による緊急事態発生時に備えた防犯訓練を実施し、その反省を対応に生かしているか。			
(2)教職員自身の安全を確保しつつ、警察が到着するまで、子どもを見守り、不審者が近づけないようにする防犯訓練を行っているか。			
(3)防犯に関する知識、安全を守るための器具の使用法、応急手当や心のケアの具体的な方法等について研修を行っているか。			
(4)教職員間の情報伝達訓練や警察、消防等への通報訓練などを行っているか。			
4．警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校、幼稚園・保育園等と連携をして、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。			
5．教職員や保護者・地域住民などのボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見する体制を整えているか。			
6．学校への来訪者が確認できるよう、次のような措置を講じているか。			
(1)立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付を明示している。			
(2)来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別が可能なようにしているか。			
(3)来訪者に最初に出会った教職員が、氏名・用件を聞いたり、持ち物や言動等により不審者かどうかの判断ができるようにしているか。			
(4)登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
(5)開門中は、教職員やボランティアが立ち会ったり、防犯カメラ設置校では、意図的にモニターをチェックしたりするなど、防犯体制の整備を心がけているか。			
7．校内における注意を払うべき箇所を点検し、こどもに注意喚起するとともに、教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を			

定め、地域のボランティア等の協力も得つつ、授業中、休憩時間等における子どもの安全を確保しているか。			
8．校外学習や遠足等の学校行事において、子どもの安全が確保されるよう次のような措置を講じているか。			
(1)事前に現地の安全を十分に確認し、それに基づいた綿密な計画を作成しているか。			
(2)子どもに対する事前の安全指導を十分に行っているか。			
(3)万一の事態が発生した場合の避難の仕方、連絡等について、あらかじめ定めている。			
9．学校開放（授業日）に当たっては、子どもの安全が確保されるよう、次の措置を講じているか。			
(1)開放部分と非開放部分と区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策(施錠等)を講じている。			
(2)学校開放時に、安全確保について保護者や地域住民等によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っている。			
10. 不審者による緊急事態発生に備え、次のような組織・体制等が整備されているか。			
(1)直ちに校長、副校長・教頭、教職員、子どもに情報が伝達され、避難誘導、防御（不審者対応）、応急手当、通報、記録、保護者への連絡等が、迅速・的確に行われる組織（役割分担）を整えているか。また、必要に応じて、保護者、隣接学校等の協力が得られる体制を整えられているか。			
(2)警察、消防等の関係機関に対して、隣接する学校・幼稚園や学校周辺の店等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えているか。			
(3)直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援などが得られる体制を整えているか。			
(4)保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに保護者に連絡が取れる体制等を整えているか。			
(5)学校近くの地域住民や店等とも連携を図りながら、直ちに負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送ができる体制を整えているか。			
(6)緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明などの事故対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための事件・事故対策本部の活動を速やかに開始できるようにしているか。			
11. 学校の施設等の面で、次のような対策を講じているか。			
(1)校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎出入口、鍵の状況等の点検・補修を行っているか。			
(2)緊急時に安全を守れるための器具（さすまた、盾、杖、催涙スプレー、ネットランチャー等）を備えているか。			
(3)警報装置（警報ベル・ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）などを設置している場合、作動状況の点検を行っているか。			

(4)死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置き場、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。			
(5)危害を加えるおそれのある者が侵入した場合を想定し、受付の近くに、一時的に隔離しておく場所（応接室、相談室等）を決めているか。			
１２．安全教育（防犯）が学校の実態に応じて教育課程に位置づけられ、子どもの実態に応じて計画的に実施されているか。			
１３．不審者の侵入を想定した避難訓練を行い、緊急事態発生時に子どもが安全に避難できるようにしているか。			

学校において取り組むべき事項（学校用）――登下校編

点　検　項　目	措置状況 ○	措置状況 ×	×の場合―行っていない理由 代替措置又は今後の改善計画
１．　安全な通学路等の設定と定期的な点検の実施のために、次のような対策を講じているか。			
(1)教職員、保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事情等を配慮し、関係者が議論して可能なかぎり安全な通学路を設定しているか。			
(2)定期的に点検を実施したり、必要に応じて臨時点検を実施しているか。			
(3)点検により防犯上好ましくない状況が発見された場合は、教育委員会への連絡、関係機関への要請等を行い、通学路の環境整備を行っているか。			
２．　通学路等における危険・注意箇所等の把握と周知徹底のために、次のような対策を講じているか。			
(1)危険・注意箇所、万一の際に子どもが駆け込める場所について保護者、警察、自治会などの関係者間で共通認識をしているか。			
(2)「通学路安全マップ」の作成等を通じて、子どもたちに要注意箇所の周知を行っているか。			
(3)交番や「子ども１１０番の家」等の緊急避難できる場所を子ども一人一人に周知しているか。			
３．　通学路における事件に備えて、次のような組織・体制を構築しているか。			
(1)ＰＴＡ、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携、協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。			
(2)学校や関係機関等からの注意依頼の文書が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。			
(3)子どもの安全確保のため、速やかに警察に通報し、警察官による学校周辺や通学路等の防犯パトロールの協力を得る体制を整えているか。			
(4)登下校時等に、不審者による緊急事態が発生した場合、「子ども１１０番の家」や地域住民等が、子どもの避難誘導や関係機関への通報等を行う体制整えているか。			

(5)登下校時の子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる日常的な防犯パトロール等の協力を得ているか。			
(6)学校行事等により登下校が不規則になる場合には、前もって保護者や警察、関連団体に連絡するなどの対策を講じているか。			
4．子どもに危険予測・危険回避能力を身に付けさせる安全教育を実施するために、具体的な局面を想定し、実践的な対処法（大声を出す、逃げる、「子ども110番の家」に駆け込む等）の指導をしているか。			

学校において取り組むべき事項（教育委員会用）――全般及び不審者侵入時、通学路

点　検　項　目	措置状況 ○	措置状況 ×	×の場合―行っていない理由 代替措置又は今後の改善計画
Ⅰ　全般及び不審者侵入時			
1．子どもの安全確保についての教育委員会の方針（危機管理マニュアルの作成、施設設備の整備等）を明らかにしているか。			
2．域内の学校や幼稚園等における安全確保対策や安全管理の実態を把握し、適切な指導・助言を行っているか。			
3．教職員対象の研修会の開催、関連資料等の作成・配付等により、教職員の危機管理意識を向上させるとともに、緊急時の対応能力の向上、安全教育（防犯）に関する指導力の向上を図っているか。			
4．地域住民に対する啓発活動を行い、地域全体で子どもの安全を確保しようとする雰囲気を醸成しているか。			
5．警察、消防等の関係機関、保護者、自治体、青少年教育団体等の関係団体と連携を図り、安全対策を行うことができる体制を整えているか。			
6．域内にある国公私立の学校や幼稚園・保育所等の間で、迅速な情報交換や危機発生時における相互協力ができる体制を整えているか。			
7．安全に配慮した学校開放（夜間・休日等）が行われるよう、次のような措置を講じているか。			
(1)学校開放時に必要に応じて人員を配置するなど、安全確保の体制を整えているか。			
(2)非開放部分への不審者の侵入防止のための施設整備上の対策（鍵、シャッター、警報装置等の整備など）を講じているか。			
8．域内において不審者の情報があった場合、速やかに域内の学校や幼稚園・保健所等に情報を提供するとともに、警察へのパトロールの要請、保護者、自治会、青少年教育団体等、地域の関係団体に注意喚起し、子どもの安全確保が図られるような体制を整えているか。			
9．不審者による緊急事態発生時に備え、次のような体制を整えているか。			
(1)直ちに教育長等に情報が伝達され、情報収集、学校への指導・助言、関係機関との連絡調整、関係部局との連携、学校支援スタッフ等の派遣などが、迅速・的確に行われる組織（役割分担）を整えているか。			

(2)必要に応じて心のケアチームが派遣できる体制を整えているか。			
10. 学校の施設設備等の面で、地域や学校の実情等に応じて、次のような対策を講じているか。			
(1)校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵等の整備や破損箇所の補修を行っているか。			
(2)警報装置（警報ベル・ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システムな等）などの整備を必要に応じて行っているか。			
(3)死角の原因となる立木等の剪定、自転車置場、駐車場、隣接建物等からの侵入防止対策等を行っているか。			
(4)教室等の避難経路を複数確保するとともに、避難を考慮した施錠システム（内部からのみ開錠可能等）としているか。			
(5)必要に応じ、職員室や事務室等を屋外の監視や緊急時に即応できる位置に配置し、低階層の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものにしているか。			
11. 学校が行う訓練に会わせて、教育委員会の職員も訓練等を行い、緊急時に学校、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に対応できるようにしているか。			
Ⅱ　通　学　路			
1．域内において不審者の情報があった場合、速やかに域内の学校や幼稚園・保育所等に情報を提供するとともに、警察へのパトロールの要請、保護者、自治会、青少年教育団体等、域内の関係団体に注意喚起し、子どもの安全確保が図られるような体制を整えているか。			
2．子どもの学校外での安全確保のため、自治会、保護者、青少年教育団体等による、域内の危険箇所（人通りの少ない場所等）の点検や「声かけ運動」等が積極的に実施される体制を整えているか。			
3．通学路において、見通しの悪い場所等改善が必要な場所については改善の取組を担当部局に求めているか。			

以上の点検項目は、平成１９年11月「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るために」（文部科学省）から抜粋。

（参考資料）・平成１４年１２月「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（文部科学省）
・平成１９年11月「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るために」（文部科学省）

◆学校における不審者への対応（例）　　岐阜県：○○市立U小学校

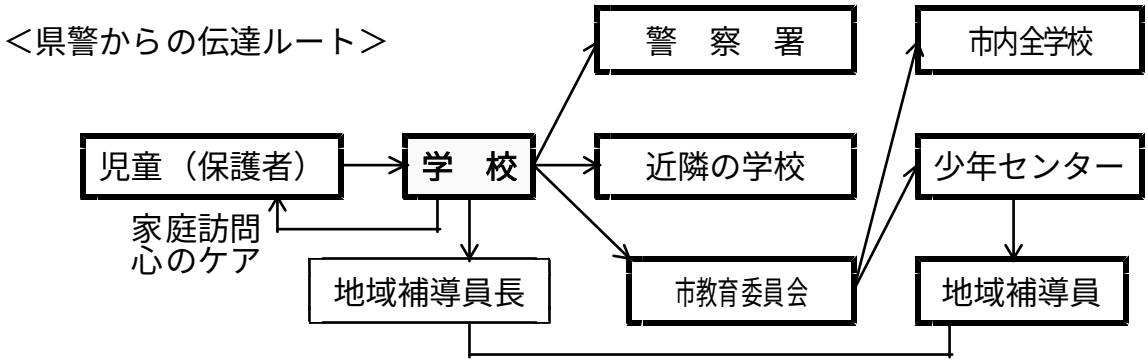

◆（参考資料）岐阜県の不審者情報の共有体制

・児童生徒が関係する不審者情報を小・中学校（岐阜大学教育学部附属小・中学校を含む）が把握した場合は、各学校→市町村教委→教育事務所→県教委という流れで連絡が行われ、関係機関や隣接する教育事務所等と情報を共有する。
・県立高校、特別支援学校についても、各県立学校→教育事務所→県教委という流れで連絡が行われ、関係機関や隣接する教育事務所等と情報を共有する。

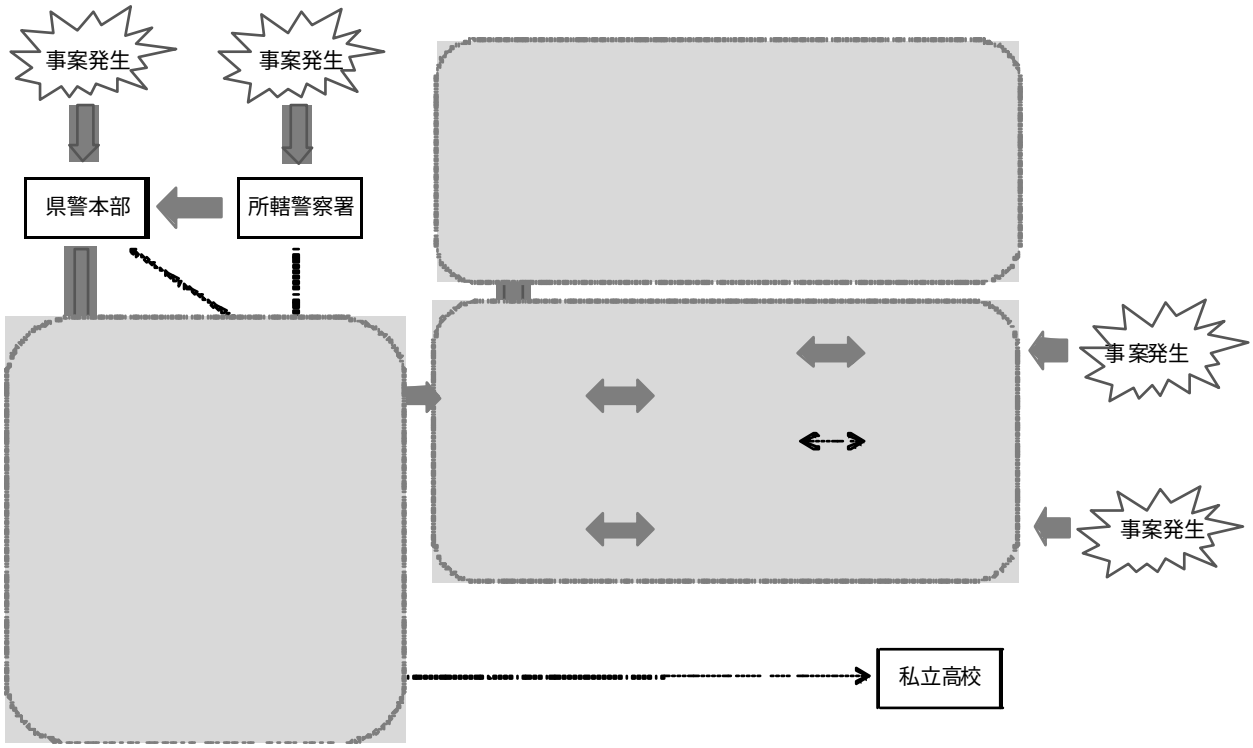

【情報共有する隣接教育事務所一覧表】

教育事務所名	情報共有する隣接教育事務所
岐　阜	西　濃　・美　濃　・可　茂
西　濃	岐　阜
美　濃	岐　阜　・可　茂
可　茂	岐　阜　・美　濃　・東濃(多治見)　・東濃(恵那)
東濃（多治見）	可　茂　・東濃(恵那)
東濃（恵　那）	東濃(多治見)　・可　茂　・飛　騨
飛　騨	可　茂　・東濃(恵那)

・各教育事務所は、管内の学校（小・中・高）から連絡があった不審者情報について、他地区にも影響があることが予想される事案についてのみ、上図の隣接する教育事務所に連絡をし、情報の共有化を図る。

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策例（文部科学省）

○来訪者への対応等
①出入口の限定や立て札・看板等の設置
②来訪者の受付や声かけによる身元確認
③来訪者の入校証・名札の着用

○施設設備の点検整備
①監視カメラ、インターホン（カメラ付き）等の防犯設備の設置
②校門、フェンス、外灯、鍵等の点検整備
③非常電話、ベル・ブザー等の非常通報装置の設置
④教室や職員室等の配置の変更
⑤窓ガラスを透明なものに交換（防犯ガラスの採用）
⑥死角の原因となる立木等の障害物の撤去

○安全管理の徹底
①警報用ブザーの教職員、幼児児童生徒への貸与
②教職員による校内巡回の実施、強化
③学校警備員、監視員等の配置
④保護者やボランティア等による学校内外の巡回（謝金支給の場合も含む）
⑤危機管理マニュアルの作成や教職員に対する安全管理の指導、研修、訓練の実施
⑥不審者発見時の迅速な警察への通報の励行

○幼児児童生徒への対応
①集団（複数）登下校の実施（指導）
②安全管理についての幼児児童生徒への指導や避難訓練の実施
③安全管理に関するパンフ・リーフレット等の作成、配布
④地域安全マップ等の作成

○保護者、地域、関係団体（ＰＴＡ、自治会、青少年教育団体等）との連携
①保護者、地域住民、関係団体への協力依頼
・保護者やボランティア等による登下校時の立哨（謝金支給の場合を含む）
・登下校時の保護者の同伴　　・学校活動における学校支援ボランティアの協力
・不審者発見時の学校等への通報依頼
②余裕教室等を地域住民の学習、交流の場に活用
③安全管理に関するパンフレット・リーフレット等の作成、配布
④連絡会、協議会等の設置
⑤子ども１１０番の家の導入（増加）や対処方法の指導
⑥ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ及びインターネット等による情報提供

○警察や消防署などの関係機関との連携
①学校内外の巡回や安全確保の協力依頼
②連絡会、協議会等の設置
③所轄警察の協力による安全教室、防犯訓練等の実施
④通学路の安全点検と要注意箇所の改善に関する協議

『子ども１１０番の家』…可児市が発祥の地！

児童などへのつきまといや声かけなど、子どもに不安を抱かせる事案に対して通学路の周辺の民家や商店などが緊急連絡先として、駆け込んできた児童を保護し、警察への連絡などの措置を講じるものです。

全国で約189万（平成18年12月現在）を越える「子ども１１０番の家」があり、自治体によっては「子どもをまもる家」「ＳＯＳハウス」「かけこみ１１０番」などの名称で呼んでいるところもあります。平成８年３月、岐阜県可児市今渡北小学校校区で始まり、やがて全国へと広がりました。県内では平成１９年１２月現在で２４,３３１箇所に設置されています。

右の旗は、「子ども１１０番の家」を示すものであり、県内すべての「子ども１１０番の家」の軒先や玄関等に類似のプレートや旗が取り付けられています。

■活動実態（アンケート調査より）

○実際に駆け込みがあった　→　４割の「子ども１１０番の家」（小学生が６割強）

○駆け込みのあった時間帯　→　約６割が下校途中、１割が登校途中

○駆け込みの内容　→　声かけ事案、けがの手当、電話借用、トイレ借用

■「子ども１１０番の家」周知のための工夫が様々な方法で行われています。

○「子ども１１０番の家」活用訓練

警察官が扮した不審者が子どもに声をかけ、実際に子ども１１０番の家に駆け込ませる。

○「子ども１１０番の家」オリエンテーリングの開催

子ども１１０番の家の場所を確認させるために、オリエンテーリングを実施。

○模擬「子ども１１０番の家」の設置と体験

○「子ども１１０番の家マップ」の作成

※いざという時に、実際に活用できるような訓練が重要！

第４節　災害時の安全管理

学校における防災管理は、安全管理の一環として、火災や自然災害が起こった場合に、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における危険を予測し、それらの危険を速やかに除去するとともに、適切な応急手当や安全な措置が実施できる体制を確立して、児童生徒の安全を確保することである。これは、計画的な防災教育の実施とあいまって学校における安全が確保できるようにするためのものである。このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、事故災害発生時の措置及び通学時の安全管理などを年間計画等に基づいて、適切に行う必要がある。

なお、防災管理にあたっては、危惧される東海・東南海地震の危険予想範囲が西に移動し、県内東部も最も危険な範囲になっていることや県内の地盤調査結果から平野部を中心に激しい揺れが予想されることからも、地域防災計画との密接な関連を図り、対策を講じておく必要がある。

１　東海地震とは？

駿河湾の海底に、駿河トラフと呼ばれる海溝が走っている。これは、日本列島の南側にあり「フィリピン海プレート」がその西側の日本列島を乗せている「ユーラシアプレート」の下に向かって滑り込むプレート境界だと考えられている。このプレート境界を震源域として、近い将来大規模な（マグニチュード８程度）地震が発生すると考えられている。

ひとたび東海地震が発生すると、静岡全域と神奈川・山梨・長野・岐阜・愛知において、大きな被害が予想される。特に被害が大きいと予想される地域を「地震防災対策強化地域」として指定され、数々の防災対策の強化が図られている。（岐阜県では中津川市が指定されている。）

２　東海地震は予知できる！

１９４４年の東南海地震（東海地震の想定震源域のすぐ西に隣接する領域が震源域）の２～３日前から、非常に顕著な前兆的地殻変動が観測された。これと同程度の地殻変動が前兆現象として現れれば、現在の観測網であれば間違いなくキャッチできる。

また、最近の地震学の研究成果によると、地震が発生する前には「破壊核」と呼ばれる領域（地震の種）が将来の震源域内に形成され、その中でゆっくりとした前兆すべりが発生するとされている。こうした小さなシグナルも逃さないよう、気象庁では２４時間体制で監視を行っている。

気象庁では、東海地域で異常な現状が捉えられた場合、それが大規模な地震に結びつく前兆現象であるかどうかを緊急に判断するため、日本の地震学研究の第一人者６名からなる地震防災対策強化地域判定会を招集し、データの検討を行うことにしている。なお、普段からデータの変動を把握しておくことが、正しい判断をするために必要であることより、原則毎月１回「判定委員会打ち合わせ」が開催されている。

３　判定会の結果はどう知らされるの？

判定会で「もうすぐ東海地震がおきそうだ！」と判定された場合は、直ちに気象庁長官は、その旨を内閣総理大臣に「地震予知情報」として報告することになっている。「地震予知情報」の報告を受けた内閣総理大臣は、ただちに閣議を開き、「警戒宣言」を発令する。この「警戒宣言」により、地震防災対策強化地域やその周辺地域全体が本格的な防災体制に入る。

気象庁では、「地震予知情報」の内容を「大規模地震関連情報」としてマスコミ等を通じて一般の人々にも速やかに周知する。

１　東海・東南海地震に備えての岐阜県の取組

近年国内で発生した、最大震度６以上で人的被害が大きかった地震には以下のようなものがある。（平成７年～平成２０年５月　気象庁）

	発生年月日	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	地震名（気象庁　命名）	最大震度
1	平成　７年　1月１７日	７．３	阪神・淡路大震災	7
2	平成１２年１０月　６日	７．３	鳥取県西部地震	６強
3	平成１３年　3月２４日	６．７	芸予地震	６弱
4	平成１５年　9月２６日	８．０	十勝沖地震	６弱
5	平成１６年１０月２３日	６．８	新潟県中越地震	7
6	平成１９年　3月２５日	６．９	能登半島地震	６強
7	平成１９年　7月１６日	６．８	新潟県中越沖地震	６強
8	平成２０年　6月１４日	７．２	岩手・宮城内陸地震	６強

(１)岐阜県の具体的な取組

近年のこのような現状からも、本県では２００２年（平成１４年）～２００５年（平成１７年）までを「東海・東南海地震厳重警戒期間」として位置付け、いつ起きてもおかしくないと言われている東海地震や東南海地震に備え、緊急に実施すべき地震対策を「岐阜県緊急アクションプログラム９」としてまとめた。このプログラムは、９つの対策に分類し、更に６８のアクション項目を設定し、できるだけ具体的な目標を掲げて事業を推進するものである。

【岐阜県緊急アクションプログラム　9つの対策】	学校等に関係するアクション項目（68項目から抜粋）
【対策１】建築物・土木構造物の耐震化	・学校等の耐震化の推進
【対策２】対策本部の運営体制の強化	
【対策３】救出・救護・消火体制の確立	
【対策４】緊急輸送体制の確立	
【対策５】自主防災力の強化	・教育機関における自主防災教育の実施
【対策６】ライフラインの確保	
【対策７】被災者に対する生活支援	
【対策８】災害時要援護者に対する支援	
【対策９】災害ボランティアの活動支援	

この対策・アクション項目を受けて各学校においては、東海地震の観測情報、注意情報、予知情報、警戒宣言発令時の各段階別や始業時や登下校時などの状況別に応じた対策をマニュアルとしてまとめ、児童生徒の安全確保のための避難訓練を実施するなど、

学校としての地震災害対策に取り組んできた。
　さらに、この厳重警戒期間が２００５年（平成１７年）で終了した後、新たに２００６年（平成１８年）から２０１０年（平成２２年）までの５カ年間を、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、岐阜県地震防災行動計画（減災をめざす３つの柱「自助」「共助」「公助」）として３つの柱を中心とした取組を行っている。

【岐阜県緊急アクションプログラム９　～　岐阜県地震防災行動計画までの流れ】

東海･東南海地震 岐阜県緊急アクションプログラム9		岐阜県地震防災行動計画
平成１４年度～平成１７年度 （２００２　～　２００５）		平成１８年度～平成２２年度 （２００６　～　２０１０）
・平成１７年（２００５）までを「東海・東南海地震厳重警戒期間」として位置付ける （東海地震発生の切迫性を勘案し、県各部局の現状・問題点の検証を行い、緊急に対処すべき対応策をまとめたもの）	行動計画の理念	減災をめざす3つの柱 「自助」「共助」「公助」 （「自らの命は自ら守る みんなの地域はみんなで守る」） ・自らの命を守る「自助」と、みんなの地域はみんなで守る「共助」、行政が行う「公助」の３本の柱が連携し、バランスよく支え合うことが、減災を進めるうえで最重要 （特定地震を対象としない）
「死者を出さない　増やさない」	重点目標	「死者を出さない　増やさない」 ・さまざまな地震防災対策の中でも「死者を出さない　増やさない」対策を最優先とする

(２)各学校における地震災害対策で行うこと（岐阜県地震防災行動計画より）

　岐阜県地震防災行動計画を受け、学校における地震災害対策としては各学校ごとに作成されている学校防災計画・地震災害対策マニュアルを、実際の防災訓練を通して次頁の視点に基づき見直し、緊急時、実際に機能する「生きたマニュアル」にしていくことが大切である。

【見直す観点】

①児童生徒は、基本的な対処行動を習得できているか

・頭の保護などの第一次的な安全確保

・火気の始末、周囲の安全確認など、第二次的な災害の防止

・協力的行動（きまりを守る、助け合う、応急処置ができる等）

②多様な状況を想定した訓練になっているか

・多様な時間帯、場所、教師不在の状況等を想定した訓練

・保護者への引渡しの想定までを含めた訓練（どの段階「観測段階・予知段階」で、どのように保護者に引き渡すか）

③学校防災計画の評価と改善がされているか

・避難訓練後の評価（教職員・幼児児童生徒等）をもとに改善（加除修正）

(３)学校の取組における具体的設定目標

学校の災害対策を考える場合、地域住民の応急避難場所としての役割を果たす学校も多い。このことも踏まえ、学校単独の判断だけでなく、他の機関と連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

現在、多くの学校は学期に一回の割合で、消防署と連携を図った避難訓練が行われている。前文にも述べた地域住民の応急避難場所としての機能がより効果的に発揮できるようにするためにも、他機関と連携した防災訓練を実施していくことが大切である。

そのためにも、岐阜県としては平成２２年度までに他機関と連携した防災訓練の実施率を１００％になるよう研修会等で依頼している。

【岐阜県教育委員会における設定目標】

□ 他機関と連携した防災訓練の実施

・市町村教育委員会との連携　・隣接する学校との連携　・地域住民やPTAとの連携

	H15.1.21調査 (実施校)／(園校数)	→	H20.10.1調査 (実施校)／(園校数)	→	**H22 数値目標**
幼 稚 園	39／ 91（42.9%）		63／ 83（75.9%）		**100%**
小 学 校	82／403（20.3%）		256／382（67.0%）		**100%**
中 学 校	30／196（15.3%）		96／191（50.3%）		**100%**

～学校の安全管理の取組に関する調査より～

2　防災計画作成の目的と内容

【目　的】

(1)火災や自然災害による被害を最小限にするため、学校の施設設備等の点検・整備を行うとともに、児童生徒の学校生活等における危険を速やかに発見し、それらを除去する体制を整える。

(2)児童生徒が、火災や自然災害から自らの生命を守るために必要な事項について理解を深め、安全な行動をとる能力や態度を育てるよう計画的な指導体制を整える。

(3)災害が発生した場合、児童生徒の避難誘導等の適切な緊急措置を講じる体制を整える。

(4)学校が地域住民の応急避難場所としての役割を果たす役割をもった学校もあることから、避難時における学校施設利用計画を作成し、避難所運営体制を整える。

【内　容】

防災計画では、あらかじめ次の事柄について定めておくことが必要である。

① 施設設備の点検・整備
② 安全点検の実施
③ 防災教育の実施
④ 連絡体制の整備
⑤ 学校安全管理の評価・改善
⑥ 緊急時の避難所を見込んだ体制の整備（詳細はＰ１３９　８「学校が避難所になった場合の対応」参照）

【留意点】

○安全点検の実施計画を作成し、施設設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。（毎月１回の点検日を設ける…岐阜県防災点検の日：毎月２８日）

○児童生徒の使用頻度の高い運動場、教室、体育館、廊下等について日常点検を実施する。

○学校及び学校区域内の地形・地盤等の条件を検討し、災害発生時における学校の被害及び児童生徒の通学路の危険について予測し、関係機関・団体と協議して日頃から対策を立てておくようにする。

○災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と教育委員会、災害対策担当部局との情報連絡手段・体制の整備を図る。

○教職員間、学校と保護者・児童生徒との間の情報連絡体制を整える。

○保護者へは、学校の防災体制及び措置、児童生徒の引き渡し方法を知らせていく。

山間部より揺れやすい平野部（岐阜県）

―― 豊田高専今岡助教授が地盤調査（2001年８月）

地盤は地震以外にもわずかに揺れており、その観測により岐阜県内の地盤の揺れ安さを調べところ、次のような結果となった。

揺れやすい地域――濃尾平野北部にあたる県南西部、中津川市周辺の県南東部

○ 卓越周期（揺れの長さ）　　平野部が山間部の２～７倍
○ 平均振幅（揺れの大きさ）　平野部が山間部の２～３倍

※震源地が遠くても上記の場所では激しい揺れとなることが予想される。

防災管理の組織及び役割分担（例）

本部

本部長（校長）
副本部長（教頭）

地域災害対策本部

ボランティア支援

係　　名	災害発生時	平常時
連絡・指揮	○児童生徒数の把握 ○誘導後の全体指揮 ○本部との連絡	○災害の情報収集 ○放送設備の整備

係　　名	災害発生時	平常時
避難・誘導	○児童生徒の避難誘導 ○整列、点呼 ○保護者への引き渡し	○避難経路、場所の確認 ○人員確認方法の研修 ○引き渡し方法の確立

係　　名	災害発生時	平常時
救　　護	○負傷者等への応急処置	○医薬品、救護用具の点検

係　　名	災害発生時	平常時
安全点検・巡視	○逃げ遅れた者の発見 ○危険箇所の確認と措置	○ガス元栓、危険物、薬品類、拡声器等の確認

係　　名	災害発生時	平常時
消　　防	○初期消火と被害状況の把握	○消火栓、消火器の点検

係　　名	災害発生時	平常時
警　　備	○学校出入口での誘導	○地域の防災計画の把握

係　　名	災害発生時	平常時
搬　　出	○重要書類の搬出	○搬出物や方法の確認

係　　名	災害発生時	平常時
保　　護	○配慮を要する児童生徒の保護と指導	○配慮を要する児童生徒の把握、対処法

避難所支援	緊急に学校が避難所となった場合の対応

学校防災計画・マニュアル実践例

『平成２０年度 岐阜県：○○市立Ｈ小学校防災計画』

１　目　的

火災・地震・風水害等の災害が発生した場合又は発生の恐れのある場合、児童の生命の安全を守り、速やかに安全な処置をとるとともに、校舎・施設・備品などを災害から守り的確な事後処理をすることを目的とする。

２　防災の組織

校長 ― 教頭 ―

普通教室責任者（学級担任）	電源・電気器具・ストーブ等の管理と火気点検
特別教室責任者（教科主任）	火気使用設備器具・危険物（薬品）等の管理と検査
給食室責任者（調理員）	火気使用設備器具（ボイラー・ガス）と危険物等の管理と検査
湯沸かし室責任者（校務員）	電源の管理と検査

３　災害防止の自主点検（防火対象物）

(1)火災予防のため防火担当責任者を選任し、下記により校舎各箇所の火気管理をする。

校　舎 ― 普通教室（各担任）
　　― 特別教室

校長室	教頭	職員室	教頭	印刷室	事務
会議室	教務	保健室	養教	放送室	△△

(2)前記施設の火気・電気・危険物等の点検・検査は次のように実施する。

①随時

防火及び避難上の施設設備の使用上における障害の排除。化学薬品・燃料等危険物の管理。

②始・終業時

日直は始業前３０分に警報機の切替スイッチを「開放」にし、校舎内外を巡視点検する。

放課後に校舎内外の火気の異常の有無を点検し、点検簿に記入する。

警報機を「直結」にし退勤する。

③毎月１５日を安全点検日とし、各担当区域の安全点検を実施する。

４　消防用設備等の点検・整備

(1)消防用設備等の破損とその他異常の有無の点検は３ヶ月に１回以上実施する。

(2)消防用設備の作動試験及び性能の点検は６ヶ月に１回、年間計画により実施する。

(3)以上の点検の結果は、検査票及び維持台帳に記載し、○○消防署に報告する。

５　避難経路

・避難経路及び避難場所は別記に従う。（別記略）

・教室に避難経路図を常時掲示し徹底を図る。

６　防火上必要な配慮

防火上必要な事項（冬期における使用、行事の後の可燃物の始末、火災警報発令時等）は、係の指示によりその都度具体的に実施する。

７　非常時における指示・連絡

消防署・警察署・教育委員会・民間協力者などから指示を受けた学校長は、下記のような必要な処置をとる。

①学校休業時等の場合は職員連絡網により職員に出勤を指示（緊急連絡網整備）

②出勤後の処置は学校防災計画により実施

③必要に応じＰＴＡ会長を通じてＰＴＡ会員への協力依頼

④必要に応じ児童、保護者への指示・連絡（緊急連絡網整備）

８　防災訓練・教育

①避難訓練を年間計画により年３回以上実施する。（火災想定・地震想定、授業中・休み時間等）

②交通安全教室を年間数回実施する。

③学校安全計画に従い意図的、計画的に安全教育を実施する。

９　災害時の諸係担当

校長、教頭
本　　部
・避難状況把握
・全体の指示
・関係機関連絡

児童係	学年の児童管理・指導	（チーフ：○○　、担当：○○、○○）
搬出係	重要書類の搬出	（チーフ：○○　、担当：○○、○○）
消化係	初期消火、延焼防止	（チーフ：○○　、担当：○○、○○）
救護係	負傷者の救護、要援助児童介助	（チーフ：○○、担当：○○、○○）
点検係	火気・残留児童の有無	（チーフ：○○、担当：○○、○○）

１０　災害対策と指導

＜地震時の避難＞

①地震の場合は、机の下にもぐる、頭を保護するものがあればのせる、壁際は避けるなど第一次的な行動の後、指示を待って避難する。

②ストーブその他火気使用の場合は確実に消火する。

＜火災時の避難＞

①火災発見者は速やかに付近の児童を避難させるとともに、本部に通報する。

②本部は直ちに全校児童が安全に避難できるように指示を与えるとともに各関係機関に連絡する。

③担任（授業者）は、本部からの指示にもとづき学級の児童を掌握し、火元・風向きなどを考え、安全・確実・迅速に避難場所へ誘導する。

○火元が遠く、風向きが良い場合

・出火場所、避難方法を簡潔に話し、動揺を防ぐ。

・カーテンを開き（束ねた状態）、窓を閉じる。

・隣接学級の避難状況を見て出入口の近いところから行動させる。

○火元が近く、風向きが悪い場合

・カーテンを開き（束ねた状態）、窓を閉じる。

・避難の指示をはっきりと出す。

・物は持たず、上履きのままで避難する。

◎避難時の留意点

①本部からの指示をしっかり聞いて落ち着いて行動する。

②避難時・集合時は話をせず、ハンカチなどで鼻や口を押さえる。

③迅速に行動することは大切であるが、校舎内では走らない。押し合わない。階段では特に注意すること。外へ出たら駆け足で避難場所へ移動する。

④忘れ物があっても取りに戻らない。

⑤最初に階段等に到着した学級担任は、整理誘導をする。

⑥最後に避難する学級担任は、残留児童の有無を確認する。

⑦人員確認後、学級担任は学年主任に、学年主任は本部（教頭）に報告する。

⑧児童の避難を最優先し、搬出、消火活動は避難後行う。

１１　暴風警報発令時における措置

(1)登校する前に暴風警報が発令されている場合

①警報が解除されるまで家庭において待機させる。

②始業時刻の１時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校させる。

③始業時刻の１時間前から正午までに警報が解除された場合は、解除後１時間を経てから授業を始める。

④正午を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とする。

（半日授業の日は、午前９時３０分を過ぎて警報が解除された場合は休業とする）

(2)登校してから暴風警報が発令された場合

①警報発令時の気象状況（台風の中心位置、規模、進行方向、速度等）や道路・交通の状況などを判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認めた場合、授業を中止して速やかに下校させる。

②遠距離通学者については、帰宅が困難である場合、校内の最も安全な場所で待機させる。

③児童のみで帰宅困難な場合は、各通学班ごとに指導者が誘導するか、ＰＴＡ地域生活委員に依頼し、適切な処置をとる。

(3)その他の警報（大雨・大雪・洪水等）の場合

警報が発令された場合、地域の状況がそれぞれ違うことが多いので、実情をよく把握し、該当行政機関と連絡を取りつつ安全な措置をとる。

(4)教職員の勤務については、その時の状況を判断し学校長が指示をする。

１２　その他

前記各事項について、実情に適合しない場合が起きたときは、検討の上必要に応じて訂正する。

動 物 に 見 る 宏 観 現 象

阪神淡路大震災（平成７年１月１７日午前５時４６分）が発生した数日前から、動物たちが様々な異常な行動を起こしていたことが確認されている。その実例の一部を紹介する。

【 獣 類 】

異常報告３２４例の内、最も多かったのがイヌ（３５%）、 ネズミ（２５%）、ネコ（２５%）の３種類が際だっていた。

・夜中、ネコが夜通し鳴き続け、ハムスターはコマを回す回数が多かった。
・１ヶ月前からネズミが姿を消していた。
・３０分前、我が家のイヌが玄関に向かって激しく吠えた。
・前日イヌの散歩につれていこうとするとガタガタ震えていた。
・いつもおとなしい飼いネコが、１時間前程から暴れ奇声を出していた。
・１週間程前、数匹のネコが激しく鳴いていた。

【 鳥 類 】

２８１例の中で最も多かったのがカラス（３５%）、スズメ（１４%）、分類不明（２１%）

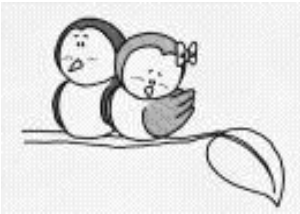

・前日、柿木にスズメ、メジロ、ヒヨドリなどが無数に群がっていた。
・４日前の夜中、数羽のカラスが隣家との隙間で激しく鳴き騒いでいた。
・産卵日１月１２日付けのパック入り卵１０個全部が双子。
・大晦日の夕方、カラスの大群が東北の方向に飛んでいった。
・前日の午後３時、田園に数百羽の鳩が群がっていた。
・数日前、明石市にカラスの大群が現れた。
・直前、高安山（八尾市）の方でキジがカン高く鳴くのを聞いた。

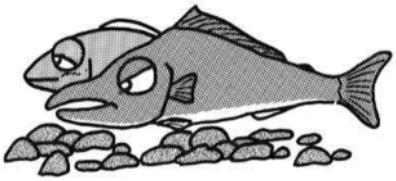

【 魚 類 】

９３例の中、一番はナマズ（１３%）、イカ(１０%)

・４日早朝、飼っているナマズが水槽を割った。
・イカの大群、ボラの大群がおしよせた。
・シマドジョウが狂ったように上下運動をしていた。
・深海魚が浅瀬で網にかかった。

毎月２８日は「岐阜県防災点検の日」

いつか来る地震、その時に備えて、防災点検を実施しよう！

■岐阜県防災点検の日とは？

明治２４年１０月２８日発生した濃尾地震（マグニチュード８、日本における内陸型地震としては最大級の地震）により引き起こされた濃尾大震災（美濃で４９９０人の死者）にちなみ、毎月２８日を「岐阜県防災点検の日」として、個人、家庭、地域のそれぞれにおいて防災点検１０ケ条を作成し、防災意識を高め、突然の災害に備えようとするものである。

【 個　人 】

1　消火器の操作方法
2　応急手当の処置方法
3　緊急避難カードの作成
4　非常持ちだし品の点検
5　災害情報の入手方法
6　緊急時の連絡先の確認
7　災害が発生したときの行動の確認
8　家具等の落下・転倒防止の点検
9　避難場所の確認
10　避難経路の確認

【 家　庭 】

1　家族の役割の確認
2　非常持ち出し品の点検
3　火災防止対策の確認
4　家具等の落下・転倒防止の点検
5　灯油等危険性物質の確認
6　家族間の連絡方法・集合場所の確認
7　お年寄り等の避難対策
8　家の外回りの点検
9　避難場所までの危険箇所の確認
10　避難場所・避難路の確認

【 地　域 】

1　地域の自主防災体制の確認
2　地域住民の把握
3　お年寄り・障がい者等の災害弱者の避難対策
4　地域住民への道路系統の確認
5　防災資機材の点検
6　警察署・消防署への連絡系統の確認
7　消防水利・施設の点検
8　物資等の搬送場所の確認
9　危険箇所の確認
10　避難場所・避難路の確認

3　避難訓練の実施

訓練では、災害時における安全確保のための基本的行動の習得とともに、多種多様な災害状況を想定した訓練の実施が必要である。

避難訓練実施計画の手順（例）

＜地震想定＞

基本的な対処行動の習得

○頭の保護などの第一次的安全確保
　・教室内、体育館、運動場等での行動の習慣
○二次災害の防止
　・火気の始末
　・周囲の安全確認（校地周辺の地域環境の把握）
○協力的行動
　・避難時のきまり
　・避難時の助け合い、負傷者の搬送と応急処置
　　（特に中・高等学校では、役割の分担、他者への援助行動）

↓

多様な状況を想定した訓練

○多様な時間帯、場所での訓練
　・授業時間中（教室、特別教室、体育館、運動場などでの訓練）
　・休み時間
○教師不在の状況を想定した訓練
○被災状況を変化させた訓練
　・放送設備が使用できない状況を想定した訓練
○保護者引き渡しを想定した訓練

↓

（学校の構造、立地条件、地域の特性を踏まえた訓練）

○学校の立地条件
- ・地盤軟弱、液状化等による建物倒壊
- ・山、崖がせまった傾斜地での山・崖崩れ
- ・住宅密集地での第二避難場所移動
- ・学校近くの危険物の貯蔵庫が爆発

○ 地域の特性
- ・通学範囲が広い
- ・ブロック塀の家が多い
- ・生活道路が１本

○建物の構造
- ・出入口の数
- ・建物の材質や築年数

学校防災計画の評価と改善 ― ○避難訓練の評価と改善

訓練の内容

○地震と火災を併せた訓練（授業中、休み時間等）
○地震体験車での体験
○消火設備、救助袋、消火器を使った参加型訓練
○非常用具設備、ガス、電話、薬品等の一斉点検
○工具、携帯ラジオ、懐中電灯、ハンドマイク、救急医薬品、住所録など緊急時に必要なものの所在確認
○家庭との電話連絡網の訓練、保護者受け渡し訓練
○救急処置の研修（中・高校生は地域の重要なボランティア要員）

訓練のシミュレーション

地震の発生時間と規模の想定

＊月＊日＊曜日　＊時＊分　　震度＊

児童生徒、教職員の所在位置

	児　童　生　徒	教　職　員
教　室 運動場 体育館 職員室		

第一次的安全確保に関する対応

○上記の場所で、教職員は「誰がどこで何をするのか」

	――――	（　　）
校　長	――――	（　　）
教　頭	――	（　　）
教職員　教　室	――	（　　）
運動場	――	（　　）
体育館	――	（　　）

※適切な指示が困難な場所はないか

※災害対応が十分にできない箇所はないか　　職員室 ── （　　）
その他

校舎外避難

○避難の決定は誰が行うか
○決定を行う際に、通路、校庭、出入口の安全確認は誰が行うか
○非常持ち出し物品は何か、誰が搬出するのか
○避難経路、出入口に危険物や倒壊物はないか、誰がどのように確認するか
○避難経路で児童生徒が集中したり、混雑する恐れはないか

※避難の決定から完了までに問題となる点は何か

校舎での対処

○校庭のどこに避難させるか
○児童生徒の人員確認、逃げ遅れた児童生徒の捜索は誰がどのように行うのか
○校舎の安全確認は、どのように行うのか
○二次災害の恐れはないか。その場合、どこに移動させるか
○情報の収集はどのようにして行うのか
○学校からの連絡はどのようにして行うのか、電話が使用できない場合どうするか

※校庭での対処に関して問題となる点は何か。　第一、二避難場所は本当に安全か。

それ以後の対応

○シミュレーションの結果、学校における避難訓練や防災に関する組織について、見直すべき点はないか。あるいは、訓練に反映させるべき点はないか。

避難訓練実践例（岐阜県：○○町立Ｔ小学校）

	第　１　回　目	第　２　回　目	第　３　回　目
ねらい	○地震や火災からの身の守り方を理解し、安全に避難する。 ○各クラスの避難経路や避難場所を理解し、避難行動の基本を身に付ける。	○地震や火災からの身の守り方を理解し、安全に避難する。 ○特別教室からの避難の方法を覚えて避難する。	○地震や火災からの身の守り方を理解し、安全に避難する。 ○時や場所が変わった時（休み時間）の避難の方法を考え、正しい判断で自主的に避難する。
設　定	○**教室（授業中）**、大地震が発生。直後、調理室から出火。	○**特別教室（授業中）**、大地震が発生。直後、調理室から出火。	○**休み時間に**大地震が発生。直後、給食室から出火。

第１回避難訓練実施計画（抜粋）　　設定　授業中（教室）、大地震、調理室から出火

○進め方
①地震の擬音を鳴らす。
②担任の指示により、児童は机の下に潜り、机の足を両手でしっかりとつかんで落下物を避け、身の安全を保持する。
③非常ベルが鳴り、緊急放送がかかる。
④担任の指示によって避難を開始する。
・窓を閉める（鍵はかけない）
・安全帽子または赤白帽子をかぶり、ハンカチで口と鼻を押さえる。
・担任は人員を確かめ、出席簿と学級旗を持ち避難させる。
・配慮が必要な児童の避難を援助する。
⑤校舎内は落ち着いて歩き、運動場に出てからは駆け足で「南門タイヤとび」のあたりに集合する。
⑥担任は人員を確かめて本部に報告する。
⑦校長先生の話を聞く。

⑧児童代表の感想を聞く。
⑨係の先生の話を聞く。
⑩低学年から順に上靴をきれいにして教室に入る。

○事前指導
①地震や火事の恐ろしさ、安全な避難の方法を指導する。
②調理室から出火した場合の避難経路と避難場所の確認をする。（第一避難経路・第二避難経路を教室前面に掲示）
③並び方の確認をする。
④約束を守る。（おさない、はしらない、しゃべらない）

第２回避難訓練実施計画（抜粋）　設定　授業中（特別教室）、大地震、調理室から出火

○特別教室からの避難について

	地震が起きた時	避難の仕方
体育館	中央に集まり、落下物を避ける。	運動場へ出る。
ﾜｰｸｽﾍﾟｰｽ	中央に集まり、落下物を避ける。	東の出入口から運動場へ出る。
図書室	机の下にもぐる。本棚から離れる。	西階段を下り西出口から運動場へ出る。
多目的教室	中央に集まり、落下物を避ける。	南舎西階段を下りて運動場へ出る。
理科室	机の下にもぐる。	ﾍﾞﾗﾝﾀﾞの非常階段から運動場へ出る。
児童会室	机の下にもぐる。	ﾍﾞﾗﾝﾀﾞの非常階段から運動場へ出る。

※普段の授業の中で、特別教室から避難する方法等について指導しておく。

第３回避難訓練実施計画（抜粋）　設定　休み時間、大地震、給食室から出火

○事前の指導
①普段から非常ベルや放送を立ち止まって静かに聞くようにしておく。
②低学年は前日、中学年は２～３日前、高学年は３～４日前に事前指導をし、当日の予告はしない。
③場所において
運動場：放送をよく聞いて、建物が近くにある時は離れてその場に座る。
体育館：放送をよく聞いて、その場に座る。
トイレ：放送をよく聞いて、扉を開けてその場で待つ。
廊　下：放送をよく聞いて、その場に座る。

○当日の留意点
①児童ができるだけ教室以外の場所に散らばり、教師とともにいない状態にしておく。ただし、低学年担任は教室付近にいることが望ましい。
②学年主任は、運動場、体育館に避難した学年の児童を確認する。担任は、近くの教室やトイレ、担当場所で児童の避難を確認し、集合場所へ行く。
③最終点検者は、決められた担当場所へ行き、児童の避難を最終確認する。
④学級旗等は持たなくてよい。
⑤その場に応じた避難を指示する。（無帽、左側通行、上靴のまま等）
⑥担任は直ちに人員点呼を行い、学年主任を通じて本部へ連絡する。
・配慮が必要な児童の避難援助

※避難の訓練とともに実施される体験、実習の例

○消火器の使い方　○放水実演　○地震体験車　○バケツリレー

○心肺蘇生法・運搬法　（中学生、高校生は災害弱者ではない。地域の重要な人材である）

４　地震情報及び緊急地震速報

（１）東海地震に関連する新情報発表システム

気象庁は、平成１６年１月５日に「東海大地震に関する新しい情報」について運用をはじめた。

■東海地震に関連する新情報発表システム

東海地震に関連する情報は三種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震観測情報」→「東海地震注意情報」→「東海地震予知情報」となります。

各情報は、次のような場合に発表されます。

「東海地震観測情報」・・・観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないと分かった場合。
「東海地震注意情報」・・・観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合。
「東海地震予知情報」・・・東海地震の発生のおそれがあると判断した場合。

（２）**緊急地震速報**

また、さらに気象庁は平成１９年１０月１日より「緊急地震速報」の運用をはじめた。

～緊急地震速報とは～
　緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での 主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

この情報を利用して、列車やエレベーターをすばやく制御させて危険を回避したり、工場、オフィス、家庭などで避難行動をとることによって被害を軽減させたりすることが期待されます。

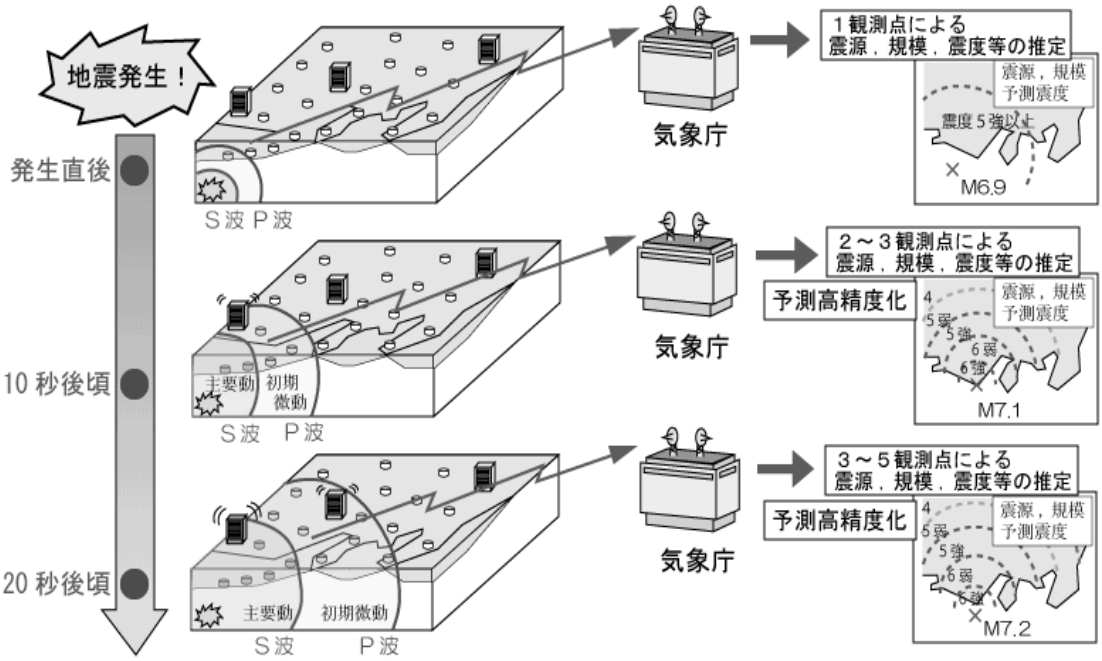

■　緊急地震速報の活用について

○「緊急地震速報」の受信
（1）受信体制
・　ＮＨＫのテレビ（ラジオ）で発表される緊急地震速報を受信

・　受信場所・・・職員室（事 務 室）
・　受 信 者・・・教　頭　　＊学校の実情に応じて決定

（2）受信時の対応
・　受信者は、緊急地震速報を受信したら、直ちに校内放送を実施
・　放送内容

〈　**第一次行動；児童生徒、来校者、教職員の安全確保**　〉
「緊急地震速報です。地震が発生しました。児童生徒及び来校者の皆さんは、速やかに身を守る体制をとってください。」
〈　**第二次行動；教職員による児童生徒、来校者への避難の呼びかけ**　〉
「職員の指示で、○○へ避難を開始してください。」

（3）配慮事項
・　放送内容を放送機器付近に掲示しておく。
・　（その他、学校の実情、児童生徒の実態に応じて、配慮すべき事項を記入）

表　示　板　の　内　容

（1）受信機（テレビ・ラジオ）には　　緊急地震速報受信中

（2）受信機を置く部屋の入り口には

〈来校者の方へ〉
「緊急地震速報」の受信のため、常時テレビ（ラジオ）をつけています。御了承願います。

5　東海地震警戒宣言発令時の対応

気象庁に集められた観測データに、東海地震の前兆と見られる異常な現象が発見された場合には、直ちに地震防災対策強化地域判定会が招集される。判定の結果、東海地震発生の恐れがある場合には、気象庁長官はそのことを内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、閣議で決定した後、地震防災対策強化地域（岐阜県：中津川市）に対して『警戒宣言』を発令する。

警戒宣言が発令された時には、各学校では直ちに警戒本部を設置し、児童生徒の安全確保を第一に考えた行動をとることが必要である。

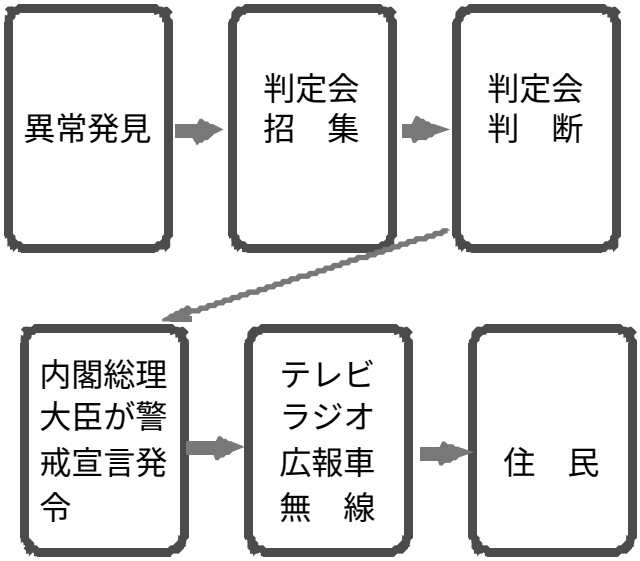

岐阜県地震被害想定　　（岐阜県防災課）

４つの断層（阿寺断層、跡津川断層、関ヶ原断層、養老断層）が活動した場合、県内の被害の程度を想定。
（注：死者、重傷者は冬季の午後６時発生を想定）

＜阿寺断層系が震源の場合＞
・中津川市付近より北西方向に７０㎞の長さ（最大規模Ｍ７．９）
【震　　度】県内の広い範囲で６弱から７
【死　　者】1,２９９人　　【重　傷　者】2,９１０人
【建物全壊率】4.９５％（県内平均）　　【ライフライン】完全復旧までに約１ヶ月

＜跡津川断層系が震源の場合＞
・白川村から北東方向に６０㎞の長さ（最大規模Ｍ７．８）
【震　　度】県北部の谷あいや濃尾平野の北部で６弱から７
【死　　者】２７４人　　【重　傷　者】1,５４１人
【建物全壊率】2.１２％（県内平均）　　【ライフライン】完全復旧までに約２週間

＜関ヶ原・養老断層が震源で同時に活動した場合＞
・滋賀県伊吹町から関ヶ原町を経て養老山地の東側を通過する５４㎞の長さ（最大規模Ｍ７．７）
【震　　度】濃尾平野を中心に６弱以上
【死　　者】2,４９３人　　【重　傷　者】4,５０６人
【建物全壊率】7.９６％（県内平均）　　【ライフライン】完全復旧までに１ヶ月以上

＜関ヶ原断層が震源の場合＞
・滋賀県伊吹町から関ヶ原町までの１８㎞の長さ（最大規模Ｍ６．９）
【震　　度】濃尾平野の広い範囲で６弱以上
【死　　者】２９３人　　【重　傷　者】1,８０８人
【建物全壊率】2.１２％（県内平均）　　【ライフライン】完全復旧までに１ヶ月以上

＜高山・大原断層が震源の場合＞
・国の地震調査委員会が岐阜県等の調査結果を基に評価を実施し、「断層帯の一部は今後３０年以内に最大５％の確率で地震が起き、国内の主要活断層の中では発生確率が高い部類に属する」とした。

■東海地震災害対策要項　（静岡県Ｈ小学校の例）

○登下校・在校時（勤務時間内）

		東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時	地震発生時（発生後）
児童生徒への対応	登校時	○登校する	○自宅又は学校の近い方へ行く	○安全な場所に一時避難する ○自宅又は学校の近い方へ行く
	在校時	○保護者が迎えに来て下校する	○保護者が迎えに来て下校する	○安全な場所へ避難誘導し、保護管理に当たる ○帰宅等については、校区の被害状況を見届け、安全を確認の上、保護者が迎えに来て下校させる
	下校時	○そのまま帰宅する	○自宅又は学校の近い方へ行く（保護者の管理、自主防等の指示を受ける） ※自主防：地域自主防災組織	○危険な場所を避け、安全な場所に一時避難する。 ○自宅又は学校の近い方へ行く（保護者の管理、自主防等の指示を受ける）
	出勤途中	○そのまま出勤する （出勤後直ちに登校した児童生徒の掌握、人数と氏名を確認し、自校本部の指示に従う）	○そのまま出勤する	○可能な限り出勤し、自校本部の指示に従う

教職員の対応	在勤時	←〰〰〰 勤務の継続と情報の収集 〰〰〰→ ○校内地震対策本部の設置 ○緊急打ち合わせ ・児童生徒への対応 （授業の継続・中止、下校の判断） ○職員役割分担の確認（自主防との協力体制） ①警備班 ・校舎内外の安全点検 ②搬出班 ・非常持ち出し品の準備、管理 ③消火班 ・火元確認と初期消火 ④救護班 ・救護班の設置、応急医薬品の準備 ⑤地域住民の避難場所の確認 （原則として運動場、テント使用） ○活動開始 →	○安全確認 ・保護者への引き渡しと下校の確認 ・残留者の確認と保護、管理	○避難指導 ・保護者への引き渡しと下校の確認 ・残留者の確認と保護、管理 ○災害状況の把握・確認（児童生徒、家族）
	退勤途中	○第一次配備 校長、教頭、教務 ○児童生徒の下校指導 ○他の教職員は自宅待機	○第二次配備 校長、教頭、教務、各主任及び近隣の教職員 ○他の職員は自宅待機	○第三次配備 全教職員（可能な限り学校へ戻る）
		←〰〰〰 本部（市・自主防の指示に従う） 〰〰〰→		
自主防への対応		○自主防（長）との連絡	○自主防（長）との連絡 ○地域住民の避難受け入れ準備 ・避難場所の確保（テント準備） ・校舎配置図の確認 ・鍵の確認（防災倉庫、浄水器、非常電話等）	○自主防（長）との連絡 ○地域住民の避難受け入れ
		←〰〰〰 校舎内外の安全点検 〰〰〰→		

○在宅時（勤務時間外）

		東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時	地震発生時（発生後）
児童生徒への対応	授業日	○学校から連絡があるまで自宅で待機する	○学校から連絡があるまで自宅で待機する （山崩れ等の危険が予想される地域では、自主防の指示により指定された場所へ素早く避難する）	
	休業日	保護者の管理下におく		
教職員の対応		○第一次配備 校長、教頭、教務 ○他の教職員は自宅待機	○第二次配備 校長、教頭、教務、各主任及び近隣の教職員 ○他の職員は自宅待機	○第三次配備 全教職員（可能な限り学校へ出勤） ○災害状況の把握（児童生徒及びその家族）
		←〰〰〰 本部（市・自主防）の指示に従う 〰〰〰→		
自主防への対応		○自主防（長）との連絡	○自主防（長）との連絡 ○地域住民の避難受け入れ準備 ・避難場所の確保（テント準備） ・校舎配置図の確認 ・鍵の確認 （防災倉庫、浄水器、非常電話等）	○自主防（長）との連絡 ○地域住民の避難受け入れ
		←〰〰〰 校舎内外の安全点検 〰〰〰→		

【備考】(1)自主防への協力について
①自主防との連絡網作成
②地域住民の避難受け入れ準備
③児童生徒を保護者に引き渡した後は本部（市・自主防）の指示に従う
(2)判定会招集時における児童生徒の登校について
①児童生徒に対する日常の指導及び家庭・地域との連携
(3)校舎内外の安全点検
①落下物・薬品等点検管理
②教職員の分担、組織、連絡網の確認
(4)避難所（校庭、運動場）として地域住民の受け入れ後、校舎の開放については校長または自主防長の責任において行う。

各項目の内容については、各学校の立地条件や通学路の実態を十分配慮し安全な場所という表現ではなく、「○○橋」より学校に近かったら学校へ行く」や「△△公園」などの具体的な場所を記述するなど、各学校独自のものを作成すること。

登下校時の緊急連絡を想定し、「子ども１１０番の家」や自治会長及び子ども会役員等との連絡体制を整えておくこと。

（1）警戒宣言発令が登下校時の場合

【配慮事項】
○教職員も通勤中である。
○保護者からの電話が殺到する。
○避難対象地区の避難者が学校に集まってくる。

教　職　員　の　行　動	児　童　生　徒　の　行　動
○地震防災応急対策要員（Ｐ１３８参照）を招集し、警戒本部（本部長は校長）を設置する。 ○校内にいる児童生徒の所在を速やかに把握する。 ○保護者からの電話が殺到しないように、予め電話連絡を控えるよう要請しておく。(児童生徒の安否についての連絡方法を明らかにしておく） ○部活動中の生徒を把握する。 ○学校近くにいる児童生徒を安全な場所に誘導する。 ○情報連絡班を設置する。 ○初期消火体制を確立する。 ・発火、爆発の根源の遮断 ・危険物の流出防止 ・消火器、消火栓の点検 ○非常用品を準備する。 ・ラジオ、トランシーバー、ハンドマイク、救急用品、担架、毛布等の準備 ・非常用搬出書類の点検 ○救護体制の確立する。 ・救護班を編成 ・市町村救護所との連携	○登下校中の児童生徒は、原則として帰宅する。（ただし、学校近くまで来ている場合は学校へ避難する。） ○交通機関利用者は、駅員などの指示に従う。 ○在宅の場合は登校しない。ただし、避難対象地区在住の児童生徒は、市町村の指定する避難場所地へ避難する。 ○留守家庭の児童生徒や交通機関利用児童生徒は、学校に留まり一次避難場所へ避難する。

（2）警戒宣言発令が授業時の場合

【配慮事項】

○児童生徒が動揺し、パニックとなる恐れもある。

○保護者からの電話が殺到する。

○留守家庭で保護者が家にいない場合がある。

教　職　員　の　行　動	児　童　生　徒　の　行　動
○緊急職員会議で対応についての共通理解をする。 ○児童生徒の動揺を鎮める。 ○地震防災応急対策要員を招集し、警戒本部（本部長は校長）を設置する。 ○教室などに一旦集合させ、児童生徒の所在を速やかに把握する。 ○児童生徒を安全な場所に誘導する。 ○情報連絡班を設置する。 ○初期消火体制を確立する。 ・発火、爆発の根源の遮断 ・危険物の流出防止 ・消火器、消火栓の点検 ○非常用品を準備する。 ・ラジオ、トランシーバー、ハンドマイク、救急用品、担架、毛布等の準備 ・非常用搬出書類の点検 ○救護体制を確立する。 ・救護班の編成 ・市町村救護所との連携	○留守家庭の児童や交通機関利用生徒は、学校に留まり、一次避難場所へ避難する。 ＜避難指導の基準＞ ○原則として通学班単位で帰宅させる。 ・通学班ごとにまとめ、数人の教職員が引率する。（留守家庭は学校で保護する） ・園児は直接保護者に引き渡す。 ○帰宅できない児童生徒を教室等に集合させる。 ○児童生徒の動揺を鎮め、非常時の行動を確認させる。 ○避難誘導は、適切で明確な指示により混乱を避ける。 ○携行品：学級名簿、引き渡しカード、ホイッスル等

（3）警戒宣言発令が校外活動時の場合

【配慮事項】

○担当職員のみで引率している場合が多い。

○児童生徒が分散して活動しているため、全体の状況がつかめない。

○学校へ保護者からの電話が殺到しているため、担当職員と連絡がとれない。

教　職　員　の　行　動	児　童　生　徒　の　行　動
○児童生徒の掌握と安全確保を第一優先に考える。 ○非常時に適切な判断を下し指示するためには、事前に活動予定地域の実情を把握しておくことが重要である。 ○地域の情報を収集する。 ○学校本部と可能な限り連絡をとる。	

○学校にいる教職員は、校外活動に参加している児童生徒及び教職員の安否の名簿を作成する。 ○情報連絡班を設置する。 ○基本的には児童生徒は帰宅させるが、状況により以下のようにする。 ＜所属校から離れている場合＞ ・鉄道、バスなどの交通機関が停止するため、最寄りの避難地に避難させる。 ・避難については、地元市町村警戒本部の指示に従う。 ・山・崖崩れ等の危険地域から安全な場所に至急避難させる。 ・所属校と可能な限り連絡を取り、状況を報告する。 ＜所属校に近い場合＞ ・ブロック塀の倒壊や窓ガラス等の落下が起きやすい危険箇所を避けて学校に戻る。	○基本的には帰宅するが、状況により以下のようにする。 ＜所属校から離れている場合＞ ・鉄道、バスなどの交通機関が停止するため、最寄りの避難地に避難する。 ・避難については、地元市町村掲載本部の指示に従う。 ・山・崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 ＜所属校に近い場合＞ ・ブロック塀の倒壊や窓ガラス等の落下が起きやすい危険箇所を避けて学校に戻る。

（4）警戒宣言発令が部活動時の場合

【配慮事項】

○休業中の場合、校内にいる教職員は少人数であることが多い。

○校外で活動している場合がある。

○避難対象地区の避難者が学校（体育館等）に集まってくる。

教　職　員　の　行　動	児　童　生　徒　の　行　動
○情報連絡班を設置する。 ＜校内の場合＞ ○生徒の所在を速やかに把握する。 ○生徒を安全な場所に集めて、できるだけ集団で帰宅させる。 ○帰宅困難な生徒は学校に留める。 ○初期消火体制の確立 ・発火、爆発の根源の遮断 ・危険物の流出防止 ・消火器、消火栓の点検 ○非常用品の準備、搬出 ・ラジオ、トランシーバー、ハンドマイク、救急用品、担架、毛布等の準備 ・非常用搬出書類の点検 ○市町村救護所との連携 ○市町村警戒本部との連携 ・生徒の避難状況を市町村警戒本部へ報告 ・市町村警戒本部から情報収集 ＜校外の場合＞ ○最寄りの避難場所に避難させる。 ○地元の市町村警戒本部の指示に従う。 ○山・崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難させる。 ○所属校とできる限り連絡を取り、状況を報告する。	＜校内の場合＞ ○顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ○一人で勝手に行動しない。 ○人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ○帰宅できない生徒は顧問の指示に従う。 ＜校外の場合＞ ○校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難場所へ集団で避難する。 ○合宿等が津波や山・崖崩れ等の危険地域である場合は、直ちに安全な場所へ避難する。

１８８０年以後、岐阜県に被害を与えた地震

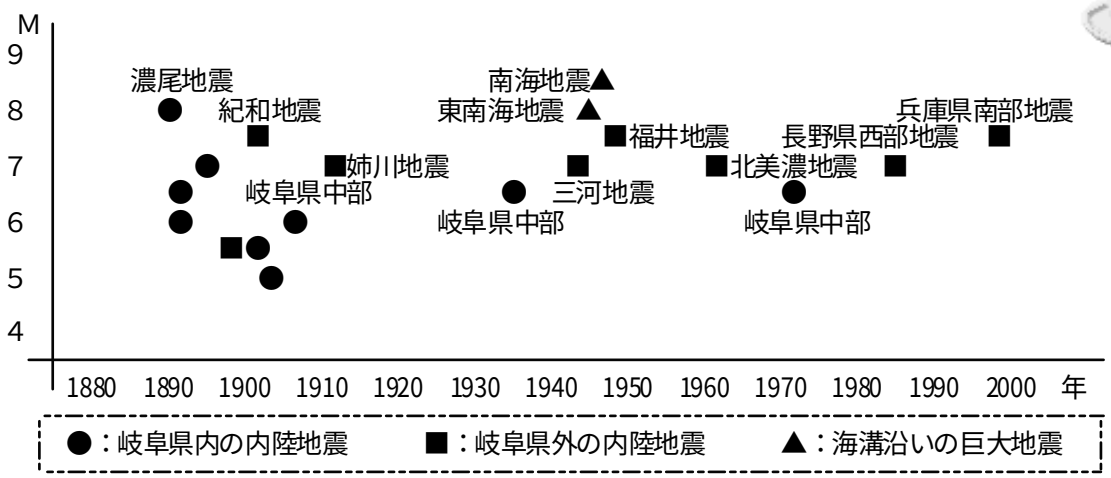

ここからは、「災害対策マニュアル」(例)を参考資料として記載することとする。

『災害対策マニュアル』（例）　（岐阜県：○○町立Ｓ小学校）

(1)校舎火災時の行動マニュアル

	対応及び児童への連絡・指示	諸機関との連絡	留　意　事　項
始業前	・校内緊急放送で児童・職員への連絡 ・登校した児童の把握と避難誘導 ・消火器等で初期消火	・消防機関へ連絡（第一発見者） ・関係機関及び報道機関との対応 ・町教委連絡(教頭)	・消防署通報マニュアル ・緊急連絡網 ・事故報告（書）
始業後	**授　業　中**		
	・緊急放送を聞き、児童を避難誘導 ・児童：ハンカチ等を口に当てる。お（さない）、は（しらない）、し（ゃべらない）の約束 ・本部及び救護の設置 ・担任：避難場所で学級の人員点呼をし、本部へ避難被害状況報告 ・各係員は、消防防災組織を編成し活動 ・本部：状況に応じて第二次避難場所等避難場所の変更の決定 ・児童の帰宅手続き ・保護者への引き渡し確認 ・遠距離通学者等、下校が困難な者：学校待機	・消防署へ通報 ・町教委報告（教頭）	・消防署通報マニュアル ・出席簿 ・消防防災組織 ・事故報告（書） ・児童連絡網 ・帰宅時マニュアル
	休　憩　中		
	・緊急放送で児童を避難誘導 ・児童：ハンカチ等を口に当てる お（さない）、は（しらない）、し（ゃべらない）の約束 ・本部及び救護の設置 ・各係員は消防防災組織を編成し活動 ・担任：避難場所で学級の人員点呼を行い、本部へ避難被害状況報告	・消防署へ通報	・消防署通報マニュアル ・出席簿 ・消防防災組織

	・本部：状況に応じて、第二避難場所等避難場所の決定 ・児童の帰宅手続き ・保護者への引き渡し確認 ・遠距離通学者等下校が困難な者：学校待機	・町教委報告（教頭）	・事故報告（書） ・児童連絡網 ・帰宅時マニュアル
休日・夜間	・校長・教頭：学校に本部設置 ・関係機関への連絡、報告 ・職員招集、消防防災組織編成 ・被害状況把握 ・町教委へ被害状況報告 ・保護者への説明	・教職員へ連絡（教頭） ・町教委連絡（教頭） ・保護者への連絡	・教職員連絡網 ・被害報告（書） ・児童連絡網

(2)地震時の行動マニュアル

	対応及び児童への連絡・指示	諸機関との連絡	留　意　事　項
始業前	・状況により自宅待機の指示 ・各家庭及び通学路の被害状況の把握 ・登校した児童の把握と誘導 ・通学路の安全点検（地区担当、地区委員） ・通学路の安全確認後、登校を指示	・教職員へ連絡（教頭） ・町教委連絡（教頭） ・地区委員連絡（教頭、生徒指導）	・教職員連絡網 ・通学点検マニュアル
始業後	**授　業　中** ・担任：身を隠して安全を確保するよう指示 ・児童：机の下に頭部を保護し隠れる揺れがおさまるのを待つ ・校長・教頭：本部の設置 ・担任：本部からの指示を待つ教室内外の状況把握 ・校長：状況により、屋外への避難命令を出す ・担任：避難経路によって避難誘導人員点呼、負傷者等の有無の確認及び本部への報告 出火の場合 ・各係員は消防防災組織を編成し活動 ・本部：状況に応じて第二避難場所等避難場所の決定 ・通学路の安全確認（地区担当、地区委員） ・児童の帰宅手続き ・保護者への引き渡し確認 ・遠距離通学者、下校が困難な者：学校待機	・町教委報告（教頭） ・消防署通報 ・地区委員へ連絡 ・町教委報告（教頭）	・被害報告 ・出席簿 ・消防署通報マニュアル ・消防防災組織 ・児童連絡網 ・通学路点検マニュアル ・帰宅時マニュアル
	休　憩　中 ・担任：身を隠して安全を確保するよう指示 ・児童：頭部を保護し、机の下や倒れてくるもの及び落下物を避けられる所で揺れがおさまるのを待つ。 ・校長・教頭：本部の設置 ・担任：本部からの指示を待つ教室内外の状況把握 ・校長：状況により、屋外への避難命令を出す ・担任：避難経路により避難誘導、人員点呼、負傷者等の有無の確認及び本部への報告 出火の場合 ・各係員は消防防災組織を編成し活動 ・本部：状況に応じて第二避難場所等避難場所の決定	・町教委報告（教頭） ・消防署へ通報 ・地区委員へ連絡	・被害報告 ・出席簿 ・消防署通報マニュアル ・消防防災組織

	・通学路の安全確認（地区担当、地区委員） ・児童の帰宅手続き ・保護者への引き渡し確認 ・遠距離通学者、下校不可能者：学校待機	・町教委へ連絡	・通学路点検マニュアル ・児童連絡網 ・帰宅時マニュアル
休日・夜間	・校長・教頭：学校に本部設置 ・関係機関への連絡、報告 ・職員招集、消防防災組織編成 ・被害状況把握 ・町教委へ被害状況報告 ・通学路の点検確認	・教職員へ連絡（教頭） ・町教委連絡（教頭）	・教職員連絡網 ・被害報告（書）

(3)風水害時の行動マニュアル（警報等発令時）

	対応及び児童への連絡・指示	諸機関との連絡	留　意　事　項
登校前	町教委より行政無線で連絡 ・児童：家庭で待機 ・職員へ情報連絡 ・通学路の安全点検（地区委員、地区担当者） ・校内外の点検 ・町教委へ授業開始及び被害状況の報告 登校させる場合 ・始業時刻の１時間前（７：１５）までに警報が解除された場合は平常通り登校 ・（７：１５）から正午までの間に警報が解除された場合は、解除後１時間後に授業再開。解除１５分後に集合場所に集合。 ・通学路の安全確認（地区委員、地区担当者） (危険な場合は警報が解除されても登校させない) ・出欠席確認 ・欠席者への連絡 ・児童の家庭の被害状況調査 登校させない場合 ・正午を過ぎても解除されていない場合は休業 ・児童の家庭の被害状況調査	・町教委連絡(教頭) ・町教委報告（教頭） ・町教委報告（教頭）	・通学路点検地図 ・教職員連絡網 ・通学路点検マニュアル ・児童連絡網 ・被害報告（書） ・通学路点検マニュアル ・休業届
始業後	町教委より行政無線で連絡及び校長の判断 ・状況確認・指示があるまで待機させる 下校させる場合 ・通学路の安全点検（地区担当者、地区委員） ・児童の帰宅手続き ・地区毎の集団下校を指示、担当者が安全確保しながら下校指導 ・保護者への引き渡し確認 ・遠距離通学者、下校不可能者：学校待機	・情報収集、町教委と協議（校長） ・町教委へ状況報告	・通学路点検地図 ・出席簿 ・児童連絡簿 ・休業届け ・被害報告（書） ・帰宅時マニュアル
休日夜間	・校長・教頭：関係機関への連絡情報収集 ・職員の招集 ・被害状況の把握と町教委への報告	・職員へ連絡 ・町教委報告（教頭） ・保護者へ連絡	・職員連絡網 ・通学路点検マニュアル ・被害報告（書）

(4)緊急時出勤体制

○前日から災害状況、気象情報等を把握し、出勤体制を整える。
○状況に応じて、学校からの情報収集を図る。
○家庭に被害があった場合は学校へ連絡をし、復旧に努める。
○家庭に被害がないときは安全に留意し、校区の被害状況を確認しながら出勤する。

役職・氏名	通勤		主たる通勤経路	
	距離（Km）	時間（分）	通常時	その他
校長：○○　○○	３７	４５	国道４１号線	県道関金山線
教頭：△△　△△	０．５	住宅　２ １２０	町道 国道２１・４１号線	―― 県道関金山線
教務主任：◇◇◇◇	３１	４０	国道４１号線	県道関金山線
１年担任：□□□□	４	１０	町道、国道４１号線	――

(5)緊急連絡網（教職員）

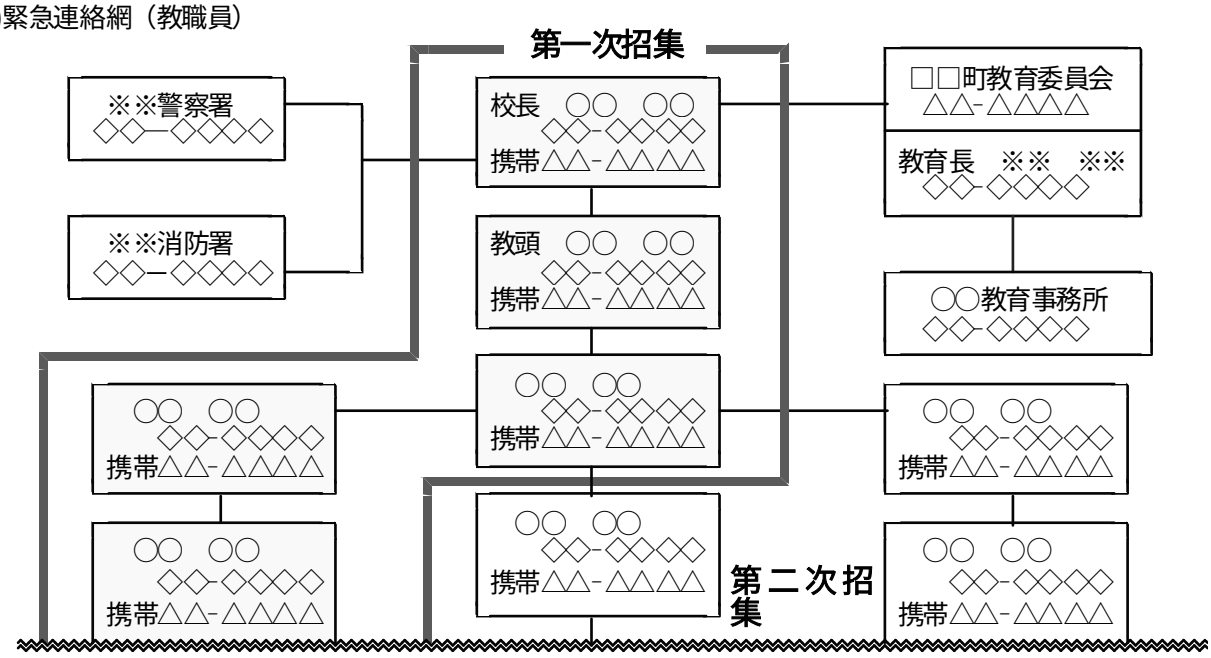

(6)緊急連絡網（児童・保護者）　――――――――――――――　省略

(7)通学路点検行動マニュアル

○担当地区の危険箇所の確認及び通学路の安全を点検する。
○危険箇所を発見した場合は、直ちに学校へ報告する。
○地区委員等地域の人から情報を得る。

地区	危険箇所	点検内容						地区委員及び担当者の氏名
		冠水	落石	土砂崩	陥没	危険	その他	

(8)児童帰宅時の行動マニュアル

○通学路の安全確認をする。
○地区委員等に下校の連絡をする。
○全児童を体育館（会議室前舗装道路）に地区別に整列させる。(分団下校の体制)
○帰宅方法の確認をする。
○保護者等の迎えに対して、相手の確認をして引き渡す。
○児童のみで帰宅する場合は、状況により地区担当者が引率する。
○帰宅できない場合は、学校の安全な場所で待機させる。

地区名と担当者	学年	児童氏名	帰宅方法				時刻
			集団下校	引率者	出迎え	出迎え者	

保護者引き渡しカード

学年		ｸﾗｽ		氏名	
住所					
保護者氏名				連絡先	

引き渡し場所	受取人	続柄	備考（連絡先）

引き渡し確認職員氏名	

(9)通学路点検地図 ―――――――――――― 省略

(10)消防署通報マニュアル

○通報者は、的確、明確、迅速にする　　○下記の順番に従って伝達する

(1) 通報内容	火事です。 火事です。 救急です。 救急です。
(2) 所在地	○○町△△番地
(3) 建物名称	※※小学校 （国道○○号線、 ◇◇銀行の北側です）
(4) 状況	・燃えている物　・負傷者の有無（人数、負傷者の状況） ・延焼状況　・避難及び初期消火活動の状況 ・逃げ遅れた者の有無
(5) 通報者氏名	※※小学校　（役職）　氏名 ※※　※※
(6) 電話番号	△△△―△△△△

誰もが通報できるように
日頃練習しておくことが重要です。

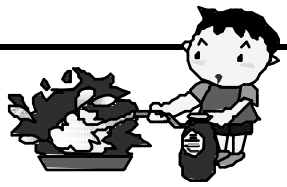

６　災害発生時の対応

災害が発生した場合、児童生徒の安全は最優先で確保されなければならない。しかし、災害はいつ、どこで起きるかわからない。万一に備えて、様々な条件のもとで具体的に児童生徒の安全を確保する方策を検討しておくことが重要である。

（１）災害発生が在校時の場合

①校内放送等による指示

災害が発生した場合、児童生徒の安全を確保するためには、パニック状態に陥ることなく、状況に応じて冷静に対応する必要がある。このため、災害発生後、速やかに教頭等が校内放送によって冷静な対応を呼びかけるとともに、周囲の状況の情報伝達等を適宜行う。なお、停電等により校内放送が使用できない場合には、ハンドマイク等で教職員が分担して速やかに対応を図る必要がある。

②各教科等の学習中に発生した場合

この場合は、比較的教職員が児童生徒を掌握しやすい状況にあることから、児童生徒の安全を確保するため、普通教室や特別教室等在室している教室の状況に応じ、地震の発生と同時に机の下へ待避させるなど教職員が的確な指示を行う。

③休憩時間中に発生した場合

この場合は、児童生徒が校舎内や運動場など、様々な場所にいる可能性が高い。また、児童生徒が自由な行動をとりやすいことから指示や人員把握がしにくい時間帯であることを踏まえ、避難誘導する者と逃げ遅れた児童生徒の捜索に当たる者をはっきりさせる必要がある。

④クラブ活動・部活動等、自発的活動中に発生した場合

異学年が混在していることを踏まえ、部活動に参加している生徒の人員を常に把握しておく必要がある。対応は、③休憩時間中に準じる。

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
普通教室	○窓ガラスの飛散 ○天井板、壁の落下 ○戸棚、本棚等の倒壊 ○机上のテレビ、パソコンの落下 ○蛍光灯などの落下 ○床の損壊 ○恐怖からのパニック	◎落下物等から身を守るため机の下へ待避することを指示する。 ◎児童生徒の安全を確認するとともに、児童生徒の動揺・不安の除去に努める。 ◎負傷した児童生徒がいる場合は、速やかに応急処置を施す。また、ガラスの飛散等室内の状況確認を行う。 ◎近隣の教室の教職員と連携を取りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 ◎火気使用中の場合は、児童生徒を火元から離し、消火する。 ◎災害の状況を踏まえ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ誘導する。

特別教室	○（理科室）薬品棚の倒壊や実験中の薬品、ガスバーナー等による発火 ○（調理室）調理実習用具棚、冷蔵庫の倒壊やガス管の破裂、ガスコンロからの引火 ○（被服室）アイロンによる火傷 ○（木工室）標本や木材の倒壊、各工具によるけが ○（美術室）戸棚類や彫刻物、立掛物等の倒壊や壁面の絵画の落下、彫刻刀等によるけが ○（音楽室）ステレオやピアノの倒壊、楽器棚の倒壊 ○（図書室）本棚の倒壊、本の落下 ○（視聴覚室）テレビ、パソコン等の落下、スクリーンの倒壊 ○（保健室）薬品棚の倒壊、立掛物の落下、各器具の破損	◎落下物から身を守るために机の下に待避することを指示する。教室によっては、机の下に入れない場合の待避について検討しておく。 ◎児童生徒の安全を確認するとともに、児童生徒の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童生徒がいる場合、速やかに応急処置を施す。特に、理科室等での薬品の倒壊、火気の取り扱いに配慮し、教室内の安全点検を行う。 ◎近隣の教室の教職員と連携を取りあい、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 ◎火気使用中の場合は、児童生徒を火元から離し、消火する。 ◎災害の状況を踏まえ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ誘導する。 ◎有毒ガスが発生する恐れがある場合は、ハンカチを鼻や口に当てさせる。
体育館	○窓ガラス、天井板、壁の落下やひび割れ ○床面の凹凸や破損 ○照明器具や天井に据え付けられている器具の落下 ○各種器具、用具や保管棚の倒壊 ○ステージ看板吊りの落下 ○グランドピアノの倒壊、すべり	◎窓や壁際から速やかに離れて、中央部に集合させる。身を低くし、頭を抱える。（照明器具の設置位置等により中央に集合させない方がよい場合もある） ◎児童生徒の安全を確認するとともに、児童生徒の動揺、不安の除去に努める。負傷した児童生徒がいる場合、速やかに応急処置を施す。照明器具、壁等の落下状況に配慮し、周囲の安全確認を行う。 ◎近隣の教室の教職員と連携を取りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 ◎災害の状況を踏まえ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ誘導する。
校庭	○体育器具や用具の倒壊 ○地割れ、浸水、低地水害、崖崩れ、液状現象等 ○校舎の付近での窓ガラス等の落下や飛散 ○塀の倒壊	◎建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて集合するよう指示する。 ◎児童生徒の安全を確認するとともに、児童生徒の動揺、不安の除去に努める。負傷した児童生徒がいる場合、速やかに応急処置を施す。照明器具、壁等の落下状況に配慮し、周囲の安全確認を行う。 ◎近隣の教室の教職員と連携を取りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 ◎第二次避難所へ避難が必要になった時、避難経路や場所及び避難方法について徹底するよう指示し、誘導する。
休憩時間	○各教室、体育館、校庭と同様 ○恐怖からのパニックで出入口、階段等に殺到し二次被害を引き起こす。	◎児童生徒の安全確認を確保するため、発生後速やかに教職員があらかじめ定められた役割分担のもと、校内の各所（例えば、学級担任は自分の学級、専科の者は体育館、特別教室等）へ赴き、それぞれの場所の状況に応じて、児童生徒の安全の確認及び負傷した児童生徒に対する救急処置を施す。 ◎児童生徒がパニック状態になっていることが予想される。大きな声で指示をしっかり出しながら、安心させる言葉かけが必要である。 ◎近隣の教室の教職員と連携を取りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 ◎児童生徒の学年、学級、氏名を確認するとともに、順次学級担任へ引き渡す。 ◎災害の状況を踏まえ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ誘導する。

部活動	○各教室、体育館、校庭と同様	◎開始時や練習中に定期的に人員確認をしておく。 ◎休憩時間に準じた対応をする。

（2）災害発生が校外教育活動時の場合

①遠足・社会見学等の活動時に発生した場合

遠足、社会見学等の活動においては、在校時の場合と比べて、「地理や建物の構造等に不慣れである可能性が高い」、「海岸地域での津波、山間部での崖崩れなど学校における場合とは異なった危険に遭遇する可能性が高い」、「電車、バス等で移動中に発生する可能性がある」ことを踏まえた対応を行うものとする。

②修学旅行、林間学校等により宿舎に滞在している時に発生した場合

宿舎に滞在中に発生した場合は、「夜間の睡眠中あるいは停電時には、建物の構造に不慣れなことから特に混乱が生じやすい」、「火災発生の恐れが高い」ことを踏まえた対応を行うものとする。

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
校外教育活動	【遠足・社会見学等の活動中】 ○津波、崖崩れ、地割れ ○建物又は樹木等の倒壊 ○列車、バスの脱線転覆 ○地理に不案内なことからの混乱 ○群衆に巻き込まれ、集団から離れてしまう危険	◎事前の実地調査によって、地理、地形、建物等を確かめ、地震等に対する安全対策を立てておくとともに、事前の安全指導の徹底を図る。 ◎地理や建物の構造に不案内であることから、児童生徒が心理的な動揺を起こしやすいことを踏まえて、教職員から離れず、集団で行動し、自分勝手な行動をしないことを明確に伝達するとともに落下物に注意し、身を守るよう指示する。 ◎児童生徒の安全を確認するとともに、人員把握をする。 ◎他の教職員と連携を取りあい、周囲の安全確保を行うとともに、引率責任者との連絡を密にする。 ◎交通機関利用時は、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。 ◎学校との速やかな連絡に努める。
	【宿舎に滞在中】 ○建物の倒壊や火災 ○蛍光灯など天井に据え付けてあるものの落下 ○窓ガラスの飛散 ○天井板、壁の落下 ○建物の構造に不案内なことに伴う混乱 ○他の宿泊客の混乱に巻き込まれ、集団から離れてしまう危険	◎宿舎に着いたら、避難経路の確認と避難の仕方についての指導を行う。 ◎建物の構造に不案内であり、家庭から離れていること、指導教員がすぐ近くにいないなど特に夜間の場合、児童生徒が心理的動揺をきたしやすいことを踏まえて、放送、ハンドマイク等を使用し、また大きな声で教職員から離れず勝手な行動をしないことを明確に伝達し、避難の方法について指示する。 ◎教職員は事前の計画に従い担当の部屋へ直行し、児童生徒の安全確認を行うとともに、避難誘導を行う。 ◎建物や周囲の状況によっては、揺れのおさまりをみてから、放送、ハンドマイク等で屋外避難の指示、誘導を行い、あらかじめ予定してある避難場所に避難させる。 ◎室内点検、残留者の有無の確認、避難場所での人員確認をする。 ◎学校との速やかな連絡に努める。

（3）災害発生が登下校時の場合

登下校時には、指導者が不在のため、児童生徒がどうしてよいか迷ったり、危険な行動に走る恐れがある。このため、家庭及び学校では、日頃から登下校時に大地震が発生した場合に学校へ避難するか、家に戻るか、「子ども１１０番の家」に避難するかなどをはっきりと決めておいたり、通学路で危険の多い場所、安全な場所をよく確認しておくなどの対応を図る必要がある。また、電車、バス等による遠距離通学者がいる場合は、それらの交通機関で移動中の場合のことを踏まえた対応も図る必要がある。

学校では、登下校時に発生した場合には、自宅へ戻らずに学校に避難してくる児童生徒や学校に残っていた児童生徒を保護するものとする。

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
登下校時	○建物、ブロック塀の倒壊落下物 ○架線の寸断、感電 ○火災、交通事故 ○水道、ガス管の破裂	◎学校において保護した児童生徒を校庭などの避難場所へ誘導する。（負傷者がいれば応急処置を施す） ◎児童生徒の学年、学級、氏名を確認し、担任に引き渡す。 ◎学校にいる児童生徒については、保護者に保護している旨を連絡する。

（4）災害発生が夜間・休日の場合

夜間・休日の場合には、被害の状況等によっては、学校が児童生徒の安否を速やかに確認するため、学級担任が各保護者に連絡するとともに、校長等の管理職に状況を報告するものとする。

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
夜間等	○家、家具の倒壊 ○群衆の混乱に巻き込まれてしまう危険	◎被害の状況によっては、学校が児童生徒の安否を速やかに確認するため、学級担任が各保護者に連絡するとともに、校長等の管理職に報告する。

（5）災害発生が特別支援学校、夜間定時制及び寄宿舎の場合

①特別支援学校の場合

障がいのある児童生徒は、危険から身を守るための判断力や行動力に欠けたり、異常な事態の中でパニック状態に陥り一層介護に困難を来す場合がある。したがって、特別支援学校では、日頃からきめ細かに配慮した防災組織を確立し、あらゆる時間帯の災害に対応できるようにしておくことが重要である。

特に、障がいがあることで避難移動等に時間がかかったり、危険を避けるための介護者を必要としたりするので、防災組織の例えば「避難誘導係」を強化しておく必要がある。

また、保護者の迎えがない限り全員を学校に待機させておくことなどを保護者に事前に徹底しておくことや通学方法を同じくする者同士のグループを作っておく等の配慮が必要である。

②寄宿舎のある学校の場合

発生の際、人員確認が確実にできるよう宿泊している者や人数がすぐに分かるように札等で示したり、夜間の避難訓練を実施するなどの対策が重要である。また、常に上級生や部屋長を中心に行動ができるよう寄宿舎の様々な生活において集団で行動する習慣を身に付けておくことも重要になる。

さらに、保護者の迎えがない限り避難場所に待機させておくことなどを保護者に事前に徹底しておくことや近所の者同士のグループを作っておく等の配慮が必要である。

③夜間定時制学校の場合

夜間という事情を考慮し、停電に備えてハンドマイクや懐中電灯を各教室に常備しておいたり、電気を消した状況での避難訓練を実施したりなどの工夫が必要である。

各学校における東海地震災害時の情報伝達について　（各報告様式は、本手引巻末資料を参照）

各学校においては、別に定める『**岐阜県教育委員会災害時等緊急情報伝達計画**』に沿って、児童生徒、教職員、施設の状況を報告するものとする。（伝達計画の一部を抜粋して紹介する。）

◎情報伝達手段　(1)優先順位　伝達は、ＦＡＸを第一に使用する。
ＦＡＸが使用不可能な場合、通常電話、携帯電話などの音声通信を使用する。電子メールの併用は、緊急度に応じ別途指示する。

(2)伝達経路　各教育機関から県災害対策本部教育部への伝達経路は別表１による。
県災害対策本部教育部から各教育機関への伝達経路は別表２による。
（別表１・２は「岐阜県教育委員会災害時等緊急情報伝達計画」で確認のこと）

◎報告の内容　(1)警戒宣言発令時から地震災害発生まで
各教育機関は、警戒宣言の発令を確認し、児童生徒の保護などの対策を行った後、保護生徒数、下校生徒数、教職員の状況について様式第1号により報告する。

(2)地震災害発生後
各教育機関は、直ちに児童生徒の安全を確認し、被災状況を様式第2号により報告する。

(3)各市町村教育委員会から所管教育事務所への報告
各教育事務所は、管内各市町村との間で様式第３号及び様式第４号に準じた報告様式を予め策定する。

(4)災害時の定期報告
各教育機関は、上記(1)(2)の報告を行った後、状況に大きな変化があり次第、報告済み内容を訂正し速やかに報告する。

7　教職員の動員計画の概要

○地震防災応急対策要員とは、警戒本部が設置されたとき直ちに配備態勢につく要員として学校長があらかじめ指名した者をいう。

○災害応急対策要員とは災害対策本部が設置されたときの要員として、学校長があらかじめ指名した者をいう。

○近距離通勤者とは、道のりで自宅から勤務場所（学校）までおおむね１０㎞以内の者をいう。

○震度は学校の最寄りの気象台、測候所における観測値とする。

地震防災応急対策要員動員計画（基準例―静岡県の場合）

時　点	東海地震注意情報発表時			警戒宣言発令		
業務内容	校内警戒本部設置準備			校内警戒本部設置		
動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中	勤務時間内	勤務時間外	出張中
校長・教頭・事務長 地震防災応急対策要員	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに帰校し配備につく	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに帰校し配備につく
一般職員（近距離通勤者）	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配備につく	自宅待機	直ちに帰校し配備につく
一般職員（遠距離通勤者）	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配備につく	自宅待機	直ちに帰校し配備につく

災害応急対策要員動員計画（基準例―静岡県の場合）

震度	業務内容 / 動員区分	校内災害対策本部設置			備考
		勤務時間内	勤務時間外	出張中	
5の強	校長・教頭・事務長 災害応急対策要員	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに帰校し配備につく	直ちに出勤
6の弱以上	一般職員（近距離通勤者）				直ちに全教職員が出勤
	一般職員（遠距離通勤者）	直ちに配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく。交通途絶等により出勤できない場合は最寄りの学校に出勤する	帰校できない場合は、最寄りの学校に行く	

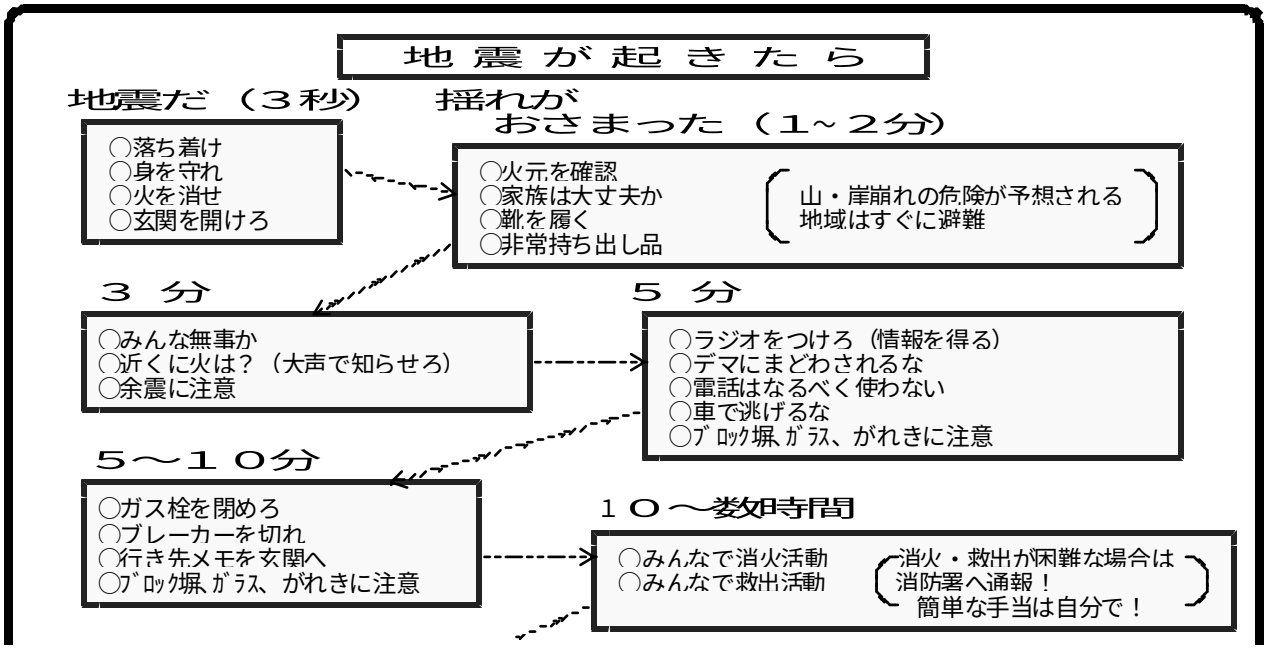

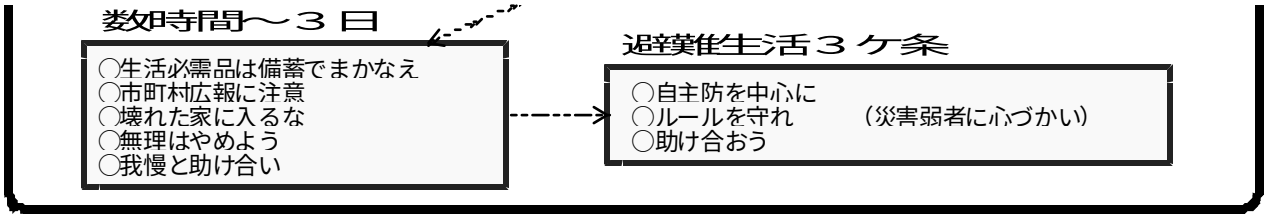

８　学校が避難所になった場合の対応

過去の大規模災害時に際し、多くの学校が地域住民の避難所として重要な役割を果たしてきた。

平成７年の阪神・淡路大震災では、多くの住民が近くの公共施設等に避難し、ピーク時には、避難所数約１,０００ヵ所、避難者約３１万人に達した。このうち、学校施設は約３９０校が避難所となり、約１８万人の避難者を受け入れた。

また、平成１６年の新潟県中越地震では、ピーク時には、避難所数約６００ヵ所、避難者数１０万人以上を数え、このうち、学校施設は１１８校、避難者数は約４万人に上った。

これらの学校施設は、避難所として被災者を受け入れたのみならず、地域住民に必要な情報を収集・発信するとともに、食料・生活用品等の必要物資を供給する拠点となるなど、様々な役割を果たした。

しかし一方では、学校施設は教育施設として設計され、避難所としての使用に配慮していないため、緊急避難所として求められる施設の耐震性やトイレ、水道、電気等の対策、更には避難住民の生活環境等の防災機能が必ずしも十分ではなかったため、避難生活に少なからずの支障が生じたことも事実であった。

～法令等における避難所の位置付け～
・災害対策基本法・・・災害対策の基本を定めた法令
　第３４条、第４０条第１項、第４２条第１項
・災害救助法・・・・・大規模災害時における応急救助について定めた法令
　第２３条第１項第１号

（1）避難所としての学校施設・運営方法の現状と課題

過去の大規模災害時に、避難所となった学校では予想外の様々な問題が発生した。これらの大規模災害時の記録に基づき、次の課題が挙げられる。ここでは、大規模災害の中でも地震を中心として記載することとする。

①施設の安全性に関する課題

(ア)建物本体の被害

耐震性が十分に確保されていない建物が被害を受け、避難所として使用できない学校があった。柱や梁に多数の亀裂が発生した例、鉄筋が露出した例、地盤の沈

下により建物が傾斜した例などが報告されている。

（過去の震災での実例）
・被害を受けた校舎の安全性が確認される前に、避難所として使用された。
・避難所として使用されていた校舎が、専門家の応急危険度判定により使用不可能と判定され、避難住民が他の避難所に移動せざるをえなかった。

(イ)内装材や設備機器、家具等の被害

建物本体に被害がない場合でも、教室・屋内運動場の天井の落下や床の陥没、窓ガラスの破損、備品の転倒・落下といった被害が発生し、避難所として使用に支障をきたした。

（過去の震災での実例）
・屋内運動場の天井や蛍光灯が落下し、被災直後は避難所として使用できなかった。
・児童生徒が常に通っている渡り廊下や校舎入り口の扉が破損したり、防火シャッターが閉まったりすることで、避難経路がふさがれた。

②避難所の運営方法に関する課題

(ア)学校施設利用計画

地震発生後、避難所として学校施設は避難住民の生活、救援物資の保管・配給、情報の収集・発信、救護活動など様々な用途に利用された。しかし、あらかじめ学校施設について、避難所としての具体的な利用方法を計画していなかったところが多く、避難所の運営面等における問題が生じた。

（過去の震災での実例）
・あらかじめ避難住民がどの部分を利用するか決めていなかったため、避難住民の受け入れに混乱が生じた。中には、運営に大きな役割を果たす校長室や職員室にも避難住民が入ったため、避難所の運営に支障をきたした。
・教職員が避難所開設に必要な物品の校内保管場所、救援物資保管スペースを掌握していなかったため、避難所の開設に手間取った。

(イ)避難所運営体制

避難所の運営においては、地震発生直後の初動体制から、避難所運営が長期化した場合の体制に至るまで様々な問題が発生した。

初動体制においては、地震発生直後から被災者が学校に次々と避難してくるなか、行政・学校の教職員の到着の関係で学校の鍵を開けることができなかった。

また、避難所開設後一週間が経過すると、自治組織ができ、運営ルールが決められた避難所がある一方で、運営が上手くいかなかった避難所では避難者の疲労や不満も目立ちはじめ、トラブルが続発した。

（過去の震災での実例）
初期　～地震発生から数日間～
・あらかじめ学校から鍵を預けられていた近隣居住民が鍵を開けたために、避

難所が早期に開設されたという例もあったが、多くは鍵を預かっていた教職員の到着より前に、大勢の避難住民が詰めかけていた。一部の学校では、避難住民がドアやガラスを壊して校舎内に入り、避難していたケースもあった。

中、長期　～地震発生後１週間～
・地震発生後１週間ほど経つと、避難所運営に関して、自立へ向けた関心が高まり、避難住民による自治会が組織されはじめた学校がある一方で、学校側に依存し自治会が組織されなかった学校もあった。
・避難者同士のいさかい、盗難騒ぎ、外部者とのトラブル、不審者の徘徊、宗教勧誘者の立ち入りなど防犯上の問題が生じた。

（２）教職員の対応・市町村との連携

避難者への対応は、本来、市町村の担当部局においてなされるものであるが、現実には市町村の担当部局だけでは対応できないことや現に目の前に避難者を見ながら何もしないではいられないことから教職員が対応しなければならない状況になる。これらのことを考えると、（１）避難所としての学校施設・運営方法の現状と課題を踏まえ、学校は避難所になった場合の対応について教育活動との共存を図るようあらかじめ整備しておくことが肝要である。

①事前の教職員の対応

(ア)　学校施設利用計画の作成
・学校施設について、避難所としての具体的な利用計画を作成しておく。
　○避難所として開放する部屋はどこか、本部はどこに設定するか。
　○避難所開設の必要物品の保管場所の教職員への周知。
　○救援物資の保管場所はどこにするか。

(イ)　避難所運営体制の確立
・初動体制として、避難場所の鍵の保管をどうするか、どこに保管するかを市町村教育委員会・地域との確認で決定しておく。
・中、長期体制として、自治組織をどう立ち上げるかの策を講じておく。
・災害発生後は、児童生徒の安全確保及び授業の再開に向けた活動のための人員を優先して確保するため、あらかじめ班分け等をしておく。
・発生直後の混乱期においては、あらゆる課題に対して即断即決が要求される。校長は司令塔の立場に立ち、具体的な対応は教頭以下の教職員であたる。
・当初の対応は、物資の配給等もままならず、長時間の勤務体制となることが想定される。教職員の勤務が過重とならないように交代制で対応する。
・児童生徒の安全確保や授業再開、避難者の対応などを円滑に行うためにも、教職員の健康管理、心のケアも重要なポイントのひとつになる。

②市町村との事前の連絡調整

避難所の設定は、市町村の業務であり、あらかじめ指定することになっている。避

難所に指定された学校の管理者は、市町村と緊密な連絡を取りあうことになるが、特に次の点に留意する必要がある。

(ア)　市町村から避難所の指定の依頼があった場合には、積極的に協力する。
（昭和５２年４月１日付け　教育長通知）
(イ)　避難所の指定を受ける場合は文書で行う。
(ウ)　避難所の指定を受けた学校においては、市町村との連絡を密にする。
(エ)　避難所としての対応については、市町村が作成する関係機関の連絡先を含めた簡単なマニュアルにしたがい初動体制の徹底を図る。
(オ)　避難所に指定されていない学校においても、マニュアルの配布を受けておくことが望ましい。

③市町村との通信手段の確保

通常、電話・ＦＡＸによる通信手段を確保しているが、これらの回線が不通となった場合の対応手段を整備しておく必要がある。（携帯電話も混線の可能性が高い。）

(ア)　アマチュア無線、ＦＭ無線、トランシーバー等の活用
(イ)　自転車や自動二輪、徒歩での連絡網

④市町村と学校の役割分担

初動期には、学校・教職員の協力支援が要請されるが、学校は教育施設であることから、早急に教育機能を回復させることが必要である。

(ア)　地震が発生し避難所になった場合は、市町村の指示を仰ぐとともに責任者の派遣を求める。
(イ)　市町村が責任者を派遣できない場合、学校主導で避難所の運営を行うが、最終責任は市町村にあることを明確にしながら連絡を密にする。
(ウ)　学校以外の公共施設に避難場所を移動できるよう市町村と調整する。

（３）避難者への誘導と対応

①避難者の誘導方法

パニック状態になっている避難者を、いかに安全に、円滑に校内の各施設に誘導するかがポイントになるが、学校は第一に児童生徒の安全確保を行うことが重要である。

(ア)　避難者の収容 ―― あらかじめ収容計画を定め、その計画に沿って誘導する。
・避難者が殺到した場合、当面の危険を避けるため、まず運動場等へ誘導する。
・学校の収容人数を超えるような場合は、他の避難所への移動を考慮し、市町村当局と連絡を取り合う。
・児童生徒が学校にいる場合は、避難者の誘導もさることながら、児童生徒の避

難誘導を最優先するとともに、一般の避難者とは別の棟に避難させる。
・あらかじめ想定する収容人数は目安であり、やむを得ない場合は詰めて収容するが、本部となるべき部屋は規模を縮小することはあっても避難者が入らない場所として確保する。
・夜間、休日等教職員がいない場合は、パニック状態の避難者がガラスを割って建物内に入ることも考えられる。学校に到着した教職員は、毅然とした態度で避難者の協力を求め、収容計画にしたがって教室を割り振ることが肝要である。

(イ)　自家用車の乗り入れ規制
・自家用車で避難してきた者に対しては、車を他の場所に移動させる。
（燃料への引火の恐れ、防火帯としての空き地確保、緊急車両の導入や緊急ヘリコプターの離発着、避難所での事故防止等のため）

②避難者への対応
避難者の動揺を抑え、避難者同士が協力し合っていくために次のような点に留意して対応することが重要である。

(ア)　避難者の実態把握
・およその全体人数を把握する。（避難者に頼んで調べる。）
・避難所毎に、住所・氏名・年齢・性別・障がいや負傷の有無を確認し、名簿を作成する。
・避難所を出る者は、家に戻るのか、他の避難所へ行くのか等移転先を整理する。
・地震直後ではなく、数日してから避難してくる者もいる。窓口を設置し、その都度、市町村当局と連絡を取り合う。

(イ)　避難者の自治組織の結成
避難者が協力し合っていくことは、安全確保の側面とともに対応にあたる教職員の負担軽減になり極めて重要なことである。
・校長がリーダーシップをとり、速やかに自治組織を結成する。
・組織は町内会の組織を活用したり、総人数が多い場合はその下部組織である班（組）などの組織を活用する。
・各組織の代表者会を日々行い、学校からの連絡や様々な当番の割り当て、避難所の運営について協議する。

(ウ)　避難者への連絡体制
情報の連絡系統を整えておくことは、避難者の心の安定、ひいては避難所の混乱を収束するために不可欠である。
・校内放送やハンドマイクで要点を簡潔に連絡する。また、高齢者や障がい者には個別に連絡する。（自治組織の代表者を通じて徹底する。）
・情報伝達のための掲示板を設置する。掲示物は時系列で掲示する。

(エ)　外部からの安否確認への対応

・避難者名簿をもとに避難しているかどうかを回答する。
・電話を取り継ぐことはせず、伝言があればメモで伝える。
・避難者から外部への連絡は避難者個人で対応させ、学校の電話は使用しない。

(オ)　物資の配給体制

・災害から数日間は、配給物資が届かないことが予想される。備蓄食料等手元にある物の計画的配付に留意する。
・物資の配給は、自治組織を活用し、生活弱者に優先して配付できるようにする。
・不足している物資について把握し、市町村担当部局と連絡を密にする。また、近隣の避難所との連携も考慮する。

(カ)　生活弱者への支援

・高齢者や障がい者は慣れない避難生活のため、一般の人たちよりも心身の疲労や不安は大きいと推測され、教員のカウンセリング能力を生かすことが期待される。積極的に声をかけたり、相談窓口を設置することが必要となる。

(キ)　傷病者への対応

・避難者の中に医師がいるかどうかを把握、いない場合は近所の医師に来校を要請、状況によって救急車や救急ヘリに出動要請をする。
・軽傷者については、教職員が応急処置をする。
・遺体の安置所になる場合は、児童生徒、避難者とは別棟に確保する。

岐阜県の公立学校施設の耐震改善状況

岐阜県	全棟数	S57以降の棟数(耐震対象外)	S56以前の棟数(耐震対象)	耐震診断実施率	耐震化率（平成19年度）		耐震化率の全国順位（平成１９年度）	
幼稚園	106	33	73	95.9%	66.0%	(48.1%)	15	(28)
小中学校	2,295	951	1,344	97.7%	73.2%	(68.8%)	9	(9)
高等学校	406	170	236	100%	90.4%	(88.7%)	2	(2)
特別支援学校	68	45	23	100%	100%	(100%)	1	(1)

【文部科学省調査　（平成２０年４月１日現在）　より】

気象庁震度階級と気象庁震度階級関連解説表

計測震度	震度階級	人　間	屋内の状況	屋外の状況	木　造	鉄　筋	ﾗｲﾌﾗｲﾝ	地　盤
	0	揺れを感じない。						
0.5	1	屋内の一部がわずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内の多くの者が揺れを感じる。眠っている一部の者が目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいるほとんどの者が揺れを感じる。恐怖感を覚える者がいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の者は身の安全を図ろうとする。眠っている者のほとんどが目を覚ます。	吊り下げ物は大きく揺れ、棚の食器は音を立て、座りの悪い物は倒れる。	電線が大きく揺れ、歩いている者も揺れを感じる。自動車を運転中揺れを感じる者もいる。				
4.5	5弱	多くの者が身の安全を図ろうとする。一部の者は行動に支障を感じる。	吊り下げ物が激しく揺れ、棚の中の物が落ちることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。	耐震性の低い家は柱や壁が破損するものがある。	耐震性の低い家は壁に亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動、断水の可能性もある。	軟弱な地盤で亀裂が生じることがある。地割れが生じることがある。山で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの者が行動に支障を感じる。	棚の中の物が多く落ちる。重い家具が倒れる。ドアが変形し開閉不可能になる。	補強されていないﾌﾞﾛｯｸ塀が崩れる。自動車の運転が困難になる。	耐震性の低い家はかなり破損し傾く。	耐震性の高い家でも亀裂が生じる。	ガス管、水道管に被害が生じる。供給停止もある。	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具が倒れる。	かなりの建物で壁や窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅倒壊し、高い住宅でも壁柱の破損がある。	耐震性高くても柱等に亀裂が生じ、低い家は倒壊の可能性がある。		地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができない。	固定していない重い家具のほとんどが転倒する。	多くの建物の窓ガラス、ﾌﾞﾛｯｸ塀が破損、落下する。			一部停電し、広範囲でガスや水道の供給が停止する。	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で窓ガラス、ﾌﾞﾛｯｸ塀が破損、落下する。	耐震性が高くても傾いたり破損する。	耐震性が高くても傾いたり破損する。	広範囲で電気、ガス、水道の供給が停止する。	大きな地割れ、山崩れが発生、地形の変化もある。

※気象庁が発表する数値は震度計による観測値である。

※震度（地震動の強さの程度）は、地盤や地形に大きく影響される。この表はあくまで目安である。

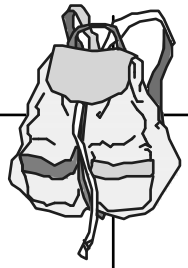

学校における地震対策チェックリスト

平　常　時

□	学校の所在地が地震による山・崖崩れの予想される地域にあるかどうか知っていますか。
□	山・崖崩れの予想される地域にある場合、避難する場所や経路を決めていますか。
□	避難が必要になった時、学校の重要書類や児童生徒名簿等はすぐに持ち出せるようになっていますか。
□	非常時における教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底していますか。
□	避難所となっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されていますか。
□	児童生徒や教職員への非常時の情報伝達方法、その広報内容について準備していますか。
□	保護者に対して児童生徒の引き渡し方法などについて普段から周知徹底してありますか。
□	非常時に情報を知るテレビ、ラジオ、無線受信機、災害優先電話などを備えていますか。
□	校舎、体育館、屋内施設やブロック塀などの耐震診断の結果を知っていますか。
□	事務機器、ロッカー、ピアノ、書棚などの転倒、移動、落下防止の措置がしてありますか。
□	窓ガラスなどの飛散防止対策をしてありますか。
□	防火・防災設備の整備、点検を定期的に行っていますか。
□	避難の際に妨げとなる障害物の除去をしていますか。
□	危険物施設（ボイラー、薬品庫等）の定期点検を行っていますか。
□	防火用資機材の準備、点検を行っていますか。
□	避難誘導や初期消火などの訓練を普段から実施していますか。
□	校内での防災訓練（避難経路確認、下校訓練等）を実施していますか。
□	地域での防災訓練に児童生徒を参加させていますか。
□	県・市町村の防災担当者と定期的に連絡や打ち合わせをしていますか。
□	地域の自主防災組織などと非常時の協力や応援などについて話し合いを行っていますか。
□	避難所になっている学校では、非常時の受け入れ方法などについて関係機関と協議をしていますか。
□	遠距離者通学者のため学校に残留する児童生徒や防災担当教職員のための非常時における食料（７日程度）飲料水（３日程度)、毛布などを確保していますか。
□	教育計画には地震科学、地震防災の内容が組み込まれていますか。

警戒宣言発令時

□	防災担当者などを招集し、地震対策本部を開設しましたか。
□	警戒宣言の内容や地震予知情報などをテレビ、ラジオ、無線、広報車などにより入手し、全教職員、児童生徒に伝達をしましたか。
□	児童生徒をグランドや体育館などに集め、掌握をしましたか。
□	山・崖崩れのおそれがある学校では、直ちに休校し、児童生徒、教職員ともに避難地へ避難しましたか。

□　避難が必要となる学校では、避難が完了したかどうかを市町村防災対策本部へ報告しましたか。
□　児童生徒の保護者に対する安全な引き渡し、集団下校を完了しましたか。
□　市町村防災対策本部、教育委員会へ児童生徒の下校状況などを報告しましたか。
□　防災用資機材の確認や危険物施設の災害防止措置をとりましたか。
□　警戒宣言発令時の避難所に指定されている学校では、避難住民の受け入れ準備ができましたか。
□　避難者を計画の場所に誘導しましたか。

地震発生時

□　児童生徒を机の下などに避難させ、動揺を抑える適切な指示をしましたか。
□　児童生徒の安全を確認した後、校庭などの避難場所に直ちに避難し、人員確認できましたか。
□　火災発生の場合、初期消火をしましたか。
□　児童生徒、教職員への救急処置をしたり、病院の手配をしましたか。
□　ラジオなどにより正確な地震関連の収集をし、状況の把握に努めていますか。
□　校舎内外、運動場などを巡回し、被害状況を確認しましたか。
□　危険な場所への立入禁止の措置をとりましたか。
□　余震に備え、校舎や施設などの応急の安全対策を講じましたか。
□　通学路を巡回し、登下校時の児童生徒の指導や通学路の安全を確認できましたか。
□　児童生徒の保護者への引き渡し、集団下校などが完了しましたか。
□　引き渡しや帰宅が困難な児童生徒への対応ができましたか。
□　市町村災害本部、教育委員会へ必要な報告をしましたか。
□　避難所になっている学校では、学校管理に必要な教職員の確保ができましたか。
□　避難者の誘導をし、校内施設の利用について必要な指示をしましたか。
□　避難者で重傷者、病人への救急救護ができていますか。
□　避難者の名簿などを作成しましたか。　□　避難者による応急の役割分担などができましたか。
□　避難所に関する学校の状況を市町村災害対策本部・教育委員会へ報告しましたか。

応急復旧時

□　児童生徒の安否確認（登校の可否）をしましたか。□　教職員の安否確認(勤務の可否)をしましたか。
□　児童生徒や教職員の安否確認の結果を市町村災害対策本部・教育委員会へ報告しましたか。
□　児童生徒の他校への転出の有無、転校先の確認及び他校からの転入手続きをしましたか。
□　校舎や施設などが被災した場合、復旧について対策を講じましたか。
□　教科書の滅失状況や学用品の不足状況を調査し、その供給を図っていますか。
□　授業の再開に向けて、教職員の勤務体制を確保しましたか。

□　応急教育計画を立てるとともに授業再開日を決定し、それぞれ児童生徒に連絡しましたか。
□　ＰＴＡと連絡をとり協力をしてもらっていますか。　□　避難所の運営が順調にできていますか。
□　避難所への物資の受け入れ、配給などが順調にできていますか。
□　避難者名簿管理ができていますか。□　避難者安否確認の問い合わせの対応が順調にできていますか。
□　ボランティアの受け入れは順調ですか。　□　生徒のボランティア活動を指示、指導していますか。
□　避難生活が長期化している学校においては、応急教育活動と避難生活との調整について避難者、市町村災害対策本部、教育委員会等と協議していますか。

（静岡県「学校の地震防災マニュアル」より）

■ ロッカー等の転倒（転倒のメカニズム）

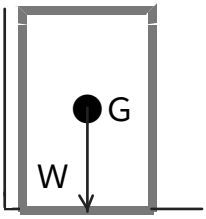

①
家具の全重量（W）が家具の重心（G）から真下に働いている時、家具は安定している。

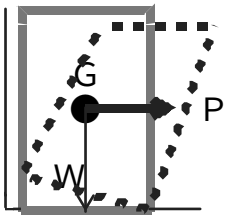

②
そこに地震力（P）が働いた場合、家具は動く。

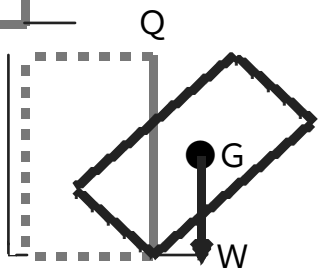

③
さらに強く地震力が働き、家具の重心（G）がラインQを越えると家具は倒れる。

※転倒だけでなく家具の移動や積み重ねた上の部分が飛ぶことがある。

※阪神淡路大震災の死者の多くが家屋の倒壊や家具の転倒による圧迫死、窒息死であった。また、ロッカー等の転倒・移動は避難経路をふさぐことになるため、固定しておく必要がある。

～転倒防止について～

転倒防止策としては、家具の真下に敷く「家具転倒防止板」、強度のある壁や柱に固定する「Ｌ字型金具」、家具を傷つけたくないときは「突っかえ棒式転倒防止具」等がある。固定場所や家具の種類によって固定方法を検討する。なお、「Ｌ字型金具」で家具の頂部を壁に固定する場合は、家具の重量の１／２の力に耐えられるものにする必要がある。

また、両開きの棚は中のものが飛び出さないように扉に「とめ金具」をつけておく。特に薬品棚については、薬品瓶の転倒や落下の防止を工夫することが重要である。

ガラスの飛散防止は、網入りガラスに交換したり、飛散防止フィルムを貼るなど対策をとる。飛散防止の措置ができていない場合に警戒宣言が出た時は、右のように粘着テープを利用して応急の措置をする。

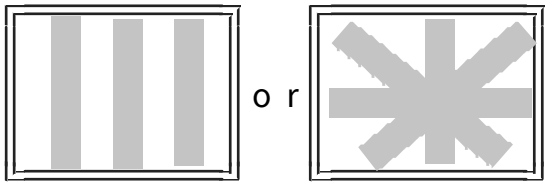

吊り下げ式の蛍光灯の補強はよいか！
テレビ等、高電圧部品のある電化製品の上や近くに水槽や花瓶を置かない！
プランター等落下の心配はないか！

第５節　心のケア

１　事件・事故災害時における心のケアの意義

事件・事故災害発生後には、恐怖・衝撃・大切なものを失った喪失感・無力感など、心に様々なダメージを受けることが多い。こうした心の反応は、反応の程度に差があっても、誰にでも起こりうる「異常な状況に対する正常な反応」である。

事件・事故災害に遭遇した子どもには、できるだけ早い段階から適切な心のケアへの対応をすることが大切である。また、事件・事故災害から数年経っても、フラッシュバックを起こし心身に症状がでる場合もあるため、長期にわたり教育的配慮を必要とする。

２　事件・事故災害時における心のケアの基本的理解

強いストレスが加わると、種々の心の健康問題が生じる。心のケアへの適切な対応をするためには、現れる症状の特徴を理解しておく必要がある。なお、ショックな出来事があったときは、視野が狭くなり短絡的な思考に陥りやすく、「不安はないか」「悩みはないか」と問われても、自分自身が心に傷を受けたという自覚に乏しく、心のケアを受け入れられない場合が多いことを理解しておかなければならない。

（1）時間の経過からみた症状とその対応

＜事件事故・災害から１ヶ月程度まで＞

時　期	症　　状	対応の方法
急性反応期 ショックから２～３日	抑うつ、不安感、絶望感、過活動、引きこもり等の著しく重篤な一過性の症状が生じる。	子どもの安全を確保する。心に生じる可能性のある反応についてやそれについての対応を保護者にも伝える。
身体症状期 ショックから１週間程度	頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧等の身体症状が表面化してくる。	身体的諸検査を行い、必要な処置をする。原則として、受容的・支持的に対応する。
精神症状期 ショックから１ヶ月程度	注意集中が困難、イライラ、多弁、多動等、怒りやすく攻撃的になる。逆に、何をするにもおっくう、身近な人の死等から自分が生きていることの罪悪感や自殺念慮等、うつ的感情が強まる等、そう状態やうつ状態になる場合がある。またその両方を合わせもつ人も多い。	訴えをよく聴く。 必ず元の状態に戻ることを伝え、安心させる。

＜事件・事故災害から１ヶ月を経過したあと＞

時　期	症　　状	対応の方法
外傷後ストレス障害 （ＰＴＳＤ） ショックから１ヶ月以後	＜持続的な再体験＞ ・体験した出来事を急に思い出して、怖さを感じたり、怖い夢をみたりする。 ・体験した出来事を思い出すようなことがあると緊張したり、ドキドキしたりする。など ・ショックな出来事を思い出すような行動や遊びを繰り返す。 ＜体験と関連した刺激を回避しようとする＞ ・体験したことを思い出したくない。 ・体験を受けた場所や状況を回避する。など ＜感情・緊張が高まる＞ ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ちつかない。 ・集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことで驚く、など	・重症になれば精神科医等の専門家等と連携をとって対応する必要がある。 ・自ら心配して訴える場合は、時間を準備して子どもの話を十分に聴く。 ・必ず元の状態に戻ることを伝え、安心させる。 ・気になる行動や情緒的反応が認められても、本人が心配していなければその問題を積極的に取り上げない。 ・遊びや運動を増やし人間関係を良好にする。
遅発性ＰＴＳＤ ショックから数ヶ月以後	体験後に特に問題なく過ごしていたり、一時的に不安や恐怖が認められていても症状が消失していたりしたが、数ヶ月後にＰＴＳＤの症状を現す場合がある。 行事や学期の終了、新学期の開始などの時に生じやすい。	・たとえ落ち着いていても、ショックな出来事に類似したり同じ条件が重なったりすると、再び不安定になるので日頃から注意深く観察し、安心させる状態を準備しておく。
アニバーサリー反応 ショックのあった１年後や２年後	体験後の１年後や２年後の同日が近づくと、不安定になったり、種々の反応を示したりする。再度思い出す機会が増えることが一因となっている。	・その日が近付いた頃にどのような反応が生じる可能性があるのかについて伝えておく。 ・不安定になった場合の方法をあらかじめ考え保護者にも理解してもらう。

＜ＰＴＳＤの例＞

小学生　学校からの帰り道、目の前で友だちがオートバイに跳ね飛ばされ、救急車で搬送されるところを目撃した。そのことがあってから、いつもと様子が違い、あまり話をせず、ささいなことで泣くようになった。

　また、夢でうなされる、少し大きな音がするととても驚く、救急車の音を非常に嫌がる、事故の起きた道を通ろうとしない、などの症状が見られるようになった。

高校生　地震で家が崩壊し、命を落としそうになった。それ以降、道路工事の振動を感じたり、家屋の建築現場を見ると恐怖でパニック状態となる。

　さらに、揺れが怖くて電車に乗れなくなり、家にこもり始めた。以前は好きだったスポーツにも関心がなくなる一方、地震や火事の様子がテレビに映ると慌ててチャンネルを変えようとする。

（2）学校種別による影響とその対応

校種別	起こりうる影響	対　応　例
幼　児	周囲や環境に敏感で反応を起こしやすい。主として退行現象（赤ちゃん返り）や、生理的反応（食欲低下、おう吐、下痢、便秘等）、あるいはイライラしたり落ち着きがなくなったりするなどの情緒的反応が生じやすい。	・やさしい言葉かけを増やして安心させる。 ・抱きしめるなど、身体的な接触を十分行い、安心感を与える。
小学生	退行現象（赤ちゃん返り）が中心となり、活発になったり、攻撃的になったり、反対に以前よりおとなしくなったり、引きこもるなどの症状が認められる。	・子どもの言うことによく耳を傾ける。 ・甘えたり反抗的になったりしても慌てず、長い目で見守る。 ・子どもが嫌がることを無理にさせない。
中学生	不安や緊張が強く、イライラして攻撃的、反抗的になったり、うつ的で引きこもりを示したりする。仲間との関係を大切にする年ごろであるのに孤立したり、友だちとの交流を避ける傾向がみられるようになる。	・元の状態に必ず戻ることを話し、安心感を与える。 ・勉強や手伝いができなくなっても、しばらくは静観し温かく見守る。
高校生	大人とほとんど変わらない反応を示し、落ち着きがなくそわそわして、しゃべりまくるなど、そう的な状態を示したり、反対に仲間や集団から孤立し離れ、うつ的となって引きこもったりすることもある。	・うつ的になって自殺をほのめかす場合には、専門家に相談する。 ・勉強や手伝いができなくなっても、しばらくは静観し温かく見守る。
障がいのある児童生徒等	障がいの種別や状態に応じて現象や反応が異なるが、障がい特有の影響が出る場合がある。視覚障がいや聴覚障がい等のある児童生徒等は、情報の不足による心理的不安がある。	・視覚障がいや聴覚障がい等のある児童生徒等は、十分に情報を伝え、状況を把握させる。 ・個々の障がいから考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。

3　事件・事故災害時の心のケアへの対応

（1）教職員の心構え

事件・事故災害に遭遇したとき、また限界状態が続く中では、教職員自身の心身にも様々な変調が起きてくる。そのことは、児童生徒が不安定になることを最小限に抑えるためにも、教職員自身の大切な心構えとして知っておく必要がある。

また、以下のことは異常なことではなく、人間として正常な反応であることを理解しておくことが大切である。

（症状の程度、期間、出現時期には軽重の個人差がある。）

心	・その時の場面が浮かんだり、また起こるのではないかという不安な気持ちになる。 ・自分が何もできないことに対する無力感や恥ずかしさを感じ、自分を責める。 ・出来事に対する憤りや怒りを感じるとともに、亡くなった人への思いが募り、これから先の希望を失ったような気持ちになる。
身体	・頭痛や腹痛、不眠感、悪夢、めまい、ふるえ、発汗、呼吸困難、食欲不振などいろいろな身体の変調が起こることがある。 ・不眠や不安、緊張を和らげようと、飲酒量が増えることもある。

上記のことをふまえ、以下のことにはくれぐれもご注意を！

①車の事故に注意を！
　精神状態のバランスが相当不安定になっているので、注意散漫になりやすい。
②家族への配慮を！
　家族にも負担が多くなっている。
③身体症状が続いたら必ず心療内科や精神科へ！
　眠れない、食欲不振、意欲低下、ハイテンションなどの症状が出やすくなる。今まで以上に自分の身体と心に気を配る必要がある。

（2）児童生徒に接するときには

○授業中はもちろん、授業以外の時間についても、いつもより丁寧に観察するようにする。
（普段と違う様子はないか。気になる児童生徒はいないか。）
○不安や心配ごとがある時や身体の調子が悪い時には、どんな小さなことでも先生に伝えるよう学級で話す。相談は担任に限らず誰でもどこでもよいことを伝える。
○生徒指導面や教育相談面でよく話題になる児童生徒は、過剰に反応してしまうこともあるため、教職員全員で見守るようにする。
○児童生徒が相談に来た場合は、その思いを受容する言葉がけを心がける。感情が不安定な児童生徒もいるため、できる限り一緒にいるようにする。
　「そういうことが心配なんだね」　「それは無理ないことだよね」
　「なるほど、そんなふうに思ったんだね」　「そうか、それは大変だったね」
○特に気になる児童生徒には、さりげない言葉がけをする。先生に気にしてもらっていることを感じて安心する。たとえ、その返事が素っ気なくても「守られている」とどこかで感じているものである。
　「調子はどう？」　「困っていることや心配なことはない？」
　「ご飯食べてきた？」　「夜は眠れてる？」
○次の言葉はできる限り避ける。
　「しっかりして」　「がんばって」　「○○さんの分もがんばって」
　「あなたは生きているから幸せだよ」　「早く忘れようね」　「いつまでも泣いてないで」

※保護者用リーフレット　（文部科学省のホームページからダウンロードできます）
文部科学省「子どもの心のケアのためにーＰＴＳＤの理解とその予防ー」
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kokoro/index.htm

４　事件・事故災害時の心のケアの体制づくり

（１）心のケアに関する教職員の役割と校内体制の整備

事件・事故災害時に心のケアに関する対応方針が有効に機能するためには、この方針に基づき、誰が、いつ、どのような役割を担うかについて、明確にしておかなければならない。とりわけ、非常時には組織や役割の混乱が生じやすいため、こうした役割の明確化は重要となる。

非常災害時の心のケアは、全教職員により進められるものであるが、特に関連の深い教職員の役割について代表的な例を提示する。

校　長	【全体的、総括的な対応方針の策定】 ○教職員の研修計画の策定 ○児童生徒及び教職員の健康把握 ○心のケアに関する理解の促進 ○教育委員会、近隣学校との連携
学級担任	【主として学級に関わる実態の把握と対応】 ○児童生徒の健康観察 ○児童生徒の実態把握 ○保護者との連携及び情報の交換 ○教育相談
保健主事	【学校保健安全活動の円滑な推進】 ○学校保健安全計画の策定 ○学校保健安全委員会の活動の充実 ○心の健康への影響に関する調査
生徒指導主事	【生徒指導方針・計画の策定と運営】 ○生徒指導の方針及び計画の策定と運営 ○児童生徒の実態の把握 ○非常時の心の健康への影響に関する理解

養護教諭	【専門的立場からの対応】 ○児童生徒の心身の健康観察 ○保健室来室状況の把握 ○心の健康に関する調査への助言、協力 ○健康診断の実施 ○健康相談活動の実施 ○専門家との連携
教育相談担当教諭	【相談活動の円滑な推進体制の確立】 ○問題事象の把握と相談体制の確立 ○非常時の心の健康についての理解の促進
安全担当	【防災体制との関連による心のケア】 ○防災体制の確立 ○心のケアの位置付け
栄養教諭・学校栄養職員	【適切な食事指導】 ○ストレス等による摂食異常に関する食事指導 ○肥満、便秘等に関する食事指導

（２）専門機関との連携

事件・事故災害時に発生する様々な問題への適切な対応のためには、地域の医療機関その他の関係機関との連携が必要となる場合もある。

平常時から、専門医、専門機関などの特徴や連携の在り方について検討しておく必要がある。

スクールカウンセラーの緊急派遣を要請し、協力を得ることも大切な選択肢の一つである。

第６節　　救　急　体　制

１　救急体制の考え方と役割分担

救急体制は、事故災害発生に際して、児童生徒の生命尊重を第一とする適切な処置をするためのものである。不慮の事故が発生したとき、混乱することなく、迅速にしかも適切な処置がなされるためには、全教職員の共通理解と協力の下に体制を整えておく必要がある。

(1)救急体制の考え方

① 学校で発生する傷害や急病に対して、適切な応急処置を講ずること
② 学校で行う応急処置は、あくまでも医療機関（医師）に渡すまでのものであり、その領域を越えたり、医師の診断を阻害するような処置は避けること
③ 迅速・的確な処置を行うことができるよう正しい知識と技術の研修を深め、教職員誰もが応急手当をできるようにすること

(2)救急体制と役割分担

① 事故発生時の緊急連絡網、移送経路、緊急時に依頼する病院名、所在地、電話番号の一覧表を掲示等明示しておく
② 養護教諭が不在でも、適切な応急処置、救急体制がとれるように全教職員に周知しておく
③ 教職員それぞれの役割分担を明確にするとともに、互いに連絡を密にする

救急体制（例）

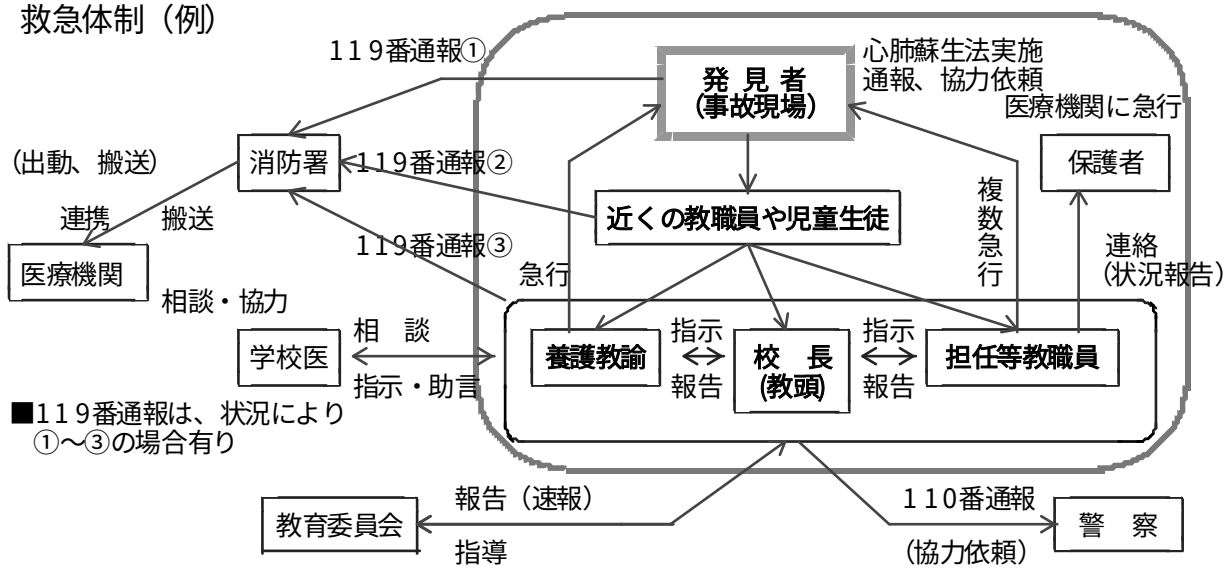

日本蘇生学会編「教職員のための心肺蘇生法の手引」より

教職員の役割分担（例）

役 割 内 容	担 当 者
総合的判断と処理	校長、教頭等
関係諸機関への連絡や報告	校長、教頭等
事故者の応急処置と看護	養護教諭等

役 割 内 容	担 当 者
家庭（保護者）への連絡	担任等
医師・救急車への連絡	教頭、他の教職員
その他の児童生徒の管理	他の教職員

事故発生時の対応の流れ

① 学校において事故発生を確認した教職員は、事故処理手順（次頁参照）の留意事項を踏まえ、迅速に処置にあたる。
② 事故の程度により、学校長を含めて校内に緊急対策班を編成し、傷病者や保護者に対して誠意を持って対処する。
③ 事後措置にあたっては、事故発生原因や発生後の処置等について問題を明確にし、反省点と改善点について全教職員の共通理解を図り、今後同種の事故が発生しないよう安全管理と対策を徹底するよう配慮する。― 記録を残す。―

発症発生時刻、体温、脈拍、症状の変化、行った処置等

学校での救急事例の取り扱い（例）

分　類	特　徴	学校での取り決め	例
生命にかかわるもの	命にかかわる重傷、即刻の措置を要する	救急車の手配 医師、保護者への連絡	脊髄損傷、溺水、気管内異物、大出血、薬物誤飲、工作機械の巻き込み、電気ｼｮｯｸ、高所からの転落、ｼｮｯｸ症状の持続
医療機関の確保	早期の専門的措置が生命を救い、後遺症の程度を軽くする		長い意識喪失、熱射病、広範囲の火傷、圧迫挫傷
１時間程度の内に専門的処置	患者が落ち着いて治療を受けるため１時間程度の内に受診することが望ましい	病院へは養護教諭が付き添う（タクシー等を利用） 保護者へ連絡し、希望の医療機関を確かめる。	骨折、脱臼、狭い範囲の火傷、眼の外傷、39℃以上の発熱、外傷によるショック、けいれん
専門家の指導が必要	専門家の指導が必要であるが、即刻というわけではない	家に帰すときは保護者と連絡を取ってから判断する ・37.8℃以上の発熱 ・頻回の下痢で腹痛有り ・持続する吐き気	既知のてんかん、急な腹痛、37.8℃以上の発熱、極端な不快、捻挫等で歩行困難、急性伝染病の疑い
小さな傷害、軽い疾病	学校において教師が手当できる	学級で手当 保健室で手当 薬の投与に留意（安易に与えない）	すり傷、切り傷、鼻血、全身症状のない吐き気、軽度の下痢、腹痛

(3)事故発生時の対応の流れ（基本例）

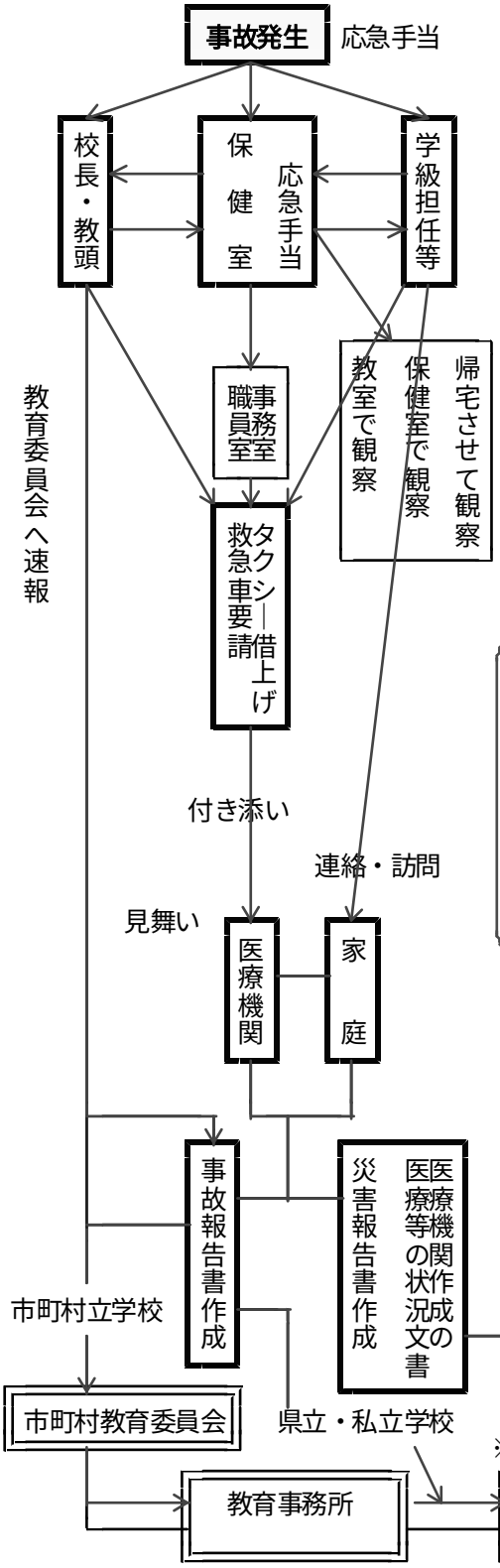

○負傷者の状況把握、心身の安定と安静を図る
○迅速で正しい応急処置がなされたかどうかがポイント。誰でもできるようにしておく

【疾病に対する判断基準】

病傷害の認知 → 観察
↓
病傷害の分析
↓
判　断
↓
処　置
↓
保健指導　学級担任・校長・保護者

重症度、緊急度の高いものは、迅速かつ的確な判断と処置が要求される

協力者を早く求める
管理職へ逐次、連絡

医療機関等へ連絡する

○必要に応じ、学校医の指示を受ける
○頭部外傷、呼吸困難、心臓発作、脊椎損傷、内臓損傷の疑いがある場合は、医師や救急隊員の指示に従う

【重症度及び緊急度の判断基準】

下記の症状がある場合、重大な疾患の疑いがあるので特に注意が必要

下記の症状がある時は危険な徴候である。救急車を呼び医療機関での緊急な処置が重要課題となる

重症度の判断基準

1　呼吸促迫
2　顔面蒼白、チアノーゼ
3　嘔吐の持続
4　めまい、あくびの持続
5　意識障害
6　悪寒
7　強度の発汗
8　苦悶、狂躁状態
9　尿、大便の失禁
10　急速な脱力状態

緊急度の判断基準

1　意識喪失の持続
2　ショック症状の持続
3　けいれんの持続
4　激痛の持続
5　多量の出血
6　骨の変形のひどい時
7　大きな開放創
8　広範囲の火傷

○保護者への連絡は、推測を交えず事実を正確に伝える
○病院へ運ぶ際は、緊急の場合を除き、保護者が指定する病院の有無を確かめる
○負傷者を保護者に引き渡すまでは付き添い、看護にあたる
○事故発生の状況を調査する
○事故発生からの対応を時間を追って記録しておく
○事故の原因、発生後の措置について問題点を明確にし、類似の事故の再発防止と安全管理、安全指導の徹底を図る
○事故に関する外部からの問い合わせ、取材等は窓口を１本化する
○災害給付制度について十分理解しておく

独立行政法人日本スポーツ振興センター
名古屋支所　TEL　052-533-7823
FAX　052-562-0688

※県への事故等の報告要領については巻末資料を参照のこと

２　応急手当と救命処置

突然のけがや病気に対して、家庭や職場でできる手当のことを応急手当という。病院に行くまでに応急手当をすることで、けがや病気の悪化を防ぐことができる。

けがや病気の中でも、最も緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合である。こうした状態の人の命を救うために、そばに居合わせた人が行う手当のことを救命処置という。

- 応急手当
  - 救命処置
    - 呼吸や心臓が止まったとき
      - 心肺蘇生法（心臓マッサージと人工呼吸）
      - ＡＥＤの使用
    - のどに物がつまったとき
      - 気道異物の除去（腹部突き上げ法）
  - 止血法その他の応急手当
    - 楽な姿勢をとらせる方法（保温、体位など）
    - 傷病者の運び方（搬送法）
    - 出血に対する応急手当（止血法）
    - けが、やけどに対する応急手当
    - 溺水（水の事故）に対する応急手当
    - その他の応急手当（熱中症、けいれんなど）

(１)　心肺蘇生法とＡＥＤ

心肺蘇生法とは、けがをしたり病気で倒れたりした人（傷病者）が、意識障害、呼吸停止、心肺停止もしくはこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し、傷病者の命を救うために行う手当のことをいう。

心停止となった傷病者にて、４分以内にその場に居合わせた人による心肺蘇生法が行われ、８分以内に救急や医師による処置や治療に引き継がれれば、命が助かる割合が高いと言われている。

（財）日本救急医療財団心肺蘇生法委員会から、２００６年６月、「日本版救急蘇生ガイドライン」が示された。新しい救命処置は、全体が簡素化され、誰でも簡単に実行できるようになっている。

主な変更点

心臓マッサージ（胸骨圧迫）の意義が強調され、できるだけ早期から十分な強さと十分な回数の心臓マッサージが求められるようになった。また、子どもと成人の違いを気にしなくてもよいように工夫されている。

① 循環のサインの確認を不要とし、心肺蘇生法開始の判断を早める。
② 口対口人工呼吸がためらわれる場合は、人工呼吸を省略して、心臓マッサージのみを行う。
③ 心臓マッサージと人工呼吸の比率を、１５：２から３０：２に変更する。
④ ＡＥＤによる電気ショックの連続回数を３回から１回にするとともに、電気ショック後は、ただちに心臓マッサージを行う。
⑤ 子ども（８歳未満）と大人（８歳以上）の違いを小さくしている。
⑥ １歳以上８歳未満の小児に対しての、ＡＥＤ使用が認められた。

なお、「日本版救急蘇生ガイドライン」は、これまでの救命処置を否定するものではないので、いざという場合には、これまでの方法であっても自信をもって実行に移すことが大切である。

○救命処置の手順（心肺蘇生法とＡＥＤの使用）

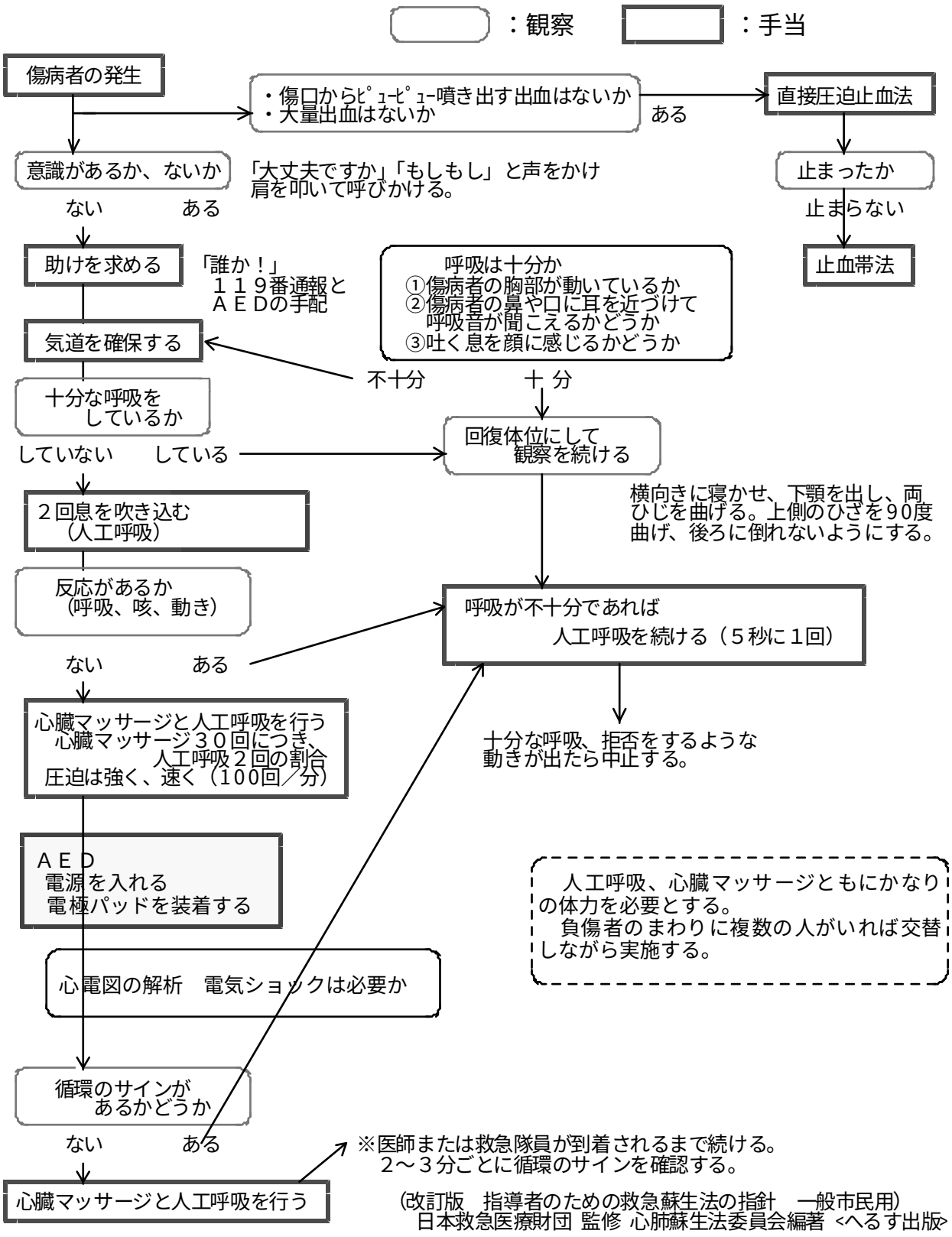

（改訂版　指導者のための救急蘇生法の指針　一般市民用）
日本救急医療財団 監修 心肺蘇生法委員会編著 <へるす出版>

●ところでＡＥＤって…？
　ＡＥＤ【自動体外式除細動器】は、心臓まひなどで心室細動が発生した時に、心臓に電気ショックを与え機能を正常に戻す医療器具です。
　ＡＥＤの使用が１分遅れるたびに生存率が１０％下がると言われ、０４年７月に一般の人にも使用が認められました。

　メーカーによって外観は異なりますが、どの機種でも音声メッセージに従って簡単な操作を行うだけで、迷うことなく使用することができます。

■　ＡＥＤの使用手順

①　ＡＥＤの到着と準備
　・ＡＥＤを傷病者の頭の横に置く
　・ケースから本体を取り出す
　・ＡＥＤの電源を入れる（電源を入れると自動的に電源が入る機種もある）
　・電源を入れたら、音声メッセージとランプに従って操作する
　・衣服を取り除き、電極パッドをしっかり貼る
　（貼り付ける位置は、パッドに絵で示されている）
　　※成人用と小児用が入っている場合があるので注意する

②　心電図の解析
　・解析中は音声メッセージに従って離れる
　（機種によっては、解析ボタンを押す）

③　電気ショック
　・ＡＥＤが電気ショックを加える必要があると判断すると、自動的に充電が始まる（充電には数秒かかる）
　・充電が完了したら、「ショックします。みんな離れて！」と周囲に注意し、ショックボタンを押す
　※ショックボタンを押す際は、自分を含め誰も傷病者に触れていないことを確認する

④　心肺蘇生法の再開
　・電気ショック完了後、音声メッセージに従って、心臓マッサージ（胸骨圧迫）を再開する（心マ：人工呼吸＝３０：２）

⑤　ＡＥＤ～心肺蘇生法の繰り返し
　・心肺蘇生法再開２分後、自動的に心電図の解析が始まる
　・以後、②～④を約２分間おきに繰り返す

８歳未満の心肺蘇生法

心停止と判断されたとき、８歳未満では人工呼吸及び心臓マッサージを１分間実施し、その後１１９番する。（８歳以上ではまず１１９番）これは、成人の心停止の原因としては心筋梗塞による心室細動が多いため､何よりも救急隊による電気的除細動が必要であり、まず１１９番することが必要であるが、８歳未満の心停止の原因の多くは呼吸不全であるため、まず人工呼吸を含めた心肺蘇生法を１分間行い、その後１１９番する。

吹き込み回数	12呼吸／分（成人）	20呼吸／分（8歳未満）
心臓マッサージ：人工呼吸	30 ： 2 （成人）	5 ： 1 （8歳未満）

(2) 止 血 法

一般に体内の血液の２０％が急速に失われると出血性ショックという重い状態に陥り、３０％を失えば生命に危険を及ぼすといわれている。

したがって、出血量が多いほど、また、出血が激しいほど止血を迅速に行う必要がある。幼児や小学校低学年などは体が小さいことから特に素早い止血が必要になる。

（止血の基本）

※傷口を清潔なガーゼやハンカチで強めに押さえる。傷口が手や足の場合、高くあげて動かさないようにする。　※ハンカチやガーゼに血がにじんできたら、取り替えずに、上にもう一枚重ねる。

（出血がおさまらない時）

※傷口を直接押さえたまま、傷口より心臓に近い『止血点』を強く押さえる。

（止 血 点）

傷口からの出血には次の３種類がある。深刻なのは、「動脈からの出血」。この場合は、傷口を直接圧迫するほかに、止血点（傷口よりも心臓に近く、外側から圧迫できる動脈部位）を圧迫して止血する必要がある。

あくまでも応急的なものなので、この場合は止血と同時に救急車を呼び一刻も早く医療機関で手当した方がよい。

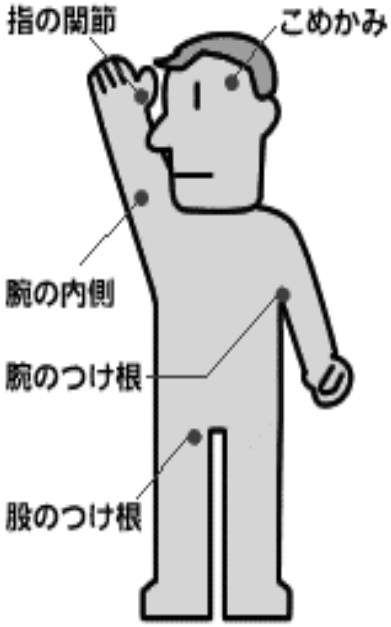

○毛細血管からの出血…赤い色で滲み出るような出血。放置しておけばそのまま止まる。

○静脈からの出血…赤黒い色でじわじわと出血する。傷口を圧迫して止血する。

○動脈からの出血…鮮やかな赤色で勢いよく出血。止血点を圧迫して止血する必要がある。

（3） その他の主な処置

■ ショック症状

□顔色を見る
□脈を調べる
□呼吸を見る

ポイント！
○目がうつろになる
○呼吸は速く浅く、なま臭くなる
○脈は弱く速い
○冷や汗が出る
○表情はぼんやり（無欲状態）している
○唇は紫色か白っぽい（チアノーゼ）
○体は小刻みに震える
○皮膚は青白く冷たい

ショックがあればショック体位をとる

頭のけが、足に骨折がある場合で固定してない時は背臥位（仰向け）とする。

○傷病者を水平に寝かせる
○両足を３０㎝くらい高くあげる
○ネクタイやベルトをゆるめる
○毛布や衣服をかけ保温する
○声をかけ元気づける

＜呼吸はしているが意識がない場合＞

横向きの状態で、上側の腕の肘を曲げ、顎を手の甲にのせて気道確保し、上側の膝を曲げた体位

・吐いたものを口の中から取り除きやすい
・窒息防止に有効

（回復体位）

■ 眼に異物が入った

○液体の場合

薬品の種類にかかわらず、すみやかに流水で十分洗浄することが大切である。場合によっては、水を張った洗面器に顔をつけて両目をパチパチするのも良い。特に、アルカリ性液体の場合は、後に組織の障がいが発生することもあるので要注意である。いずれにしても必ず眼科医で受診をすることが大切である。

○固体の場合

この場合には流水で目を洗うと、眼に刺さった異物が動いて傷口を拡大したり、感染の機会を増すことになるので洗眼は禁物である。眼を極力動かさないようタオル等

でやさしく覆ってすみやかに眼科医で受診をしなければならない。

■ **歯が抜けた（折れた）**

抜けた（折れた）歯を持ってすぐに歯医者さんへ行く！

①ぬけた（折れた）歯を拾う。
　（このとき、歯冠部をもち歯根部に触れない）
②抜けた場合、自分で戻せそうなら戻してみる。
③戻せなかったら、抜けた（折れた）歯を口の中に入れて歯医者へ急ぐ。この時、飲み込んでしまわないように、唇と歯ぐきの間に入れるようにすると良い。
　※「牛乳」や「保存液」があれば、それにつけて持っていく。ガーゼやティッシュなどに包んで持っていくと歯が乾燥して使えなくなってしまう。

（参考資料）

歯垢染色剤と残留塩素測定用試薬(錠剤)の使用について

※歯垢染色剤と残留塩素測定用試薬(錠剤)を、謝って使用する事案が発生しています。それぞれの保管場所を区別し、表示や添付文書等を確認した上で幼児・児童生徒に配付するよう十分に注意しましょう。

■ **薬品誤嚥・付着**

誤　嚥

まず口の中を水で十分にゆすぐ。飲み込んでしまった場合は通常、水やぬるま湯を飲ませた後、咽頭を刺激（指でのどの奥を刺激する）して吐いてしまうのがよい。ただし、強酸、強アルカリ、腐食性の強い薬品などの場合には、無理に吐かせることによって、食道粘膜を再び傷つけることになったり、揮発性の薬品ではそのまま吐かせると気管に入って肺炎を併発する危険性もある。

応急処置としては、中和を目的として、酸なら白墨（チョーク）の粉末や牛乳、アルカリなら３倍に薄めた食用酢等を用いることができる。

付　着

まず水道水で付着した薬品を十分に洗い流す。皮膚に疼痛、発赤、腫脹、白色変化、水疱などのある場合は、すみやかに医療機関で受診をしなければならない。特に、アルカリ性薬品の場合は、程度は軽く見えても病変が深部にまで達していることがあるので油断できない。

いずれにしても、速やかに医療機関で受診をする必要があるが、その際には誤嚥・付着した薬品の成分を伝えるか、あるいは薬品そのものを持参する。

■ もしかして食中毒？

食後しばらくして吐き気・嘔吐・下痢・唇のしびれ・発熱が起きた場合、食中毒の可能性がある。素人判断で市販の薬などを服用せず、まずは医師の判断を仰ぐ。一緒にいた者に似たような症状がないかを確認する。しかし、あくまでも治療は医療機関にまかせる。（下痢がひどいからといって市販の薬を与えると体内に食中毒菌が留まってしまうことがある。）

①嘔吐や下痢を繰り返すときには、水分を補給する。湯冷ましや麦茶、番茶など温かいものがよい。
②被害の拡大を防ぐために一刻も早く保健所と連絡を取る。
③食品が残っていない場合、入れ物・包装紙等原因究明の手がかりとなりそうなものを残しておく。
④吐いたものや便を処理する時、直接触れないようにゴム手袋などを利用する。触ってしまった時には、逆性石鹸や７０％アルコール消毒液(ノロウィルスの場合は、次亜塩素酸ナトリウム）で消毒する。その後、流水で十分洗い流す。
⑤吐いたものや便で汚れた衣服は煮沸や薬品で消毒し、他の洗濯物と分けて洗い、日光で乾かす。
⑥食中毒と判断された人は乳幼児との入浴は避ける。
⑦下痢をしている人はシャワーのみにし、入浴するなら一番最後にする。

■ ノロウィルス

（ノロウィルスとは？）

・ノロウィルスは手指や食品を介して、経口で感染し、人の腸管で増殖（潜伏期間２４時間から４８時間）し、吐き気・嘔吐・下痢・腹痛・微熱など胃腸かぜによく似た症状があらわれる。

（どうやって感染するの？）

・ほとんどが経口感染であり、次のような感染様式がある。
①ノロウィルスが大量に含まれるふん便や吐ぶつから人の手などを介して二次感染した場合。
②人から人への飛沫感染した場合。
③食品取扱者を介して汚染した食品を食べた場合。
④汚染された二枚貝を生あるいは十分に加熱調理しないで食べた場合。
⑤ノロウィルスに汚染された井戸水や簡易水道水を消毒不十分で摂取した場合。

（患者のふん便や吐ぶつを処理する際の注意点は？）

・患者のふん便や吐ぶつには、大量のウィルスが存在し感染源となりうるので、その処理には処理者を限定するなど、以下の点について十分注意する必要がある。
①使い捨てのガウン（エプロン)、マスクと手袋を着用し汚物中のウィルスが飛び散らないように、ふん便・吐ぶつをペーパータオル等で静かに拭き取る。

②拭き取った後は、次亜塩素酸ナトリウムで浸すように床を拭き取り、その後水拭きをする。
③拭き取り用に使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄する。この際、ビニール袋に廃棄物が十分に浸る量の次亜塩素酸ナトリウムを入れることが望ましい。
④ノロウィルスは、乾燥すると容易に空中に漂い、これが口に入って感染することがあるため、吐ぶつやふん便は乾燥しないうちに床等に残らないよう速やかに処理し、処理した後はウィルスが屋外へ出て行くよう空気の流れに注意しながら十分に換気を行うことが感染防止には重要である。

（ノロウィルスの疑いがあるとき）

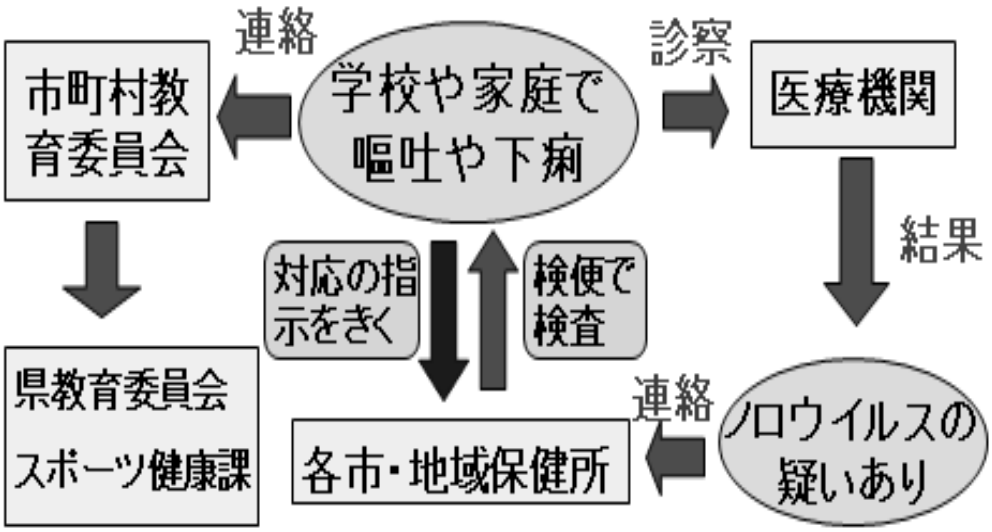

（校外学習で発生の疑いがあるとき）

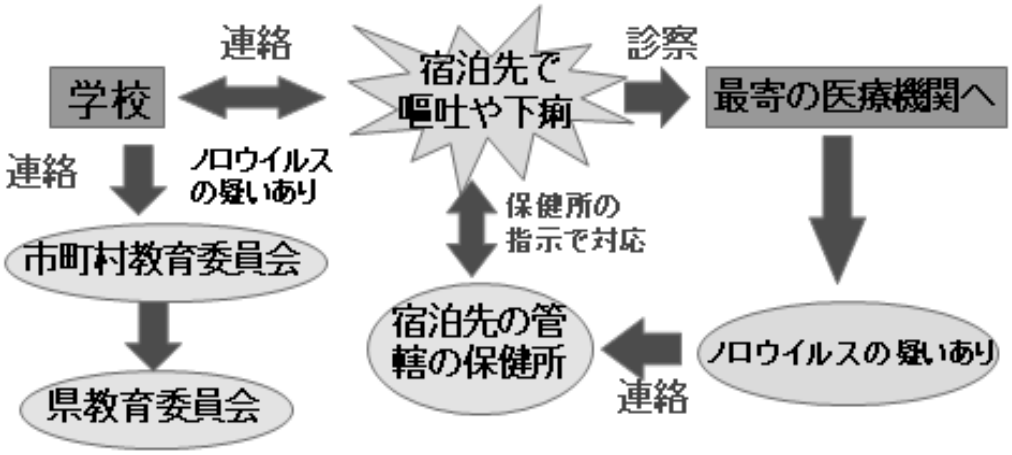

○最初に嘔吐や下痢の症状があったら即座に学校と連絡をとる。
○二次感染を防ぐよう配慮する。

■ **捻挫・打撲・肉離れ**

捻挫・打撲・肉ばなれ等の応急手当はＲＩＣＥ（ライス）療法で！

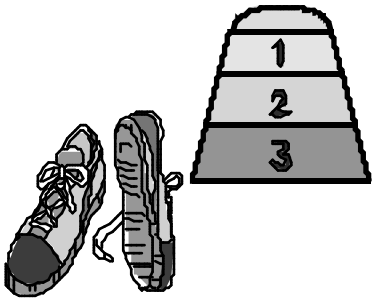

R est(安静) ◎動かさない

無理をして動かしていると症状を悪化させてしまう。

I ce（冷却）◎冷やす

氷水をビニール袋に入れるか、氷のうでタオルの上から冷やす。冷やすことで血管が収縮し、炎症を抑える。ただし、冷やしすぎに注意！（１５～２０分がめど、痛みが出たら又冷やし、これを繰り返す。）

C ompression（圧迫）　◎押さえる

伸縮性のある包帯などでけがをしたところをしっかり巻く。腫れの拡大を防ぎ固定する効果がある。ただし、圧迫しすぎには注意！（しびれたり、皮膚の色が悪くなるようならゆるめる。）

E levation（挙上）　　◎上にあげる

けがをしたところを心臓よりも高い位置にする。うっ血や体液がたまるのを防ぎ、痛みも軽くなる。

※RICE療法は受傷直後に行う応急手当である。専門医の受診を忘れずに！

第7節　安全管理の評価

１　安全管理の評価の意義

安全管理が、現在有効に機能しているとしても、将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要が出てくる場合がある。また、人事異動により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、実態を把握することにより、安全管理の対象・観点・方法が、安全管理のねがいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて児童生徒にフィードバックし、その後の指導や管理に生かすことは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。

２　安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒の生命の安全を確保するという立場から、できるだけ具体的にしておくことが大切である。次に示す観点は、一般的なものであるが、学校や地域の実情に即して、より具体的で、より適切な観点を設定することが望まれる。

(1)安全管理の計画や体制

・学校安全計画の安全管理に関する計画は適切であったか。
・安全管理に関するマニュアル等は機能するように作成されているか。
・事件・事故災害における情報の収集や連絡体制が整えられているか。
・計画されたことが実行され、記録されているか。

(2)校舎内外の施設・設備の安全点検と安全措置

・安全点検の実施要領が作成され、全教職員の共通理解が図られているか。
・安全点検は、計画的に行われているか。
・定期の安全点検の結果に基づいて事後措置が適切に行われているか。
・日常の安全点検が、児童生徒の活動と相まって適切に行われ、その結果に基づいて適切な措置が行われているか。
・安全点検や事後措置の記録が適切に管理され、安全指導や安全管理に役立てられているか。
・不審者の侵入に対する対策が立てられ、実行されているか。

(3)学校生活の安全管理

・児童生徒の安全に関する実態や事故の発生状況を把握し、安全管理や安全指導に

役立てているか。
・様々な教育活動内容や方法、あるいは活動の場所について、安全を確保するためのきまりや約束、使用規則などが明確にされているか。また、児童生徒がそれらの必要性を理解し、守り、安全に活動しているか。
・教科における安全のきまり・約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。
・情緒の安定を図るために、児童生徒の日常的なかかわり、関連する指導、環境の整備、相談活動体制の整備などが適切に行われているか。
・学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか。

(4)事件・事故災害発生時の救急及び緊急体制

・校内で事故が発生したときの応急手当や通報の体制が確立されているか。
・校内に不審者が侵入した場合の緊急の対応について、体制が整備されているか。
・遠足（旅行）・集団宿泊、クラブ活動・部活動等校外で行われる教育活動において、事故が発生した場合の救急及び緊急連絡体制が確立されているか。
・火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の防災計画が立てられ、それらの災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか。
・火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等発生時における関連機関との連絡体制が確立しているか。
・全教職員が応急手当の手順や技能を習得できるように配慮し、研修などを行っているか。

(5)通学の安全管理

・通学路の設定と通学路の交通安全及び防犯上の安全確保のための点検・整備が適切に行われているか。
・様々な通学方法について、安全のきまり・約束等が明確に設定され、それが児童生徒に徹底されているか。
・通学時の安全確保のために、交通安全はもちろん、犯罪被害の防止のため保護者や地域の関係機関・団体等との連携を図っているか。

３　安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法について検討すべきである。

評価の担当者は、評価項目の内容を考慮し、教職員の中から適宜構成する。必要によっては、教職員全員で評価することもある。また、児童生徒の参加も適宜検討されるべきである。

担当者や具体的方法の検討の際には、以下のような情報が有効である。

(1)計画やマニュアル等の内容、有効性等に関する関係者や担当者からの意見
(2)計画やマニュアル等の内容の実施状況
(3)安全点検等の記録結果や集計結果
(4)児童生徒の行動等の実態や規則などの遵守状況
(5)事故の発生状況

第4章　安　全　教　育

第１節　社会の変化に対応した安全教育

近年、通学路を含めた学校の内外における事件や事故の発生など、子どもの安全・安心を脅かす問題が生じている。こうした問題を踏まえ、平成20年6月に学校保健法等の一部を改正する法律が公布された。この法改正では、これまで２、３にとどまっていた安全に関する規定を充実させ、法律の名称も「学校保健法」から「学校保健安全法」に改められた。学校安全の章においては、学校安全に関する学校の設置者の責務が規定されたのをはじめ、施設設備の安全点検等学校における安全に関する事項について学校安全計画を策定し、実施することや、危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）の作成、地域の関係機関との連携などに関して規定された。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）（平成２０年１月）においては、社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項として取り上げた内容のひとつに、「安全教育」がある。そこには、学校において、身の回りの生活の安全、交通安全、災害に対する総合的な安全教育の充実が課題となっていること、安全教育は、自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けることができるようにする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校の教育活動全体で取り組むことが重要であることが述べられている。さらに、学校における安全教育の推進には、家庭や地域と連携を図ることの重要性が述べられている。

したがって、安全教育は、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、子どもが安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けることができるように、発達の段階を配慮しつつ、学校の教育活動全体で取り組むことが重要である。

また、地域や社会全体で、互いの安全を守り合うことが重要であり、今後は、地域社会における活動の機会をより一層充実し、地域ぐるみで安全に関する教育や活動を展開することが求められている。

第２節　心身の発達に応じた留意事項

１　幼稚園

乳児期を経て、随意運動やコミュニケーション能力を確立しつつある幼児は、自分のイメージ能力を十分に発揮し、外界と生き生きとした交流を行うようになる。こうした中で、親の日常的な保護を離れ始めたばかりの幼児は、まだ外界の危険との直接的な体験が少ないために、思わぬ事故に遭うことがある。そのため幼児は、保護者や教師の援助のもと、様々な危険に対し、自らの体験を通して、何が危険であるかを理解させるとともに、それに対する基本的な対処方法を身に付けさせる必要がある。

（幼児期の特徴と留意点）

・**危険や恐怖に対し臆病**

危険や恐怖を強調しすぎると身動きができなくなり、表面上は安全が確保できていても幼児の行動が消極的になり、かえって危険判断や危険対処能力が身に付かない。

・**中心化認知**

ひとつの事柄に注意や認知が中心化し、それ以外のことの認知的処理が困難になる。（ﾄﾝﾈﾙ視現象：道路反対側に保護者を見つけると、車の往来に関係なく渡り出す）

・**大脳の興奮回路と比べ抑制回路の形成が不十分（衝動的な行動が多い）**

基本的生活習慣の形成が重要（抑制回路の形成に結びつく）

・**好奇心旺盛**

好奇心の成長を見守りながらも、教師や保護者が危険に対して十分注意しながら、「ヒヤリ・ハット体験」などを経験させる。

・**プロポーション上、頭の部分の比重大**

高いところからのぞき込んでの落下事故を教師や保護者は心得ておく。

・**万能感**（大人やテレビのヒーローと同じ力だと思いこむ）

実際の体験を通して自他の区別を学習させる。また、「自分の意図を伝える」、「相手から情報を収集する」「相手の意図を読む」などの能力を身に付ける。

2　小学校

小学生は、保護者や教師のしつけを素直に受け入れる時期であり、家庭や学校のルールを身に付けていく中で、大脳の抑制回路も順調に発達し、衝動的な行動は減少を見せる。小学校低学年は、まだ幼児の基本的な特徴を色濃く残しているが、認知の脱中心化も進み、物事の因果関係の理解能力も発達する中学年、高学年児童になると、様々な体験をする中で、危険に対する判断力や対処能力が身に付いていく。

安全指導に対して習得の個人差はあっても、一様に素直に受け止め、身に付けようとすることから、安全教育にとって最も効果的な時期である。それゆえ、身の回りの危険については、一通り指導が可能であり、その効果は大きい。逆に、この時期、安全教育の内容に著しい不足が生じると、その後の人生における安全にとって大きな影響を残すことになる。

（小学校期の特徴と留意点）

・**モデル視**

児童が観察するモデルの良し悪しによって大きな影響を与える。とりわけ、保護者や教師の影響が大きく、単に言葉で指導するだけではなく、実際の行動で模範を示すことができなければ安全教育の効果は期待できない。

・**行動範囲の拡大**

行動範囲が広がり、保護者や教師の目の届かない場所へも出かける。こうした中、身近な危険についての知識は持っているものの、普段経験することの少ない場所における危険についても指導が必要である。

・**冒険心や同調行動**

あえて危険をおかし、事故に遭う場合がある。また、仲間への所属感を求めるために仲間が行っている危険な行動に加わる可能性が高い。仲間の圧力（ピア・プレッシャー）にどのように対処するかも指導上のポイントである。

3　中学校

思春期を迎える中学生は、心身とも大きな変化を示す。とりわけ、二次性徴の発現とともに、生徒は自分のことを「子どもの時代を卒業した存在」というように捉え、大人から子ども扱いされることに反発心を持ち、背伸びして大人びた行動を顕示しようとする。また、これまで身に付けてきた慣習や道徳、社会規範などに反発する生徒も現れる。他方、形式論理力が伸びてくるので、理にかなった教育が効果を持つようになる。

（中学校期の特徴と留意点）

・**科学的、論理的思考能力**

規則を守ることの強制や指示的な指導より、安全規則を遵守することの意義や安全な行動をとることの理由を明確に示す。具体的な指導では、自分や他者の危険を予知し、どのようにすれば安全が確保できるのか、その知識と技能にまず目を向けさせる。夜間の無灯火自転車の被視認性からみた危険など科学的理解にそって指導する。

・**ピア・プレッシャー**

仲間からの圧力（ピア・プレッシャー）は、生徒の行動を左右する重要な要因である。危険と知りつつも仲間の前では危険に身をさらすとか他者を危険にさらすことがある。どのような行動を選択するのが望ましいかを判断できる教育が求められる。

・**子ども卒業意識**

大人に成りつつある存在としての扱い、人生の先輩としてアドバイスするような姿勢が必要である。

4　高等学校

中学生に比べると「子ども卒業意識」から生じる大人への強い反発心は沈静化し、自分らしい生き方を模索するのが大きな特徴である。冒険心などから生まれる子どもっぽい危険行動は少なくなってくる反面、自動二輪車や自動車の安全な利用など大人と共通的な安全課題を持つようになる。

（高等学校期の特徴と留意点）

・**生き方の模索**

人から与えられるものではなく、自分探しの過程を経て自らが生き方を発見して

いく。したがって、時には自分の興味や利害に傾きがちになるため、社会貢献など大きな視点を取り入れた生き方を促すことが重要である。地域社会における各種安全の催しに参加したり、ボランティア活動に参加することもよい機会である。

・加害者にならない教育

二輪車の運転や自動車の免許取得前の教育を充実し、交通社会の一員としての役割意識を持たせることが大切である。（幼児や高齢者などの交通弱者を中心として他者の存在に配慮した教育）

5　障がいのある児童生徒等

障がいのある児童生徒等が、自ら安全に行動するためには、冷静に考える力、前後の事情を総合して物事をどうするのかを決める力を育てることや、話し言葉によるコミュニケーションに限らず、表情や身振り、手話や指文字、コンピュータなどの情報機器や文字カード・絵カードなどの道具を使ってコミュニケーションできる力のほか、その人独自の技術や能力などの育成を図ることが必要であり、学校生活や社会生活の中で安全に行動できる態度を身に付けていくことが大切となる。

（障がいのある児童生徒等への指導における留意点）

・障がいの重度・重複化・多様化

介助を必要とする児童生徒から職業的な自立を目指す児童生徒に至るまで、障がいの程度に大きな差があることを理解しておくことが大切である。

・自閉的傾向のある児童生徒

急な予定変更などで混乱しやすい。変更の場合は本人が理解できるよう説明する。

・聴覚に障がいのある児童生徒

補聴器や視覚（手話や光信号等）の活用により、緊急の情報を知らせる。

・進行性筋ジストロフィーの児童生徒

年齢が上がるにつれて歩行が困難になる。疲労を覚えない程度の範囲で学習意欲の向上を図るなど生き甲斐を感じることができるような工夫が必要である。

・視覚に障がいのある児童生徒

周囲の状況の把握とそれに基づく的確な判断と行動についての力を身に付ける。

・肢体に障がいのある児童生徒

日常生活に役立つ移動能力を身に付けることが必要である。

・緊急時のマニュアル

避難経路、避難場所への誘導及び介助の方法などのマニュアルを作成し、緊急時に対応したシステムつくりを進める。

第３節　安全教育の進め方

１　学校における安全教育の体系

（1）安全教育の目標

【目標】
　日常生活全般における安全確保のために必要な事柄を実践的に理解し、自他の生命を尊重し、生涯を通して、安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や態度、能力を養う。

【重点】

○日常生活における事件・事故災害・犯罪被害及び災害の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようにする。
○日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
○自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで協力することができるようにする。

①幼稚園
　幼稚園における安全教育では、幼稚園生活を通して安全な生活習慣や態度の育成に重点が置かれ、教職員や保護者の支援を受けながら、自らが安全な生活を送ることができるようにすることを目指す。

②小学校

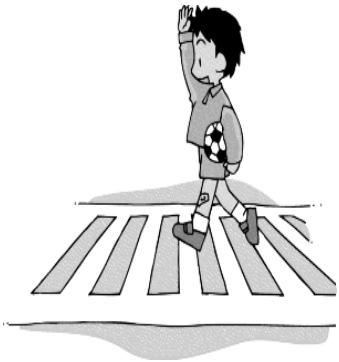

・低学年：安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また危険な状態を発見した場合や事件・事故災害発生時には教職員や保護者など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。
・中学年：「生活安全」「交通安全」「災害安全」にかかわる様々な危険の原因や防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。
・高学年：中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、積極的に安全な行動ができるようにする。また自分自身の

安全だけでなく、家族や友達など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに簡単な応急手当ができるようにする。

③中学校

小学校での理解をさらに深め、日常的に安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮するなど、自他の安全に対する責任感の育成も必要である。

さらに、安全で安心な社会づくりへの理解を深めるとともに、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

④高等学校

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献することの大切さについて理解を一層深める。また心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。

さらに、安全で安心な社会づくりへの理解を深めるとともに、地域の安全に関わる活動や災害時のボランティア活動に積極的に参加できるようにする。

⑤特別支援学校

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性等及び地域の実態に応じて各学校で重点を設定する必要がある。

（2）安全教育の進め方の基本

安全教育の目標を具現するためには、意図的、計画的に推進しなければならない。実際の指導は、主として関連教科における安全学習、学級活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を通して進めることになるが、さらに、児童会・生徒会活動、クラブ活動・部活動においても、児童生徒の自発的、自治的な活動が行われる中で必要に応じて安全指導が実施される。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、各学校で基本的な方針を明らかにしておくことが必要である。

①関連教科における安全教育

各教科における安全教育は、体育科及び保健体育科を中心に系統的に進めていく。特に事故災害の原因や防止の仕方、あるいは事故発生時の応急手当などは、保健の学習において計画的に実施する。

また、他の教科においても、事故発生の可能性が考えられる教科においては、適宜安全についての指導を行っておく。

さらに総合的な学習の時間においても、安全に関わる具体的なテーマを取り上げて学習することが可能である。

②学級活動・ホームルーム活動における安全教育

学級活動・ホームルーム活動における安全教育は、児童生徒の心身の発達段階や安全に対する意識・行動の実態に即して、計画的、系統的に行う必要がある。その活動は、地域や学校における安全に関する諸問題を内容として、児童生徒の学習意欲を高め、必要感をもって臨むよう事前指導を工夫するとともに、一人一人の児童生徒に安全に関する適切な意志決定や行動選択ができる能力と自主的、実践的な態度を育てるように指導していく。

③学校行事（健康安全・体育的行事）における安全教育

ア　交通安全教室

学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などと関連して行う指導、入園・入学時や長期休業前後の指導などが考えられる。指導にあたっては、学級活動・ホームルーム活動における安全教育との関連を十分考慮して、学年又は全校的な規模の集団活動として指導を行う必要性について検討し、教育の効果を一層高めるように配慮する。

イ　防災訓練・避難訓練・防犯訓練

火災、地震・津波、火山活動及び風水（雪）害等の災害などの発生や不審者侵入等を具体的に想定し、適切に対処することができるようにするための実践的な活動である。このような災害等の発生時の避難等の指導は、学校や地域の実情に即して予想される様々な事態を想定し、年間を通じて計画的に行うことが必要である。また、災害等の発生の際、幼児・児童や高齢者及び障がいのある人たちの安全にも配慮することができる態度や能力を培うことも大切である。

ウ　防犯教室

通学、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い時間帯・場所を確認するための活動を行ったり、犯罪被害から身を守るために助けを求めるなど具体的な方法について話し合ったりする機会を設けることなどが挙げられる。児童生徒の活動範囲が広がる長期休業前の指導は、特に重要である。また必要に応じて地域の関係機関・団体やＰＴＡの協力・参加も効果的である。

エ　安全に関する意識を高めるための行事・活動（交通安全の日、防災の日）

児童生徒一人一人の安全意識を高めるとともに、全校的に安全に対する意識を高めようとするものであり、このために時間を設けて実施する場合や、全校集会、文化祭等その他の機会を活用して行う場合も考えられる。

④児童会・生徒会活動及び部活動における安全教育

児童生徒の自発的・自治的な活動を損なうことなく、児童生徒の個性を伸長する視

点に立って、学級活動・ホームルーム活動や学校行事における安全教育の成果を生かした実践的な活動が展開されるよう指導することが大切である。

ア　児童会・生徒会活動

安全な学校生活を送るための努力目標やきまり・約束等の設定、安全に行動する必要性の意識の高揚を図るキャンペーン活動や調査活動、または交通安全、防災、防犯に関する活動について地域の学校間の相互交流や地域社会との連携を深める活動等実践的な活動を行う。

イ　部活動

異年齢集団による活動であり、安全に関する知識や行動面で差があることなどに配慮して、安全に活動できる態度や技能を身に付けるようにする必要がある。特に、運動系の部活動では、体調管理、水分補給、起こりうる事故の予測と防止等について、活動内容に応じて適切に指導する必要がある。

岐阜県の交通安全の実態　平成１５年～１９年の交通死亡事故（中学生以下）

●特徴その１
日没が早くなる10月から12月にかけて、自転車による死亡事故が多発傾向にある。

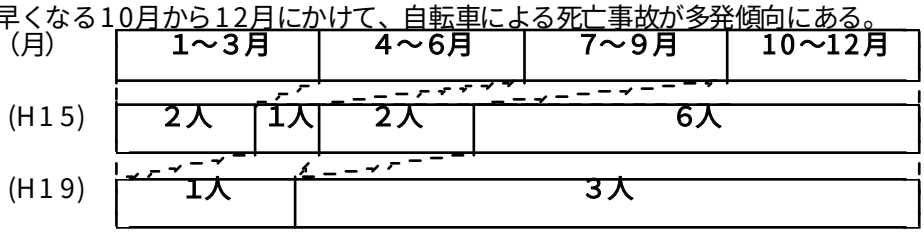

●特徴その２
自宅から500メートル以内の距離での歩行中の死亡事故が多発傾向にある。

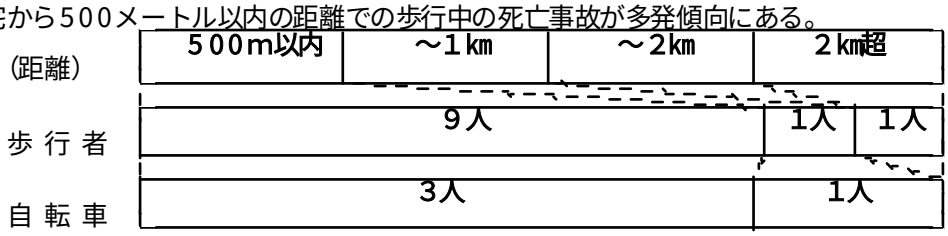

●特徴その３
歩行者、自転車とも、14時から夕暮れ時にかけての死亡事故が多発傾向にある。

＜歩行者＞

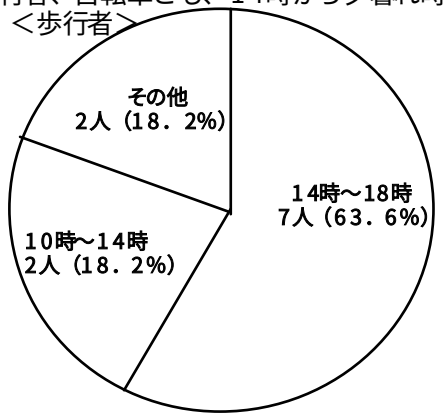

＜自転車＞

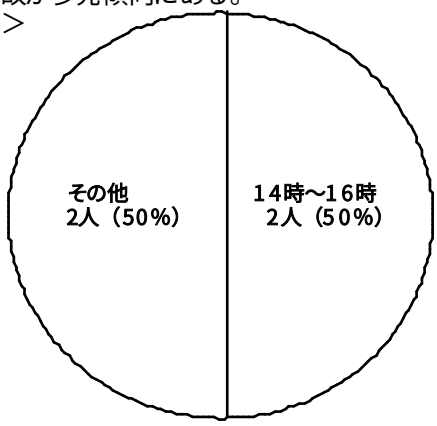

【学校における安全教育の体系】

安全に必要な知識、技能の習得と実践力の育成

小、中、高等学校を通じて教育活動全体で適切に実施

	教　科	道　徳	特別活動	総合的な学習の時間	課外指導
ねらい	◎主に事故、災害の原因や防止の方法、発生時の応急処置等の知識・技能の習得	◎生命尊重、規則の遵守など道徳的心情の育成	◎防犯を含めた生活安全・交通安全・災害安全についての自主的、実践的な態度の育成	◎学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度の育成	◎必要に応じ、自転車や二輪車の安全な乗り方などの技能の育成や意識の高揚
小学校	○「体育」 〈保健領域〉 ・５学年 「けがの防止」 ○「社会」 ○「理科」 ○「生活」 ○「図画工作」 ○「家庭」	・生命の尊重 ・規則の遵守 ・公徳心 ・公共心 ・礼儀作法	○「学級活動」 ・日常生活の安全 ・交通安全 ・災害安全 ○「児童会活動」 ・問題の改善向上を図る諸活動 ○「クラブ活動」 ○「学校行事」 ・避難訓練、交通安全教室、防犯教室等の安全に関する行事	各学校の計画により、内容や展開が自由に設定できる。内容に関わる内容としては、次のようなものが考えられる。 ・地域の交通安全施設調べ ・安全標語調べ ・応急手当について ・地域のハザードマップ作成 ・事故発生状況の調査 ・安全のために働く人たち ・地域の安全に関するボランティア等 ※各学校の創意工夫で体験的、実践的な探究活動を展開する。	自転車の安全な乗り方教室
中学校	○「保健体育」 〈保健分野〉 ・２学年 「傷害の防止」 ○「社会」 ○「理科」 ○「技術･家庭」	・生命の尊重 ・規則の遵守 ・人間愛の精神 ・正邪善悪の判断	○「学級活動」 ・生活安全 交通安全 ・災害安全 ○「生徒会活動」 ・問題の改善向上を図る諸活動 ○「学校行事」 ・避難訓練(教室) ・防災訓練 ・安全行事		
高等学校	○「保健体育」 〈科目保健〉 ・現代社会と健康 ○「公 民」 ○「工業専門科目」 ・自動車工学 ・自動車整備	○「ホームルーム活動」 ・生活安全や交通安全に関すること ・自然災害等の災害時の安全に関すること ○「学校行事」 ・交通安全を含む安全指導 ・非常災害の際に備えての避難訓練や防災訓練 ・安全に関する意識や実践意欲を高める行事			有資格者を対象とした二輪車・自動車の技能と態度に関する指導等

2 安全指導の内容

（1）安全指導の具体的項目

区分	小　学　校	中　学　校	高　等　学　校
生活安全	①始業前、放課後及び昼休み時間等休憩時間中の安全 ②各教科やクラブ活動などの学習時の安全 ③遠足や集団宿泊における安全 ④清掃活動等作業時の安全 ⑤校内、校外における遊びや運動時の安全 ⑥登下校時（犯罪被害などに対する）の安全 ⑦家庭生活の安全 ⑧けがの原因 ⑨事故発生時の心得	①各教科の学習時における安全 ②生徒会、部活動等の安全 ③運動会、校内競技会等の体育的行事の安全 ④旅行・集団宿泊、勤労生産・奉仕的行事における安全 ⑤始業前や放課後等休憩時間、清掃活動時の安全 ⑥登下校や家庭生活の安全 ⑦野外活動時の安全 ⑧事故発生時の応急処置 ⑨携帯電話やインターネットによる犯罪に対する安全	①各教科の学習時における安全 ②部活動における安全 ③学校行事における安全 ④校外生活における安全 ⑤携帯電話やインターネットによる犯罪に対する安全
交通安全	①道路の歩行 ②踏切における危険と安全 ③自転車の安全な利用と点検・整備 ④乗り物の安全な利用と自動車の機能 ⑤交通安全施設と交通規則	①道路の歩行と横断 ②自転車の安全な利用と点検・整備（自転車による加害事故や自損事故の防止など） ③自動車（簡単な構造、機能など） ④交通事故防止と安全な生活	①道路の歩行・横断及び交通機関の安全な利用 ②自転車の安全（点検・整備、性能、歩行など） ③二輪車、自動車の特性（性能、運転者の条件・義務と責任など） ④交通事故と防止対策
災害安全	①火災による危険と安全な行動の仕方及び避難場所、避難経路と避難の仕方 ②地震等自然災害(火山活動・津波等)による危険と安全な行動の仕方及び避難場所、避難経路と避難の仕方 ③風水(雪)害、落雷等の気象災害による危険と安全な行動の仕方(避難の仕方) 	①火災時の安全 ・火災の危険と状況に応じた安全な行動の仕方など ②自然災害時の安全 ・地震、火山活動、津波等による危険と安全な行動の仕方など ③気象災害時の安全・暴風雨・洪水、豪雪・雪　崩、落雷等による危険と安全な行動の仕方 ④災害事故防止と安全な生活 ・学校行事や生徒会活動等自主的活動への積極的な参加など	①火災時の安全 ・様々な場面に応じた避難の仕方など ②自然災害時の安全 ・地震等の発生と被害の状況 ・地震等発生時における危険と安全行動 ・地震等発生時における情報把握、情報伝達と避難行動 ・地震等発生と二次災害の対処の仕方 ・様々な場面での避難行動 ・地域防災計画と安全行動 ③気象災害時の安全 ・暴風雨、洪水、豪雪、雪崩、落雷等による危険と安全な行動の仕方 ④放射能の危険と原子力等の事故災害発生時の安全 ⑤災害事故防止と安全な生活 ・地域社会における安全活動への参加

学校における安全指導の内容は、児童生徒の実態等を踏まえ、生活一般の安全、交通安全、自然災害などの発生時の安全に関する領域に大別し、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」から構成される。

また、これらの内容は安全指導の目標達成の上からいずれの学校においても必要と考えられるものであるが、具体的な内容については児童生徒の実態、学校の立地条件、学校の規模、施設、設備及び地域環境等に応じて適切に設定するよう配慮が必要である。

（2）学級（ホームルーム）活動における安全指導の内容

安全な行動の実践のためには、「自他の生命の尊重」を基盤として、安全な生活習慣、交通安全、災害からの安全確保、環境や整備などに関する題材を取り上げ、指導する必要がある。

①小学校

小学校においては、日常生活を安全に保つために必要な事柄の理解や進んできまりを守り、安全に行動できる能力や態度を養う指導が必要となる。この中には、安全な行動に必要なきまり、生活の中に潜む危険の予測やそれに基づく安全な行動の仕方についての基本的な理解に関する指導を含むものであり、単に一定の固定した行動様式の理解にとどまるものではない。このような理解の上に立って、変化する複雑な生活環境の中で、的確な判断の下に、きまりを守り安全な行動が具現できる態度や能力を養う必要がある。

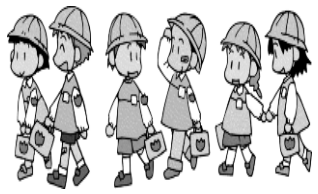

- 家庭生活や登下校時における犯罪被害に巻き込まれないために必要な知識や行動の仕方の取得
- 歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識の習得
- 道路及び交通の状況に応じて、危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識と能力を高めること
- 様々な災害の危険性についての理解
- 災害発生時に的確に判断し、安全な行動ができるような資質や能力を高めること

②中学校

中学校においては、学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や的確に行動できる力を高めていくよう日頃からの注意の喚起や指導が必要である。また、自然災害に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育てることが大切である。

- 自転車乗用中の交通事故が増加していることを踏まえ、交通安全に対する意識を高めること
- 道路を通行する場合に、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮することの重要性の理解

・応急手当の技能の習得
・地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについての理解と参加意識の高揚
・学校教育全体を通じて行われる保健指導や安全指導との関連を密にすること

③高等学校

・種々の事故の原因となる生活環境や生活行動を見直し、安全の確保や環境の整備について考え、危険を除去できる自主的、実践的な態度を養うこと
・高校生の年齢では、自転車や二輪車による事故が多いこと、自動車の運転や同乗中の事故が少なくないことを踏まえ、交通社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高めること
・心肺蘇生法など応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにすること
・地域の安全に関わる活動や災害時のボランティア活動に積極的に参加できるようにすること

人はどんなミスをして交通事故を起こすのか　～ キーワードは「思い込み」

交通事故の死者・重傷者数は各種の被害軽減対策の効果により減少傾向です。一方軽傷事故が大部分を占める全事故件数は依然として増加の一途をたどっています。今後事故件数の低減のためには事故の発生そのものを抑える必要があります。

一般的に、人は自転車・自動車を「認知」「判断」「操作」という手順を踏んで安全に運転しています。

・「認知」：周囲の交通状況における異常や危険を見つけ認識すること
・「判断」：認知した結果に対して、どのような行動をとればよいのかを決定すること
・「操作」：判断に従って運転操作を実行すること

事故に関与した当事者Ａ（自動車）と、その際の衝突相手当事者Ｂ（歩行者、自転車、自動車）の事故原因を統計的に見てみると、各ミスはそれぞれ単独で起きるのではなく重なり合っています。

□事故に関与した当事者Ａについて、「認知」段階でのミス（見落とし）が一番多く、事故を防ぐには、まず危険の兆候の認知（発見）能力を向上させるのが有効です。
□当事者Ｂは、当事者Ａと異なり「判断・予測」段階のミスの割合が認知ミスよりも高く、より安全を確保できるような運転をするように状況を正しく判断・予測する、いわゆる防衛運転に心がけることがより重要です。

さらに、それぞれのミスの要因を見てみると、

・認知ミス段階での「ぼんやり」「思い込み」：見ようと思えば見えていたのに見なかった
・判断・予測段階での「思い込み」：あるものを認知しても、別の対象を見て「認知できなかった（対象の存在を予測する習慣、能力が不足）」
・操作ミス段階での「慌て・パニック」「思い込み」：操作ミスそのものは多くはないが、慌て・パニック、思い込みによる当事者自身の要因がほとんどです

交通安全教育指針の構成

	目　　的	基本的な心得	歩行者の心得
幼児	・心身の発達段階に応じ基本的な交通ルールを遵守し交通マナーを実践する態度を習得させる ・日常生活において安全に道路を通行するために必要な技能および知識を習得させる		・基本的な心構え ・標識・表示の種類及び意味 ・交通事故の原因となる危険な行動 ・歩行者の通る所 ・横断の仕方 ・踏切の通り方 ・雨天時に歩く場合
児童	・歩行者及び自転車の利用者として必要な技能および知識を習得させる ・道路における危険を予測しこれを回避して安全に通行する意識および能力を高める ・道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行できるようにする	・交通ルール等の必要性 ・信号の種類および意味 ・警察官等の指示等に従うこと ・道路でしてはならないこと ・登下校時等の外出時の安全	・基本的な心得 ・雨天時に歩く場合 ・夜間に歩く場合 ・幼児低学年の児童高齢者及び身体の不自由な人の安全
中学生	・自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させる ・道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人の安全にも配慮できるようにする	・交通事故の発生状況 ・交通安全対策の概要 ・交通社会の一員としての自覚 ・交通事故の責任 ・交通安全活動への参加	・交通ルールの遵守及び交通マナーの実践 ・道路の状況に応じた危険の予測と回避 ・幼児、児童、高齢者及び身体の不自由な人の安全
高校生	・二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能および知識を習得させる ・社会的な責任をもって行動できるような健全な社会人を育成する	・交通事故の発生状況 ・交通安全対策の概要 ・交通社会の一員としての自覚 ・運転者の責任 ・交通安全活動への参加	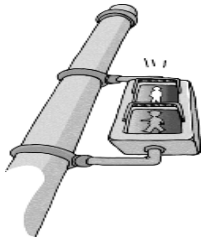
高齢者	・加齢に伴う身体の機能の変化が道路における行動に及ぼす影響について理解させる ・交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者の心得、自転車の利用者の心得等について理解を深めさせることにより、安全に道路を通行できるようにする	・高齢者の交通事故の特徴 ・加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響 ・高齢者の安全を確保するために設けられている交通安全施設の現状 ・交通安全活動への参加	・加齢に伴う身体の機能の変化が歩行に及ぼす影響 ・電動車いすを用いる場合に注意すべき事項 ・安全に道路を通行するために習得する必要のある事項

教育対象ごとの目的・目標・内容の概要

自動車に乗車する場合の心得	自転車の利用者の心得	自動車等に関して知っておくべき事項	二輪車／自動車等の運転者の心得	交通事故の場合の措置
・チャイルドシート等を利用し、後部座席に座ること ・運転操作の支障になる行動をしないこと ・降りた後に自動車の直前直後を横断しないこと		・自動車等に関する基本的な事項 ・合図 ・制動距離 ・死角及び内輪差の危険	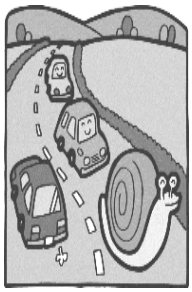	・現場に居合わせた人に助けを求めること ・交通事故に遭ったことを保護者等に知らせること
・チャイルドシートまたはシートベルトを着用し後部座席に座ること ・飛び乗ったり飛び降りたりしないこと ・前後の安全を確かめてからドアを開け、左側から乗り降りすること	・自転車に関する基本的な事項 ・乗ってはならない場合 ・自転車の点検整備 ・自転車の正しい乗り方 ・自転車の通る所 ・走行上の注意 ・交差点の通行の仕方 ・歩行者及び他の車両に対する注意 ・自転車を駐車する場合の注意	・交通事故の際の衝撃力の大きさ ・速度と制動距離の関係、死角及び内輪差が発生する理由		・自分の氏名等を現場に居合わせた人に伝えること ・医師の診断を受けること ・警察に１１０番通報をする要領
	・自転車の正しい乗り方の実践 ・自転車の点検整備	・自動車等の特性 ・シートベルトの着用 ・将来の運転者としての心得		・交通事故に遭った場合の対応 ・応急救護処置の必要性とその手順
	・中学生までに習得した事項を再確認し、確実に実践できるようにすること		二輪車の運転者の心得 ・一般的に指導すべき事項 ・二輪車の免許を受けた者に対して指導すべき事項	・交通事故を起こした場合に現場でとるべき措置及び警察への報告義務
・シートベルトを着用すること ・周囲の安全を確認してからドアを開け、左側から乗り降りすること ・降りた後に自動車の直前直後を横断しないこと	・加齢に伴う身体の機能の変化が自転車の走行に及ぼす影響 ・乗ってはならない場合 ・安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項	・速度と制動距離の関係、死角および内輪差、合図	自動車等の運転者の心得 ・加齢に伴う身体の機能および運転技能の変化を客観的に認識させること	・医師の診断を受けること ・応急救護処置の必要性とその手順

〈平成10年9月22日 国家公安委員会告示第15号より〉

改正　道路交通法の施行　　平成20年6月1日施行

＝ 主 な 内 容 ＝

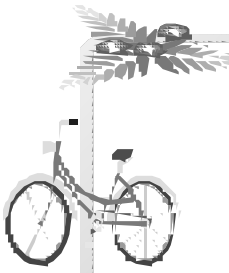

○　自転車の歩道通行ルールの見直し
○　児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用
○　すべての座席にシートベルトの着用義務
○　75歳以上の運転者に「高齢運転者標識」表示の義務
○　聴覚障がい者の免許取得可能者の範囲拡大
○「聴覚障害者標識」表示の義務

普通自転車は、「子供や高齢者が運転する場合」や「車道通行が危険な場合」も歩道を通行できます（法：第６３条の４第１項）

◆　**普通自転車が歩道を通行できる場合**

①　「歩道通行可」の標識等があるとき
②　以下の者が運転するとき（令：第２６条）
　・　児童（６歳以上１３歳未満）や幼児（６歳未満）
　・　７０歳以上の高齢者
　・　内閣府令で定める障がい（視覚・聴覚等の障がい、音声・言語等の機能障がい、肢体不自由など）のある障がい者（規：第9条の２の２）
③　車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき

◆　**普通自転車の歩道通行の方法**
（法：第６３条の４第２項）
①　車道寄り部分を徐行しなければなりません。
　「普通自転車通行指定部分」があるときは、その部分を徐行しなければなりません。
②　歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

「自転車は車道通行が原則」であることに変わりはありません

◆　**普通自転車は、歩行者用信号機のある横断歩道を通行できます**
（令：第2条第1項）
歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、自転車を降りて押して渡りましょう。
※自転車横断帯があるときは、従来どおりその自転車横断帯を通行しなければなりません。

歩行者に通行回避の努力義務
（法：第１０条第３項）

歩行者は、歩道に「普通自転車通行指定部分」があるときは、その部分をできるだけ避けて通行するように努めなければなりません。

◆　１３歳未満の子供を自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません　　（法：第６３条の１０）
「乗車させるとき」とは
○　児童・幼児に自転車を運転させるとき
○　保護者などの自転車の乗車装置に補助いす等で幼児を同乗させるとき

自転車に関する主な法律あれこれ・・・

□道路交通法

〈第２条より〉

・車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトローリーバスの総称をいう。

・軽車両は、自転車、荷車その他人の力もしくは動物の力により、または他の車両にけん引されるものをいう。

・自転車は、押しているとき以外は自動車と同じ扱いとなる。従って、車道を走行しなければならない。

〈第63条より〉

・自転車は１列走行しなければならない。

・自転車道がある場合には自転車道を走行しなければならない。

・歩道に「自転車走行可」の標識がある場合歩道の車道寄りを徐行して走行できるがその時歩行者を妨げてはならない。また、自転車の運転者が児童・幼児、７０歳以上の者または車道通行に支障がある身体障がい者であるときは、同様歩道を通行してもよい。

・自動車同様交差点・踏切などの手前に一時停止線がある場合前方の信号が黄色または赤色の時停止線を越えて交差点に進入してはならない。信号がない場合には一時停止しなければならない。

・ブレーキ、前照灯尾灯などに不備のある自転車を運転してはならない。

□道路交通法施行令

〈第２条より〉・信号の意味：青色→直進左折可、黄色・赤色→停止線を越えて進んではならない。

〈第９条より〉・制動装置（ブレーキ）は乾燥した平坦な舗装道路において、速度が時速10kmの時、制動装置の操作を開始した場所から3m以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

・自転車に備え付けられた反射機材は、夜間、後方100mの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、第32条第2項の基準に適合する前照燈（第9条の17において「前照燈」という）で照射した時に、その反射光を照射位置から容易に確認できる橙色又は赤色の物であること。

■罰則について

〈懲役３ヶ月以下または５万円以下の罰金〉

・信号無視（道路交通法第7条）

・道路標識に従わずに走行した場合（道路交通法第８条）

・一時停止違反（道路交通法第４３条）

〈５万円以下の罰金〉

・無灯火などの整備不良車を運転した場合（道路交通法第５２条）

・右左折時に合図をしなかった場合（道路交通法第３４条）

〈２万円以下の罰金〉

・２人乗り（同乗者も罰せられる）や２列以上に並んで走行した場合（道路交通法第５７条）

3 安全教育指導例

【交通安全に関する指導例】

（1）小学校第１学年：学級活動指導案

題材　「学校の帰り道の安全」

① 事前の指導

アンケート調査：一人一人の下校時の様子や意識、安全防止等の理解を把握する。

② 本時のねらい

「薄暮時は危険の多いことを知り、服装に気をつけ、安全に歩くことができる。」

③ 展　開

学習活動・内容	教師の指導・評価	資　　料
1　下校の様子の写真を見て、気付いたことを発表する。 日の暮れが早い季節に、安全に帰るためにはどんなことに気を付けたらよいだろう	○資料から、自分たちの生活を見つめ、「あぶないな」と思うことを理解させる。 ○日常の下校時の楽しい気持ちを十分引き出しながら、直後の車のクラクションの衝撃的な音を聞かせることによって迫り来る危険の波を心で受け止めさせ、本時の課題につなげる。 ○今まで学んだ安全歩行のルールに反する危険な行動に着目させ、気を付けようという意識を持たせる。	・下校時の写真
2　暗幕を効果的に利用した体育館で、安全帽子やランバックがどのように見えるかの実験を通して安全な下校の仕方を話し合う。	○安全帽子・ランバック着用の大切さを、着用時と未着用時の組み合わせによって比較させる。 ○実験を手がかりにして、安全帽子やランバックをきちんと身に付けて下校することが大切であることに気づかせる。	・薄暮時を体育館内に設定
3　薄暗い道を歩いて帰るときにどんなことに気を付けたらよいのか対策を考え、行ってみる。	○全員が体育館内の模擬道路を歩いてみることにより、気づいたことの確かさを体感させる。 ○実習の経験を生かした意見を取り上げることにより、実践化への意欲をもたせる。 〈本時の評価規準〉 チェックカードに安全帽子・ランバック着用など服装に気をつけて歩くことの大切さについて書いている。（思考・判断）	・チェックカード
4　自分がこれから気を付けていくことをチェックカードに書いて発表する。	○一人一人のめあてを、事後１週間、帰りの会の係からのお知らせコーナーで取り上げて点検や認め合いをしていくことを話す。 （地区別のグループで点検し合ってもよい）	

④ 事後の指導

・自己評価カードを効果的に活用することにより実践力を高める。

・帰りの会で、体験やニュース等を教師が語ることで実践意欲を高める。

（２）小学校第２学年：学級活動指導案

題材　「あぶない飛び出し」

①　事前の指導
・自動車の速度、停止距離、小学生の歩行中の事故原因の掲示物を利用して、知識・理解を深めておく。
・飛び出しに関する意識調査により実態を把握しておく。（アンケート）

②　本時のねらい
「飛び出し事故の危険性が分かり、無理な判断をしないで安全な行動ができるようにする。」

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　飛び出しに関するビデオを見て、自分の危なかった体験を出し合うことから課題をつかむ。 安全に道路を横断する方法を見付けよう	○ビデオを提示し、駐車場から飛び出して、車にぶつかり転倒したことや遊んでいて急に飛び出し、ぶつかりそうになったことなど、日常の自分たちの生活にも同様のことがあることをとらえさせる。	・「子供の思いがけない行動」のビデオ
2　事故を起こした人の録音テープを聴いて、気が付いたことを話し合う。	○運転者の立場から、とても見えにくい所があることや、急に止まろうと思っても止まれないことを理解させる。	・事故経験者の経験談のテープ
3　学校周辺の縮小地図を使って車が止まれる距離を確かめ合う。	○「自動車の速度と停止距離」の関係を示すとともに、学校周辺の通学路の地図で、横断歩道までの停止距離を確かめさせる。 （時速３０ｋｍの場合の停止離＝１４ｍ）	・学校周辺の通学路の横断歩道付近の縮尺地図
4　実地体験をする現場に移動する。	○学級がまとまって行動できるよう留意する。	
5　実際の道路で実地体験をする。	○車のスピードや停止距離を地図で確かめたことを生かして、安全に横断することができるよう、一人一人の行動を見届ける。 〈本時の評価規準〉 自分で右左右の確認をし、車が確実に止まってから、渡り始めることができる。（技能・表現）	・ＰＴＡ（保健安全委員会等）の方に、ほどよく車が行き交うように協力してもらう。
6　体験したことから安全な横断の仕方をまとめ発表し合う。	○自分の体験や日常の行動を振り返らせ、めあてを持たせることにより実践化につなげる。	

④　事後の指導
・登下校の指導を通して、実践化を図る（随時）。
・学年だよりなどで家庭との連携を図りながら、適時指導する。

（3）小学校第３学年：学級活動指導案

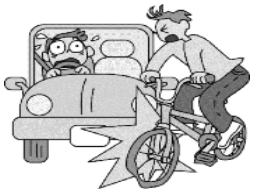

題材　「自転車の停止距離と安全な乗り方」

①　事前の指導

・朝の活動の中で、身近な交通事故の例を話して交通安全への意識を高める。
・自転車の乗り方や危険体験について調査し、子どもたちの実態を把握しておく。（アンケート）
・道　徳：「山がくけいび隊」（生命尊重）の時間の指導により、命を大切にしようとする心情を育てておく。

②　本時のねらい

「坂道での自転車の停止距離について知り、自転車の安全な乗り方ができるようにする。」

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　自転車に乗っていて止まれずに「ヒヤッ」とした体験を出し合う。 ・坂道でスピードが出すぎて、ぶつかりそうになった等 坂道でも安全に自転車を運転するためのコツを見つけよう	○事前調査のグラフから、自分がヒヤッとしたときの体験が、坂道のある交差点で多いことに気づくようにする。	・アンケート調査集計グラフ
2　坂道の自転車についてのビデオを見て、どんな危険が予想できるか出し合い、安全な乗り方を話し合う。	○自転車に乗っている様子のビデオを提示し、車にぶつかったり転んでけがをしたりする等の危険に気付かせるとともに、スピードを出さない、二人乗りをしない等の安全な乗り方を考えることができるようにする。	・ビデオ
3　実際に坂道で、自転車の停止の実験をする。	○点検表でグループの人の坂道の乗り方を点検することから、日常の自転車の乗り方に対する問題点が見つけられるようにする。	・点検表
4　状況に応じた安全な自転車の乗り方を考え、体験する。	○自分の自転車で、坂道での乗り方を体験することにより、安全な乗り方を工夫することができるようにする。 〈本時の評価規準〉 問題点を解決するための安全な乗り方を考えて行動することができる。（技能・表現）	
5　校区内で自転車に乗っていて気を付けなければならない坂道のある交差点等について確かめる。	○校区安全マップを使って、特に気を付けなければならない坂道のある交差点を確認することができるようにする。	・校区安全マップ

④　事後の指導

・校区安全マップに、自分たちの通学路で注意すべき坂道のある交差点などを調べて書き込み、その場所と理由を交流し合い、それを意識して安全に乗れるようにする。
・広い道路に出るときの「一時停止」や、自分たちの地区で注意すべき坂道での安全な乗り方など、実際にできるようになるまで指導する。

（４）小学校５学年：学級活動指導案

題材　「安全な自転車の乗り方」

①　事前の指導

・自分の毎日の自転車の乗り方について振り返る機会を設定する。（アンケート）

②　本時のねらい

「自転車乗車中危険な走行（並進・二人乗り）をしている場合に起こしやすい事故やその原因について理解し、安全な走行の仕方について考えることができるようにする。」

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　ビデオを見て、自転車走行中の事故原因について気付いたことを発表し合い、課題をみつける。 危険な走行が事故につながる原因を探り、安全な走行について考えよう	○自動車を運転する立場から考えることで並進での危険、二人乗りや前かごに重い荷物を入れて走行した場合の不安定な走行を理解させる。 ○事故の原因には、並進や二人乗りもかなりの割合を占めていることを補説する。	・自転車による事故の統計 ・ビデオ（車内から撮影） ・アンケート結果
2　危険な自転車走行を模擬体験し、話し合う。 ・並進 ・二人乗り 一人で走行する場合と二人乗りで走行する場合 ・自転車の前後の車輪の重量調べ	○並進する理由に会話などの楽しさもあるがその楽しさが交通事故につながる危険性を含んでいることを理解させる。 ○道路に障害物があることや、自転車同士の接触等で、転倒する可能性があることを理解させる。 ○一人で乗った場合と二人で乗った場合の自転車の前輪と後輪の重量を調べ、二人乗りの危険性を確認させるとともに、二人乗りは後輪に負荷がかかり前輪が浮き上がるためハンドル操作がうまくいかないことを理解させる。 ○荷台での二人乗りだけでなく、後輪の軸に足を乗せ、二人乗りをする場合、さらに危険が伴うことを補足する。	・自転車２台と並進の危険のＴＰ ・自転車１台とヘルスメーター
3　体験をもとに自分の生活を振り返り、事故を起こさないための解決策を出し合う。	○自分の自転車の乗り方を改善する方向の意見を広げていく。 〈本時の評価規準〉 模擬体験等を通して得た科学的根拠に基づいて、解決策を発表している。 （思考・判断）	
4　実践カードにまとめをする。	○今後の生活の中で実践できるように科学的データを提示する。 ○自転車運転時の危険を理解し、これからの生活で安全な行動に努めようとする意欲をもたせる。	・実践カード

④　事後の指導

・機会をとらえて、自転車の安全な乗り方について話題にし、一人一人の安全な行動への意欲を高めるようにする。

・実践カードを通して、お互いに励まし合いながら自転車の安全な運転の仕方の定着を図る。

（５）小学校：児童会活動事例

①活動内容
・小学校児童による「交通安全レター作戦」

②活動のねらい
・交通安全を地域の人々に呼びかけることを通して、日頃の交通安全に対する自らの行動を振り返ることができる。

③活動の方法
ア　地元の敬老会の折に交通事故防止の手紙としおりを配付する。
・お年寄りが交通事故に遭わないようにという願いを込めて６年生が書いた交通安全の手紙と３年生が作ったしおりを敬老会に出席するお年寄りに手渡す。
・交通安全婦人協会員の方に預けて手渡してもらう方法をとる。

イ　小学校児童代表が老人会会長の方を訪問し、お年寄りへの配付を依頼する。
・老人会会長の方から各お年寄りに５年生が書いた交通安全の手紙と３・４年生が作ったしおりを配付していただくよう依頼する。

交通安全
気を付けてね。

おじいさん・
おばあさんへ

ウ　スーパーの買い物客に交通安全を啓発する。
・地元スーパーの出入り口で買い物に来た人に手紙としおりを配付しながら交通安全を呼びかける。
・警察署員、婦人交通安全協会委員の方の協力を得て配付する。

車を運転される方へ

こんにちは。私は班長をやっています。分団の低学年の子は，ふざけて車道に飛び出したりするので，とても心配です。

でも，まだ一度も事故がなく，うれしいです。

これは，私たちだけじゃなく車を運転される方も気を付けてくれているからだと思います。横断歩道とかでも，車の方は，よく止まってくれて「私たちのために止まってくれたんだなあ」とうれしくなります。低学年の子も頭を下げたりしているので，「この子もうれしいんだなあ」と思います。

くれぐれも事故を起こさぬよう，気をつけて下さい。

車を運転される方へ

こんにちは。私は一学期に班長をやっていました。班長になると，責任を持って班のみなさんにたくさんの子を連れていかなければいけません。

私は，○○屋の横断歩道は，毎朝，気を付けて渡っています。

なぜかというと，前にも少しひかれそうになったからです。

私は，習い事の帰りに，自転車で飛び出して，ぶつかりそうになりました。

班のみなさんにたくさんの子を連れていくことが，学校に連れていくことが，安全にはいかなければいけないと思います。

横断歩道で待っていると，車が止まってくれるときがあります。

（６）小学校：学校行事（健康安全・体育的行事）事例

①活動内容

・地域ボランティア（交通ママ及び地域の交通指導員）と小学校児童による交流

②活動のねらい

・地域ボランティアの方への感謝の気持ちを育てるとともに、交通安全リーダーとしての自覚を高める。

③活動の方法

・６年生リーダーから下級生への「交通安全旗引継ぎ式」の開催と交通ママや交通指導員の方へのお礼

【分団班長から交通指導員さんへ】

交通指導員さんへ

ぼくたちが今まで無事に登校できたのも指導員さんたちのおかげです。
ぼくたちも、朝早くから、ぼくたちのために横断歩道に立って、ぼくたちに指導をしてくれてありがとうございました。
ぼくは、交通指導員さんたちから、いろいろなことを学びました。
ぼくの６年間、交通事故なしで行けたのも指導員さんたちのおかげです。
ぼくはとても感謝しています。
どうもありがとうございました。

【分団副班長から交通ママさんへ】

交通ママさんと指導者さんたちへ

いつも私たちを見守ってくれてありがとうございます。
おみがんばっていますか？私は、副班長で、前の子たちの間があくと押してやったり、大変横断すると、前に出て行って、笛をふきます。それは大変ですが、
あたまにきて、落としてけずれることもありますが、班長が使っている分団旗よりもいです。
分団旗が荷物になるときもありましたが、副班長をやってとっても楽しかったです。私が自分でうれしかったことは、分団旗の先を地面に付けないよう努力したこと、笛を吹くこと、分団旗を肩にかけていくことができたのでよかったです。
これからも、私たちみんなを見守ってください。がんばってください。私も副班長がんばりました。

【交通ママ支部長からの励まし】

６年生のリーダーのみなさんへ！

６年生のリーダーのみなさん、一年間本当にご苦労さまでした。
小さい児童の面倒を見るということは大変なことですが、ほんとうによくやって
くれました。ありがとうございました。
先日は、私たち交通ママに心あたたまる手紙をいただいたり、旗の引継ぎ式では、
やさしい言葉もいただきました。私たちボランティアの仕事をよく理解してく
れたり。本当に感動しました。旗は、班の顔。みなさんはそのことをしっ
かり守り、５年生に引き継いでくれました。５年生もきっと大切にしてくれる
と思います。
みなさんは、止まってくれた車の運転手さんに「ありがとうございました」と、
頭を下げて元気にあいさつしてくれましたね。とてもさわやかで、気持ちがよ
かったと好評なんですよ。何人もの運転手さんからその言葉を聞きました。
中学生になっても、あいさつすること、お礼をすると心を忘れないでがんばって
ください。また、６年間大きな事故がなかったことは、交通安全教室でお話を
聞き、交通ルールをよく守ってくれたからだと思います。ほんとうにしっかり
ありがとうございました。
街角でお会いすることがあると思いますが、きっと声をかけてくださいね。
明るく楽しい中学校生活が始まることをお祈りしてお礼とさせていただきます。

（７）中学校第１学年：学級活動指導案

題材　「交通事故の防止」

①　事前の指導
・自分の毎日の登下校の様子や家庭生活での交通安全に対する意識を振り返るアンケートを実施する。

②　本時のねらい
「自分のヒヤリ体験を通して、校区の現状を理解し、事故防止に向けての対策を考えることにより、交通安全について細心の注意を払って行動できるようにする。」

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　昨年度の登下校時の事故例から本時の課題をつかむ。 校区での交通事故をなくすためには、どうしたらよいだろうか	○昨年度の登下校時の事故例のプリントを見て、日常の自分のヒヤリ体験に置き換えながら身近な問題としてとらえさせる。 ○自分たちの問題としてとらえて課題解決に向かう意欲をもたせる。	・昨年度の登下校時の交通事故のまとめ
2　これまでの自分のヒヤリ体験を発表し、校区の危険箇所の確認をする。	○自分のヒヤリ体験についての発表を校区の地図中に位置付けながらまとめていく。 ○発言の内容はそれぞれ違っても、同じような体験をみんなが持っていることをおさえる。	・校区の拡大地図
3　発表しあった体験から、その原因を考える。 ・自分に問題があるもの ・相手に問題があるもの ・環境に問題があるもの	○体験の原因を話し合う中で、大きく３つの要因に分けられることに気づかせる。 ○保健体育での既習内容を想起させながら３つの要因の関連性で原因をとらえさせる。	
4　事故防止のための解決策を話し合う。	○事故原因を単に表面的なものではなく、科学的な根拠から見直し、自分自身の判断力を高めていくための問題として追求させる。 〈本時の評価規準〉 事故原因を科学的な根拠から分析し、積極的に解決策を発表している。（思考・判断）	
5　校区の交通事故を起こさないための自分なりの方法をまとめ、「交通安全の標語」を作る。	○事故は身近な問題であることを理解し、自他の生命の尊さを理解し、今後の交通安全に向けて、心構えを固めさせる。	・「標語」カード

④　事後の指導
・朝の会や帰りの会の中で、授業後の交通安全意識の高揚を図るとともに、日常の登下校の様子を見届ける。
・交通安全集会において、交通標語を提示し、全校の交通安全に対する取り組みにつなげる。

（８）高等学校：ホームルーム活動指導案

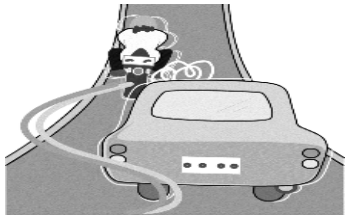

題材　「自転車の迷惑走行と運転意識」

①　事前の指導
・自転車通学の実態アンケート

②　本時のねらい
・事故につながる自転車の迷惑走行とはどんな行為かを知り、安全運転の仕方について考えることができるようにする。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　料
1　事前のＳＨＲで調査した自転車通学者のアンケート結果について発表する。	○アンケート集計、発表、資料の作成等、発表者の準備状況を確認しておく。	・自転車通学者の調査
2　自転車通学者の迷惑走行で学校に苦情の電話が入っていることを知る。 どのような走行が迷惑か、また、危険か考えてみよう	○最近の苦情の例について話す。 ○同じ道路を共有する他の交通機関利用者とも共存できる自転車運転の正しいあり方について考えさせる。	
3　登下校における危険箇所や、迷惑走行しそうな場所のチェックをする。	○市内地図等を利用するよう助言する。または自分で登校地図を書かせる。	・登下校時の危険箇所チェック表
4　どのような迷惑行為が危険かについて話し合う。 5　安全な集団走行について話し合う。	○身近な事例にふれて迷惑走行がいかに危険で他の交通の妨害になっているかについて認識を深めさせる。 〈本時の評価規準〉 他者への思いやりが交通社会でも必要であることを理解し、発表している。（思考・判断）	・集団走行時に特に必要な注意
6　自分の性格について振り返る。	○性格が運転にどのように関係しているかを考え、安全な運転をする意欲をもたせる。	・自己の性格分析 アンケート

④　事後の指導
・毎日の生活必需品としての自転車は、手軽で便利であるけれども安全意識の欠如等から他者に迷惑をかけることや思わぬ事故を起こしたりすることが少なくない。高校生は通学手段として自転車を利用する機会が多いが、安全走行、迷惑走行の実態を知ると同時に、運転者の性格等も分析し登下校指導等に生かしていく。

【生活安全に関する指導例】

（1）　幼稚園　全園児対象　園行事

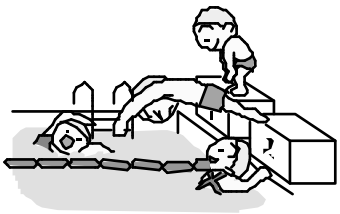

行事名　　「プール開き」（小学校と合同）

①　事前指導
・どろんこ遊び、しゃぼん玉遊び等で自然に水に親しむ。
・プールでの約束ごと（プールへの入り方、安全な遊び方等）をクラスで事前に話し合い、確認する。
・趣旨や内容について家庭へ連絡をするとともに、健康調査や持ち物の確認をすることを通して安全への関心や行事への意欲化を図る。

②　本時のねらい
　小学生の泳ぐ姿を見ることで、親しみの気持ちをもったり、泳いでみたいという意欲をもったりすることができるとともに、プールでの安全な遊び方が分かる。。

③　展　開

活　動　内　容	環　境　・　援　助	資　料
1　各クラスで、担任よりプール開きの話を聞く。 ・約束を確認する ・行事全体の流れを聞く	○水着の着脱、衣類の始末ができるよう言葉がけをする。 ○小学生による模範水泳があることを知らせ、期待感をふくらませる。	・約束事の絵図
2　準備体操をする。	○プールへ入る前の大切な体操であることを知らせ、しっかり行わせる。	
3　プール開きの話を聞く。 ・学年別にプールサイドにすわる。	○プール遊びは楽しいが、危険が潜んでいることを知らせる。	・入る順番の絵図 足洗～シャワー～腰洗い槽の使い方
4　小学６年生の子の泳ぎを見る。 ・小学生の話を聞く ・小学生との交流 ・お礼を言う	○小学生の泳ぎと約束を守ることをつなげて話をする。 ○学年に応じて交流の仕方を工夫する。	・小学校の引率教師と連絡を密に取っておく
5　学年ごとにプールに入る。	○約束を守りながら、楽しく遊べるよう言葉がけをする。 ○これからのプール遊びに期待がもてるよう一人一人を見届ける。	・プール内で指導する教師とプールサイドで監視する教師の役割分担
6　片付けをする。	○後片付けの様子を認め価値づける。	
7　教室で交流する。	○楽しくできたか、約束を守れたか、お礼が言えたか見届け、あこがれの気持ちを意欲へつなげる。	

④　事後指導
その後のプール遊びの時間に、安全な遊び方ができるか見届け、指導を継続する。

（2）小学校第１学年：学級活動指導案

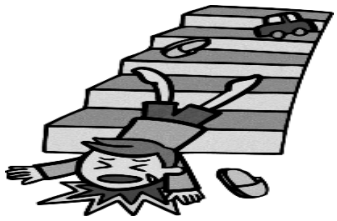

題材　「危険な場所」

①　事前指導
・校舎内外での自分の生活を振り返らせる。（危険な場所やこれまでのけがについてアンケート調査）
・校内の地図作り

②　本時のねらい
・校舎内外での危険な場所を発見することにより、いたる所に危険が潜んでいることが分かり、安全に生活するための具体的なめあてをもつことができる。」

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　学級のけがに関するアンケート結果から本時の課題を知る。 学校危険マップを作ってけがのない安全な生活をしよう	○アンケート結果を係の児童にクイズ形式で発表させ、関心をもたせる。 ○アンケート結果はポイントを絞って掲示させ、中庭・運動場にも危険な場所があり、けがをしたことのある児童が多いことに気付かせる。	・アンケート結果
2　危険発見の方法を確認する。 ・危険発見カードと地図の記入の仕方 ・活動の約束	○危険な場所を発見し、危険な理由も考えることを伝える。 ○本時で発見した危険場所は、後日１年生に知らせたり、地図は全児童が見る箇所に掲示することを知らせ、危険な場所を見付けようとする意欲化を図る。 ○危険発見の方法が確認できたか見届ける。	・危険発見カードと絵地図
3　中庭、裏庭、運動場の危険な場所を見つける。 ・中庭 ・裏庭 ・運動場	○自分なりに見付けた危険場所の発見に対して、その努力を認め、発表への自信を持たせるとともに、本時においてグループ内に見られた協力的な態度を称賛する。 ○危険場所を発見したときは、なぜその場所が危険なのかを説明できるようにさせる。 ○意欲的に危険な場所を見付け、危険な理由を考えることができているか確認する。	
4　発見した場所を地図にまとめ、グループごとに発表したり、養護教諭に本校のけがの実態についての話を聞く。 ・危険な場所と理由の発表 ・養護教諭の話を聞く	○養護教諭にけがの原因や様子を聞くことにより、安全な行動をとることの必要性を理解させる。 ○自分の行動を振り返らせ、めあてを持たせることにより、実践化につなげる。 〈本時の評価規準〉 校内で安全に生活するための具体的なめあてを考えている。（思考・判断）	・地図と危険マーク ・実践カード
5　これから自分が気を付けることを実践カードに書き発表する。	○本時の運営に携わった児童に対してその活動を認め称賛する。 ◎いたる所に危険が潜んでいることが分かり、安全に生活しようとする意欲がもつことができたか。	

④　事後指導
・１週間単位で実践カードを活用し、励ましの言葉をそえるなどして実践意欲の継続化を図る。
・安全に行動している児童を認め、一人一人の安全な行動への意欲を高める。
・「なぜ危険なのか」、「なぜやってはいけないのか」と考える姿勢を育て、危険を予測する能力を身に付けさせる。

【不審者に対する安全確保に関する指導例】

（１）小学校第１学年：学級活動指導案

題材　「さそいにのらない」

①　事前指導

・不審者に対する全校への指導内容について明確にしておく。

・新聞記事やニュース等を朝の会等で取り上げ日常の集団登下校について不審者に対する安全確保の意識を高めておく。

②　本時のねらい

不審者に対する日常生活での心構えや誘いに対しての具体的な対処方法を身に付け、知らない人に対して、誘いにのらない安全な行動を取ろうと決意することができる。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　紙芝居を見て本時の学習課題を知るとともに学習の見通しをもつ。 「ぴょんちゃん」を助けてあげよう	○創作話を紙芝居にして興味をもたせるとともに本時の学習について意欲をもたせる。 ○身近な地域でも多くの事件につながる問題が発生していることを関連付けてとらえさせる。	・創作話「山のぴょんちゃん」
2　誘惑に負けそうな「ぴょんちゃん」に教えてあげたいことを話し合う。	○主人公の事例から日常の指導内容を振り返らせ身を守るための対策を考えさせる。	
3　危険な誘いとは具体的にどんなことなのかを出し合い、安全を確保する心構えをはっきりさせる。	○生活経験が浅いことから、危険な誘いの具体例をあげ、誘惑されないための心構えをもたせる。 ○意欲的に安全確保の方法を見つけ心構えをもつことができたか確認する。	
4　無理矢理、自動車に乗せられそうになったらどうするかを実習する。	○誘惑されそうな場面を動作化することで危険を感じたときの対処の仕方を体得させる。 〈本時の評価規準〉 不審者に対する日常生活での心構えや誘いに対しての具体的な対処方法を身に付けている。（技能・表現）	・補助資料「暗がりは危険」
5　誘惑されないためにはどうしたらよいのかをまとめて発表する。	○今後の生活において、誘いに簡単にのらない決意をするとともに、誘いに対しての具体的な対処方法を発表し合う。	

④　事後指導

・登下校の指導を通して、実践化を図る（随時）。

・学年だよりなどで家庭との連携を図りながら、適時指導する。

（2）小学校第５学年：学級活動指案

題材　「誘拐防止」

①　事前指導
・誘拐に関する新聞記事の切り抜きを集め掲示したり誘拐についての調査を行ったりして誘拐の恐ろしさについて関心をもたせるようにする。

②　本時のねらい

誘拐犯罪の現状を知り、自分の身を自分で守ることの大切さに気付き、自分の身を守る方法を具体的に考え、もつことができる。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　誘拐犯罪資料と数種類の新聞の見出しを見て誘拐するわけを考え課題をつかむ。 誘拐から自分の身を守るための方法を見付けよう	○様々な目的によって犠牲になることを的確な資料を用意することでとらえさせる。	・誘拐犯罪資料 ・新聞記事の切り抜き
2　誘拐事件がどんなときに起こりやすいか予想し話し合う。	○新聞記事や自分の経験等からさまざまな場面が想起できるよう補助発問をしていく。	
3　警察の人の話を学級のアンケート結果や自分の暮らしと比べて聞く。	○警察の人の話を聞くことによってより自分の問題として真剣に考え自分の行動が大切なことに気付かせる。	・警察の方の話
4　誘拐防止のための具体的対策を話し合う。	○警察の人の話を根拠に具体策が出るよう話し合いを進める。	
5　話し合ったことをもとに、自分の暮らしを振り返って、自分をどう守りたいのか決意発表する。	○日常の生活の場面を想定して自分の身をどのように守っていくか具体的に書けているか巡視し、必要に応じて援助する。	
	〈本時の評価規準〉 自分の身を自分で守ることの大切さに気付き、誘拐犯罪から自分の身を守る方法を具体的に考えている。（思考・判断）	

④　事後指導
・学習したことについて、学級、家庭、地域相互の共通理解を図るよう、学級便りや通信で発信する。

（３）中学校第１学年：学級活動指導案

題材　「不審者に対する対応」

①　事前の指導

・防犯に対する生徒の意識をアンケート調査する。

②　本時のねらい

・危険を予測し、起こりうる犯罪から身を守る方法等を考えるとともに、犯罪に直面した場面を想定し、危険を回避する行動を身につけることができる。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　本時の学習のねらいについて説明するとともに、講師の紹介を行う。 2　事前のアンケート調査の結果から考える。 3　近年の犯罪認知件数の増加 ・県内の声かけ事案や不審者等の現状を知る。 危険な場面に直面したとき、身を守るためにはどうしたらよいか？	○本時の内容について理解させ、真剣な態度で臨む意識をもたせる。 ○防犯に対する生徒たちの意識の現状を確認させる。→・登下校中などの危険についてどのように行動したらよいか。「わからない」の回答が多い ○自分の身近にこのような犯罪が起こる可能性があることを理解させる。	・事前に講師との打ち合わせを行う。 ・アンケート結果 ・資料は視聴覚機器を利用すると効果的である。 ※事件の概要については、生徒の心理的状況に配慮する必要がある。
4　講師のシミュレーションを見て、　危険なところを考える。 ＜パートⅠ＞ ケース１：不審者に声をかられたら ケース２：学校内で第一発見者だったら ・個人で→班で交流→発表 5　班で考えた対策をもとに、ケース１・２について、講師とのロールプレイングを行う。（その都度、感想を出し合う）	○危険を予測する力とその危険から回避する望ましい方法に気づくよう支援する。 ○考察を深めるため、ケース１とケース２を考える班に分ける。 ○机間指導により、適切な支援を行う。 ○生徒の発表に対して、講師から指導・助言をもらう。 ○班で話し合った対策と助言内容を生かした危険回避の行動となっているかを確認しながら、進めていく。 ○各班員が行うｼｭﾐﾚｰｼｮﾝについての感想は、順番で担当者を決めて記入させる。	・ワークシート（個人・班→振り返りができる内容に工夫する。）.. ・個人のカードと班のカードを用意してもよい。
6　本時の学習をもとに、これから自分の身を守るためにしていくことをまとめる。	○「こんな時には、こんなことに気を付け、こうしていく。」という例を示し、具体的な場面を想定し具体的にまとめるよう指導する。 ＜本時の評価規準＞ ◎自分の身を自分で守る方法が分かり、犯罪から自分の身を守る方法を具体的に考え、行動することができる。（技能・表現）	・個人カード ※講師は、警察関係者や市町村のスクールガード・リーダー等に依頼する。

④　事後の指導

・学年だよりなどで家庭との連携を図りながら、適時指導する。

第４節　防災教育の進め方

学校における防災教育は、安全教育の一環として行われるものである。したがって、その進め方については、前節「安全教育の進め方」を基本とするが、東海地震をはじめ大地震発生が危惧されていることに鑑み、ここでは「防災教育の進め方」として項を起こし、防災教育の重要性を示すこととする。

１　学校における防災教育の体系

（1）防災教育の目標

【目標】

自然災害や火災等による災害から自らの生命を守るために必要な事柄を理解し、安全な行動ができるような態度や能力を養う。また、災害発生時や事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるような態度や能力を養う。

【重点】

○災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
○災害発生時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
○自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

①幼稚園

幼稚園では、日ごろから様々な機会をとらえて、安全に関する理解を深めよう指導し、災害時には教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、火災など危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの大人に速やかに伝えることができるようにする。

②小学校

ア　低学年では、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができるようにする。
イ　中学年では、災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。
ウ　高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。

③中学校

小学校での理解をさらに深め、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深める。

④高等学校

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度や応急手当の技能等を身に付け、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにする。

⑤特別支援学校

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性等及び地域の実態等に応じて各学校で重点を設定する必要がある。

（2）学校における防災教育の機会と指導内容

〈教科における指導の機会〉

小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校(小学部・中学部及び高等部)学習指導要領の総則において、「学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科(保健体育科)の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動(及び養護・訓練)などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」としている。

また、幼稚園並びに特別支援学校（幼稚部）教育要領の教育目標において、「健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。」とし、領域「健康」のねらいで、「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」としている。このことから、学校における防災教育は、教育活動全体を通じて行うこととなるが、特に関連の深いもの［　　］で囲んだ教科等である。

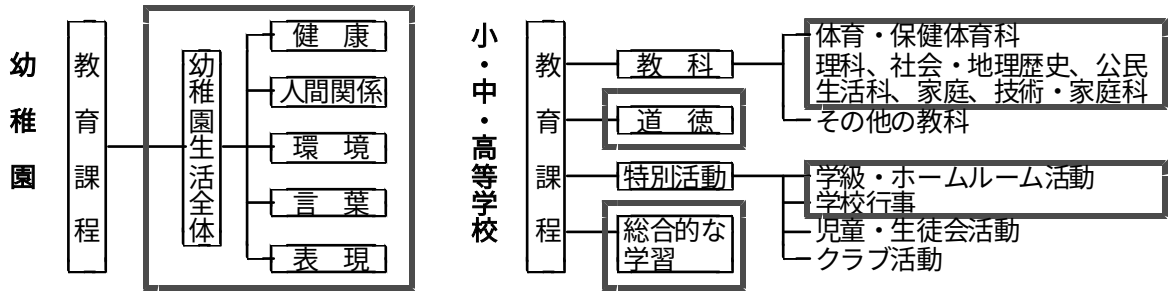

〈防災教育に関連する指導内容〉

防災教育を各教科等の指導と関連付ける場合、例えば次のような指導内容が考えられる。

①幼稚園

領域〔健康〕

「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」

・避難訓練などについては、長期的な見通しをもち、計画的な指導すると同時に、日常的な指導を積み重ねることによって、安全な交通の習慣や災害などの際の行動の仕方などについて理解させる。

領域〔人間関係〕

「友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う」

「友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする」

・日常の生活の中で、友達と積極的にかかわることを通じて、生活の中にはきまりがあり、それを互いに守ることで楽しい生活が送れることに気付かせるようにする。

領域〔環境〕

「身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする」

・親しみやすい動植物に触れる機会をもたせるとともに、教師など周囲の人々が世話をする姿に接することを通して、身近な動植物に親しみをもって接するようにし、実際に世話をすることによって、いたわったり、大切にしたりしようとする気持ちを育てる。

領域〔言葉〕

「人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す」

・人々の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。

②小学校低学年

生活科

「公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。」

道徳

「健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする」

「幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする」
「生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ」
「働くことのよさを感じて、みんなのために働く」

特別活動
　ア　学級活動
　「心身ともに健康で安全な生活態度の育成」
　・火災での火や煙の回り方、地震での物の落下や転倒、風水害等での洪水等の危険について、授業中や登下校中など様々な場面を取り上げて指導する。
　イ　学校行事
　「心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと」
　・避難訓練において、災害に応じた行動の仕方を身に付け、安全に避難できるようにする。

③小学校中学年
社会科
「地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学・調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。」
　・関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。
　・関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

道徳
「相手のことを思いやり、進んで親切にする」
「生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする」
「働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く」

特別活動
　ア　学級活動
　「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」
　・火災の原因と危険、地震の起こり方と危険及び風水害等による洪水等の危険について、学校周辺や地域の特性、実態を踏まえて取り上げ、安全に行動する態度を育てる。
　イ　クラブ活動
　・郷土クラブ、科学クラブなどにおいて、過去の地域の自然災害等の歴史や自然災害の発生の仕方等について調査研究、発表等ができるようにする。
　ウ　学校行事
　「健康安全・体育的行事」

・避難訓練において、様々な自然災害の危険と災害時の避難の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

総合的な学習の時間（第３学年以上）

総合的な学習の時間においては、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習、探究的な活動や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う。実施にあたっては、社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れる。防災関係で考えれば、たとえば次のような内容が考えられる。

・防災にかかわる人　　・防災を題材とした絵本やカルタ
・災害に強い家と弱い家　　・自然災害のメカニズム
・応急手当や救出法　　等

④小学校高学年

社会科

「我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。」

・国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

理科

「流水の働き」

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。

・流れる水には、土地を浸食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。
・雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。

「天気の変化」

１日の雲の流れを観察したり、映像の情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。

・雲の量や動きは、天気の変化と関係があること。
・天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

「土地のつくり方と変化」

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。

・土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

「調理の基礎」

・こんろの安全な取扱いができるようにする。

体育科(保健領域)
「けがの防止について理解できるようにする」
・交通事故、身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止について理解できるようにする。

道徳
「だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする」
「生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する」
「身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす」
「働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする」

特別活動
ア　学級活動
「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」
・災害時に自分自身が安全に避難するとともに、下級生の安全に気を配ったり、初期消火や大人への通報の仕方など、二次災害を防ぐ態度や行動の仕方について取り上げる。また、止血などの簡単な応急手当や家庭での災害への日常の備えについて理解できるようにする。
イ　児童会活動
・適宜行われる委員会活動や集会活動における安全意識の高揚と被災地の小学校などへの励ましのメッセージや募金活動など、児童の創意を生かした自発的、自治的な活動を推進する。
ウ　クラブ活動
・郷土クラブ、科学クラブなどにおいて、過去の地域の自然災害等の歴史や自然災害の発生の仕方等について調査研究発表等ができるようにする。
エ　学校行事
「健康安全・体育的行事」
・避難訓練において、災害の種類や程度等に応じた安全な避難行動ができるとともに、通報や初期消火など二次災害の防止などについて体験的に理解できるようにする。
「遠足・集団宿泊的行事」
・自然教室、キャンプ等の活動の際に、野外炊事、火おこし、飲料水の確保などを体験する機会を設ける。

総合的な学習の時間（小学校中学年参照）

⑤中学校

社会科（地理的分野）

「世界に比べた日本の地域的特色」

・世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

理科(第2分野)

「大地の成り立ちと変化」

大地の活動の様子や身近な岩石地層地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化について認識を深める。

・火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえるとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを原因と関連付けてとらえること。

・地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解する。

「自然と人間」

自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。

・自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

保健体育科(保健分野)

「傷害の防止について理解を深めることができるようにする」

・自然災害時の傷害の防止について理解できるようにする。包帯法、止血法、心肺蘇生法など応急手当について、実習を通して理解できるようにする。

技術・家庭科

「住居の機能と住まい方」

・住居には、風雨、寒暑などの自然から保護する働きがあることを知る。

・自然災害の備えの視点から安全な住まいの工夫ができるようにする。

道徳

「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ」

「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」

「自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める」

「勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって公共の福祉と社会の発展に努める」

特別活動等
ア　学級活動
「健康で安全な生活態度や習慣の形成」
・災害時の自分自身の安全に加えて、災害時の被害者の救出や地震後の火災発生防止など二次災害を防ぎ、家庭や地域の人々の安全を守るために必要な事柄を取り上げ理解できるようにする。また、家庭での災害への日常の備えにあたって、積極的な役割が果たせるようにする。
イ　生徒会活動
・被災地の中学校などへの励ましのメッセージや募金活動など、生徒の創意を生かした自発的、自治的な活動を推進する。
ウ　学校行事
「健康安全・体育的行事」
・地域の関係機関と連携した実践的な避難訓練の実施や地域と一体となった防災訓練の実施等により、進んで防災対応能力を身に付けようとする態度を育てる。
「旅行・集団宿泊的行事」
・キャンプ等の野外活動において、野外炊事、火おこし、飲料水の確保などを体験する機会を設け、サバイバルスキルを身に付けることができるようにする。また、宿泊施設などの防災・避難の仕方についても理解を深める。

（部活動）
・郷土部、科学部などでは、地域の自然災害等の歴史や自然災害の発生の仕方等について地域の関係機関等の資料等を活用し調査研究発表等ができるようにする。

総合的な学習の時間
小学校高学年の項で述べた内容をより発展的にとらえるとともに、中学生は災害弱者ではない、地域の重要なボランティア要員であるという立場に立ち、より積極的に地域と交わり、体験的な学習に心がける。

⑥高等学校
公民科(倫理)
「人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間のかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他社と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考え深めさせる。
・被災した生徒、ボランティア活動に参加した生徒の体験作文等多様な資料を活用する。

理科(理科総合Ｂ、地学Ⅰ・Ⅱ)
「地球環境の変化」
・生物とそれを取り巻く環境の現状と課題について考察させ、人間と地球環境とのか

かわりについて探求できるようにする。
「地球とその変動」
・地震や火山活動などの地学現象のメカニズムの考察を通して、地球内部の構造と活動を理解できるようにする。

保健体育科(科目保健)
「応急手当」
・心肺蘇生法等の応急手当の意義と方法について、実習を通して身に付けることができるようにする。

家庭科(家庭総合、生活技術)
「住生活の科学と文化」「住生活の管理」
・乳幼児や高齢者、障がい者などの家庭内事故の防止、自然災害、火災などへの防災、防犯など、安全に配慮した室内環境の整備について理解できるようにする。

専門学科
・内容の詳細は省略するが、建築、土木、電気、農業関係の専門学科でも災害に関連した学習内容が含まれている。また、看護科、福祉科などでも災害時の応急手当やボランティア活動等について学習することができる。

特別活動等
ア　ホームルーム活動
「健康・安全な生活態度や習慣の確立」
・災害発生時の危険と安全な行動について取り上げ、自分自身の安全に加えて、災害時の被災者の救出や地震後の火災の発生防止など、家族や地域の人々の安全を守るために必要な能力や態度を身に付ける。
・災害時の心の健康の重要性について理解できるようにする。さらに、家庭及び地域社会の一員として、家庭での災害への日常の備えを実践し、地域の防災訓練や社会奉仕活動などへの積極的な参加を推進する。
イ　生徒会活動
・被災地の高等学校や高齢者などへの励ましのメッセージや募金活動など、生徒の創意を生かした自発的、自治的な活動を推進する。
ウ　学校行事 ― 健康安全・体育的行事
「避難訓練」
・地域の関係機関と連携した実践的な避難訓練の実施や地域と一体となった防災訓練の実施等により進んで防災対応能力を身に付けようとする態度を育てる。
「旅行・集団宿泊的行事」
・キャンプ等の野外活動において、野外炊事、火おこし、飲料水の確保などを体験する機会を設け、サバイバルスキルを身に付けることができるようにする。また、宿泊施設などの防災・避難の仕方についても理解を深める。

（部活動）
郷土部、科学部などは、地域の自然災害等の歴史や自然災害の発生の仕方等の調査研究や発表、あるいは、JRC(Junior Red Cross)や家庭クラブ等での奉仕活動等ができるようにする。

総合的な学習の時間（小・中学校を参照）

⑦特別支援学校

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における指導内容に準ずるとともに、児童生徒一人一人の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて指導する。なお、知的特別支援学校においては、次の例を参考にして指導する。

<小学部>
生活科「健康・安全」

【危険防止】
（1段階）教師と一緒に様々な活動をする中で、階段や段差などに注意して歩くこと、刃物や器具類などを一人では扱わないこと
（２段階）教師の指示や援助を受けながら、安全に遊具や器具などを扱ったりすること、ガスの栓、マッチ、刃物などの危険な物に必要以上に触れないこと
（３段階）自分で気を付けながら、安全に遊具や日常生活で使用する器具等を扱うこと
危険な場所や状況を知らせ、自分から回避したり、大人に知らせたりするなど適切な対応ができるようにすること

【交通安全】
（1段階）教師と一緒に、交通信号に気を付けながら通行することや道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ること
（２段階）教師と行動をともにしながら、自動車や自転車に気を付けること、友達と横に並ばないで歩くこと、道路の横断では手を上げて渡ること
（３段階）自分から交通安全に留意し、様々な信号機があることを知るとともに信号に従いつつ左右を確認して渡ったり「止まれ」「通行止」「横断禁止」「危険」などの標識を理解すること

【避難訓練】
（1段階）教師と一緒に避難訓練に参加し、騒いだり走り回ったりせずに、机の下に隠れたり、教師と手をつなぐなどして、避難場所に移動をすること
（２段階）教師の指示により、友達と一緒に行動すること、「火事」「地震」「避難」などの言葉の意味を理解すること
（３段階）教師の指示を適切に理解し、自分で安全な体勢をとったり、移動時には集団として行動したりすること

【公共施設】

（１段階）教師と一緒に児童にとって身近な広場、児童館や公衆便所などの公共施設を利用すること

（２段階）図書館、体育館、児童館や公衆便所などの身近な公共施設のおよその働きが分かり、教師の援助を受けながら利用すること

（３段階）警察署、消防署、郵便局、病院などのおよその仕事の様子が分かり実際に利用すること

<中学部>

社会科「公共施設」

・日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。

（公園、広場、公民館、児童館、市役所、学校、図書館、郵便局、警察署、消防署、病院など）

理科「事物や機械」

・身近な事物や機械・器具の仕組みと扱いについて初歩的な知識をもつ。

（日常生活で扱う電気、洗剤、サラダ油や天ぷら油などの食品、プロパンガスや都市ガスなどの熱源、金属、プラスチック、ガラス等）

<高等部>

社会科「公共施設」

・日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。

（中学部の内容に加え、職業安定所、公共交通機関、電気、ガス、水道など）

理科「事物や機械」

・様々な物質の性質や機械・器具の種類、構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。

（中学部の内容に加え、漂白剤や殺虫剤等の薬品類、ワックス等の油脂類、ガソリンや灯油、卓上コンロ用のガス等）

・自然の事物・現象について理解を図るとともに、自然と生活との関係について理解を深める。

（地震や火山活動、台風が生活に大きな被害を与えることなどの初歩的な理解）

家庭科「家庭生活に関する事項」

・被服、食物、住居などに関する実習を通して、実際的な知識と技能を習得し、生活に生かす。

（防犯ベル、火災報知器、消化器などの正しい取り扱い方を知ること、地震、

台風、洪水などの時の行動の仕方を知ること）

（３）　家庭、地域社会における教育の機会

学校における防災教育は、家庭や地域社会の関係機関・団体の理解や協力を得ながら、教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、計画的・組織的に進めることが必要である。しかし、生涯にわたり災害に的確に対応できる資質や能力を育て、生きる力をはぐくむためには、家庭や地域における実践的な教育が重要である。

そこで、学校における防災教育との密接な関連を図り、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、防災対応能力を育成する必要がある。例えば、家庭における家族会議、防災教育センター等における体験学習の実施、地域の消防署や公民館等による防災に関する講座や体験学習、地域と学校の合同防災(避難)訓練の実施等などが考えられる。

さらに、児童生徒が地域の一員としての役割を持ち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えることも重要である。このような地域社会や家庭における多様で主体的な活動が、地域社会や家庭の教育力を向上させるとともに、将来地域を担うべき児童生徒の防災対応能力の向上及び防災への自立を促すものと考えられる。

（４）　防災教育に関する年間指導計画

年間指導計画は、学校安全計画のねらいを効果的に達成するため、年間を通じて指導を計画的に行うとともに、季節や学校行事及び児童生徒の事故の発生傾向等に照らして最も効果的で有効な時期や時間に系統的・計画的な指導を行うためのものである。

したがって、全体計画に盛り込んだ事項をさらに具体的かつ詳細に計画し、学級・学年・学校全体などの視点から各々の関連を十分に配慮して作成することが必要である。

しかし、指導にあたっては、年度途中で新しく生起する問題の出現も予想され、計画的な指導が困難な場合もある。したがって、学級活動等の場合においても、年間指導計画に基づいて指導することを原則としながら、必要に応じて指導計画に弾力性を持たせることが必要である。

〈学級活動・ホームルーム活動の年間指導計画〉

学級活動における安全指導(災害安全)のねらいを効果的に達成するには、災害安全の内容について、児童生徒の発達段階に応じて系統的、計画的に行う指導を基本として年間計画を作成するが、学校や学級生活の中で随時生起する問題については、必要に応じ、適切な指導を行うことができるようにすることが必要となる。

この系統的、計画的な指導は、季節や学校行事、災害の発生傾向及び地域の防災関連行事等に照らして1単位時間で行う指導である。

さらに、朝の会や帰りの会等の日常の活動を活用した指導があるが、これらの指導を効果的に進めるためには、どのような内容を、いつ、どのような場や方法で行うかを定めた「年間指導計画」を次の点に配慮して立案する必要がある。

① 学校における安全指導の目標、内容に基づき、学年の指導のねらいや重点を明確にする。
② 災害安全の中で、自然災害時の安全の内容について1単位時間で指導する内容を明確にする。また、指導時間の弾力的運用や学校の実情に応じて20分程度の短い学級活動の時間を設定することなども検討する。
③ 1単位時間で行う指導については、学年別に主題を設定し、指導のねらいと内容、指導の時期などを明確にする。
④ 学級活動や学校行事の実施との関連を図って、できるだけ計画的・組織的に指導を行うことができるようにするため、主題を設定し指導の重点を明確にする。
⑤ 指導方法については、児童生徒の活動や視聴覚教材等を積極的に取り入れ、実践意欲が高まるようにする。
⑥ 資料については、児童生徒の実態、地域の実情に即した具体的な課題や過去の災害事例を整備し、災害時の自分自身の行動を考えさせるような内容の資料も加えておく。

〈学校行事(健康安全・体育的行事等)の年間指導計画〉

学校行事の年間指導計画は、健康安全・体育的行事や勤労生産・奉仕的行事において、防災のための指導やボランティア教育を位置付けて計画することになる。

指導の場や時間についても、休み時間や学校裁量の時間など教育課程外での指導について十分検討する必要がある。さらに、休業となる土曜日や日曜日等を活用した地域や家庭等が主体となる防災活動やボランティア活動への協力を視野に入れた計画の立案も大切である。

特に、避難訓練は、地震や火災などの災害に際して児童生徒が常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、災害時に地域や家庭において、自ら進んで他の人々や集団、地或の安全に役立つことができるようになることを目指して行われるよう、次のような点に留意して立案する必要がある。

① 避難訓練の内容は、学校の立地条件や校舎の構造等について十分考慮するとともに、形骸化しないよう、多様な災害を想定して行うこと。
② 実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定すること。
③ 避難訓練は、休憩時間中や清掃中、さらに登下校中の場合なども想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせ、いかなる場合にも安全に対処できるように配慮する。
④ 避難訓練が形式的にならないように学級（ホームルーム）活動との関連を図って、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。

学校における防災教育の体系

☆印：学習指導要領に示されている防災に関連する内容
●印：学習指導要領には示されていないが、工夫によって防災教育として取り扱える内容

自他の生命尊重という基本理念に立ち、児童生徒が自然災害の発
理解し、災害時における危険を認識して日常的な備えを行うととも
めの行動を迅速にとれるような態度や能力を身に付けることができ
あわせて、災害時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全

	教　　科	道　　徳	特　別
ねらい	災害のメカニズムや特性、防災体制の知識（原理、法則）の理解、思考力・判断力の育成等	生命尊重、他の人々への思いやり、奉仕の精神などについての道徳的な心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度などの育成	日常生活におけ え、災害時にお 及び状況に応じ 行動等の実践的

幼稚園

（領域）「健　康」
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う
・災害時などの行動の仕方が分かる
・安全に気を付けて行動する

（領域）「人間関係」
他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て人とかかわる力を養う
・友達と積極的にかかわり、喜びや悲しみを共感し合う

（領域）「環　境」
周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う
・身近な動植物に親しみをもって接し生命の尊さに気付き大切にしたりするいたわったり、大切にしたりする

（領域）「言　葉」
経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う
・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す

（領域）「表　現」
豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする
・感動したことを伝え合う楽しさを味わう

小学校

☆社会科
３・４年「人々の安全を守る」
・災害や事故の防止
５年「国土の自然」
・森林資源の働き
☆理科
５年「流水の働き」
・流れる水の働き
「天気の変化」
・天気の変化
６年「土地のつくりと変化」
・火山の噴火や地震による土地の変化
○体育科（保健領域）
５年「けがの防止」
・生活安全、交通安全
○家庭科
５～６年「調理の基礎」
・コンロの安全な取扱い

１～２年
主として自分自身に関すること
・健康や安全に気を付けた生活を送る
・身近な人に温かい心で接し、親切にする。
・「生きている証」を実感し、そのことに喜びを見いだし、生命を大切にする。
・働くことで役に立つうれしさ、やりがい自己の成長を自覚し、みんなのために働く。

３～４年
主として他の人とのかかわりに関すること
・相手の立場を考え親切にする
・命あるもの全てを大切にする
・自分の役割を果たし、進んで働こうとする。

５～６年
主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること
・受け継がれる命について深く理解し、自他の生命を尊重する。
主として集団や社会とのかかわりに関すること
・相手のためになることを考えて、だれに対しても親切にする。
・身近な集団に対して自己の役割と責任を果たして、成因相互のかかわりを大切にして協力する。
・勤労が社会生活を支えるものであることを理解し、奉仕活動などに積極的に取り組む。

学級活動
健康安全に関
学校行事
健康安全・体
・避難訓練、災センター
遠足・集団宿
・自然教室、のサバイバ成
・消防署、防学等
児童会活動
安全集会　そ
クラブ活動
科学クラブ等

中学校

☆理科 第２分野
「大地の成り立ちと変化」
「自然と人間」
☆保健体育（保健分野）
「傷害の防止」
・自然災害による傷害の防止、応急手当
○技術・家庭科 家庭分野
「自然災害に備えた安全な住まいの工夫」
☆社会　地理「日本地域特色」

主として他の人とのかかわりに関すること
・自他の存在のかけがえのなさを自覚し、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
・生きとし生けるものの生命の尊厳に気付き、自他の生命を尊重する。
・自己の所属する集団の成員としての役割と責任を自覚し、果たすことによって集団の向上を図る。
・勤労や奉仕を通して、社会に貢献することの大切さを自覚し、公共の福祉と社会生活の発展のために尽くす。

学級活動
健康安全に関する指導
学校行事
健康安全・体育的行事等
・避難訓練、防災教育、防災セ
旅行・集団宿泊的行事等
・自然教室、キャンプ等でのサルの育成
・勤労体験、奉仕的行事、ボラ
体験
生徒会活動

高等学校

☆保健体育科（科目保健）
「現代社会と健康（応急手当）」
○公民科 倫理
「現代と倫理（人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間のかかわり）」
☆理科 地学Ⅰ
「地球の内部、火山と地震」
☆家庭科 家庭総合 生活技術
「住生活の管理に関する内容」

ホームルーム活動
健康安全に関する指導
学校行事
健康安全・体育的行事等
・避難訓練、防災講話、防災セ
生徒会活動
ボランティア活動体験

＊この他にも、教科等で間接的に教材として防災にかかわるものを取り上げることなども可能と考えられる。

生メカニズム、災害の特性、防災体制の仕組みなどについて
に状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するた
るようにする。
に役立つことができるような態度や能力を養う。

（密接な関連・協力）

活　動

る災害への備
ける安全確保
た的確な判断、
能力の育成

(園の行事等)
避難訓練の実
実施
防災センター
見学

する指導

育的行事等
防災教育、防
等
泊的行事等
キャンプ等で
ルスキルの育

災センター見

の他

ンター体験等

バイバルスキ

ンティア活動

ンター体験等

総合的な学習の時間

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力等の育成

小学校第３学年以上

・各学校の計画により、内容を設定する。
・児童生徒が学習しようとする内容の予想される課題の一例として、次のようなものが考えられる
・各学校の創意工夫で計画する。

○災害に強い家と弱い家調べ
○災害の種類と備え調べ

○自然災害のメカニズム調べ
○地域の災害と日本の災害調べ
○防災を題材とした絵本やカルタ作り
○救出や応急手当の方法調べと実習
○災害ボランティアの活動調べや実践
○防災にかかわる人たちの仕事調べ　等

＊体験的、探究的な活動が展開されることが必要

課　外　指　導　等

必要に応じ、地域と連携して避難訓練、防災講話、防災センター体験的学習などによる防災対応能力の育成

防災講話

地域の防災訓練への参加、防災センター等での学習等

＊学校行事等との関連で調和を保って実施する

防災講話

地域の防災訓練への参加、防災センター等での学習等

＊学校行事等との関連で調和を保って実施する

防災講話

地域の防災訓練への参加、防災センター等での学習等

＊学校行事等との関連で調和を保って実施する

家庭・地域社会での防災教育

災害の危険、安全の確保等に関する実践的な理解、日常生活における道徳的な心情や防災への自律的態度の育成及び実践的な防災対応能力の育成

防災に関する保護者の研修の実施
・防災講演会
・防災教室等

学校と連携した活動の実践
・登下校時の避難訓練
・災害時を想定した保護者者による訓練
・学校が避難場所となった場合の対応訓練
・災害時の対応（ボランティア活動も含む）訓練等

ＰＴＡや地域の関係機関、団体等の主催する土曜日、日曜日、休業日等を活用しての各種行事等の開催
・幼年、少年防災教室の開催
・地域ぐるみの防災訓練
・子供会のキャンプ等でのサバイバルスキルの養成や自然体験、協働作業体験
・防災センターでの体験学習
・学校が避難場所となった場合の対応訓練

・災害時の対応（ボランティア活動も含む）訓練等

日常の地域活動の推進
・幼年、少年消防クラブ等の育成
・防災環境の整備、環境浄化
・ボランティア活動の推進
・防災に関する広報活動等

2　防災教育の指導例

（1）　幼稚園　年長児対象　園行事

行事名　「防火パレード」

①　事前指導
- 春の火災予防週間について知らせる。
- 防火パレードについて知らせ、約束事を確認する。
- ○○町消防署と事前に打ち合わせし、準備をする。
- 保護者や地域に行事の趣旨や防火パレードについて知らせ、理解と協力を得る。

②　ねらい　　火災の怖さ、防火の大切さについて知り、火遊び、子どもだけによる火の扱いをしないこと等を約束することができる。

③　展　開

活　動　内　容	環　境　・　援　助	資料・準備
1　消防署の人の話を聞く。 ・火災の恐ろしさを知る ・マッチ、たき火等、火遊びをしないことを約束する ・火災予防の合い言葉を全員で復唱する	○大切な命や家を失う恐ろしさを家の人や多くの人にも伝えたいという気持ちをもたせる。 火の用心、マッチ１本火事のもと 父さん　タバコに気を付けて 母さん　コンロに気を付けて 子どもは　火遊びいたしません	・合い言葉 ・消防署からの準備 子ども用はっぴ 拍子木 まとい
2　出発式で園に残る年中、年少児に挨拶をする。	○園を代表して出かけることを自覚させる。	・横断旗、笛等
3　園付近の約８００mのコースをパレードする。 ・元気な声で、地域の人に知らせる	○交通ルールを守り、安全に歩行しながら呼びかけられるようにする。	
4　園に戻って振り返る。 ・防火パレードについて ・火災の恐ろしさについて ・消防署の人にお礼を言う	○交通ルールを守って回れたかどうか、元気な声で呼びかけられたか、家へ帰ってから伝えたいことは何か等、振り返らせる。 ○感謝の気持ちを言葉で伝えられるようにする。	

④　事後指導
- 活動内容や子どもの様子をたより等で保護者にも伝え、家庭でも火遊び等をしないことについて話してもらう。

（2）　小学校第２学年：学級活動指導案

題材　「火事になったらどうするの」

①　事前指導

身近であった火事（最近あった火事）をとりあげ、火事のとき、どうするかを投げかけておく。

②　ねらい　火事による危険について理解し､その場に応じた避難の基本的な行動ができるようにする。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　火災を見たときの経験やテレビ・新聞等で知った火災のことについて話し合う。	○火事の恐ろしさを分かるように資料を提示する。 ○火や煙にまかれやけどしたりときには命が奪われることについて気づかせる。	・写真、ＶＴＲ、新聞記事等
2　避難するとき、どんなことに気を付けたらよいか話し合う。 ・校内放送がかかったとき ・避難するとき 「お／か／し／も」	○具体的な場面を示し、どんな行動をしようとするのか考えさせる。 ・火災場所、火災の状況、先生の話、指示をしっかり聞く ・カーテン、窓を閉める ・電灯、ストーブを消す ・身支度をする（ハンカチ、防災頭巾等） ・「お／か／し／も」の意味を確認する	・火災報知器のベル音、緊急放送のテープ ・避難場所、経路図 ・「お／か／し／も」の掲示用資料 お：おさない か：駆けださない し：しゃべらない も：もどらない
3　避難場所でどんなことに気を付けたらよいか話し合う。	○第二避難場所があることを知らせ、どんなときにそれが必要になるか考えさせる。 ・避難経路、避難場所も火災場所や風向きによって危険になることを理解させる ・先生の話や指示をしっかり聞く 「おかしも」の「し」 口チャック	・第二避難場所図 ・第二避難経路図
4　学んだことを生かして、避難の仕方をやってみる。	○火災報知器のベル音、緊急放送のテープを流し、実際に避難する。 ・ベル音を聞いたら、口チャック	・ストップウォッチ
5　避難の様子を振り返り、大切なことを確かめ合う。	〈本時の評価規準〉 火災の危険について知り、諸注意を守って、落ち着いて避難することができる。（技能・表現） ○落ち着いて、きびきびと、静かにできた姿を価値づける。 ○学校だけでなく、いつでも、どこでも大切なことであることをおさえる。	・振り返りカード 自己評価の観点「お／か／し／も」

④　事後指導

・学校生活の中で、落ち着いて行動する場面や、指示や説明をしっかり聞くべき場面で、本時の学習とつなげて指導を行う。

（3）　小学校第２学年：学級活動指導案

題材　「地震になったらどうするの」

①　事前指導

帰りの会等で最近あった大地震の状況や今後起こりうる地震についての話をして、地震災害の恐ろしさと被害を少なくする行動の仕方の大切さについてもふれておく。

②　ねらい　教室内で地震が起きたときの避難の仕方を知り、身の安全を守るための基本的な行動を身に付けることができる。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　地震の恐ろしさについて話し合う。 ・蛍光灯が落ちてくる ・建物が歪みドアが開かない ・窓ガラスが割れる ・花瓶が落ちる　　など	○地震で被害のあった児童の作文を聞かせたり、写真、ＶＴＲを通して、教室内で大きな地震が起きたときの様子や恐ろしさを想像させる。 ○大地震が起きたとき、教室の中で、どのような危険があるか、具体的に気付かせる。 ○大声や悲鳴などから、気持ちの様子に触れる。（怖い、不安、心配、パニック）	・録音テープ（地震が起きたときの音：ガタガタ、ガチャーン、悲鳴等） ・作文、写真、ＶＴＲ、新聞記事　等
2　教室で大地震にあったとき、どうしたらよいか話し合う。 ・机の下にもぐって頭を守る ・机の脚をつかんで倒れないようにする ・校内放送、先生の話を聞く ・頭巾をかぶる ・避難するとき 「お／か／し／も」の約束 （教師は出入口を開放する）	○練習や訓練を通して学んできているので、「なぜ、そうするのか」を安全とかかわらせて話せるように助言する。 ○避難するときに、一番危険なことはパニックに陥ることであることを分かりやすく話す。 ・避難途中で地面が揺れる場合が考えられる ・カーテン、窓を閉める ・電灯、ストーブを消す ・身支度をする。（ハンカチ、防災頭巾等） ・「お／か／し／も」の意味を確認する	・具体的な行動が分かるように描いた絵 ・学級掲示の「お／か／し／も」、避難経路図
3　学んだことを生かして、避難の仕方を練習する。 ・放送の聞き方 ・先生の指示の聞き方 ・避難するとき	○火災報知器のベル音、緊急放送のテープを流し、実際に避難する。 ・ベル音を聞いたら、口チャック ・一次行動の指示（机の下にもぐる） ・二次行動の指示（防災頭巾をかぶって教室後ろに二列で並ぶ） 〈本時の評価規準〉 室内における地震の危険について知り、先生の指示に従って、安全に行動することができる。（技能・表現）	・火災報知器のベル音、緊急放送のテープ ・避難場所、経路図
4　避難の様子を振り返り、生命を守る行動がとれたことを確かめ合う。	○ 落ち着いて、きびきびと、静かにできた姿を生命を守る行為として価値づける。 ○学校だけでなく、いつでも、どこでも大切になることであることをおさえる。	・振り返りカード 自己評価の観点「お／か／し／も」 地震のときに気を付けたいこと

④　事後指導

・その後にある地震災害を想定した避難訓練において、その様子に基づき、再度指導する。

（4）　小学校第４学年：学級活動指導案

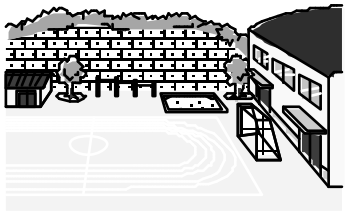

題　材　「体育館にいるとき地震が起こったら」

①　事前指導

帰りの会等で最近あった大地震の状況や今後起こりうる地震についての話をして、地震災害の恐ろしさと被害を少なくする講堂の仕方の大切さについてもふれておく。

②　ねらい　　体育館にいるときに大きな地震が起こったときの正しい行動を知り、身の安全を守るための基本的な行動を身に付けることができる。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　体育館にいるときに地震が起こったらどうするか話し合う。 ・真ん中へ行く　・外へ出る ・教室に戻る	○自分のとる行動を実際に行わせ、どうしてそうしたのか考えさせる。 （行動パターンを整理し、どうしてその行動をしたか、自分の考えを出させる。）	・地震の録音テープ
2　教室内での身の守り方を確認し、教室と体育館の違いについて話し合う。 ・教室：机の下にもぐり、頭や体を守る ・体育館：机がない、高いところに窓がある	○教室では机の下にもぐることにより、頭や体を守ることができたのに対して、 ・体育館では身を守るための机がないこと ・身の守り方を知らないこと などから、どうしたらよいか分からず、あわててしまったことに気づかせる。	・教室での対処の仕方
3　どんな行動をとればよいか、実際にやりながら、その意味を理解する。 （教師は出入り口を開ける） ・中央に集まる ・身を低くしてかがむ ・天井、張り、照明器具などの落下物に注意する ・放送などの指示により、速やかに戸外の避難場所に移動する ・お／か／し／も	○出口の確保は必要だが、激しい揺れがおさまってからでよいことを話す。 ○座り込むのではなく、身体を縮め物の当たる表面積をできるだけ小さくさせる。 ○頭部の保護に努め、何もない場合は掌を組んで手と腕で覆うようにさせる。 ○激しい揺れは長く感じるが、一時的で必ずおさまること、 ・そのわずかな時間の中で命を守る体制をとること ・決してあわてないこと を強調する。	・体育館から避難場所への経路図 ・「お／か／し／も」 お：おさない か：駆けださない し：しゃべらない も：もどらない
4　学んだことを生かして、避難の仕方を練習する。	○子どもの動きを観察し、学習したことが生かしているか見届ける。 〈本時の評価規準〉 体育館で大きな地震にあったときの身の安全を守る行動をすることができる。（技能・表現） ○命を守る行動を真剣に学んだ姿を価値付け、今後に生かすよう話をする。	・地震の録音テープ

④　事後指導

・その後にある地震災害を想定した避難訓練において、意図的に体育館からの避難を位置づけ、その様子に基づき、再度指導する。

（5）　小学校第４学年：学級活動指導案

題　材　「給食の配膳中に地震が起こったら」

①　事前指導　地震発生時の学校内における基本行動を確認する。

②　ねらい　　教室内で給食配膳中に地震が起こったときの予測される危険を知り、身の安全を守ることができるようにする。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　給食の配膳中に大地震が起こったら、どのような状況になるか、どのような危険が発生するか考える。	○ＶＴＲを見せ、今まで自分が体験した地震との違いに気付かせる。 ○実際に使用している食器などを使い、予想される状況や危険についてイメージしやすいようにする。	・食器類 ・エプロン（給食当番） ・今日の献立
2　地震発生時における自分や仲間の行動について考える。 ①「まだ配膳されなくて、自分の席で待っているとき」 ・机の下にもぐり込む ②「配膳されて席に着いているとき」 ・机の下にもぐり込む ③「配膳台のところで並んでいるとき」 ・お盆で頭を守る ・机か椅子の下にもぐり込む ④「配膳盆で配っているとき」 ・机の下にもぐる ⑤「給食当番で配膳しているとき」 ・配膳台から離れ、安全な場所に移動する	○①～⑤のいずれかを選んで、グループでブレインストーミング形式で行動の仕方を発表し合うようにする。 ○どんな行動をとったか、それはどんな理由からか意見を出させる。 ○配膳台上の危険な物に気付かせる。 ○食缶に熱い物が入っている場合は、やけどなどの危険性があることに気付かせる。 ○危険な物を除去することよりも、素早く身の安全を守ることを強調する。 ○頭部の保護に努め、何もない場合は掌を組んで手と腕で覆うようにさせる。	・役割分担 給食当番 並んで待っている人 自分の席で待っている人 ・これまでの学習で使用した教室での対処の仕方を提示する。 ・考えられる危険とそれに対処する方法を書き記す用紙を配る。
3　考えを交流し合う。 4　給食準備中に大地震が起きたときの避難の仕方を行ってみる。	＜本時の評価規準＞ 給食準備中に大きな地震があったときの身の安全を守る行動をとることができる。（技能・表現）	・その他の状況の場合についての資料
5　避難の練習を反省し、まとめる。 ・素早く身を守る	○激しい揺れは長く感じるが、一時的で必ずおさまることから、この瞬間に何ができるかが大切であることをおさえる。	

③　事後指導

・掃除の時間等、学校生活のあらゆる時間の中で地震が発生したときの行動について考えるようにする。

（6）　小学校第６学年：学級活動指導案

題　材　　「地震と二次災害（火災）」

①　事前指導　これまで発生した地震とその様子について調べる。

②　ねらい　地震の発生時の危険や二次災害の危険について理解し、適切な行動ができるようにする。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　地震の二次災害の怖さについて考え、話し合う。 ・火災　・津波　・建物の崩壊 ・土砂崩れ	○大地震の報道や資料を参考にしながら、大地震やその二次災害の怖さについて実感できるようにする。	・写真 ・ＶＴＲ ・新聞記事
2　地震から火災が発生したら、さらにどのような危険が生じるか知る。 ・火災だけの場合との違いから考える	○地震から、二次災害の火災が発生した場合どのような危険があるか気付かせる。 ・倒壊物と火災（煙）により避難経路がふさがれる	
3　二次災害として火災がなぜ起こるか、原因とその対応について考える。 ・火を消さない ・電気器具のスイッチがオンになっている ・ストーブが倒れる	○グループによる話し合い､原因を考えさせる。 ・資料をもとに、いろいろな角度から交流する ○学校、家庭の二つの場合に分けてグループで話し合って、まとめさせる。 ・学校：理科、家庭科など火気を取り扱う場合を中心 ・家庭：調理時、暖房器具やドライヤーなどの使用中を中心 ○激しい揺れのときは消火できないことからまず身を守ること、おさまったら次の行動（消火）を起こすことをおさえる。	・消防署の資料 ・防災パンフレット ・考えられる危険とそれに対処する方法を書き記す用紙や短冊
4　二次災害を想定した安全な行動の仕方を実際に行う。	＜本時の評価規準＞ 地震が起こったときは、二次災害として火災が発生しやすいことを理解し、場面や状況に応じて安全な行動をとることができる。(技能・表現）	
5　安全な行動の仕方をまとめる。	○どうすれば安全に行動できるかをまとめ、心構えをしっかりもてるようにする。	

④　事後指導

・予想される二次災害も含めた地震発生時における安全な行動の仕方をまとめる。（掲示物等を作成する。）

（7）　中学校第３学年：学級活動指導案

題　材　　「大地震に備えて」

①　事前指導　地震災害や居住地域の避難場所について調べる。

②　ね ら い　　ア　突然襲ってくる大地震に対し、家族防災会議や家族との連絡方法について話し合うことの大切さを理解し、万一に備えることの必要性について認識を高めることができる。

イ　大地震に伴う災害発生後、中学生としてできる地域での活動について考え、ボランティア活動の大切さについての意識を高めることができる。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・評価	資　　料
1　地震の災害について調べたことを発表する。 ・大地震の被害について ・避難場所での生活について ・ボランティア活動について	○多くの人命を奪った阪神・淡路大震災の被害について、感じたことや教訓としたことについて意見交流をさせる。 ○避難場所での生活やボランティア活動についても意識させる。 ○家族との連絡の必要性について意識付けをする。	・地震災害のビデオや写真 ・避難場所やボランティア活動の写真
2　今、地震が起きたとしたら、家族とどのような連絡をとるのか考える。	○在校中に大地震が発生したとき、家族は何をしているか考えさせる。 ○非常時の電話連絡はかなり困難であることを理解させる。	・家族での話し合いの例のプリント
3　学校以外のときはどうすればよいか考える。 ・登下校中 ・外出中	○直接自宅へ連絡できないときの連絡場所や遠くの親戚や知人の家にする方法などもあることに気付かせる。 ○地域の避難場所の存在とその場所について知らせる。	・地震が起こったときの行動例のプリント ・居住地域の避難場所の地図 ・非常持ち出し品の例
4　日常の備えについて話し合う。 ・家族との連絡方法の決定 ・居住地域の避難場所の確認 ・非常時の備蓄や家具の固定	＜本時の評価規準＞ 大地震が発生した場合、家庭との連絡のとり方や中学生としてできる地域でのボランティア活動の大切さについて理解し、行動できる。（技能・表現）	
5　本時の学習から、これから自分でできること、しなければならないことを発表する。	○発表内容から、大地震に対する家庭の備えや話し合いの大切さに気付かせ、それを実行する意欲を高めさせる。	

⑤　事後指導

・大地震発生時における家族との連絡方法や避難場所、非常持ち出し品等について家族で話し合う。

（8） 高等学校：学校行事（健康安全・体育的行事）事例

行事名　「大規模地震を想定した地域の防災訓練への参加」

① ね ら い　地域の自主防災組織が主体となって実施する訓練への参加を通して、防災訓練の趣旨を理解するとともに、地震が発生した際に安全に避難できる態度や能力を養い、沈着、冷静にその場に応じた行動が実践できるようにする。
また、地域防災における高校生の果たす役割を認識するとともに、自主防災組織の担い手としての自覚を高める。

② 日　時　9月１日（防災の日）午前中

③ 場　所　各地域の防災訓練会場

④ 事前指導
・各自治体から防災訓練への参加要請に基づいて、生徒全員が訓練に参加するよう保護者あてに通知するとともに、防災訓練参加証明書を配付する。
・９月１日の数日前の夏季休業中に、生徒の居住地区ごとに作成してある連絡網による緊急連絡訓練を兼ねて電話による参加促進の呼びかけを行う。
・事前に緊急避難先調査票や居住地区の防災マップを配付し、地域の危険箇所や家族の避難経路・場所、復旧時においてボランティア活動を行おうとする施設などをあらかじめ学習させてから参加させる。
・訓練中に事故のないよう気を付けること、地区のリーダーの指示に従うこと、自ら進んで積極的に行動することなど、参加にあたっての注意をしておく。

⑤ 当日の活動

訓練内容・活動	活動上の留意点	資　料
1　同報無線による地震発生及び被害状況等の広報を聞き、家庭における出火防止等の安全対策を行う。	○事前に家庭において決められた自分の役割を冷静に、しかも確実に実施する。	・家庭における役割（事前配付）
2　事前に決めてある避難経路に従って会場に行く。	○会場へは、災害時と同様に自転車などを使わずに徒歩で行く。	・避難経路（事前配付）
3　自主防災組織の指導者の指示に従って整列する。	○小・中学生を指導しながら整列し、目的や訓練内容をしっかり把握する。	
4　指示に従って訓練活動を行う。 ・避難誘導訓練、救出救護訓練 ・起震車での地震体験訓練 ・防災資材、機材点検訓練 ・煙体験訓練、炊き出し訓練	○高校生としての自覚を持って積極的な態度で参加するとともに、小・中学生をリードする。 ○高齢者や障がい者などへの配慮も心がける。 〈本時の評価規準〉 各自の役割を理解し、訓練に積極的に参加している。（関心・意欲・態度）	・自主訓練説明書（当日配布）
5　整列して、自主防災組織指導者の訓練講評を聞く。	○自分の訓練活動を振り返りながら聞く。	

6　訓練終了後に、学校が配付した防災訓練参加証明書に訓練内容や感想を記入し、自主防災組織の責任者から参加証明書をもらう。 7　家庭において、防災訓練活動の内容や感想、家庭の防災対策などについて話し合う。	○訓練内容や訓練の意義、自分の参加姿勢などを記入する。 ○家庭や地域における自分の果たす役割を再確認する。 〈本時の評価規準〉 地域防災の担い手としての高校生（自分）の果たす役割についての認識を深めている。（関心・意欲・態度）	・防災訓練参加証明書（事前配付）

⑥　実施上の留意点

・防災訓練の実施主体は、各地域の自主防災組織であるため、当日の訓練活動における生徒の指導は自主防災組織の指導者にお願いする。
・事前に各自治体に高校生の役割を明確にするよう要請する。
・地域の防災訓練への参加促進のため、始業式（９月１日）を行う場合は、式を午後に実施することや日曜日の場合は午前中の部活動を中止したりするなどの配慮をする。
・担当教員が巡回して生徒の参加の実態や訓練などの実施状況を把握する。

『車椅子でこんな事故が起こっています』

利用者自身が操作

ケース１
脳梗塞で両足が不自由なため、左手で車椅子を運転していたが自宅廊下でふすまにぶつかり、その反動で車椅子ごと後ろへ転倒し、頭部を打撲した。

ケース２
車椅子に乗っていて、少し高いところの物を取ろうと立ったときに、ブレーキをかけていなかったため前にのめり、転倒して家具に頭をぶつけ、骨折した。

介助者が操作

ケース３
トイレに立つ際、足置きを左右に上げて縦にし、手すりを持って立ち上がった。
ふくらはぎの皮膚が足置きの段差にひっかかっており、それに気づかず介護する人が車椅子を引いたところ、皮膚が引っ張られ７～８㎝切れた。

環境が要因

ケース４
道路を車椅子で横断中に、道路のくぼみに車輪が入り転倒し、足を骨折した。

ケース５
車椅子に乗っていて、台所の段差で転倒し、車椅子から落ち、足を骨折した。

電動車椅子

ケース６
電動車椅子を運転中、ギアの故障で転倒し、３ヶ月入院のけがを負った。
ケース７
電動車椅子で歩道の路肩に乗ろうとして、後ろにひっくり返り頭蓋内損傷を負った。

（9）　特別支援学校（盲）（小学部第６学年）：学級活動指導案

題材名　　「家族防災会議を開こう」

①　ね ら い　視覚障がい者の震災体験から、災害が発生したときに起こる危険を予測して、常に安全を確認し、的確な判断のもとに、安全に行動できる態度や能力を養う。

②　指導計画　　ア　本時の指導：視覚障がい者の震災体験を通し、自分たちの命が様々な人の手で守られていることを知り、災害時の行動と日常の安全確認への意欲化を図る。

　　イ　事後指導　：日常の災害への対応と避難の行動化を図る。

③　展　開

学習内容・活動	教師の指導・支援	資　　料
1　震災で自分たち視覚障がい者にどのような危険や困難が生じるか話し合う。	○予想されることを自由に発表させる。 ○体験記録を読み聞かせ、避難所生活の苦労にも触れる。	・阪神・淡路大震災地震災体験記録集
2　災害から生命や生活を守る社会の仕組みについて考える。	○消防署、警察署、自衛隊、病院等の活躍ぶりを紹介し、被災者の感謝の気持ちに共感させる。	・震災の記録（ダイジェスト）避難場所やボランティア活動の写真
3　学校以外のときはどうすればよいか考える。 ・登下校中 ・外出中	家族との連絡の必要性について意識付けをする。 ○在校中に大地震が発生したとき、家族は何をしているか考えさせる。 ○非常時の電話連絡はかなり困難であることを理解させる。	・家族での話し合いの例のプリント
4　日常の備えについて話し合う。 ・家族との連絡方法の決定 ・居住地域の避難場所の確認 ・非常時の備蓄や家具の固定	○直接自宅へ連絡できないときの連絡場所を遠くの親戚や知人の家にする方法などもあることに気付かせる。 ○考えた方法について意見交換をさせる。	・地震が起こったときの行動例のプリント ・居住地域の避難場所の地図
5　本時の学習から、これから自分でできること、しなければならないことを発表する。	○自分ができる家族との連絡方法を考えさせる。 ○地域の避難場所の存在とその場所について知らせる。 ○自分の考えをはっきりさせる。 ○発表内容から、大地震に対する家庭の備えや話し合いの大切さに気付かせ、それを実行する意欲を高めさせる。 〈本時の評価規準〉 大地震に備えて、家族防災会議や家族との連絡方法について話し合うことの大切さを理解している。（知識・理解）	・非常持ち出し品の例

総合的な学習の時間

【地域や学校、児童生徒の実態に応じた横断的、総合的な学習】

生きる力

生き方・態度

困難にくじけず、粘り強く追究する
・分かった、できた発見した喜び

他者を思いやり大切にする
・助け、助けられる喜び

自分の生き方を見つめ考える
・人の中で、人ともに生きる自分見付け

社会に役立って生きようとする
・仲間、社会に役立つ喜び

各学年のテーマ

問題解決学習
体験的学習

問題解決の資質や能力

情報を伝える
・受け手を意識した表現、表現力

情報を生み出す
・自分の考えの創造、判断力

情報を構成する
・課題に即して再構成、思考力

情報を収集する
・解決に必要な情報（調査、観察等）

解決の見通しをもつ
・解決までの見通し、構想

問題を見付ける
・興味関心、疑問

教科・領域で身に付けた力

◇ 学校課題、児童生徒の実態等を踏まえた「育てたい資質や能力」が明確になっているか？
◇ 児童生徒に「育てたい資質や能力」を身に付けさせる学習となっているか？
◇ 「育てたい資質や能力」を踏まえた外部講師（地域講師）の活用になっているか？

例えば！

○災害時に強い家と弱い家
○災害の種類と備え調べ
○サバイバル料理の研究と調理
○自然災害のメカニズム
○地域の災害調べ
○防災を題材とした絵本やカルタ作り
○災害ボランティアについて
○防災にかかわる人たち等

資　料

■ 事故災害・感染症等発生時の県教育委員会への報告

事故等の状況		報告の方法	
		FAX・電話	文書
死亡事故		○	○
死亡事故以外	死亡のおそれ及び損害賠償責任が発生するおそれのある事故	○	○
	心身に障害が残るおそれのある事故	○	○
	上記以外の交通事故すべて	×	○

感染症・食中毒等の状況		報告の方法	
		FAX・電話	文書
臨時休業 休校 学年閉鎖 学級閉鎖	市町村立	○	○
	県立	○	○
出席停止	市町村立	×	×
	県立	×	○

（学校保健安全法施行令・規則については、平成２１年３月改訂予定のため、本資料ではこれまでの学校保健法施行規則を適用）

※市町村立学校（園）については、市（町村）立小中学校管理規則により設置者に報告。設置者は教育事務所を通じて県教委（スポーツ健康課）へ報告。（地教行第５４条による）―― 次ページを参照

※県立学校については、県教委（スポーツ健康課）へ報告。（高等学校管理規則第４８条第１項、特別支援学校管理規則第４３条１項）

※感染症・食中毒については、緊急を要するものは先ず設置者と保健所へ速報する。その後文書で報告。(学校保健安全法第１９条､学校保健法施行令第６条､同規則第２１条)
市町村立学校…地教行第５４条、県立学校…高等学校管理規則第４８条１項、特別支援学校管理規則第４３条１項

○速報（ＦＡＸ及び電話報告を要するもの）は、次の事項を事故発生当日中に行う。
(1) 学校名
(2) 被（加）害者児童生徒氏名、学年、性別
(3) 事故等の概要
(4) 被（加）害者児童生徒の状況

○感染症（学校保健法施行規則第１９条に規定する第１種は、発生した時、第２・３種は集団発生した時)、食中毒（学校給食に起因すると思われるもの）については速報の対象とする。

○文書による報告については、事故発生日より７日以内に行う。

※昭和６０年１２月１７日付教保第６９８号及び昭和５８年４月１８日付教保第１１４号（いずれも県教育長通知）による。

■学校事故等の報告（平成１９年度　岐阜県教育委員会）

事 故 発 生

幼・小・中学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所

私立学校（園）は、環境生活部人づくり文化課へ直接報告
058-272-1111
（内2460）
ＦＡＸ
058-278-2612

高等学校・特別支援学校

児童生徒の非行・事故関係

○児童生徒の非行・事故
○非行に伴う傷害・死亡
○事件等による児童生徒の被害
○自殺等

学 校 支 援 課
０５８－２７２－１１１１
（内線３６９５、３６９８）
ＦＡＸ ０５８－２７８－２８２２

児童生徒の疾病・事故

○学校教育活動における児童生徒の疾病、傷害、死亡
○交通事故
○食中毒、感染症
○学校管理外での火災及びその他の災害による被害

ス ポ ー ツ 健 康 課
０５８－２７２－１１１１
（内線３５９０）
ＦＡＸ ０５８-２７８-２８２５

学校施設・設備関係

○学校及び施設の火災、その他災害に伴う被害
○学校への盗難、器物破損

教 育 財 務 課
０５８－２７２－１１１１
（内３５６４）
ＦＡＸ０５８－２７８－２８１６

教職員に関する事故・災害

○教職員の交通事故
○体罰
○災害時における教職員の被害

教 職 員 課
０５８－２７２－１１１１
（内３５２３、３５２４）
ＦＡＸ０５８－２７８－２８１７

交通事故及び学校事故の報告にあたって

平成１２年４月１８日付け教スポ第１２７号「交通事故及び学校事故の第一報について（依頼）」で示した通り、『交通事故及び学校事故等の第一報報告書』（次ページに掲載）に必要事項を記入の上、関係機関へＦＡＸで送信する。その後、詳細を電話で報告する。（報告書については県管理規則、市町村管理規則の規定に基づく。）

交通事故及び学校事故等第一報報告書

□交通事故　□その他の事故　　□管理下　□管理外

発生日時	平成　年　月　日（　）　時　分
学 校 名	校長（　）
幼児児童 生徒氏名	（ フ リ ガ ナ ）　第（　）学年 男 ・ 女
1　傷害等の状況 2　病院名・全治期間	
1　発生場所　（　）	
2　時 間 帯	□登校中　□下校中　□授業中（　） □自　宅　□その他（　）
3　場　所	□横断歩道　□交差点　□道路　□その他（　）
4　種　類	□徒　歩　□自転車　□二輪車　□自家用車（運転：　） □その他（　）
5　原　因	□飛び出し　□同乗　□その他（　）
＜事故の概要＞ 第一報報告者氏名（　）	

岐阜県教育委員会スポーツ健康課
ＦＡＸ　058-278-2825
電　話　058-272-1111（内3590）

県立学校報告書様式　（市町村立学校（園）については市町村の管理規則に基づく）

（学校文書番号）
平成　　年　　月　　日

岐阜県教育委員会
教　育　長　様

（　学　校　名　）
校　長　　印

生徒の非行・事故に関する報告書

下記のような非行・事故が発生しましたので、岐阜県管理規則第４８条第１項の規定に基づき報告します。

記

1　非行・事故の名称	
2　発　生　日　時	
3　発　生　場　所	
4　生徒の属する課程、学科、学年、氏名、性別、生年月日等	
5　傷害の状況 ・傷害名 ・病院名 ・全治期間	
6　管　理　面	学校管理下　　学校管理外
7　事故の概要	
8　事後措置等	

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 概要

1　災害共済給付制度の性格

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡をいう）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付をいう）を行うものである。その運営に要する経費については、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれ負担することになっている。

したがって、この制度は学校の設置者と保護者が負担する共済掛金と国からの補助金により運営されている互助共済制度であり、損害賠償制度や補償制度、あるいは民間の損害保険や生命保険とは異なる制度である。

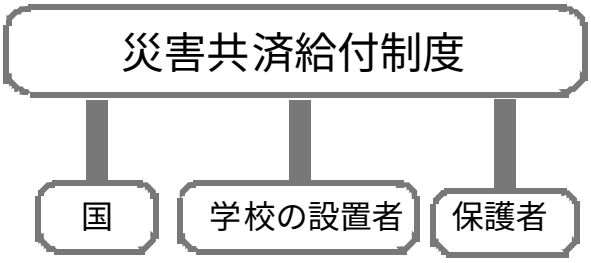

国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度

2　災害共済給付制度への加入契約

災害共済給付は、学校の設置者が保護者の同意を得てセンターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金を支払うことによって行われる。

3　災害共済給付契約の対象となる学校

義務教育諸学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部若しくは中学部を含む。
高　等　学　校	中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。
高等専門学校	――――――――――――――――
幼　　稚　　園	特別支援学校の幼稚部を含む。
保　　育　　所	児童福祉法に規定する保育所。

4　給付の対象となる災害の範囲と給付金額

平成２０年度現在

<table>
<tr><th>種 類</th><th colspan="3">災　害　の　範　囲</th><th>給　付　金　額</th></tr>
<tr><td>負 傷</td><td colspan="3">学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの</td><td rowspan="2">医療費
・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は療養に伴って要する費用として加算される分）
ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。
・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算。</td></tr>
<tr><td>疾 病</td><td colspan="3">学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの
・学校給食等による中毒
・ガス等による中毒　・熱中症　・溺水
・異物の嚥下　　・漆等による皮膚炎
・外部衝撃等による疾病
・負傷による疾病</td></tr>
<tr><td>障 害</td><td colspan="3">学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障がいで、その程度により第1級から第14級に区分される。</td><td>障害見舞金
3,770万円～82万円（通学中の災害の場合、1,885万円～41万円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死 亡</td><td colspan="3">学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡</td><td>死亡見舞金
2,800万円（通学中の場合、1,400万円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突然死</td><td colspan="2">学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの</td><td>死亡見舞金
1,400万円（通学中の場合も同額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの</td><td>死亡見舞金
2,800万円</td></tr>
</table>

（附帯業務）

前表のほか、　災害共済給付の附帯業務として以下の業務を行っている。

・供花料の支給…損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、17万円を支給

・通院費の支給…へき地にある義務教育諸学校の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、１日当たり定額1,000円を支給

5　給付の対象となる学校の管理下の範囲

学校の管理下となる場合	例　え　ば
1　学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき	・各教科（科目） ・道徳 ・自立活動 ・総合的な学習の時間 ・幼稚園・保育所の保育中 ・特別活動（学級活動、ホームルーム、児童会生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
2　学校の教育計画に基づく課外指導を受けているとき	・部活動　・林間学校　・臨海学校　・夏休みの水泳指導 ・生徒指導　・進路指導など
3　休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき	・始業前 ・業間休み ・昼休み ・放課後

４　通常の経路及び方法により通学するとき	・登校（登園）中 ・下校（降園）中
５　上記に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合	・鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との往復中 ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中 ・学校の寄宿舎にあるとき ・高等学校の定時制の過程又は通信制の過程に在学する生徒が、学校教育法により技能教育のための施設で教育を受けているとき

６　免責の特約

災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合に、センターが災害共済給付を行うことによって、その価額の限度で学校の設置者の損害賠償責任を免れさせる旨の特約（免責の特約）を付けることができる。この場合、学校の設置者は、免責の特約に係る掛金（一人当たり２５円、高等学校の通信制は2円）を負担することになる。

（注）　センターは、第三者（学校の設置者も含む）の加害行為による災害について給付をおこなったときは、センター法第３１条第２項の規定により、給付の価格の限度において被災児童生徒の損害賠償請求権を取得することになるが、学校の設置者が加害者になった場合については、この「免責の特約」が付してあるとセンター法第３１条第１項の規定によりセンターが給付した価格の限度で学校の設置者の損害賠償責任が免れるものである。

この制度は、センターが被災児童生徒の損害賠償請求権を代位行使することによる学校の設置者の突発的な財政負担が大きくなることを避けるため、これを設置者相互間で分散負担する趣旨で設けられているものである。

例：死亡で損害賠償額が5,０００万円

＜免責の特約を付している場合＞

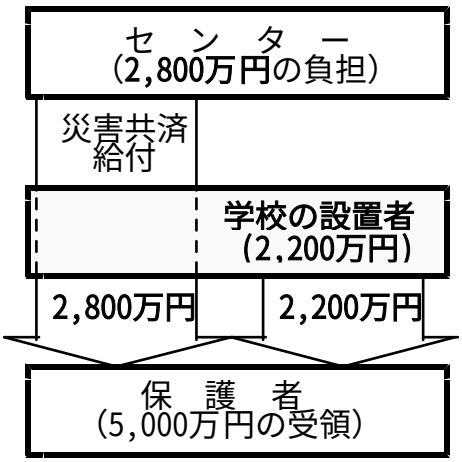

＜免責の特約を付していない場合＞

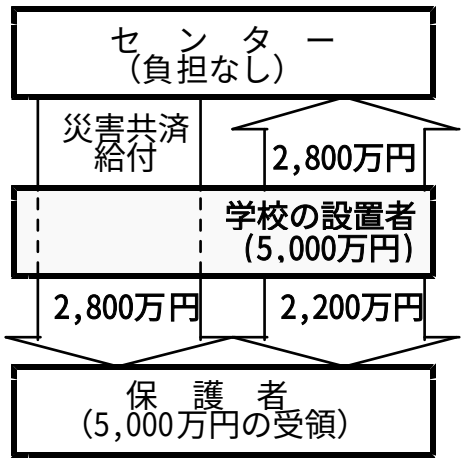

7　契約、共済掛金について

契　約　　一度締結すれば次年度以降は加入児童生徒名簿を更新すればよい。

掛　金　　学校の設置者（毎年度、その年度に加入する児童生徒の分を一括）
↓
日本スポーツ振興センター

期　限　　・災害共済給付契約の締結　　５月３１日まで
・名簿の更新　　５月３１日まで
・共済掛金の支払い　　５月３１日まで
期限内に支払われた場合…その年度の４月１日以降発生した災害が給付の対象
期限後に支払われた場合…その支払われた日以降発生した災害が給付対象

8　給付について

請　求　期　限　医療費と障害見舞金　　毎月１０日まで
死亡見舞金　　その都度

給付を受ける権利の時効　給付事由が生じた日から２年間

医療費の給付期間　初診から最長１０年間

給付されない場合・損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付を受けたとき（受けた価額の限度において給付を行わない）
・非常災害（風水害、震災等）の場合
・義務教育諸学校の要保護児童生徒に係る医療費（生活保護法による医療扶助があるため）
・高等学校の生徒、高等専門学校の学生の故意（自殺など）故意の犯罪行為によるもの

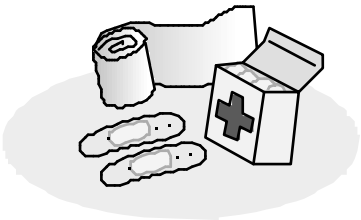

給付金の減額がある場合・高等学校の生徒、高等専門学校の学生の自己の重大な過失による災害の場合の障害見舞金及び死亡見舞金

「卒業生及び入学予定者の部活動に関する日本スポーツ振興センター災害給付について」

中学校、高等学校に関して卒業後・入学前における部活動については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規定」に以下のように記載されている。

このことを十分踏まえ、各学校においては部活動の計画を立案することが大切である。

1　中学校に関して

（1）卒業式後、３月３１日までの間の卒業校での部活動

・卒業式前に学校長が承認し、あらかじめ当該校の教育活動に位置付けた部活動に参加する場合、３月３１日までの活動が給付対象となる。

（2）卒業式後、３月３１日までの間の進学予定校での部活動

・卒業式後、３月３１日までの間に進学予定校の部活動に参加した場合は、給付対象とならない。

2　高等学校に関して

（1）卒業式後、３月３１日までの間の卒業校での部活動

・指導要録上の卒業日翌日からの活動は給付対象とならない。

（2）入学予定者の４月１日からの入学式前日までの間の部活動

・４月１日からの指導要録上の入学日前日までの活動は、給付の対象とならない。

（平成２０年３月１７日付け教スポ第１１６９号通知）

県内市町村の防災関連部署連絡先一覧　（平成２０年度現在）

市町村名	担当課・係	電話番号（代表）	ＦＡＸ番号
岐阜市	都市防災政策課	058-265-4141	058-265-3857
羽島市	防災交通課 防災係	058-392-1111	058-394-0250
各務原市	防災交通課	058-383-1111	058-380-1158
岐南町	消防防災課	058-259-7260	058-240-0268
笠松町	総務課	058-388-1111	058-387-5816
北方町	総務課 庶務商工観光係	058-323-1111	058-323-2963
瑞穂市	総務部 総務課	058-327-4111	058-327-7414
本巣市	総務課 総務係	0581-34-5020	0581-34-3273
山県市	総務課	0581-22-2111	0581-27-2075
大垣市	生活安全課 防災安全係	0584-81-4111	0584-81-3347
海津市	消防課 防災係	0584-53-4949	0584-53-3636
養老町	総務課	0584-32-1100	0584-32-2686
垂井町	企画調整課 生活安全係	0584-22-1151	0584-22-5180
関ヶ原町	総務課 生活安全係	0584-43-1111	0584-43-3122
神戸町	総務課 総務係	0584-27-3111	0584-27-8224
輪之内町	総務課	0584-69-3111	0584-69-3119
安八町	総務部 総務課	0584-64-3111	0584-64-5014
揖斐川町	総務課 消防防災係	0585-22-2111	0585-22-0093
大野町	総務広報課 広報係	0585-34-1111	0585-34-2110
池田町	総務課 庶務係	0585-45-3111	0858-45-8314
美濃加茂市	防災安全課 消防防災係	0574-25-2111	0574 25-3917
可児市	総務部防災安全課 消防防災係	0574-62-1111	0574-63-4406
坂祝町	総務課 防災係	0574-26-7111	0574-27-1808
富加町	総務課 行政グループ	0574-54-2111	0574-54-2461
川辺町	総務企画課	0574-53-2511	0574-53-2374
七宗町	総務課 防災対策係	0574-48-1111	0574-48-2239
八百津町	防災安全対策室	0574-43-2111	0574-43-0969
白川町	経営管理課 行政ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0574-72-1311	0574-72-1317
東白川村	総務課 行政係	0574-78-3111	0574-78-3099
御嵩町	総務管理課 地域防災係	0574-67-2111	0574-67-4072
関市	交通防災課	0575-22-3131	0575-23-7748
美濃市	総務課 防災係	0575-33-1122	0575-35-2059
郡上市	総務部総務課 危機管理係	0575-67-1121	0575-67-1711
多治見市	情報防災課 情報防災ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0572-22-1111	0572-24-0621
瑞浪市	総務部 危機管理室	0572-68-2111	0572-68-8749
土岐市	総務課 防災係	0572-54-1111	0572-53-0020
中津川市	防災対策課	0573-66-1111	0573-66-1375
恵那市	総務部防災対策課	0573-26-2111	0573-25-6150
高山市	企画課･企画 地域戦略ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0577-32-3333	0577-35-3174
飛騨市	総務部 総務課	0577-73-7461	0577-73-7077
白川村	総務課 消防係	05769-6-1311	05769-6-1709
下呂市	総務部･総務課	0576-24-2222	0576-25-3250

岐阜県における警報・注意報の基準

資料提供：岐阜地方気象台

<table>
<tr><th colspan="2">警　報　　基　準</th><th colspan="2">注 意 報　　基 準</th></tr>
<tr><td colspan="2">暴　風</td><td>平均風速が17m/s以上</td><td>強　風</td><td>平均風速が12m/s以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴風雪</td><td>平均風速が17m/s以上でかつ雪を伴う</td><td>風　雪</td><td>平均風速が12m/s以上でかつ雪を伴う</td></tr>
<tr><td colspan="2">大　雪</td><td>美濃平地　40cm以上
飛騨平地　50cm以上
美濃・飛騨山地　80cm以上</td><td>大　雪</td><td>美濃平地　20cm以上
飛騨平地　30cm以上
美濃山地　40cm
飛騨山地　50cm以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大雨</td><td>R_1</td><td colspan="3" rowspan="2">※情報が各地区ごとに細分化されているため、以下のホームページを参照。
○気象庁ホームページ
→警報・注意報の基準ページ
→岐阜県をクリック
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html</td></tr>
<tr><td>R_3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洪水</td><td>R_1</td><td colspan="3" rowspan="2">※情報が各地区ごとに細分化されているため、以下のホームページを参照。
○気象庁ホームページ
→警報・注意報の基準ページ
→岐阜県をクリック
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html</td></tr>
<tr><td>R_3</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">注1）R_1、R_3、R_{24}：13時間、24時間雨量を示す
注2）RTは、総雨量を示す
注3）大雪警報・大雪注意報の基準は、24時間降雪の深さである</td><td>雷</td><td>落雷等により被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td>乾燥</td><td>気象官署の最小湿度25％以下、かつ実効温度60％以下</td></tr>
<tr><td>濃　霧</td><td>視程が100m以下</td></tr>
<tr><td>霜</td><td>早霜・晩霜期に最低気温が3℃以下</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">なだれ</td><td rowspan="3">①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪70cm以上になる場合
②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合
③積雪の深さが70cm以上あって、降雪が予想される場合</td><td>低　温</td><td>低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td>着氷・着雪</td><td>著しい着氷・着雪が予想される場合</td></tr>
<tr><td>融　雪</td><td>融雪による被害が予想される場合</td></tr>
</table>

様式第１号（その１）　「警戒宣言発令時対策状況」　高等学校用

ＦＡＸ送信票	災害対策本部　教育部あて
報告先（別表１）	報告者 電話　　－　　－

日　　時	月　　日　午前 午後　　時　　分				第　　回報告
学　校　名	高校（全・定）(いずれかを○で囲む)			学校番号	
対策本部設置状況	設置済　・　未設置				
生徒の状況 (A=B+C+D)	学年	在　　籍(A)	保　　護(B)	下　　校(C)	その他(D)
	1		(　)	(　)	
	2		(　)	(　)	
	3		(　)	(　)	
			(　)	(　)	
	合計		(　)	(　)	
注1 学校行事等で学校外にいる生徒については（　）に内数で記入する。 注2 その他生徒とは、欠席等により学校の管理下にない生徒である	保護生徒の状況				
	下校生徒の状況				
	校外活動の有無及び状況 無・有（有の場合その状況）		その他生徒の状況		
教職員の状況 (E=F+G)	在　　籍(E)	在　　校(F)	不　　在(G)		
	在校教職員の状況				
	不在教職員の状況				
地域の状況 その他特記事項					

＊警戒宣言発令後１時間以内を目安に第１報を報告する。

様式第１号（その２）「警戒宣言発令時対策状況」　特別支援学校用

ＦＡＸ送信票	災害対策本部　教育部あて
報告先（別表１）	報告者 電話　　－　　－

日　　時	月　　日　午前 午後　　時　　分						第　　回報告	
学　校　名	学校・分校・分教室						学校番号	
対策本部設置状況	設置済　・　未設置							
学校内保護幼児・児童生徒数	幼稚部	３　歳	(　　)	中学部	１学年	(　　)		
		４　歳	(　　)		２学年	(　　)		
		５　歳	(　　)		３学年	(　　)		
		小　計	(　　)		小　計	(　　)		
	小学部	１学年	(　　)	高等部	１学年	(　　)		
		２学年	(　　)		２学年	(　　)		
		３学年	(　　)		３学年	(　　)		
		４学年	(　　)		小　計	(　　)		
		５学年	(　　)	専攻科	１学年	(　　)		
		６学年	(　　)		２学年	(　　)		
		小　計	(　　)		３学年	(　　)		
(　)内は在籍者数	合　計		(　　)		小　計	(　　)		
保護幼児・児童生徒の状況								
下校幼児・児童生徒数	幼稚部		３　歳		４　歳		５　歳	
	小学部		１学年 ４学年		２学年 ５学年		３学年 ６学年	
	中学部		１学年		２学年		３学年	
	高等部		１学年		２学年		３学年	
	専攻科		１学年		２学年		３学年	
	合　計							
教職員の状況	在　籍(E)	在　校(F)	不　在(G)					
校外活動の有無	無・有（有の場合その状況）							
地域の状況								
その他特記事項								

＊警戒宣言発令後１時間以内を目安に第１報を報告する。

様式第２号（その１）　「 災 害 時 被 災 状 況」　**高等学校用**

ＦＡＸ送信票	災害対策本部　教育部あて
報告先（別表１）	報告者 電話　　－　　－

日　　時	月　　日　午前 午後　　時　　分					第　　回報告	
学　校　名	高校（全・定）(いずれかを○で囲む)					学校番号	
対策本部設置状況	設　置　済　・　未　設　置						
生徒の状況 (A=B+C+D+E) 上段：保護生徒数 下段：下校生徒数 ・「その他」の欄には、欠席等により学校の管理下にない生徒または学校の管理下にあって所在が確認できない生徒数を記入 ・( )内には学校行事等で学校外にいる生徒数（内数）を記入	学　年	在　籍(A)	無　事(B)	負　傷(C)	死　亡(D)	その他(E)	
	1		(　) (　)	(　) (　)	(　) (　)		
	2		(　) (　)	(　) (　)	(　) (　)		
	3		(　) (　)	(　) (　)	(　) (　)		
			(　) (　)	(　) (　)	(　) (　)		
	保護生徒数	－	(　)	(　)	(　)		
	下校生徒数	－	(　)	(　)	(　)		
	合　計		(　)	(　)	(　)		
	負傷生徒の状況（負傷原因・負傷程度等）						
	死亡生徒の状況（死亡原因等）						
	その他生徒の状況						
教職員の状況 (F＝G＋H＋I＋J＋K) ・「その他」の欄には、出勤しているが所在が確認できない教職員数を記入	在　籍(F)	無　事(G)	負　傷(H)	死　亡(I)	その他(J)	不　在(K)	
	負傷教職員の状況（負傷原因・負傷程度等）						
	死亡教職員の状況（(死亡原因等)						
	その他教職員の状況						
施設(設備)の被災状況	A 全壊 B 一部半壊（使用不可） C 一部半壊（使用可） D 設備損傷のみ E 被害なし			損傷の状況			
				被　害　額			
復旧の見込み	A　復旧不能 B　１ヶ月程度 C　１週間程度						
地域の状況	□　避難所となっている（　　人）・□　いない						
その他特記事項 (授業再開の支障となる事項等)							

＊地震発生後速やかに第１報を報告する。

様式第２号（その２）「 災 害 時 被 災 状 況 」　特別支援学校用

ＦＡＸ送信票	災害対策本部　教育部あて
報告先（別表１）	報告者 電話　　－　　－

日　　時	月　　日　午前 午後　　時　　分							第　　回報告	
学　校　名	高校（全・定）(いずれかを○で囲む)							学校番号	
対策本部設置状況	設　置　済　　・　　未　設　置								
負傷者の状況	幼稚部			軽傷		重傷		死亡	
	小学部			軽傷		重傷		死亡	
	中学部			軽傷		重傷		死亡	
	高等部			軽傷		重傷		死亡	
	専攻科			軽傷		重傷		死亡	
	合　計			軽傷		重傷		死亡	
帰宅できない人員	幼稚部			３歳		４歳		５歳	
	小学部			1学年 4学年		2学年 5学年		3学年 6学年	
	中学部			1学年		2学年		3学年	
	高等部			1学年		2学年		3学年	
	専攻科			1学年		2学年		3学年	
	合　計								
食料・飲料水	食料　　日分　　飲料水（　　l）								
寝具等の状況									
施設(設備)の被災状況	A 全壊 B 一部半壊(使用不可) C 一部半壊(使用可) D 設備損傷のみ E 被害なし			損傷の状況					
				被害額					
復旧の見込み	A　復旧不能 B　１ヶ月程度 C　１週間程度								
教職員の状況 (E=F+G+H+I+J)	在　籍(E)	無　事(F)	負　傷(G)	死　亡(H)	その他(I)	不　在(J)			
地域の状況	□　避難所となっている（　　人）・　□　いない (簡潔に、具体的に)								
その他特記事項	(簡潔に、具体的に)								
授業再開の支障となる事項									

＊地震発生後速やかに第１報を報告する。

様式第３号（その1）　「警戒宣言発令時対策状況」　小・中学校用

ＦＡＸ送信票	市町村教育委員会あて
報告先	報告者 電話　　－　　－

日　　時	月　　日　午前 午後　　時　　分			第　　回報告	
学　校　名	学校・分校・分教室			学校番号	
対策本部設置状況	設置済　・　未設置				
学校内保護児童生徒数	学年	在籍者数	保護児童生徒数	下校児童生徒数	
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	合計				
保護幼児・児童生徒の状況					
教職員の状況	在校教職員数	不在教職員数	在籍教職員数		
校外活動の有無	無・有（有の場合その状況）				
地域の状況					
その他特記事項					

＊警戒宣言発令後１時間以内を目安に第１報を報告する。

様式第４号（その２）　「災害時被災状況」　小・中学校用

ＦＡＸ送信票	市町村教育委員会あて
報告先	報告者 電話　　－　　－

日　　時	月　　日　午前 午後　　時　　分					第　　回報告	
学　校　名						学校番号	
対策本部設置状況	設置済　・　未設置						
負傷者の状況	児童生徒	軽　傷	人	重　傷	人	死　亡	人
	教　職　員	軽　傷	人	重　傷	人	死　亡	人
	避難住民	軽　傷	人	重　傷	人	死　亡	人
帰宅できない人員	人	１学年	人	２学年	人	３学年	人
		４学年	人	５学年	人	６学年	人
食料・飲料水	食料　　日分　飲料水（　　l）						
寝具等の状況							
施設(設備)の被災状況	A 全壊 B 一部半壊(使用不可) C 一部半壊(使用可) D 設備損傷のみ E 被害なし			損傷の状況			
				被害額			
復旧の見込み	A　復旧不能 B　１ヶ月程度 C　１週間程度						
地域の状況	□　避難所となっている（　　人）・□　いない (簡潔に、具体的)						
その他特記事項							
授業再開の支障となる事項							

＊地震発生後速やかに第１報を報告する。

参考文献

文部科学省（含文部省）

○非常災害時における子どもの「心のケアのために〈改訂版〉」　平成１５年　８月
○「子どもの心のケアのために－ＰＴＳＤの理解とその予防」　平成１８年　３月
○「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」　平成１３年１１月
○水泳指導の手引（二訂版）　平成１６年　３月
○小学校「安全指導の手引（三訂版）」　平成　５年　１月
○中学校「安全指導の手引（三訂版）」　平成　６年　８月
○『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開　平成１０年　３月

日本体育・学校健康センター

○文部科学省監修「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」　平成１３年１１月
○文部科学省監修「学校における水泳事故防止必携（新訂版）」　平成１２年　３月

財団法人全日本交通安全協会

○警察庁交通局監修「交通安全教育指針（普及版）」　平成１１年　４月
○日本学校保健会「学校保健委員会マニュアル」　平成１２年　２月

各都道府県教育委員会

○静岡県教育委員会「学校の地震防災対策マニュアル」　平成　８年　３月
○石川県教育委員会「学校教育活動における安全管理の手引（改訂版）」　平成　９年　３月
○茨城県教育委員会「保健・安全教育の手引」　平成　８年　３月

日本体育協会「熱中症予防ガイドブック」　平成１２年　４月
日本蘇生学会編「教職員のための心肺蘇生法の手引」　平成１３年１１月

岐阜県（含市町村）

○消防防災課「岐阜県地域防災計画」　平成１１年　修正
○教育委員会「学校保健安全教育・管理の手引」　昭和６２年　３月
○教育委員会「学校防災マニュアル」　平成　９年　３月
○教育委員会「心のキャッチボール【改訂版】」　平成１９年　３月
○羽島郡二町教育委員会「安全指導の手引」　平成１１年　２月

写真提供

○北方町立幼稚園
○中津川市立東小学校
○高山市立北小学校
○可児市立旭小学校
○可児市立南帷子小学校
○岐阜地方気象台

岐阜県 関係各課

○岐阜県警察本部交通部交通企画課
○危機管理課・防災課
○環境生活部環境生活政策課
○県土整備部道路維持課
○教育委員会：教育総務課、教育財務課、学校支援課、特別支援教育課、スポーツ健康課

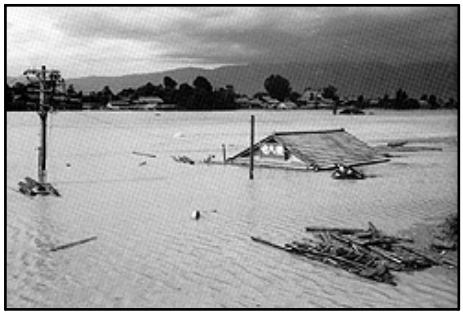

9.12長良川（S51）

上宝村栃尾(S54)

平成２１年３月

編集　岐阜県教育委員会
スポーツ健康課

〒500-8570
岐阜市薮田南２－１－１
電　話　058-272-1111
ＦＡＸ　058-278-2825